

目 次

(平成27年)

○第5回臨時会

第1日目(7月27日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)	3
議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	4
議案第36号 中城南小学校校舎増築(建築)工事請負契約	6
議案第37号 歴史文化資料管理システム導入業務委託契約	8
意見書第7号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書	10

○第6回臨時会

第1日目(9月1日)

会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
意見書第8号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書	17
決議第7号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議	17

○第7回定例会

第1日目(9月14日)

会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
諸般の報告	25
行政報告	26
議案第38号 中城村特定個人情報保護条例	29
議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例	40
議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	41
議案第41号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第3号)	42
議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	47
議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	49

議案第44号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	50
議案第45号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	52
議案第46号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	54
議案第47号	平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	55
議案第49号	護佐丸歴史資料図書館備品購入契約	56
議案第50号	中城村固定資産税評価審査委員会委員の選任	57
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	57
報告第6号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	58
報告第7号	平成26年度決算に係る健全化判断比率について	59
報告第8号	平成26年度決算に係る資金不足比率について	60
報告第9号	平成26年度決算に係る資金不足比率について	61
報告第10号	平成26年度決算に係る資金不足比率について	62

第2日目（9月15日）

認定第1号	平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	65
認定第2号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	73
認定第3号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	78
認定第4号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	82
認定第5号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	85
認定第6号	平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	88
認定第7号	平成26年度中城村水道事業会計決算認定について	91
議案第48号	平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	91

第3日目（9月16日）

議案第38号	中城村特定個人情報保護条例	105
議案第39号	中城村コミュニティバス運行条例	112
議案第40号	中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	114
議案第41号	平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）	114
議案第42号	平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	116
議案第43号	平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	116
議案第44号	平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	117
議案第45号	平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	117
議案第46号	平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	118
議案第47号	平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）	118

議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約	118
議案第50号 中城村固定資産税評価審査委員会委員の選任	119

第4日目（9月17日）

認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	123
認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第6号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	125
認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について	125
議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	125

第5日目（9月18日） 委員会（金） 委員会審議

第6日目（9月19日） 休 会（土）

第7日目（9月20日） 休 会（日）

第8日目（9月21日） 休 会（月）

第9日目（9月22日） 休 会（火）

第10日目（9月23日） 休 会（水）

第11日目（9月24日） 委員会（木） 委員会審議

第12日目（9月25日） 委員会（金） 委員会審議

第13日目（9月26日） 休 会（土）

第14日目（9月27日） 休 会（日）

第15日目（9月28日） 委員会（月） 委員長取りまとめ

第16日目（9月29日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）

第17日目（9月30日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第18日目（10月1日）

一般質問

1番 石原昌雄 議員	129
3番 大城常良 議員	135
12番 新垣博正 議員	148
11番 新垣光荣 議員	158
議案第38号 中城村特定個人情報保護条例	168
議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例	169

第19日目（10月2日）

一般質問

14番 新垣善功 議員	173
10番 安里ヨシ子 議員	186
2番外間博則 議員	191
6番 新垣貞則 議員	195

第20日目（10月3日） 休 会（土）

第21日目（10月4日） 休 会（日）

第22日目（10月5日）

一般質問

13番 仲座 勇 議員	211
7番 金城 章 議員	216
8番 伊佐則勝 議員	223
5番 仲松正敏 議員	226

第23日目（10月6日）

認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	239
認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	240
認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	241
認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	242

認定第5号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	244
認定第6号	平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	245
認定第7号	平成26年度中城村水道事業会計決算認定について	247
議案第48号	平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分	247
陳情第6号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について	249
陳情第7号	県産品の優先使用について（要請）	249
陳情第10号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	249
陳情第12号	「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情	250
陳情第13号	における継続審査申出書について	251
陳情第11号	陳情書（番号通知を停止、共通番号制の見直し廃止を求める陳情）	252
陳情第15号	嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）	253
陳情第14号	における継続審査申出書について	254
陳情第16号	陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）	255
意見書第9号	若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書	256
平成26年請願第1号	における継続審査申出書について	258

第5回 臨時会

平成27年第5回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成27年 7月27日

会 期 1 日間

閉 会 平成27年 7月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7月27日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第34号、35号、36号、37号の説明、質疑、 討論、採決 意見書第7号の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成27年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成27年7月27日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成27年7月27日（午前10時00分）		
	閉会	平成27年7月27日（午後0時53分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠員	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	1番	石原昌雄	2番	外間博則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	総務課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	仲村盛和	教育総務課長	名幸孝
	会計管理者	比嘉義人	生涯学習課長兼生涯学習係長	新垣一弘
	税務課長	稲嶺盛昌	教育総務課長主幹	伊波正明
	福祉課長	仲松範三		
健康保険課長	比嘉健治			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)
第 2	議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第 3	議案第36号 中城南小学校校舎増築(建築)工事請負契約
第 4	議案第37号 歴史文化資料管理システム導入業務委託契約
第 5	意見書第7号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成27年第5回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 石原昌雄議員及び2番 外間博則議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月27日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日7月27日の1日間に決定しました。

続きまして日程第3 議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第34号

平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)

平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,243,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月27日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		89,250	100,000	189,250
	4 雑入	85,551	100,000	185,551
歳入合計		7,143,705	100,000	7,243,705

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		747,256	100,000	847,256
	1 総務管理費	592,916	100,000	692,916
歳 出 合 計		7,143,705	100,000	7,243,705

ページをめくっていただきまして、1ページのほうから歳入歳出ともに読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の20款諸収入、4項雑入、補正前の額8,555万1,000円、補正額1億円、合計で1億8,555万1,000円。

歳入合計、補正前の額71億4,370万5,000円、補正額1億円、合計で72億4,370万5,000円でございます。

続いて歳出であります。歳出の2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億9,291万6,000円、補正額1億円、合計で6億9,291万6,000円。

歳出合計、補正前の額71億4,370万5,000円、補正額1億円、合計で72億4,370万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 (10時07分)

~~~~~

再 開 (10時40分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第35号

平成27年度 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月27日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|--------------|---------|-----|---------|
| 6 諸収入 |              | 1,741   | 904 | 2,645   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 320     | 904 | 1,224   |
| 歳入合計  |              | 120,847 | 904 | 121,751 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款      | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------|--------------|---------|-----|---------|
| 3 諸支出金 |              | 321     | 904 | 1,225   |
|        | 1 償還金及び還付加算金 | 320     | 904 | 1,224   |
| 歳出合計   |              | 120,847 | 904 | 121,751 |

ページをめくっていただきまして、歳入のほうから、第1表歳入歳出予算補正、歳入。6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額90万4,000円、合計で122万4,000円。

歳入合計が、補正前の額1億2,084万7,000円、補正額90万4,000円、合計で1億2,175万1,000円であります。

歳出のほうです。歳出は3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額90万4,000円、合計で122万4,000円。

歳出合計が、補正前の額1億2,084万7,000円、補正額90万4,000円、合計で1億2,175万1,000円であります。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を

終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 中城南小学校校舎増築（建築）工事請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 中城南小学校校舎増築（建築）工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第36号

中城南小学校校舎増築（建築）工事請負契約について

中城南小学校校舎増築（建築）工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1. 契約の目的 | : | 中城南小学校校舎増築（建築）工事 |
| 2. 契約の方法 | : | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | : | 金88,744,680円 |
| 4. 契約の相手方 | : | (株)新栄組・(有)徳山建設 特定建設工事共同企業体
代表者 中城村字津覇644番地2
株式会社 新栄組 |

代表取締役 新垣 榮 範
構成員 北中城村字島袋601-4番地 オキエースビル2階
有限会社 徳山建設
代表取締役 山内 幸 徳

平成27年7月27日 提出

中城村長 浜田 京 介

提案理由

中城南小学校校舎増築（建築）工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書の写しと入札結果調書等がありますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（11時01分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 では議案第36号 中城南小学校校舎増築（建築）工事請負契約について質疑いたします。

先ほどから答弁でありましたとおり、今回7教室の増築ということで、ピロティー部分を使った増築ということでかなり請負金額は低く抑えられているんですけども、これから1年生が4教室、2年生が4教室、3年生が3教室、4年生が2教室、5年生が2教室、6年生が2教室ということで、現在の教室の数から見ても今後、来年度から入っている1年生の教室がこ

れを見ると4教室になると思います。そして、データの的には南上原の生徒が大体毎年50人程度ずつ増えているというデータからすると、来年度でその7教室のうち、特別支援学級に1教室、地域交流教室に1教室、放課後子ども教室に1教室となると、7教室増築した場合に4教室しか余っていません。その場合に来年度28年度、2教室を使うわけですね。そうするとあと余った教室が2教室しかないということになると、このまま1年生だけが2教室ずつ増えればまだ2年間の余裕があると思うんですけども、3年生を見ると、4年生、5年生、6年生はそのまま2教室ずつ増えてきているんですけども、3年生は3教室になっている経緯からすると、3年生、4年生の転入生が増えてきた場合、ここで1教室使う可能性も出てくると、28年度4月からの増築部分の開始が始まったとしても、29年度にはもう満杯の状態になると考えられます。教育委員会としては、その対策として32年度まで5年までは大丈夫だという答弁でしたけれども、その根拠を教育長どのように算定しているのか、答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど課長から答えてもらっているんですが、

推移を見ると32年度ということに私たちは想定してはいますが、それ以上に増えた場合は、子ども優先ですので放課後子ども教室とか、あるいは地域連携教室ですか、そういったものを子ども優先的に割り当てていけば、何とか平成32年までは可能じゃないかなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 教育長は子ども優先ということなんですけれども、子ども優先であればあるほど放課後子ども教室とか、地域支援教室とか、特別支援学級というのは必要なんですよ。この子ども優先であればあるほどそういう教室が必要だと思っています。これを重視していないものですから、こういう教室が足りない状態になっても、早期的に手を打とうとしないというのは、子ども優先ではないと思います。逆に子ども優先であればあるほど早目に手を打って、校区割の計画を早くするのか。また新たに新築計画を来年度から提案していくのか、それが子ども優先の考え方ではないでしょうか。それを考えると早目に来年度から次の計画の予算が、これから予算組みしていくわけですから、次の予算に提案していくのがいい考えだと思いますので、その提案はどのようなことを考えておりますか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 お答えします。

増築ということは今のところ考えておりません。それで残されたものは校区変更になるかと思えます。28年度十分議論した上で、29年度議会のほうに上げてその翌年になりますか、今それを来年から教育委員会で議論を始めて29年度に具体案として出したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 今、教育長から答弁がありましたとおり、来年度から校区割の議論をしたいと。私もまさにそのとおりだと思います。もう今の答弁だともう増築は考えられない

という答弁ですので、早目に校区分けの議論をしていただいて、住民にきめ細かな説明をしていかないと、また混乱が起きると思いますので、その辺を今年度末から来年度にかけてしっかり議論していただいて、校区分けの議論をしていただきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣光栄議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 中城南小学校校舎増築(建築)工事請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 中城南小学校校舎増築(建築)工事請負契約は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第37号 歴史文化資料管理システム導入業務委託契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 歴史文化資料

管理システム導入業務委託契約について御提案  
申し上げます。

議案第37号

歴史文化資料管理システム導入業務委託契約について

歴史文化資料管理システム導入業務委託について、次のように委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 歴史文化資料管理システム導入業務
2. 契約の方法 : 指名型プロポーザル
3. 契約の金額 : 金23,346,360円
4. 契約の相手方 : 那覇市久茂地1丁目12番12号  
株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング  
代表取締役社長 内田 伸

平成27年7月27日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

歴史文化資料管理システム導入業務の委託契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、選定結果の報告書とあるいは委託契約書等が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時22分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 歴史文化資料管理システム導入業務委託契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号 歴史文化資料管理シ

ステム導入業務委託契約は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時23分)

~~~~~

再 開 (12時37分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 意見書第7号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 こんにちは。それでは私のほうから意見書を提出しておりますので、説明いたします。

意見書第7号

平成27年7月27日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者 中城村議会議員  
石原 昌 雄  
賛成者 中城村議会議員  
大 城 常 良  
中城村議会議員  
新 垣 博 正

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

安倍政権が今国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を柱とした安全保障関連法案は、他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加することを可能にする法案で、憲法を形骸化するものであり決して容認できず、村民の命と暮らしを守り、平和を堅持するため。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）

安倍政権が今国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を柱とした「安全保障関連法案」は、他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加することを可能にする法案であり、これまで築いた日本の平和を崩壊させ、再び戦争への誤った道を開こうとするものである。

これまで、歴代政府は「日本への直接的な攻撃があった場合にのみ、自国の防衛のために必要最小限の武力を行使することが許されている。」との個別的自衛権に限るとした専守防衛を戦後日本の国是としてきた。

6月4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦の参考人を含む3人の憲法学者がそろって「安全保障関連法案」を「違憲だ」と述べ、我が国の多くの憲法学者も「法案は違憲」として反対し、廃案を求めている。

国の最高法規である憲法を一内閣が拡大解釈を超えた解釈変更により、憲法を形骸化することは国民への背信行為である。

戦後70年、沖縄戦では20万人を超す人々が犠牲になり、中城村でも多くの尊い命が亡くなられた。あの悲惨な、戦争の反省からつくられた日本国憲法は日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意してつくられたものである。集団的自衛権行使によって、世界に誇れる憲法9条の形骸化は許されない。

よって、中城村議会は平和を堅持し、村民の命と暮らしを守る立場から「安全保障関連法案」の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月27日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 防衛大臣 外務大臣

以上であります。

○議長 與那覇朝輝 これで提案者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

す意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。

新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 安全保障関連法案の廃案を求める意見書案に対して、賛成の立場で討論を行います。

安保法制の問題点は、憲法の範囲内で法律をつくるはずの立憲主義を無視している基本的なルールを逸脱している点であります。安倍総理大臣は国民よりも先に米国での演説で制定を約束し、本来は衆議院を解散して選挙で安保法案の信を問うべきで、今回の国会での議論の中では、その対応を無視しております。参政権をこれは無視するものであり、断じて認められません。そして、安保法案の中身の中で活動範囲が従来の非戦地域から現に戦闘が行われている現場以外に拡大する憲法が禁ずる他国との武力行使を一体化することに当たり、懸念は消えません。そして、憲法が禁ずる戦争の放棄、憲法9条にも抵触する恐れがあります。そして、憲法98条に規定されるこの憲法以上の法律をつくることはその効力を有しないと私は解釈しておりますので、意見書案に賛成いたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 私はこの安全保障関連法案の廃案を求める意見書に、賛成の立場で討論をしたいと思えます。

日本が国連に加盟してから今日までただの一度もアメリカの戦争を国際違反と批判したことはない。全て賛成、支持、理解の態度を表明してきました。この異常な対米従属の国の政府が、違法な武力行使を行っている国を支援することはないと国会で答弁をしておりますけれども、言っていることは信用することはできません。アメリカが自衛隊の派兵を迫った場合、日本政府が断ることができるでしょうか。これまでは集団的自衛権の行使はできませんと断ることができたかもしれませんが、この戦争法案が通れば、それを断ることはできないと思えます。

20万人以上の尊い生命を失った70年前の沖縄戦を経験した県民が政府のまやかし、詭弁を見抜くことができると考えております。二度と若者を戦場に送らない。子や孫を国の犠牲にしてはならない。戦争前夜の動きのある中で国民の80%の国民が反対する中、強行突破しようとしているこの危険な国の動きを許すわけにはいかない。よって、私はこの意見書に賛成をいたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。  
新垣博正議員。

○9番 新垣博正議員 私も同じように安全保障関連法案の廃案を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

まず本法案が皆さん御存じのとおり、今回提出の意見書の中でも述べられておりますが、衆議院憲法審査会において、参考人として意見陳述を行った憲法学者全員が違憲と判断したことであります。そのことからしても政府がいかなる解釈をこじつけたところで何ら説得力を持ち得ないし、そのことにおいても、議論のかみ合わない国会審議となり、無駄に審議時間だけを費やし、あげく議論は十分尽くされたなどと言って、野党、各党の反対を押し切り、強行採決で衆議院を通過させ、安倍首相自らの言葉で良識の府とする参議院へ委ねられることになったわけですが、それさえも十分な実のある審議がなされるかどうか疑わしく、単なるアリバイづくりであったり、時間稼ぎで終わってしまい、あとは60日ルールという手法で持って、本法案の成立を目指すというのが大方の世間一般の考え方ではないでしょうか。1内閣の判断だけで戦後70年今日まで培ってきた戦争放棄の精神、憲法9条の理念をないがしろにし、多くの国民の反対の声を無視し、今またこのような戦争法案ともいべき法案を整備させ、戦争のできる国へと舵を切ることが果たして許されているのでしょうか。今の安倍自民党政権のやっつい

ることは平和安全法整備法案だとか、国際平和支援法案などと戦争という言葉の対極にあり、真逆にある平和という言葉を多用し、国民から戦争というイメージを消し去り、その法案の本質を隠し通し、平和のための国際貢献になどと行って、国民世論を欺くことに一生懸命としか思えず、到底看過されるべきものではありません。その法案の中身はまさに戦争ができる国への法整備がびっしりと詰まっているにもかかわらず、ラベルの表示には大きく平和と記されているというのが実情ではないでしょうか。それはまるで中身とラベル表示が全く違う食品偽造と同じで、国民を欺く詐欺的行為以外の何物でもないとは私は考えております。かのヒトラーでさえも自分の演説の中で、「ドイツ国民よ、まず平和を愛する者になりなさい」と訴えたということです。彼もまた平和の名のもとにあれほどの悲惨な状況をつくり出したと言っても過言でもありません。本法案によって、米軍と自衛隊の一体化がますます強固なものとなるのがまとめられております。それはとりも直さず、米軍基地が集中するこの沖縄が、今まで以上に危険な場所となることは非を見るようで明らかであります。特にアメリカという国は、第二次大戦後もありとあらゆる戦争に関与してきました。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン、イラク、まさに戦争を生業とする国家なのではと疑うほどに歴史に戦争という文字を刻んでおります。このような国と一体化して、世界の果てまで共に行動することの危うさをはらんだ本法案を決して整備させるわけにはいきません。よって、私は今回提出の安全保障関連法案の廃案を求める意見書に大いに賛成をいたします。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから意見書第7号 「安全保障関連法案」

の廃案を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (12時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 外 間 博 則

# 第6回 臨時会

## 平成27年第6回中城村議会臨時会会期日程表

開 会    平成27年9月1日

会 期 1 日間

閉 会    平成27年9月1日

| 日 次   | 月 日  | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                                             |
|-------|------|----|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 9月1日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>意見書第8号、決議第7号の説明、質疑、<br>討論、採決<br><div style="text-align: right; margin-top: 100px;">閉会</div> |

## 平成27年第6回中城村議会臨時会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成27年9月1日（火）    |                     |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 平成27年9月1日（午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成27年9月1日（午前10時15分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄             | 9 番     | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則             | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良             | 11 番    | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 欠 員                 | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏             | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則             | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章               | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝             | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 3 番             | 大 城 常 良             | 5 番     | 仲 松 正 敏 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉               | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |
|                                                 |                 |                     |         |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                       |
| 第 2 | 会期の決定                            |
| 第 3 | 意見書第 8 号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書 |
| 第 4 | 決議第 7 号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議 |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成27年第6回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 大城常良議員及び5番 仲松正敏議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日9月1日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日9月1日の1日間に決定しました。

日程第3 意見書第8号及び日程第4 決議第7号については、関連しますので、一括審議にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって日程第3 意見書第8号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書及び日程第4 決議第7号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議を一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 皆さん、おはようございます。それでは意見書第8号から読み上げて提案したいと思います。

意見書第8号

平成27年8月25日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 博正

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 新垣 徳正

米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

米軍ヘリコプターMH60が、うるま市伊計島の沖合約14キロの地点で墜落事故を起こした件で、日本政府から米軍に対し、徹底的な事故原因の究明と、再発防止策の確立、その間の同機種

の飛行停止の要請を行うよう求めるため。

### 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書（案）

去る8月12日午後1時46分ごろ、米陸軍のヘリコプターMH60が、沖縄本島東側の海上で米軍艦船への着艦に失敗し、墜落、機体が破損し、乗員17名中7名が負傷する事故が発生した。

このような事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾である。

米軍機による事故等に対しては、中城村議会、関係機関が関係要路にその都度厳重に抗議し、事故の原因究明と再発防止を強く求めてきた。それにもかかわらず、これまでも米軍は事故原因や再発防止策を公表しないまま訓練を再開するなど、一方的な行動をとってきた。そうした中で、またしてもこのような事故が発生したことは、県民を軽視するものであり、断じて容認できるものではない。

よって本村議会は、村民の不安をなくし、村民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに明らかにすること。
- 2 県内における同機種の飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 4 事故による危険性を取り除き、県民の不安をなくすよう、米軍基地を整理縮小すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月1日  
沖縄県中城村議会

宛先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

決議第7号

平成27年8月25日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 博正

賛成者

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 新垣 徳正

### 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

米軍ヘリコプターMH60が、うるま市伊計島の沖合約14キロの地点で墜落事故を起こした件で、日本政府から米軍に対し、徹底的な事故原因の究明と、再発防止策の確立、その間の同機種  
の飛行停止の要請を行うよう求めるため。

### 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議（案）

去る8月12日午後1時46分ごろ、米陸軍のヘリコプターMH60が、沖縄本島東側の海上で米軍艦船への着艦に失敗し、墜落、機体が破損し、乗員17名中7名が負傷する事故が発生した。

このような事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾である。

米軍機による事故等に対しては、中城村議会、関係機関が関係要路にその都度厳重に抗議し、事故の原因究明と再発防止を強く求めてきた。それにもかかわらず、これまでも米軍は事故原因や再発防止策を公表しないまま訓練を再開するなど、一方的な行動をとってきた。そうした中で、またしてもこのような事故が発生したことは、県民を軽視するものであり、断じて容認できるものではない。

よって本村議会は、村民の不安をなくし、村民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに明らかにすること。
- 2 県内における同機種の飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 4 事故による危険性を取り除き、県民の不安をなくすよう、米軍基地を整理縮小すること。

上記のとおり決議する。

平成27年9月1日  
沖縄県中城村議会

宛先

駐日米国大使  
在日米軍司令官  
在日米軍沖縄地域調整官  
在沖米国防領事

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第8号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略

いたします。

これから討論を行います。

新垣徳正議員。

○9番 新垣徳正議員 9番 新垣徳正。ただいまの意見書に対して、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

2015年8月12日午後1時46分米軍MH60ヘリコプターが、うるま市伊計島の南東の海上で米艦軍艦船への着陸に失敗し、墜落した。昨年8月5日米軍HH60救難ヘリがキャンプハンセン内山中に墜落した日からまだ1年も経っていない出来事である。昨年も本村議会において、当時の事故原因の徹底究明及び再発防止を求める抗議決議を全会一致で決議した経緯がございます。その事故原因も究明されぬまま、今回の墜落事故であります。沖縄における米軍航空機の墜落事故は日本復帰後43年間で、実に46回の墜

落事故を起こしております。1年に1回必ずこの沖縄のどこかで米軍の航空機が墜落していることになっております。一体どこの国に平時、日常生活の中でこのような危険が存在する地域があるのでしょうか。我々沖縄県民は、他の県民、国民と同様平和で安心・安全な環境で生活する権利を有しております。この社会において、何人もこの権利を侵すことはできないのであります。日米両政府は特に日本政府にはこの国に暮らす国民に対し、安心・安全な日常を保障する責任があります。その責任は重大で、それを放置してはいけなないのであり、それは日本政府に課せられた責務であります。そのことは明白の事実であり、言をまたないものであります。このことは沖縄に米軍基地が存在し、存在し続ける限り、起こり続けることであり、その解決は沖縄の全米軍基地の撤去しかないと断言できます。普天間も住宅地の中心部に位置することが問題だと考え、その危険性の除去を理由に辺野古へという緞帳があります。決してそれは正しいとは私は言えないと思っております。危険は基地を基軸にし、ヘリが飛び立ち米軍の航空飛行物体を通して、沖縄中そして日本国中に拡散するものであり、それが沖縄の現状であるのは誰もが知るところであり、辺野古へ基地を移転したところで、危険を除去できるものではありません。それらのことも踏まえ、私は今回のヘリ墜落事故に対する意見書及び抗議決議の提案に賛成の立場を表明いたします。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 私も本意見書に対して賛成の立場で討論いたします。

去る8月12日に発生した米陸軍MH60ヘリコプターの墜落事故に関し、一步間違えれば住民を巻き込む大惨事になりかねないものがあり、県民及び村民に大きな不安と恐怖を与えるものである。1972年の本土復帰以降、43年間で県内

で起きた米軍機による墜落事故は今回で46にもなります。これまでも事故発生のたびに原因究明と再発防止策の徹底を訴えてきたが、一向に改善されないまま、数日後には飛行再開されることに対し、強い怒りを覚えるものである。更に米陸軍参謀総長の会見で、「我々の日々の任務にリスクは付き物だ。一つの事故に過剰反応をするつもりはない。残念だが事故は時々起こる」との会見に対し、県民及び村民の生命、財産、安全を軽視した発言であり、絶対に容認できるものではない。本村上空のタンゴ・ポイント、キロ・ポイントなど米軍機の飛行ルートになっており、村民の不安は増大するばかりである。よって、本意見書に対し賛成いたします。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。  
これから意見書第8号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第8号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて決議第7号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第7号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第7号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議を裁決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第7号 米軍ヘリコプターMH60墜落事故に関する抗議決議は、原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 仲 松 正 敏

# 第7回 定例会

## 平成27年第7回中城村議会定例会会期日程表

開 会   平成27年9月14日

会 期 23 日間

閉 会   平成27年10月6日

| 日 次  | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                     |
|------|-------|----|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 9月14日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第38号、39号、40号、41号、42号、43号、<br>44号、45号、46号、47号、49号、50号に対する<br>説明<br>諮問第3号に対する説明、質疑、採択<br>報告第6号、7号、8号、9号、10号に対する<br>説明 |
| 第2日  | 9月15日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号及び議案第48号に対する説明                                                                                                               |
| 第3日  | 9月16日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 議案第38号、39号に対する質疑（委員会付託）<br>議案第40号、41号、42号、43号、44号、45号、<br>46号、47号、49号、50号に対する質疑、討論、<br>採決                                                               |
| 第4日  | 9月17日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、<br>7号及び議案第48号に対する質疑（委員会付<br>託）                                                                                                    |
| 第5日  | 9月18日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                   |
| 第6日  | 9月19日 | 土  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第7日  | 9月20日 | 日  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第8日  | 9月21日 | 月  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第9日  | 9月22日 | 火  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第10日 | 9月23日 | 水  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第11日 | 9月24日 | 木  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                   |
| 第12日 | 9月25日 | 金  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                   |
| 第13日 | 9月26日 | 土  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第14日 | 9月27日 | 日  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第15日 | 9月28日 | 月  | 午前10時 | 委員会 | 委員長取りまとめ                                                                                                                                                |
| 第16日 | 9月29日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                             |
| 第17日 | 9月30日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                             |
| 第18日 | 10月1日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問       4人<br>議案第38号、39号に対する委員長報告、質疑、<br>討論、採決                                                                                                       |
| 第19日 | 10月2日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問       4人                                                                                                                                           |
| 第20日 | 10月3日 | 土  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第21日 | 10月4日 | 日  | \     | 休 会 |                                                                                                                                                         |
| 第22日 | 10月5日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問       4人                                                                                                                                           |
| 第23日 | 10月6日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・発議<br>等採決<br>閉会                                                                                                                      |

## 平成27年第7回中城村議会定例会（第1日目）

|                                |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年9月14日（月）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 会             | 平成27年9月14日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年9月14日（午前11時37分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 7 番                                | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 長<br>主 幹                 | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                              |
| 第 2  | 会期の決定                                   |
| 第 3  | 諸般の報告                                   |
| 第 4  | 行政報告                                    |
| 第 5  | 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例                    |
| 第 6  | 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例                  |
| 第 7  | 議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例             |
| 第 8  | 議案第41号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）           |
| 第 9  | 議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）     |
| 第 10 | 議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）    |
| 第 11 | 議案第44号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 第 12 | 議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 第 13 | 議案第46号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 14 | 議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）         |
| 第 15 | 議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約                 |
| 第 16 | 議案第50号 中城村固定資産税評価審査委員会委員の選任             |
| 第 17 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて          |
| 第 18 | 報告第6号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について   |
| 第 19 | 報告第7号 平成26年度決算に係る健全化判断比率について            |
| 第 20 | 報告第8号 平成26年度決算に係る資金不足比率について             |
| 第 21 | 報告第9号 平成26年度決算に係る資金不足比率について             |
| 第 22 | 報告第10号 平成26年度決算に係る資金不足比率について            |

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。それでは、ただいまより平成27年第7回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 新垣貞則議員及び7番 金城 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月14日から10月6日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、今議会の会期は本日9月14日から10月6日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成27年6月12日より、平成27年9月13日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

##### 1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成27年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。また、7月13日から8月7日までの間実施された平成26年度の決算審査の意見書を9月2日に村長に提出しております。

##### 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

##### 3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については11件受理し、9月11日の議会運営委員会で協議した結果、

『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』と

『県産品の優先使用について(要請)』は、本会議で採決します。

『10月4日の「番号通知」を停止し、「共通番号制」を見直し、廃止することを求める陳情』と

『護佐丸タクシー存続についての嘆願』は総務常任委員会へ付託し、

『中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」および「小口融資制度」の制定を求める陳情』と、

『村発注建設工事における、村内業者優先指名についての陳情』は、建設常任委員会へ付託します。また、

『外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情』と

『「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情』及び、

『教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情』は、文教社会常任委員会に付託します。

残り2件の陳情等については資料配布にとどめる考えであります。

##### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

○7月6日(月) 定例役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

○7月7日(火) 正副常任委員長研修会が、自治会館で開催されております。

○8月11日(火) 正副議長・正副委員長研修会が、北谷町で開催されております。

##### 5 中部地区町村議会議長会関係について

○8月12日(水) 中部地区町村議会議員・職員研修会が、西原町で開催されております。

○8月19日（水）～21（金）県内行政視察研修が竹富町で開催され、議長、事務局長が参加しております。

## 6 そ の 他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まずは1枚のほうより行政報告から読み上げて御報告申し上げます。平成27年6月から平成27年8月まででございます。抜粋して御報告申し上げます。

まず6月には、1日に中城村青少年村民会議の定期総会が行われまして、参加をしております。

6月7日には、土砂災害・全国統一防災訓練。これは奥間地区でございますが、奥間区民に多数参加をしていただきまして、例年どおりといたしますか、訓練を行っております。

6月23日には、戦後70年の沖縄全戦没者追悼式。これも例年どおりではございますが、平和祈念公園のほうに参加をしております。

7月に入りまして、7月6日には村の少年の主張大会に参加をしております。

それと7月22日には、千葉県の旭市との交流事業が、これも例年どおり開催をさせていただきました。参加をしております。

7月28日には、沖縄県子ども貧困対策に関する検討会。これは委員として検討会に出席をいたしております。

7月30日には、海外短期留学生の出迎え式がありました。

8月に入りまして、8月1日には、これも交流事業です。福智町の子供たちとの交流事業に参加をしております。

8月26日には、沖縄県世界文化遺産保存活用

推進協議会。これも委員として参加して、意見交換を行っております。

8月31日には、皆さんも御承知のと通りのサンライズ推進協議会、MICE施設の誘致に成功いたしまして、その視察を行っております。

続いて平成27年度主要施策の執行状況調書（第2・四半期分）について、これも読み上げて御報告申し上げます。

1ページのほうから、まず総務課でございます。13節、平成27年度中城村防災行政無線機能強化事業実施設計委託業務、これは平成27年7月17日、指名競争入札、279万7,200円（87.74%）、有限会社アカリ設計。同じく13節、平成27年度所有者不明土地実態調査委託業務、平成27年7月17日、指名競争入札、248万4,000円（92.26%）、株式会社双葉測量設計。18節、平成27年度災害対策本部備品整備事業、平成27年6月17日、指名競争入札、818万8,186円（91.99%）、アースウイング株式会社。

続いて企画課でございます。企画課。13節、護佐丸バス運行業務委託、平成27年7月6日、随意契約、876万7,242円、那覇バス株式会社。同じく13節、護佐丸バス運行業務委託、平成27年7月6日、随意契約、987万5,903円、東陽バス株式会社。これも13節、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業、平成27年度基幹系システム改修業務（地方税務システム）でございます。平成27年8月4日、随意契約、513万8,000円、株式会社オーシーシー。同じく社会保障の地方税務システムの中で、平成27年8月4日、随意契約、380万8,000円、株式会社オーシーシー。これは平成26年度の繰越分でございます。続いて19節、平成27年度コミュニティ助成事業【青少年健全育成事業】、平成27年6月16日、補助金、100万円を南上原自治会でございます。

同じく企画課。19節、平成27年度自治会活動活性化補助事業、平成27年7月1日、補助金、

199万6,800円を新垣自治会、当間自治会、北浜自治会、中城サンヒルズ自治会でございます。

続いて農林水産課。13節、島にんじん栽培研究事業、平成27年5月8日、随意契約、340万1,312円(99.9%)、国立大学法人琉球大学。15節、中城地区農道舗装工事(27-1)、平成27年7月30日、指名競争入札、1,388万3,400円(94.6%)、有限会社喜舎場組。18節、島にんじん栽培研究事業(備品購入)、平成27年7月21日、指名競争入札、330万4,800円、(96.8%)、有限会社フォーラムサイエンス。

続いて企業立地・観光推進課でございます。13節、中城村プレミアム付商品券等印刷業務、平成27年7月8日、指名競争入札、246万2,400円(95.3%)、株式会社ちとせ印刷。

続いて都市建設課でございます。13節、歴史の道復旧対策工事検討委託業務、平成27年8月26日、指名競争入札、1,198万8,000円(97.5%)、株式会社シビルエンジニアリング。同じく13節、南上原地区産業廃棄物収集運搬処理委託業務(その2)、平成27年7月1日、随意契約、39万9,060円、裕起リサイクル。15節、交通安全対策工事、平成27年8月7日、指名競争入札、237万4,920円(64.2%)、オパス株式会社。15節、村道中城城跡線改良舗装工事(8工区)、平成27年8月21日、指名競争入札、2,132万2,440円(94.2%)、有限会社渡久地建設。同じく15節、南上原地区坂田線整備工事(27-2工区)、平成27年6月2日、指名競争入札、3,957万2,280円(93.4%)、有限会社ヒロ建設。

同じく都市建設課。15節、南上場地区坂田線整備工事(27-3工区)、平成27年7月1日、指名競争入札、3,936万600円(92.9%)、株式会社新栄組。22節、これは物件補償でございます。御参照のとおりでございます。

続いて上下水道課。13節、中城村汚水処理施設整備構想策定見直し業務委託、平成27年6月

24日、指名競争入札、313万2,000円(98.3%)、株式会社双葉測量設計。同じく13節、当間地区公共下水道事業磁気探査業務委託、平成27年8月5日、指名競争入札、276万4,800円(96.2%)、株式会社沖縄探査開発。15節、南上原地区公共下水道工事(27-2)、平成27年6月24日、指名競争入札、3,308万4,720円、(93.4%)、有限会社石原設備。15節、南上原地区公共下水道工事(27-3)、平成27年7月22日、指名競争入札、2,397万6,000円(99.9%)、不二宮工業株式会社。15節、当間地内公共下水道工事(27-4)、平成27年8月5日、指名競争入札、3,358万8,000円(93.5%)、有限会社、ピース造園土木。

同じく上下水道課。15節、南上原地区公共下水道工事(27-5)、平成27年8月21日、指名競争入札、3,155万7,600円(93.9%)、株式会社島袋開発。15節、屋宜地内配水管布設工事(27-1工区)、平成27年7月7日、指名競争入札、2,412万9,360円(94.2%)、有限会社協伸建設。

教育総務課でございます。13節、津覇小学校改築設計業務、平成27年6月9日、指名競争入札、1,856万5,200円(95.7%)、有限会社大住設計。13節、中城南小学校校舎増築工事施工監理業務委託、平成27年7月27日、指名競争入札、684万7,200円(97.1%)、株式会社総合計画設計。同じく13節、「中城の歴史と文化を学ぶデジタル副読本」作成業務委託、平成27年8月18日、随意契約、827万6,080円(100%)、合資会社沖縄時事出版。15節、中城南小学校校舎増築(建築)工事、平成27年7月21日、指名競争入札、8,874万4,680円(92.9%)、株式会社新栄組、有限会社徳山建設特定建設工事共同企業体。15節、中城南小学校校舎増築(電気・機械)工事、平成27年7月31日、指名競争入札、761万4,000円(96.9%)、株式会社津城電気工事。

生涯学習課。13節、護佐丸歴史資料図書館展

示工事監理業務委託、平成27年6月1日、指名競争入札、507万6,000円(98.1%)、株式会社総合計画設計。13節、歴史文化資料管理システム導入業務、平成27年7月17日、プロポーザル、2,334万6,360円(86.5%)、株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング。13節、地域情報システム導入業務、平成27年8月24日、プロポーザル、1,964万2,068円(99.9%)、株式会社国建システム。13節、中城城跡石垣カルテ作成委託業務、平成27年6月26日、随意契約、116万6,400円(95.6%)、株式会社真南風。同じく13節、中城城跡出土遺物実測・トレース委託業務、平成27年7月17日、随意契約、76万6,800円(81.3%)、株式会社文化財サービス。

同じく生涯学習課。13節、中城城跡整備工事設計委託業務、平成27年7月17日、随意契約、99万3,600円(93.2%)、株式会社真南風。15節、護佐丸歴史資料図書館展示工事、平成27年6月1日、指名競争入札、6,208万9,200円(95.8%)、株式会社オキジム。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成27年6月から8月までの教育行政報告をします。

6月1日、中城村育英会理事会。平成26年度育英会歳入歳出決算及び監査報告等を行っております。同じ日、中城村青少年育成村民会議総会がありました。

6月6日、中城ブロック学童野球大会に参加。これは中城村、北中城村、西原町の3町村で行うものです。軟式野球を通して少年スポーツクラブの振興と健全育成を図るのが目的であります。

6月7日、土砂災害・全国防災訓練に参加。奥間自治会、地域住民の防災に関する向上を図

るのが目的で行われております。

6月25日、第8回定例教育委員会会議。小中学校の評議員の選任及び中学生・高校生海外短期派遣について行っております。中学生5名、高校生3名をワシントン州立大学に7月10日から30日まで派遣しております。

6月26日、中城村老人クラブ大会に参加。各字から多数の参加者でにぎわっておりました。

7月1日、社会を明るくする運動メッセージ伝達式がありまして、非行防止活動や青少年の健全育成の推進に御協力依頼ということでありました。

7月6日、少年の主張大会がありまして、6名が発表しまして、比嘉あかねさんが最優秀賞に選ばれております。

7月11日、青少年の深夜徘徊防止・未成年者飲酒防止村民大会に参加。今までは深夜徘徊防止だけでしたけれども、今回から未成年者飲酒防止が入ってきております。

7月15日、給食運営委員会に参加。平成26年度の給食費徴収率が上がりまして、目標の95%を達成しております。

7月22日から24日、千葉県旭市との児童交流会に参加。旭市の児童20名と引率者5名、本村の児童18名と教諭5名が参加しております。

7月28日、宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会に参加。協議会で安全なまちづくりを推進していくことを確認しております。

7月31日、3町村合同による「教育講演会」が行われております。同じ日に、第12回臨時教育委員会会議がありまして、平成26年度事業の執行状況に係る点検評価を行っております。

8月1日から3日、福岡県福智町との児童交流会に参加。福智町の児童22名と引率者16名、本村の児童18名と教諭5名が参加しております。

8月6日、社会教育関係団体等による教育委員会訪問がありまして、CGG運動において各字区での清掃活動に788名が参加したという報

告を受けております。

8月7日、教育委員会の事業に係る学識経験者による点検・評価会議。平成26年度事業の執行状況に係る点検・評価を行っております。同じ日に、海外子弟研修生歓迎会に参加しております。ハワイの高良さん、アルゼンチンの井口さん、ペルーの仲松さん、3名が研修を受けております。

8月8日、中城ジュニアオーケストラ創立35周年記念コンサートに参加いたしました。

8月9日、小中学生陸上競技大会に参加。小学生220名、中学生111名の331名が参加しております。

8月17日、中城村育英会理事会に参加。平成27年度中城村育英会補正予算等に関する会議をしております。

8月18日、教育委員会の事業に係る学識経験者による点検・評価を行っております。

8月21日、定例教育委員会会議。平成26年度事業の執行状況に係る点検・評価の最終確認を

行っております。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例を議題とします。

本条例は42条、11ページに及んでおり、また9月8日に全員協議会において担当課長より説明を受けており、平成23年9月14日の全員協議会で申し合わせたとおり、条例の各条文の読み上げを簡略化したいと思います、いかがですか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

それでは、標題の分の提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例について御提案申し上げます。

#### 議案第38号

#### 中城村特定個人情報保護条例

中城村特定個人情報保護条例を別紙の通り制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の施行に伴い、この条例を制定する必要がある。

## 中城村特定個人情報保護条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定個人情報の取扱い（第3条—第10条）
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第11条—第22条）
  - 第2節 訂正（第23条—第29条）
  - 第3節 利用停止（第30条—第35条）
  - 第4節 不服申立て（第36条—第38条）
- 第4章 雑則（第39条—第42条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、中城村（以下「村」という。）における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)実施機関 中城村個人情報保護条例（平成15年条例22号）第2条に規定する実施機関
- (2)本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人
- (3)特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (4)保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）
- (5)特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル
- (6)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報

#### 第2章 特定個人情報の取扱い

##### （特定個人情報の収集等の制限）

第3条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないものとする。

##### （特定個人情報の保有の制限等）

第4条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（正確性の確保）

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第7条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、特定個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第8条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は特定個人情報の取扱いの委託を受けた者の当該受託に係る業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することに

よって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないものとする。

### 第3章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該開示請求に係る保有特定個人情報を保有している実施機関に提出してしなければならない。

(1)開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2)開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有特定個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

(1)開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で

あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

（保有特定個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を

明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第2号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（第36条及び第37条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### （開示の実施）

第21条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有特定個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第17条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

#### （手数料等）

第22条 保有特定個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が、写しの交付又は送付による保有特定個人情報の開示を求めたときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、規則で定めるところにより、当該開示請求者の負担とする。

### 第2節 訂正

#### （訂正請求権）

第23条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

#### （訂正請求の手続）

第24条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有特定個人情報の訂正義務）

第25条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第27条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（保有特定個人情報の提供先等への通知）

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必

要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

#### （利用停止請求権）

第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき

ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき

ハ 第9条の規定に違反して利用されているとき

ニ 第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき

ホ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

#### （利用停止請求の手続）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### （保有特定個人情報の利用停止義務）

第32条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限

度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)利用停止決定等をする期限

#### 第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1)不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2)裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3)裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正

することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 雑則

（適用除外等）

第39条 中城村個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第40条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第41条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例を議題といたします。

本件についても9月8日に説明を受けており

ますので、標題の分の提案とさせていただきます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例について御提案申し上げます。

議案第39号

中城村コミュニティバス運行条例について

中城村コミュニティバス運行条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月14日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提案理由

中城村が運行するコミュニティバスの運用に伴い、条例を制定する必要がある。

中城村コミュニティバス運行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公共交通空白地帯における村民や交通弱者に便利で利用しやすい公共交通体系を構築し、健やかに暮らせる環境の創出のため、地域の実情に即した輸送サービスとして、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づき、中城村が運行するコミュニティバス（以下「護佐丸バス」という。）の運行に必要な事項を定めるものとする。

（業務の委託）

第2条 村長は、護佐丸バス運行に関する業務を委託することができる。

（運行内容）

第3条 護佐丸バスの運行路線、運行経路、運行日、運行回数、運行時刻及び停留所については、規則で定める。

2 村長は、災害その他やむを得ない事由により護佐丸バスの運行に支障があると認めるきは、

運行内容の変更又は運休することができる。

(運賃)

第4条 護佐丸バスを利用する者(以下「利用者」という。)は、運賃を現金、又は回数乗車券で支払わなければならない。ただし、村長が発行する乗継乗車券を利用して乗り継いで乗車する場合は、その限りではない。

2 運賃、回数乗車券及び乗継乗車券については、規則で定める。

3 村長は、特に必要があると認める場合には、運賃を減額、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年8月25日から適用する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第40号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例(平成12年中城村条例第17号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

マイナンバー制度の施行に伴う「通知カード」及び「個人番号カード」を再交付する際に徴収する手数料を定めるため、中城村手数料徴収条例の一部を改正する必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後        |                                                   |           |      | 改正前        |                                                   |           |      |
|------------|---------------------------------------------------|-----------|------|------------|---------------------------------------------------|-----------|------|
| 別表（第2条関係）  |                                                   |           |      | 別表（第2条関係）  |                                                   |           |      |
| 区分         | 手数料の名称                                            | 手数料の額     |      | 区分         | 手数料の名称                                            | 手数料の額     |      |
| 住民基本<br>台帳 | 住民基本台帳法第30<br>条の44第1項に規定<br>する住民基本台帳<br>カードの交付手数料 | 1件につ<br>き | 500円 | 住民基本<br>台帳 | 住民基本台帳法第30<br>条の44第1項に規定<br>する住民基本台帳<br>カードの交付手数料 | 1件につ<br>き | 500円 |
|            | 通知カードの再交付<br>手数料                                  | 1件につ<br>き | 500円 |            |                                                   |           |      |

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後        |                    |           |      | 改正前        |                                                   |           |      |
|------------|--------------------|-----------|------|------------|---------------------------------------------------|-----------|------|
| 別表（第2条関係）  |                    |           |      | 別表（第2条関係）  |                                                   |           |      |
| 区分         | 手数料の名称             | 手数料の額     |      | 区分         | 手数料の名称                                            | 手数料の額     |      |
| 住民基本<br>台帳 | <u>(削除)</u>        |           |      | 住民基本<br>台帳 | 住民基本台帳法第30<br>条の44第1項に規定<br>する住民基本台帳<br>カードの交付手数料 | 1件につ<br>き | 500円 |
|            | 通知カードの再交付<br>手数料   | 1件につ<br>き | 500円 |            | 通知カードの再交付<br>手数料                                  | 1件につ<br>き | 500円 |
|            | 個人番号カードの再<br>交付手数料 | 1件につ<br>き | 800円 |            |                                                   |           |      |

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第8 議案第41号 平成27年度中城村一

般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第41号 平成27年度中

城村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第41号

平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）

平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292,113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,535,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 地方交付税 |         | 1,458,000 | 147,647 | 1,605,647 |
|          | 1 地方交付税 | 1,458,000 | 147,647 | 1,605,647 |
| 14 国庫支出金 |         | 1,302,570 | 21,988  | 1,324,558 |
|          | 1 国庫負担金 | 733,995   | 6,255   | 740,250   |
|          | 2 国庫補助金 | 564,412   | 15,733  | 580,145   |
| 15 県支出金  |         | 1,436,736 | 19,514  | 1,456,250 |
|          | 1 県負担金  | 370,491   | 4,671   | 375,162   |
|          | 2 県補助金  | 1,027,124 | 14,843  | 1,041,967 |
| 18 繰入金   |         | 124,420   | 1,000   | 125,420   |
|          | 2 基金繰入金 | 124,419   | 1,000   | 125,419   |
| 19 繰越金   |         | 30,000    | 56,046  | 86,046    |
|          | 1 繰越金   | 30,000    | 56,046  | 86,046    |

| 款       | 項    | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|------|-----------|---------|-----------|
| 20 諸収入  |      | 189,250   | 379     | 189,629   |
|         | 4 雑入 | 185,551   | 379     | 185,930   |
| 21 村債   |      | 334,878   | 45,539  | 380,417   |
|         | 1 村債 | 334,878   | 45,539  | 380,417   |
| 歳 入 合 計 |      | 7,243,705 | 292,113 | 7,535,818 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 112,751   | △2,506  | 110,245   |
|          | 1 議会費       | 112,751   | △2,506  | 110,245   |
| 2 総務費    |             | 847,256   | 210,828 | 1,058,084 |
|          | 1 総務管理費     | 692,916   | 212,752 | 905,668   |
|          | 2 徴税費       | 88,935    | 127     | 89,062    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 53,768    | △2,053  | 51,715    |
|          | 5 統計調査費     | 7,382     | 2       | 7,384     |
| 3 民生費    |             | 2,280,247 | 36,960  | 2,317,207 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,078,975 | 11,384  | 1,090,359 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,201,272 | 25,576  | 1,226,848 |
| 4 衛生費    |             | 766,865   | △2,514  | 764,351   |
|          | 1 保健衛生費     | 383,334   | △2,182  | 381,152   |
|          | 2 清掃費       | 383,531   | △332    | 383,199   |
| 6 農林水産業費 |             | 190,889   | 469     | 191,358   |
|          | 1 農業費       | 175,843   | △8,505  | 167,338   |
|          | 2 林業費       | 786       | 8,829   | 9,615     |
|          | 3 水産業費      | 14,260    | 145     | 14,405    |
| 7 商工費    |             | 95,107    | 3,874   | 98,981    |
|          | 1 商工費       | 95,107    | 3,874   | 98,981    |
| 8 土木費    |             | 517,680   | 11,632  | 529,312   |
|          | 1 土木管理費     | 13,770    | 983     | 14,753    |
|          | 2 道路橋梁費     | 338,727   | 17,469  | 356,196   |
|          | 4 都市計画費     | 37,072    | △2,678  | 34,394    |
|          | 5 下水道費      | 124,136   | △4,142  | 119,994   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 10 教育費  |         | 1,604,585 | 33,370  | 1,637,955 |
|         | 1 教育総務費 | 110,946   | 8,523   | 119,469   |
|         | 2 小学校費  | 296,392   | 7,052   | 303,444   |
|         | 3 中学校費  | 40,441    | 702     | 41,143    |
|         | 4 幼稚園費  | 83,844    | 15,761  | 99,605    |
|         | 5 社会教育費 | 973,183   | 3,149   | 976,332   |
|         | 6 保健体育費 | 99,779    | △1,817  | 97,962    |
| 歳 出 合 計 |         | 7,243,705 | 292,113 | 7,535,818 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補 正 前         |                     |                                                                             |                                                                                                             | 補 正 後         |       |    |       |
|---------|---------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|----|-------|
|         | 限度額           | 起債の方法               | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                       | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 臨時財政対策債 | 千円<br>190,978 | 証書借入<br>又 は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えることができる。 | 千円<br>236,517 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

ページを開いていただきまして、第1表のほうから歳入歳出それぞれ読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほう、10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額14億5,800万円、補正額1億4,764万7,000円、合計で16億564万7,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額7億3,399万5,000円、補正額625万5,000円、

合計で7億4,025万円。2項国庫補助金、補正前の額5億6,441万2,000円、補正額1,573万3,000円、合計で5億8,014万5,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額3億7,049万1,000円、補正額467万1,000円、合計で3億7,516万2,000円。2項県補助金、補正前の額10億2,712万4,000円、補正額1,484万3,000円、合計で10億4,196万7,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1

億2,441万9,000円、補正額100万円、合計で1億2,541万9,000円。

19款繰越金、1項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額5,604万6,000円、合計で8,604万6,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億8,555万1,000円、補正額37万9,000円、合計で1億8,593万円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億3,487万8,000円、補正額4,553万9,000円、合計で3億8,041万7,000円。

歳入合計、補正前の額72億4,370万5,000円、補正額2億9,211万3,000円、合計で75億3,581万8,000円。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,275万1,000円、補正額250万6,000円の減額補正、合計で1億1,024万5,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億9,291万6,000円、補正額2億1,275万2,000円、合計で9億566万8,000円。2項徴税費、補正前の額8,893万5,000円、補正額12万7,000円、合計で8,906万2,000円。3項戸籍意住民基本台帳費、補正前の額5,376万8,000円、補正額205万3,000円の減額補正、合計で5,171万5,000円。5項統計調査費、補正前の額738万2,000円、補正額2,000円、合計で738万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億7,897万5,000円、補正額1,138万4,000円、合計で10億9,035万9,000円。2項児童福祉費、補正前の額12億127万2,000円、補正額2,557万6,000円、合計で12億2,684万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億8,333万4,000円、補正額218万2,000円の減額補正、合計で3億8,115万2,000円。2項清掃費、補正前の額3億8,353万1,000円、補正額33万2,000円の減額補正、合計で3億8,319万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億7,584万3,000円、補正額850万5,000円の減額補正、合計で1億6,733万8,000円。2項林業費、補正前の額78万6,000円、補正額882万9,000円、合計で961万5,000円。3項水産業費、補正前の額1,426万円、補正額14万5,000円、合計で1,440万5,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額9,510万7,000円、補正額387万4,000円、合計で9,898万1,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,377万円、補正額98万3,000円、合計で1,475万3,000円。2項道路橋梁費、補正前の額3億3,872万7,000円、補正額1,746万9,000円、合計で3億5,619万6,000円。4項都市計画費、補正前の額3,707万2,000円、補正額267万8,000円の減額補正、合計で3,439万4,000円。5項下水道費、補正前の額1億2,413万6,000円、補正額414万2,000円の減額補正、合計で1億1,999万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,094万6,000円、補正額852万3,000円、合計で1億1,946万9,000円。2項小学校費、補正前の額2億9,639万2,000円、補正額705万2,000円、合計で3億344万4,000円。3項中学校費、補正前の額4,044万1,000円、補正額70万2,000円、合計で4,114万3,000円。4項幼稚園費、補正前の額8,384万4,000円、補正額1,576万1,000円、合計で9,960万5,000円。5項社会教育費、補正前の額9億7,318万3,000円、補正額314万9,000円、合計で9億7,633万2,000円。6項保健体育費、補正前の額9,977万9,000円、補正額181万7,000円の減額補正、合計で9,796万2,000円。

歳出合計、補正前の額72億4,370万5,000円、補正額2億9,211万3,000円、合計で75億3,581万8,000円でございます。

続いて第2表地方債補正でございます。起債の目的といたしましては、臨時財政対策債。こ

これは補正前の限度額1億9,097万8,000円が、補正後には限度額が2億3,651万7,000円に変わってまいります。補正前も補正後もそれぞれの起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利

に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第42号

平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,843,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------|------------|---------|-------|---------|
| 6 前期高齢者交付金 |            | 91,502  | △273  | 91,229  |
|            | 1 前期高齢者交付金 | 91,502  | △273  | 91,229  |
| 10 繰入金     |            | 200,001 | 2,519 | 202,520 |
|            | 1 他会計繰入金   | 200,000 | 2,519 | 202,519 |

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|
| 11 繰越金  |       | 2         | 2,650 | 2,652     |
|         | 1 繰越金 | 2         | 2,650 | 2,652     |
| 歳 入 合 計 |       | 2,838,687 | 4,896 | 2,843,583 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 項            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費       |              | 37,773    | 2,519  | 40,292    |
|             | 1 総務管理費      | 29,080    | 2,519  | 31,599    |
| 2 保険給付費     |              | 1,497,124 | 0      | 1,497,124 |
|             | 1 療養諸費       | 1,267,300 | 0      | 1,267,300 |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 304,146   | 485    | 304,631   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 304,146   | 485    | 304,631   |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 167       | 45     | 212       |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 167       | 45     | 212       |
| 6 介護納付金     |              | 149,177   | △290   | 148,887   |
|             | 1 介護納付金      | 149,177   | △290   | 148,887   |
| 8 保健事業費     |              | 35,228    | 14     | 35,242    |
|             | 1 特定健康診査等事業費 | 15,167    | 14     | 15,181    |
| 11 諸支出金     |              | 1,603     | 3,855  | 5,458     |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 1,602     | 3,855  | 5,457     |
| 12 予備費      |              | 10,000    | △1,732 | 8,268     |
|             | 1 予備費        | 10,000    | △1,732 | 8,268     |
| 歳 出 合 計     |              | 2,838,687 | 4,896  | 2,843,583 |

同じく第1表を読み上げて御提案をさせていただきます。

まず歳入のほうから、6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、補正前の額9,150万2,000円、補正額27万3,000円の減額補正、合計で9,122万9,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億円、補正額251万9,000円、合計で2億251万9,000円。

11款繰越金、1款繰越金、補正前の額は2,000円、補正額が265万円、合計で265万2,000円。

歳入合計、補正前の額28億3,868万7,000円、補正額489万6,000円、合計で28億4,358万3,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,908万円、補正額251万9,000円、合計で3,159万9,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、補正前の額12億6,730万円、補正額はゼロでございます。合計も同額でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、補正前の額3億414万6,000円、補正額48万5,000円、合計で3億463万1,000円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、補正前の額16万7,000円、補正額4万5,000円、合計で21万2,000円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、補正前の額1億4,917万7,000円、補正額29万円の減額補正、合計で1億4,888万7,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、補正前の額1,516万7,000円、補正額1万4,000円、合計で1,518万1,000円。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額160万2,000円、補正額385万5,000円、合計で545万7,000円。

12 款予備費、1 項予備費、補正前の額1,000万円、補正額173万2,000円の減額補正、合計で

826万8,000円。

歳出合計、補正前の額28億3,868万7,000円、補正額489万6,000円、合計で28億4,358万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（10時53分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第10 議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第43号

平成27年度 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,734	1,735
	1 繰越金	1	1,734	1,735
歳入合計		121,751	1,734	123,485

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,784	178	3,962
	1 総務管理費	1,947	110	2,057
	2 徴収費	1,837	68	1,905
2 後期高齢者医療広域連合納付金		116,529	1,158	117,687
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	116,529	1,158	117,687
4 予備費		213	398	611
	1 予備費	213	398	611
歳出合計		121,751	1,734	123,485

同じく第1表を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうからです。5款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額173万4,000円、合計で173万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億2,175万1,000円、補正額173万4,000円、合計で1億2,348万5,000円でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額194万7,000円、補正額11万円、合計で205万7,000円。2項徴収費、補正前の額183万7,000円、補正額6万8,000円、合計で190万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億1,652万9,000円、補正額115万8,000円、合計で1億1,768万7,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額21万3,000円、補正額39万8,000円。合計で61万1,000円。

歳出合計、補正前の額1億2,175万1,000円、補正額173万4,000円、合計で1億2,348万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第44号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第44号 平成27年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第44号

平成27年度 中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,771千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		2	65,771	65,773
	1 繰越金	2	65,771	65,773
歳入合計		531,305	65,771	597,076

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		531,303	65,771	597,074
	1 南上原土地区画整理事業費	531,303	65,771	597,074
歳出合計		531,305	65,771	597,076

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうからでございます。3款繰越金、1項繰越金、補正前の額は2,000円、補正額が6,577万1,000円、合計で6,577万3,000円。

歳入合計が、補正前の額5億3,130万5,000円、補正額6,577万1,000円、合計で5億9,707万

6,000円。

歳出のほうは1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額5億3,130万3,000円、補正額6,577万1,000円、合計で5億9,707万4,000円。

歳出合計、補正前の額が5億3,130万5,000円、補正額6,577万1,000円、合計で5億9,707万

6,000円。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議

題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第45号

平成27年度 中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		124,136	△4,142	119,994
	1 一般会計繰入金	124,136	△4,142	119,994
4 繰越金		1	4,048	4,049
	1 繰越金	1	4,048	4,049
6 村債		97,000	800	97,800
	1 村債	97,000	800	97,800
歳入合計		360,277	706	360,983

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		248,007	1,499	249,506
	1 公共下水道費	248,007	1,499	249,506
2 公債費		112,070	△793	111,277
	1 公債費	112,070	△793	111,277
歳 出 合 計		360,277	706	360,983

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 97,000	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 97,800	同じ	同じ	同じ

同じく読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうです。3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億2,413万6,000円、補正額414万2,000円の減額補正、合計で1億1,999万4,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額は1,000円、補正額404万8,000円、合計で404万9,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,700万円、補正額80万円、合計で9,780万円。

歳入合計、補正前の額3億6,027万7,000円、補正額70万6,000円、合計で3億6,098万3,000円。

歳出でございます。1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,800万7,000円、補正額149万9,000円、合計で2億4,950万6,000円。

2款公債費、1項公債費、補正前の額1億1,207万円、補正額79万3,000円の減額補正、合計で1億1,127万7,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,027万7,000円、補正額70万6,000円、合計で3億6,098万3,000円でございます。

続いて第2表地方債補正でございます。起債の目的が下水道整備事業、補正前の限度額が9,700万円、補正後の限度額が9,780万円ござい

います。起債の方法、利率、償還の方法は同じ
 でございます。起債の方法、証書借入又は証券
 発行。利率が年5%以内。償還の方法が、特別
 の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据
 置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等
 又は元利均等による。ただし、財政の都合によ
 り据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰
 上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
 終わります。

休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時12分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第13 議案第46号 平成27年度中城村汚  
 水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）  
 を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 平成27年度中  
 城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算  
 （第1号）について御提案申し上げます。

議案第46号

平成27年度 中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ  
 る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳  
 入歳出それぞれ4,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
 額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月14日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款       | 項     | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 4 繰越金   |       | 1     | 1,295 | 1,296 |
|         | 1 繰越金 | 1     | 1,295 | 1,296 |
| 歳 入 合 計 |       | 3,607 | 1,295 | 4,902 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額   | 計     |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|
| 1 汚水処理施設管理費 |             | 2,630 | 1,295 | 3,925 |
|             | 1 汚水処理施設管理費 | 2,630 | 1,295 | 3,925 |
| 歳出合計        |             | 3,607 | 1,295 | 4,902 |

第1表を読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の4款繰越金、1項繰越金、補正前の額1,000円、補正額129万5,000円、合計で129万6,000円。

歳入合計は、補正前の額が360万7,000円、補正額129万5,000円、合計で490万2,000円。

歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、補正前の額263万円、補正額129万5,000円、合計で392万5,000円。

歳出合計、補正前の額360万7,000円、補正額129万5,000円、合計で490万2,000円。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第47号

#### 平成27年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度中城村水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)   | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----|--------|-----------|---------|-----------|
| 支 出 |        |           |         |           |
| 第1款 | 水道事業費用 | 446,540千円 | 327千円   | 446,867千円 |
| 第1項 | 営業費用   | 435,662千円 | 327千円   | 435,989千円 |

第3条 予算第7条(1)職員給与費40,447千円を40,774千円に改める。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

まず第1条 平成27年度中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）は第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、4億3,566万2,000円、これは既決予定額でございます。補正予定額が32万7,000円、合計で4億3,598万9,000円。

第3条 予算第7条（1）職員給与費4,044万7,000円を4,077万4,000円に改める。

平成27年9月14日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約について御提案申し上げます。

#### 議案第49号

#### 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約について

護佐丸歴史資料図書館備品購入事業について、次のように備品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 護佐丸歴史資料図書館の備品購入
- 2 契約金額 金168,696,000円
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約の相手方 浦添市字港川458番地  
株式会社オキジム  
代表取締役社長 新里 勇

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田 京介

#### 理 由

護佐丸歴史資料図書館の備品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 本件については今朝がたも説明資料が、大きなカラーコピーの用紙で配られていると思うんですけども、補足説明は必要でしょうか。

休憩します。

休 憩（11時19分）

~~~~~

再 開（11時22分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第50号 中城村固定資産税評価審査委員会委員の選任を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第50号 中城村固定資産税評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

議案第50号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 中城村字南上原
氏 名 比 嘉 毅
生年月日 昭和23年生

平成27年9月14日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の任期満了（平成27年9月30日）に伴い、新たに委員を選任する必要がある。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字伊舎堂
氏 名：比 嘉 秀 子
生年月日：昭和29年生

平成27年9月14日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員が平成27年9月30日で任期満了するので、当人を推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

本件は諮問となっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（11時25分）

~~~~~

再 開（11時29分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第18 報告第6号 平成26年度沖縄県町

村土地開発公社事業報告及び決算報告について  
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第6号 平成26年度沖  
縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告に  
ついて御報告申し上げます。

報告第6号

平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決  
算を別冊のとおり報告します。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第19 報告第7号 平成26年度決算に係  
る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 平成26年度決  
算に係る健全化判断比率について御報告申し上  
げます。

報告第7号

平成26年度決算に係る健全化判断比率について

平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第  
94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

記

|        | 平成25年度決算に係る<br>健全化判断比率 | 平成26年度決算に係る<br>健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健<br>全化に関する法律施行令<br>第7条の規定に基づき算<br>定した早期健全化基準 |
|--------|------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|
| 実質赤字比率 | — %                    | — %                    | 15.00 %                                                 |

|          |      |      |       |
|----------|------|------|-------|
| 連結実質赤字比率 | —    | —    | 20.00 |
| 実質公債費比率  | 10.4 | 10.1 | 25.0  |
| 将来負担比率   | 87.4 | 70.5 | 350.0 |

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と標記されている場合は、実質赤字比率若しくは連結実質赤字額がないこと、又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が、算定されないことを表す。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第20 報告第8号 平成26年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第8号 平成26年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第8号

平成26年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分            | 平成25年度 | 平成26年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

業特別会計)を議題とします。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

日程第21 報告第9号 平成26年度決算に係る資金不足比率について(中城村公共下水道事

○村長 浜田京介

報告第9号

平成26年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記

| 会計区分           | 平成25年度 | 平成26年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成27年 9月14日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第22 報告第10号 平成26年度決算に係  
る資金不足比率について（中城村水道事業会計）  
を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第10号 平成26年度決  
算に係る資金不足比率について御報告申し上げ  
ます。

### 報告第10号

#### 平成26年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

#### 記

| 会計区分      | 平成25年度 | 平成26年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------------------------------------|
| 中城村水道事業会計 | — %    | — %    | 20.0 %                                |

備考 各会計の資金不足比率の表記の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足が発生していないことを表す。

平成27年 9月14日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。御苦労さまで

した。

散 会（11時37分）

## 平成27年第7回中城村議会定例会（第2日目）

|                                |               |                      |                      |       |
|--------------------------------|---------------|----------------------|----------------------|-------|
| 招集年月日                          | 平成27年9月14日（月） |                      |                      |       |
| 招集の場所                          | 中城村議会議事堂      |                      |                      |       |
| 開会・散会・閉会等日時                    | 開議            | 平成27年9月15日（午前10時00分） |                      |       |
|                                | 散会            | 平成27年9月15日（午前11時09分） |                      |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）             | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号                 | 氏名    |
|                                | 1番            | 石原昌雄                 | 9番                   | 新垣徳正  |
|                                | 2番            | 外間博則                 | 10番                  | 安里ヨシ子 |
|                                | 3番            | 大城常良                 | 11番                  | 新垣光栄  |
|                                | 4番            | 欠員                   | 12番                  | 新垣博正  |
|                                | 5番            | 仲松正敏                 | 13番                  | 仲座勇   |
|                                | 6番            | 新垣貞則                 | 14番                  | 新垣善功  |
|                                | 7番            | 金城章                  | 15番                  | 宮城重夫  |
|                                | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番                  | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                           |               |                      |                      |       |
| 会議録署名議員                        | 6番            | 新垣貞則                 | 7番                   | 金城章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長                 | 比嘉保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長                 | 與儀忍   |
|                                | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・<br>観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                                | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長               | 新垣正   |
|                                | 総務課長          | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                                | 住民生活課長        | 仲村盛和                 | 上下水道課長               | 仲村武宏  |
|                                | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長               | 名幸孝   |
|                                | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼<br>生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                                | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課<br>主幹          | 伊波正明  |
|                                | 健康保険課長        | 比嘉健治                 |                      |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分           |

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田 京介

平成26年度

中 城 村 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入 額            6,996,254,745 円

歳 出 額            6,889,866,741 円

差 引 残 額        106,388,004 円

平成26年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款 | 項  | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額       | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |                  |
|---|----|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|------------------|------------------|
| 1 | 村税 | 1,859,932,000 | 2,087,585,179 | 1,893,268,022 | 14,440,350  | 180,246,752 | 33,336,022    | 還付未済額<br>369,945 |                  |
|   | 1  | 村民税           | 736,644,000   | 806,074,565   | 768,066,722 | 1,521,245   | 36,830,043    | 31,422,722       | 還付未済額<br>343,445 |
|   | 2  | 固定資産税         | 975,519,000   | 1,124,654,801 | 979,285,490 | 7,074,113   | 138,321,698   | 3,766,490        | 還付未済額<br>26,500  |
|   | 3  | 軽自動車税         | 53,234,000    | 59,388,408    | 54,034,105  | 259,292     | 5,095,011     | 800,105          |                  |

| 款             | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額     | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------|---------------|----|
| 1 村税          | 4 村たばこ税       | 94,534,000    | 91,881,705    | 91,881,705    | 0         | 0     | △2,652,295    |    |
|               | 5 特別土地保有税     | 1,000         | 5,585,700     | 0             | 5,585,700 | 0     | △1,000        |    |
| 2 地方譲与税       |               | 43,120,000    | 41,820,616    | 41,820,616    | 0         | 0     | △1,299,384    |    |
|               | 1 地方揮発油譲与税    | 12,329,000    | 11,935,000    | 11,935,000    | 0         | 0     | △394,000      |    |
|               | 2 自動車重量譲与税    | 28,790,000    | 27,922,000    | 27,922,000    | 0         | 0     | △868,000      |    |
|               | 3 特別とん譲与税     | 2,000,000     | 1,963,616     | 1,963,616     | 0         | 0     | △36,384       |    |
|               | 4 地方道路譲与税     | 1,000         | 0             | 0             | 0         | 0     | △1,000        |    |
| 3 利子割交付金      |               | 3,018,000     | 2,865,000     | 2,865,000     | 0         | 0     | △153,000      |    |
|               | 1 利子割交付金      | 3,018,000     | 2,865,000     | 2,865,000     | 0         | 0     | △153,000      |    |
| 4 配当割交付金      |               | 4,376,000     | 4,310,000     | 4,310,000     | 0         | 0     | △66,000       |    |
|               | 1 配当割交付金      | 4,376,000     | 4,310,000     | 4,310,000     | 0         | 0     | △66,000       |    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 3,258,000     | 3,258,000     | 3,258,000     | 0         | 0     | 0             |    |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 3,258,000     | 3,258,000     | 3,258,000     | 0         | 0     | 0             |    |
| 6 地方消費税交付金    |               | 149,345,000   | 149,345,000   | 149,345,000   | 0         | 0     | 0             |    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 149,345,000   | 149,345,000   | 149,345,000   | 0         | 0     | 0             |    |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 26,253,000    | 25,752,832    | 25,752,832    | 0         | 0     | △500,168      |    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 26,253,000    | 25,752,832    | 25,752,832    | 0         | 0     | △500,168      |    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 3,947,000     | 3,843,000     | 3,843,000     | 0         | 0     | △104,000      |    |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 3,947,000     | 3,843,000     | 3,843,000     | 0         | 0     | △104,000      |    |
| 9 地方特例交付金     |               | 6,326,000     | 8,949,000     | 8,949,000     | 0         | 0     | 2,623,000     |    |
|               | 1 地方特例交付金     | 6,326,000     | 8,949,000     | 8,949,000     | 0         | 0     | 2,623,000     |    |
| 10 地方交付税      |               | 1,611,273,000 | 1,628,600,000 | 1,628,600,000 | 0         | 0     | △17,327,000   |    |
|               | 1 地方交付税       | 1,611,273,000 | 1,628,600,000 | 1,628,600,000 | 0         | 0     | △17,327,000   |    |

| 款              | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------------|---------------|----|
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800,000     | 1,052,000     | 1,052,000     | 0     | 0           | △748,000      |    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000     | 1,052,000     | 1,052,000     | 0     | 0           | △748,000      |    |
| 12 分担金及び負担金    |               | 2,397,000     | 2,222,006     | 2,222,006     | 0     | 0           | △174,994      |    |
|                | 2 負担金         | 2,397,000     | 2,222,006     | 2,222,006     | 0     | 0           | △174,994      |    |
| 13 使用料及び手数料    |               | 116,892,000   | 125,673,959   | 118,334,609   | 0     | 7,339,350   | 1,442,609     |    |
|                | 1 使用料         | 87,567,000    | 96,266,629    | 90,649,079    | 0     | 5,617,550   | 3,082,079     |    |
|                | 2 手数料         | 29,325,000    | 29,407,330    | 27,685,530    | 0     | 1,721,800   | △1,639,470    |    |
| 14 国庫支出金       |               | 1,122,305,000 | 994,735,525   | 935,591,525   | 0     | 59,144,000  | △186,713,475  |    |
|                | 1 国庫負担金       | 598,379,000   | 595,746,886   | 595,746,886   | 0     | 0           | △2,632,114    |    |
|                | 2 国庫補助金       | 519,861,000   | 390,574,297   | 331,430,297   | 0     | 59,144,000  | △188,430,703  |    |
|                | 3 委託金         | 4,065,000     | 8,414,342     | 8,414,342     | 0     | 0           | 4,349,342     |    |
| 15 県支出金        |               | 1,884,543,000 | 1,806,957,778 | 1,422,963,778 | 0     | 383,994,000 | △461,579,222  |    |
|                | 1 県負担金        | 297,888,000   | 295,725,472   | 295,725,472   | 0     | 0           | △2,162,528    |    |
|                | 2 県補助金        | 1,550,418,000 | 1,473,873,692 | 1,089,879,692 | 0     | 383,994,000 | △460,538,308  |    |
|                | 3 委託金         | 36,237,000    | 37,358,614    | 37,358,614    | 0     | 0           | 1,121,614     |    |
| 16 財産収入        |               | 10,775,000    | 14,052,870    | 14,046,080    | 0     | 6,790       | 3,271,080     |    |
|                | 1 財産運用収入      | 10,774,000    | 11,809,710    | 11,802,920    | 0     | 6,790       | 1,028,920     |    |
|                | 2 財産売却収入      | 1,000         | 2,243,160     | 2,243,160     | 0     | 0           | 2,242,160     |    |
| 17 寄附金         |               | 5,296,000     | 6,665,500     | 6,665,500     | 0     | 0           | 1,369,500     |    |
|                | 1 寄附金         | 5,296,000     | 6,665,500     | 6,665,500     | 0     | 0           | 1,369,500     |    |
| 18 繰入金         |               | 105,506,000   | 105,505,000   | 105,505,000   | 0     | 0           | △1,000        |    |
|                | 1 特別会計繰入金     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0           | △1,000        |    |
|                | 2 基金繰入金       | 105,505,000   | 105,505,000   | 105,505,000   | 0     | 0           | 0             |    |
| 19 繰越金         |               | 137,986,000   | 137,985,204   | 137,985,204   | 0     | 0           | △796          |    |
|                | 1 繰越金         | 137,986,000   | 137,985,204   | 137,985,204   | 0     | 0           | △796          |    |
| 20 諸収入         |               | 79,697,000    | 93,896,573    | 93,896,573    | 0     | 0           | 14,199,573    |    |

| 款        | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 | 備考              |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|-----------------|
| 20 諸収入   | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,890,000     | 5,892,816     | 5,892,816     | 0          | 0           | 1,002,816     |                 |
|          | 2 村預金利子       | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                 |
|          | 3 貸付金元利収入     | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | △1,000        |                 |
|          | 4 雑入          | 74,805,000    | 88,003,757    | 88,003,757    | 0          | 0           | 13,198,757    |                 |
| 21 村債    |               | 462,281,000   | 395,981,000   | 395,981,000   | 0          | 0           | △66,300,000   |                 |
|          | 1 村債          | 462,281,000   | 395,981,000   | 395,981,000   | 0          | 0           | △66,300,000   |                 |
| 97 一時立替金 |               | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0             |                 |
|          | 1 一時立替金       | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0             |                 |
| 98 一時借入  |               | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0             |                 |
|          | 1 一時借入        | 0             | 0             | 0             | 0          | 0           | 0             |                 |
| 歳入合計     |               | 7,640,326,000 | 7,641,056,042 | 6,996,254,745 | 14,440,350 | 630,730,892 | △644,071,255  | 還付未済<br>369,945 |

(歳出)

(単位：円)

| 款     | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 1 議会費 |             | 108,147,000   | 107,525,166   | 0           | 621,834    | 621,834       |    |
|       | 1 議会費       | 108,147,000   | 107,525,166   | 0           | 621,834    | 621,834       |    |
| 2 総務費 |             | 1,044,020,000 | 954,205,263   | 73,464,000  | 16,350,737 | 89,814,737    |    |
|       | 1 総務管理費     | 895,895,000   | 807,664,982   | 73,464,000  | 14,766,018 | 88,230,018    |    |
|       | 2 徴税费       | 89,890,000    | 89,005,026    | 0           | 884,974    | 884,974       |    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 38,677,000    | 38,541,627    | 0           | 135,373    | 135,373       |    |
|       | 4 選挙費       | 16,030,000    | 15,851,672    | 0           | 178,328    | 178,328       |    |
|       | 5 統計調査費     | 2,023,000     | 1,681,456     | 0           | 341,544    | 341,544       |    |
|       | 6 監査委員費     | 1,505,000     | 1,460,500     | 0           | 44,500     | 44,500        |    |
| 3 民生費 |             | 2,372,805,000 | 2,231,479,652 | 112,165,000 | 29,160,348 | 141,325,348   |    |
|       | 1 社会福祉費     | 1,156,976,000 | 1,143,249,317 | 0           | 13,726,683 | 13,726,683    |    |
|       | 2 児童福祉費     | 1,215,829,000 | 1,088,230,335 | 112,165,000 | 15,433,665 | 127,598,665   |    |
| 4 衛生費 |             | 766,411,000   | 760,210,894   | 1,500,000   | 4,700,106  | 6,200,106     |    |
|       | 1 保健衛生費     | 391,759,000   | 387,944,732   | 1,500,000   | 2,314,268  | 3,814,268     |    |

| 款  | 項             | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額        | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|---------------|----|
| 4  | 衛生費           |               |               |               |            |               |    |
|    | 2 清掃費         | 374,652,000   | 372,266,162   | 0             | 2,385,838  | 2,385,838     |    |
| 5  | 労働費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 4,019,000     | 4,018,861     | 0             | 139        | 139           |    |
|    | 1 労働諸費        | 4,019,000     | 4,018,861     | 0             | 139        | 139           |    |
| 6  | 農林水産業費        |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 281,705,160   | 212,502,843   | 68,687,000    | 515,317    | 69,202,317    |    |
|    | 1 農業費         | 269,639,160   | 200,468,193   | 68,687,000    | 483,967    | 69,170,967    |    |
|    | 2 林業費         | 1,212,000     | 1,204,139     | 0             | 7,861      | 7,861         |    |
|    | 3 水産業費        | 10,854,000    | 10,830,511    | 0             | 23,489     | 23,489        |    |
| 7  | 商工費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 79,251,000    | 76,030,042    | 0             | 3,220,958  | 3,220,958     |    |
|    | 1 商工費         | 79,251,000    | 76,030,042    | 0             | 3,220,958  | 3,220,958     |    |
| 8  | 土木費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 654,620,320   | 529,463,312   | 119,835,000   | 5,322,008  | 125,157,008   |    |
|    | 1 土木管理費       | 14,282,000    | 13,969,188    | 0             | 312,812    | 312,812       |    |
|    | 2 道路橋梁費       | 315,325,000   | 206,572,081   | 106,551,000   | 2,201,919  | 108,752,919   |    |
|    | 3 河川費         | 28,337,000    | 26,609,018    | 0             | 1,727,982  | 1,727,982     |    |
|    | 4 都市計画費       | 189,187,320   | 174,824,025   | 13,284,000    | 1,079,295  | 14,363,295    |    |
|    | 5 下水道費        | 107,489,000   | 107,489,000   | 0             | 0          | 0             |    |
| 9  | 消防費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 230,021,000   | 230,021,000   | 0             | 0          | 0             |    |
|    | 1 消防費         | 230,021,000   | 230,021,000   | 0             | 0          | 0             |    |
| 10 | 教育費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 1,543,061,000 | 1,229,301,600 | 297,773,000   | 15,986,400 | 313,759,400   |    |
|    | 1 教育総務費       | 112,793,000   | 108,993,599   | 2,050,000     | 1,749,401  | 3,799,401     |    |
|    | 2 小学校費        | 138,001,000   | 135,180,185   | 1,606,000     | 1,214,815  | 2,820,815     |    |
|    | 3 中学校費        | 60,277,000    | 59,704,175    | 0             | 572,825    | 572,825       |    |
|    | 4 幼稚園費        | 47,420,000    | 46,594,349    | 0             | 825,651    | 825,651       |    |
|    | 5 社会教育費       | 906,162,000   | 607,737,781   | 2,947,117,000 | 4,307,219  | 298,424,219   |    |
|    | 6 保健体育費       | 278,408,000   | 271,091,511   | 0             | 7,316,489  | 7,316,489     |    |
| 11 | 災害復旧費         |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 3,000         | 0             | 0             | 3,000      | 3,000         |    |
|    | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,000         | 0             | 0             | 1,000      | 1,000         |    |
|    | 2 土木施設災害復旧費   | 2,000         | 0             | 0             | 2,000      | 2,000         |    |
| 12 | 公債費           |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 555,659,000   | 555,108,108   | 0             | 550,892    | 550,892       |    |
|    | 1 公債費         | 555,659,000   | 555,108,108   | 0             | 550,892    | 550,892       |    |
| 13 | 諸支出金          |               |               |               |            |               |    |
|    |               | 1,000         | 0             | 0             | 1,000      | 1,000         |    |

| 款       | 項         | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額      | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---------|-----------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----|
| 13 諸支出金 | 1 普通財産取得費 | 1,000         | 0             | 0           | 1,000      | 1,000         |    |
| 14 予備費  |           | 602,000       | 0             | 0           | 602,000    | 602,000       |    |
|         | 1 予備費     | 602,000       | 0             | 0           | 602,000    | 602,000       |    |
| 歳出合計    |           | 7,640,325,480 | 6,889,866,741 | 673,424,000 | 77,034,739 | 750,458,739   |    |

歳入歳出差引残額 106,388,004 円

平成27年 9月14日

中城村 村長 浜田 京介

### 実質収支に関する調書

(一般会計)

平成26年度

| 区 分                                |                                               | 金 額          |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------|
| 1. 歳 入                             | 総 額                                           | 6,996,255 千円 |
| 2. 歳 出                             | 総 額                                           | 6,889,867 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                         | 差 引 額                                         | 106,388 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                  | 0 千円         |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 20,342 千円    |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円         |
|                                    | 計                                             | 20,342 千円    |
| 5. 実 質 収 支                         | 額                                             | 86,046 千円    |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 |                                               | 0 千円         |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |

それでは平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額69億9,625万4,745円、歳出額68億8,986万6,741円、差引残額1億638万8,004円でございます。

それでは読み上げて御提案申し上げます。平成26年度一般会計歳入の決算書でございます。款、項、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順で読み上げて御提案申し上げ

ます。

まず1款村税、1項村民税、予算現額7億3,664万4,000円、収入済額7億6,806万6,722円、比較が3,142万2,722円。2項固定資産税、予算現額9億7,551万9,000円、収入済額9億7,928万5,490円、比較が376万6,490円。3項軽自動車税、予算現額5,323万4,000円、収入済額5,403万4,105円、比較が80万105円。4項たば

こ税、予算現額9,453万4,000円、収入済額9,188万1,705円、比較が265万2,295円のマイナスです。5項特別土地保有税は費目存置のままでございます

続いて2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、予算現額1,232万9,000円、収入済額1,193万5,000円、比較が39万4,000円のマイナス。2項自動車重量譲与税、予算現額2,879万円、収入済額2,792万2,000円、比較が86万8,000円のマイナス。3項特別とん譲与税、予算現額200万円、収入済額196万3,616円、比較が3万6,384円のマイナス。4項地方道路譲与税は費目存置のままでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、予算現額301万8,000円、収入済額286万5,000円、比較が15万3,000円のマイナス。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、予算現額437万6,000円、収入済額431万円、比較が6万6,000円のマイナス。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、予算現額325万8,000円、収入済額325万8,000円、比較はゼロ。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、予算現額1億4,934万5,000円、収入済額1億4,934万5,000円、比較はゼロ。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,625万3,000円、収入済額2,575万2,832円、比較が50万168円のマイナス。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、予算現額394万7,000円、収入済額384万3,000円、比較が10万4,000円のマイナス。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、予算現額632万6,000円、収入済額894万9,000円、比較が262万3,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、予算現額16億1,127万3,000円、収入済額16億2,860万円、比較が1,732万7,000円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額105万2,000円、比較が74万8,000円のマイナス。

12款分担金及び負担金、2項負担金、予算現額239万7,000円、収入済額222万2,006円、比較が17万4,994円のマイナス。

13款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額8,756万7,000円、収入済額9,064万9,079円、比較が308万2,079円。2項手数料、予算現額2,932万5,000円、収入済額2,768万5,530円、比較が163万9,470円のマイナス。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額5億9,837万9,000円、収入済額5億9,574万6,886円、比較が263万2,114円のマイナス。2項国庫補助金、予算現額5億1,986万1,000円、収入済額3億3,143万297円、比較が1億8,843万703円のマイナス。3項委託金、予算現額406万5,000円、収入済額841万4,342円、比較が434万9,342円。

15款県支出金、1項県負担金、予算現額2億9,788万8,000円、収入済額2億9,572万5,472円、比較が216万2,528円のマイナス。2項県補助金、予算現額15億5,041万8,000円、収入済額10億8,987万9,692円、比較が4億6,053万8,308円のマイナス。3項委託金、予算現額3,623万7,000円、収入済額3,735万8,614円、比較が112万1,614円。

16款財産収入、1項財産運用収入、予算現額1,077万4,000円、収入済額1,180万2,920円、比較が102万8,920円。2項財産売払収入、予算現額1,000円、収入済額224万3,160円、比較が224万2,160円。

17款寄附金、1項寄附金、予算現額529万6,000円、収入済額666万5,500円、比較が136万9,500円。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は費目存置のままでございます。2項基金繰入金、予算現額1億550万5,000円、収入済額1億550万5,000

円、比較はゼロ。

19款繰越金、1項繰越金、予算現額1億3,798万6,000円、収入済額1億3,798万5,204円、比較が796円のマイナス。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額489万円、収入済額589万2,816円、比較が100万2,816円。2項、3項の村預金利子、貸付金元利収入は費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額7,480万5,000円、収入済額8,800万3,757円、比較が1,319万8,757円。

21款村債、1項村債、予算現額4億6,228万1,000円、収入済額3億9,598万1,000円、比較が6,630万円のマイナスでございます。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額76億4,032万6,000円、収入済額69億9,625万4,745円、予算現額と収入済額との比較6億4,407万1,255円のマイナスでございます。

続いて歳出に行きます。歳出、1款議会費、1項議会費、予算現額1億814万7,000円、支出済額1億752万5,166円、比較が62万1,834円。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額8億9,589万5,000円、支出済額8億766万4,982円、比較が8,823万18円。2項徴税費、予算現額8,989万円、支出済額8,900万5,026円、比較が88万4,974円。3項戸籍住民基本台帳費、予算現額3,867万7,000円、支出済額3,854万1,627円、比較が13万5,373円。4項選挙費、予算現額1,603万円、支出済額1,585万1,672円、比較が17万8,328円。5項統計調査費、予算現額202万3,000円、支出済額168万1,456円、比較が34万1,544円。6項監査委員費、予算現額150万5,000円、支出済額146万500円、比較4万4,500円。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額11億5,697万6,000円、支出済額11億4,324万9,317円、比較が1,372万6,683円。2項児童福祉費、予算現額12億1,582万9,000円、支出済額10億8,823

万335円、比較が1億2,759万8,665円。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額3億9,175万9,000円、支出済額3億8,794万4,732円、比較が381万4,268円。2項清掃費、予算現額3億7,465万2,000円、支出済額3億7,226万6,162円、比較が238万5,838円。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額401万9,000円、支出済額401万8,861円、比較が139円。

6款農林水産業費、1項農業費、予算現額2億6,963万9,160円、支出済額2億46万8,193円、比較が6,917万967円。2項林業費、予算現額121万2,000円、支出済額120万4,139円、比較が7,861円。3項水産業費、予算現額1,085万4,000円、支出済額1,083万511円、比較が2万3,489円。

7款商工費、1項商工費、予算現額7,925万1,000円、支出済額7,603万42円、比較が322万958円。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額1,428万2,000円、支出済額1,396万9,188円、比較が31万2,812円。2項道路橋梁費、予算現額3億1,532万5,000円、支出済額2億657万2,081円、比較が1億875万2,919円。3項河川費、予算現額2,833万7,000円、支出済額2,660万9,018円、比較が172万7,982円。4項都市計画費、予算現額1億8,918万7,320円、支出済額1億7,482万4,025円、比較が1,436万3,295円。5項下水道費、予算現額1億748万9,000円、支出済額1億748万8,000円、比較はゼロでございます。

9款消防費、1項消防費、予算現額2億3,002万1,000円、支出済額2億3,002万1,000円、比較はゼロ。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額1億1,279万3,000円、支出済額1億899万3,599円、比較が379万9,401円。2項小学校費、予算現額1億3,800万1,000円、支出済額1億3,518万185円、比較が282万815円。3項中学校費、予算現額6,027万7,000円、支出済額5,970万4,175円、

比較が57万2,825円。4項幼稚園費、予算現額4,742万円、支出済額4,659万4,349円、比較が82万5,651円。5項社会教育費、予算現額9億616万2,000円、支出済額6億773万7,781円、比較が2億9,842万4,219円。6項保健体育費、予算現額2億7,840万8,000円、支出済額2億7,109万1,511円、比較で731万6,489円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は費目存置でございます。

12款公債費、1項公債費、予算現額5億5,565万9,000円、支出済額5億5,510万8,108円、比較が55万892円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、1項予備費、予算現額60万2,000円、支出済額はゼロ、比較は60万2,000円。

歳出合計、予算現額76億4,032万5,480円、支出済額68億8,986万6,741円、予算現額と支出済

額との比較7億5,045万8,739円。

歳入歳出差引残額1億638万8,004円。

平成27年9月14日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時21分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田 京介

平成26年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 2,457,434,248 円

歳 出 額 2,454,782,281 円
 差 引 残 額 2,651,967 円

平成26年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	備考
1 国民健康保険税		357,672,000	446,013,390	359,928,638	1,825,500	84,992,652	2,256,638	還付未済額 733,400
	1 国民健康保険税	357,672,000	446,013,390	359,928,638	1,825,500	84,992,652	2,256,638	還付未済額 733,400
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 一部負担金	2,000	0	0	0	0	△2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	485,900	485,900	0	0	55,900	
	1 手数料	430,000	485,900	485,900	0	0	55,900	
4 国庫支出金		1,005,471,000	1,005,465,339	1,005,465,339	0	0	△5,661	
	1 国庫負担金	625,536,000	625,536,339	625,536,339	0	0	339	
	2 国庫補助金	379,935,000	379,929,000	379,929,000	0	0	△6,000	
5 療養給付費交付金		72,131,000	72,130,000	72,130,000	0	0	△1,000	
	1 療養給付費交付金	72,131,000	72,130,000	72,130,000	0	0	△1,000	
6 前期高齢者交付金		24,393,000	24,393,789	24,393,789	0	0	789	
	1 前期高齢者交付金	24,393,000	24,393,789	24,393,789	0	0	789	
7 県支出金		189,030,000	189,030,379	189,030,379	0	0	379	
	1 県負担金	19,262,000	19,262,379	19,262,379	0	0	379	
	2 県補助金	169,768,000	169,768,000	169,768,000	0	0	0	
8 共同事業交付金		448,011,000	448,011,526	448,011,526	0	0	526	
	1 共同事業交付金	448,011,000	448,011,526	448,011,526	0	0	526	
9 財産収入		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
10 繰入金		304,668,000	304,666,538	304,666,538	0	0	△1,462	
	1 他会計繰入金	304,667,000	304,666,538	304,666,538	0	0	△462	
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
11 繰越金		47,858,000	47,857,047	47,857,047	0	0	△953	
	1 繰越金	47,858,000	47,857,047	47,857,047	0	0	△953	
12 諸収入		5,477,000	6,700,528	5,465,092	0	1,235,436	△11,908	
	1 延滞金・加算金及び過料	2,622,000	2,677,763	2,677,763	0	0	55,763	
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑入	2,853,000	4,022,765	2,787,329	0	1,235,436	△65,671	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,455,144,000	2,554,754,436	2,457,434,248	1,825,500	86,228,088	2,290,248	還付未済 733,400

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費		35,748,000	35,620,841	0	127,159	127,159	
	1 総務管理費	28,818,000	28,769,651	0	48,349	48,349	
	2 徴税费	6,930,000	6,851,190	0	78,810	78,810	
	3 運営協議会費	0	0	0	0	0	
2 保険給付費		1,495,137,000	1,494,975,975	0	161,025	161,025	
	1 療養諸費	1,271,494,000	1,271,347,462	0	146,538	146,538	
	2 高額療養費	208,909,000	208,907,961	0	1,039	1,039	
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	
	4 出産育児諸費	14,392,000	14,380,552	0	11,448	11,448	
	5 葬祭諸費	340,000	340,000	0	0	0	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較	備考
3 後期高齢者支 援金等		303,222,000	303,220,361	0	1,639	1,639	
	1 後期高齢者支 援金等	303,222,000	303,220,361	0	1,639	1,639	
4 前期高齢者納 付金等		240,000	238,768	0	1,232	1,232	
	1 前期高齢者納 付金等	240,000	238,768	0	1,232	1,232	
5 老人保健拠出 金		11,000	9,942	0	1,058	1,058	
	1 老人保健拠出 金	11,000	9,942	0	1,058	1,058	
6 介護納付金		155,674,000	155,673,256	0	744	744	
	1 介護納付金	155,674,000	155,673,256	0	744	744	
7 共同事業拠出 金		399,808,000	399,805,653	0	2,347	2,347	
	1 共同事業拠出 金	399,808,000	399,805,653	0	2,347	2,347	
8 保健事業費		30,953,000	30,892,823	0	60,177	60,177	
	1 特定健康診査 等事業費	13,828,000	13,792,066	0	35,934	35,934	
	2 保健事業費	17,125,000	17,100,757	0	24,243	24,243	
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
10 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	
11 諸支出名		34,349,000	34,344,662	0	4,338	4,338	
	1 償還金及び還 付加算金	34,348,000	34,344,662	0	3,338	3,338	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		0	0		0	0	
	1 予備費	0	0		0	0	
歳出合計		2,455,144,000	2,454,782,281	0	361,719	361,719	

歳入歳出差引残額 2,651,967 円

平成27年 9月14日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

平成26年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,457,434 千円
2. 歳 出	総 額	2,454,782 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	2,652 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	2,652 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金 繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

それでは平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額24億5,743万4,248円、歳出額24億5,478万2,281円、差引残額265万1,967円でございます。

それでは、歳入から決算書を読み上げさせていただきます。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、予算現額3億5,767万2,000円、収入済額3億5,992万8,638円、比較が225万6,638円。

2款一部負担金、1項一部負担金は費目存置のままでございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額43万円、収入済額48万5,900円、比較が5万5,900円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、予算現額6億2,553万6,000円、収入済額6億2,553万6,339円、比較が339円。2項国庫補助金、予算現額3億7,993万5,000円、収入済額3億7,992万9,000円、比較が6,000円のマイナス。

5款療養給費交付金、1項療養給付費交付金、予算現額7,213万1,000円、収入済額7,213万円、比較が1,000円のマイナス。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、予算現額2,439万3,000円、収入済額2,439万3,789円、比較が789円。

7款県支出金、1項県負担金、予算現額1,926万2,000円、収入済額1,926万2,379円、比較が379円。2項県補助金、予算現額1億6,976万8,000円、収入済額1億6,976万8,000円、比較はゼロ。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、予算現額4億4,801万1,000円、収入済額4億4,801万1,526円、比較が526円。

9款財産収入、1項財産運用収入は費目存置のままでございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、予算現額3億466万7,000円、収入済額3億466万6,538円、比較が462円のマイナス。2項基金繰入金は費

目存置のままでございます。

11款繰越金、1項繰越金、予算現額4,785万8,000円、収入済額4,785万7,047円、比較が953円のマイナス。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、予算現額262万2,000円、収入済額267万7,763円、比較が5万5,763円。2項、3項は費目存置のままでございます。4項雑入、予算現額285万3,000円、収入済額278万7,329円、比較が6万5,671円のマイナス。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額24億5,514万4,000円、収入済額24億5,743万4,248円、予算現額と収入済額との比較229万248円でございます。

次は歳出に行きます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,881万8,000円、支出済額2,876万9,651円、比較が4万8,349円。2項徴税費、予算現額693万円、支出済額685万1,190円、比較が7万8,810円。3項運営協議会費はございません。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額12億7,149万4,000円、支出済額12億7,134万7,462円、比較が14万6,538円。2項高額療養費、予算現額2億890万9,000円、支出済額2億890万7,961円、比較が1,039円。3項移送費は費目存置のままでございます。4項出産育児諸費、予算現額1,439万2,000円、支出済額1,438万552円、比較が1万1,448円。5項葬祭諸費、予算現額34万円、支出済額も34万円、比較はゼロ。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額3億3,222万2,000円、支出済額3億322万361円、比較が1,639円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額24万円、支出済額23万8,768円、比較が1,232円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額1万1,000円、支出済額9,942円、比較が1,058円。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億5,567万4,000円、支出済額1億5,567万3,256円、比較が744円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億9,980万8,000円、支出済額3億9,980万5,653円、比較が2,347円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,382万8,000円、支出済額1,379万2,066円、比較が3万5,934円。2項保健事業費、予算現額1,712万5,000円、支出済額1,710万757円、比較が2万4,243円。

9款基金積立金は費目存置でございます。

10款公債費も費目存置のままでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額3,434万8,000円、支出済額3,434万4,662円、比較が3,338円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費はございません。

歳出合計、予算現額24億5,514万4,000円、支出済額24億5,478万2,281円、予算現額と支出済額との比較36万1,719円。

歳入歳出差引残額265万1,967円。

平成27年9月14日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第3号

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田 京介

平成26年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 120,981,186 円
 歳 出 額 119,246,008 円
 差 引 残 額 1,735,178 円

平成26年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 後期高齢者医療保険料		76,290,000	79,316,003	77,208,517	0	3,031,487	918,517	還付未済額 924,001
	1 後期高齢者医療保険料	76,290,000	79,316,003	77,208,517	0	3,031,487	918,517	還付未済額 924,001
2 使用料及び手数料		28,000	39,200	39,200	0	0	11,200	
	1 手数料	28,000	39,200	39,200	0	0	11,200	
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
4 繰入金		40,344,000	40,342,687	40,342,687	0	0	△1,313	
	1 一般会計繰入金	40,343,000	40,342,687	40,342,687	0	0	△313	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
4	繰入金 2 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
5	繰越金	2,033,000	2,033,647	2,033,647	0	0	647	
	1 繰越金	2,033,000	2,033,647	2,033,647	0	0	647	
6	諸収入	1,467,000	1,357,135	1,357,135	0	0	△109,865	
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	3,900	3,900	0	0	1,900	
	2 償還金及び還付加算金	451,000	367,013	367,013	0	0	△83,987	
	3 預金利息	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑入	1,013,000	986,222	986,222	0	0	△26,778	
歳入合計		120,163,000	123,088,672	120,981,186	0	3,031,487	818,186	還付未済 924,001

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1	総務費	2,906,000	2,400,369	0	505,631	505,631	
	1 総務管理費	1,703,000	1,506,149	0	196,851	196,851	
	2 徴収費	1,203,000	894,220	0	308,780	308,780	
2	後期高齢者医療広域連合納付金	116,581,000	116,580,250	0	750	750	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	116,581,000	116,580,250	0	750	750	
3	諸支出金	486,000	265,389	0	220,611	220,611	
	1 償還金及び還付加算金	485,000	265,389	0	219,611	219,611	
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
4	予備費	190,000	0	0	190,000	190,000	
	1 予備費	190,000	0	0	190,000	190,000	
歳出合計		120,163,000	119,246,008	0	916,992	916,992	

歳入歳出差引残額 1,735,178 円

平成27年9月14日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

平成26年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	120,981 千円
2. 歳 出	総 額	119,246 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,735 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費 繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費 繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し 繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	1,735 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金 繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額1億2,098万1,186円、歳出額1億1,924万6,008円、差引残額173万5,178円。

歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、予算現額7,629万円、収入済額7,720万8,517円、予算現額と収入済額との比較91万8,517円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、予算現額2万8,000円、収入済額3万9,200円、比較が1万1,200円。

3款寄付金、1項寄付金は費目存置のままです。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額4,034万3,000円、収入済額4,034万2,687円、比較が313円のマイナス。2項他会計繰入金は費目存置のままです。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額203万

3,000円、収入済額203万3,647円、比較が647円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、予算現額2,000円、収入済額3,900円、比較が1,900円。2項償還金及び還付加算金、予算現額45万1,000円、収入済額36万7,013円、比較が8万3,987円のマイナス。3項預金利子は費目存置のままです。4項雑入、予算現額101万3,000円、収入済額98万6,222円、比較が2万6,778円のマイナス。

歳入合計、予算現額1億2,016万3,000円、収入済額1億2,098万1,186円、予算現額と収入済額との比較81万8,186円。

続いて歳出です。歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額170万3,000円、支出済額150万6,149円、比較が19万6,851円。2項徴収費、予算現額120万3,000円、支出済額89万4,220円、比較が30万8,780円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億

1,658万1,000円、支出済額1億1,658万250円、比較が750円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額48万5,000円、支出済額26万5,389円、比較が21万9,611円。2項繰出金は費目存置のままでございます。

4款予備費、1項予備費、予算現額19万円、支出済額はゼロ、比較は19万円。

歳出合計、予算現額1億2,016万3,000円、支出済額1億1,924万6,008円、予算現額と支出済額との比較91万6,992円。

歳入歳出差引残額173万5,178円。

平成27年9月14日提出、中城村長浜田京介。
以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第4 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年9月14日 提出

中城村長 浜田 京介

平成26年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額	351,397,768円
歳出額	347,349,464円
差引残額	4,048,304円

平成26年度 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		14,860,000	17,562,749	17,562,749	0	0	2,702,749	
	1 使用料	14,800,000	17,230,749	17,230,749	0	0	2,430,779	
	2 手数料	60,000	332,000	332,000	0	0	272,000	
2 県支出金		120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
	1 県補助金	120,000,000	120,000,000	120,000,000	0	0	0	
3 繰入金		107,489,000	107,489,000	107,489,000	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	107,489,000	107,489,000	107,489,000	0	0	0	
4 繰越金		4,701,000	4,700,944	4,700,944	0	0	△56	
	1 繰越金	4,701,000	4,700,944	4,700,944	0	0	△56	
5 諸収入		6,668,000	6,845,075	6,845,075	0	0	177,075	
	1 預金利子	1,000	1,001	1,001	0	0	1	
	2 雑入	6,667,000	6,844,074	6,844,074	0	0	177,074	
6 村債		95,700,000	94,800,000	94,800,000	0	0	△900,000	
	1 村債	95,700,000	94,800,000	94,800,000	0	0	△900,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		349,418,000	351,397,768	351,397,768	0	0	1,979,768	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 公共下水道費		242,260,000	240,324,769	0	1,935,231	1,935,231	
	1 公共下水道費	242,260,000	240,324,769	0	1,935,231	1,935,231	
2 公債費		107,026,000	107,024,695	0	1,305	1,305	
	1 公債費	107,026,000	107,024,695	0	1,305	1,305	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
3 予備費		132,000	0	0	132,000	132,000	
	1 予備費	132,000	0	0	132,000	132,000	
歳出合計		349,418,000	347,349,464	0	2,068,536	2,068,536	

歳入歳出差引残額 4,048,304 円

平成27年 9月14日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

平成26年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	351,398 千円
2. 歳 出	総 額	347,350 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	4,048 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質 収 支	額	4,048 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額3億5,139万7,768円、歳出額3億4,734万9,464円、差引残額404万8,304円。

それでは読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうから。歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額1,480万円、収入済額1,723万749円、比較が243万749円。2項手数料、予算現額6万円、収入済額33万2,000円、比較

が27万2,000円。

2款県支出金、1項県補助金、予算現額1億2,000万円、収入済額も1億2,000万円で、比較はゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、予算現額1億748万9,000円、収入済額1億748万9,000円、比較はゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額470万1,000円、収入済額470万944円、比較が56円の

マイナス。

5 款諸収入、1 項預金利子は費目存置のまま
でございます。2 項雑入、予算現額666万7,000
円、収入済額684万4,074円、比較が17万7,074
円。

6 款村債、1 項村債、予算現額9,570万円、
収入済額9,480万円、比較が90万円のマイナス。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額 3 億4,941万8,000円、収
入済額 3 億5,139万7,768円、予算現額と収入済
額との比較197万9,768円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款公共下
水道費、1 項公共下水道費、予算現額 2 億
4,226万円、支出済額 2 億4,032万4,769円、比
較が193万5,231円。

2 款公債費、1 項公債費、予算現額 1 億702
万6,000円、支出済額 1 億702万4,695円、比較
が1,305円。

3 款予備費、1 項予備費、予算現額13万
2,000円、支出済額ゼロ、比較は13万2,000円。

歳出合計、予算現額 3 億4,941万8,000円、支
出済額 3 億4,734万9,464円、予算現額と支出済
額との比較206万8,536円。

歳入歳出差引残額404万8,304円。

平成27年 9 月14日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を
終わります。

日程第 5 認定第 5 号 平成26年度中城村土
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第 5 号 平成26年度中
城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認
定について御提案申し上げます。

認定第 5 号

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、平成26年度中城村土地区
画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成27年 9 月14日 提出

中城村長 浜田 京介

平成26年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額 727,787,307 円

歳 出 額 539,825,265 円

差 引 残 額 187,962,042 円

平成26年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		896,000	1,336,868	1,336,868	0	0	440,868	
	2 使用料	896,000	1,336,868	1,336,868	0	0	440,868	
2 繰入金		0	0	0	0	0	0	
	1 基金繰入金	0	0	0	0	0	0	
3 繰越金		238,871,000	238,869,051	238,869,051	0	0	△1,949	
	1 繰越金	238,871,000	238,869,051	238,869,051	0	0	△1,949	
4 諸収入		2,000	756,727	756,727	0	0	754,727	
	1 雑入	2,000	756,727	756,727	0	0	754,727	
5 保留地処分金		450,200,000	486,824,661	486,824,661	0	0	36,624,661	
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	450,200,000	486,824,661	486,824,661	0	0	36,624,661	
6 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000	
歳入合計		689,970,000	727,787,307	727,787,307	0	0	37,817,307	

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 土地区画整理事業費		689,968,000	539,825,265	122,191,000	27,951,735	150,142,735	
	1 南上原土地区画整理事業費	689,968,000	539,825,265	122,191,000	27,951,735	150,142,735	
2 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳出合計		689,970,000	539,825,265	122,191,000	27,953,735	150,144,735	

歳入歳出差引残額 187,962,042 円

平成27年 9月14日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

平成26年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	727,787 千円
2. 歳 出	総 額	539,825 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	187,962 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	122,191 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	122,191 千円
5. 実 質 収 支	額	65,771 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額 7億2,778万7,307円、歳出額 5億3,982万5,265円、差引残額 1億8,796万2,042円。

それでは歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、予算現額89万6,000円、収入済額133万6,868円、比較が44万868円。

2款繰入金はございません。

3款繰越金、1項繰越金、予算現額2億3,887万1,000円、収入済額2億3,886万9,051円、比較が1,949円のマイナス。

4款諸収入、1項雑入、予算現額2,000円、収入済額75万6,727円、比較が75万4,727円。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額4億5,020万円、収入済額4億8,682万4,661円、比較が3,662万4,661円。

6 款村債、1 項村債は費目存置のままでございます。

歳入合計、予算現額 6 億 8,997 万円、収入済額 7 億 2,778 万 7,307 円、予算現額と収入済額との比較 3,781 万 7,307 円。

続いて歳出でございます。歳出、1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、予算現額 6 億 8,996 万 8,000 円、支出済額 5 億 3,982 万 5,265 円、比較が 1 億 5,014 万 2,735 円。

2 款、3 款は費目存置のままでございます。

歳出合計、予算現額 6 億 8,997 万円、支出済額 5 億 3,982 万 5,265 円、予算現額と支出済額との比較 1 億 5,014 万 4,735 円。

歳入歳出差引残額 1 億 8,796 万 2,042 円。

平成 27 年 9 月 14 日 提出、中城村長 浜田 京介。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第 6 認定第 6 号 平成 26 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田 京介。

○村長 浜田 京介 認定第 6 号 平成 26 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第 6 号

平成 26 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成 27 年 9 月 14 日 提出

中城村長 浜田 京介

平成 26 年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入 額	5,283,469 円
歳 出 額	3,987,646 円
差 引 残 額	1,295,823 円

平成26年度 汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		3,602,000	3,730,000	3,730,000	0	0	128,000	
	1 使用料	3,601,000	3,730,000	3,730,000	0	0	129,000	
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000	
2 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
4 繰越金		1,554,000	1,553,469	1,553,469	0	0	△531	
	1 繰越金	1,554,000	1,553,469	1,553,469	0	0	△531	
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 預金利息	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
歳入合計		5,160,000	5,283,469	5,283,469	0	0	123,469	

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 汚水処理施設管理費		4,163,000	3,987,646	0	175,354	175,354	
	1 汚水処理施設管理費	4,163,000	3,987,646	0	175,354	175,354	
2 予備費		997,000	0	0	997,000	997,000	
	1 予備費	997,000	0	0	997,000	997,000	
歳出合計		5,160,000	3,987,646	0	1,172,354	1,172,354	

歳入歳出差引残額 1,295,823 円

平成27年 9月14日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

平成26年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	5,284 千円
2. 歳 出	総 額	3,988 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,296 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費 繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費 繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し 繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	1,296 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金 繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額528万3,469円、歳出額398万7,646円、差引残額129万5,823円。

歳入から読み上げて御提案申し上げます。歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、予算現額360万1,000円、収入済額373万円、比較が12万9,000円。2項手数料は費目存置のままです。

2款寄附金、1項寄附金も費目存置のままです。

3款繰入金、1項基金繰入金も費目存置のままです。

4款繰越金、1項繰越金、予算現額155万4,000円、収入済額155万3,469円、比較が531円のマイナス。

5款諸収入は、1項、2項ともに費目存置です。

歳入合計、予算現額516万円、収入済額528万3,469円、比較が12万3,469円です。

続いて歳出でございます。歳出、1款汚水処理施設管理費、1項汚水処理施設管理費、予算現額416万3,000円、支出済額398万7,646円、比較が17万5,354円。

2款予備費、1項予備費、予算現額99万7,000円、支出済額はゼロ、比較も99万7,000円。

歳出合計、予算現額516万円、支出済額398万7,646円、予算現額と支出済額との比較117万2,354円。

歳入歳出差引残額129万5,823円。

平成27年9月14日提出、中城村長浜田京介。

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について及び日程第8 議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については関連しますので、一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

平成26年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。

平成27年9月14日提出

中城村長 浜 田 京 介

平成26年度中城村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |            |                                         |             | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------------------------|
|            | 当 初<br>予算額  | 補 正<br>予算額 | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支出<br>額に係る財源充当額 | 合 計         |             |                  |                                  |
| 第1款 水道事業収益 | 476,158,000 | 0          | 0                                       | 476,158,000 | 499,569,745 | 23,411,745       |                                  |
| 第1項 営業収益   | 428,666,000 | 0          | 0                                       | 428,666,000 | 437,013,473 | 8,347,473        | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>30,912,193円) |
| 第2項 営業外収益  | 47,489,000  | 0          | 0                                       | 47,489,000  | 62,556,272  | 15,067,272       | (うち、仮受消費税及び地方消費税<br>303,160円)    |
| 第3項 特別利益   | 3,000       | 0          | 0                                       | 3,000       | 0           | △3,000           |                                  |

支 出

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |            |            |            |                                             |             |                                             |             | 決算額         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 不用額        | 備 考                              |
|------------|-------------|------------|------------|------------|---------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------|------------|----------------------------------|
|            | 当 初<br>予算額  | 補 正<br>予算額 | 予備費<br>支出額 | 流 用<br>増減額 | 地方公営<br>企業法第<br>24条第3<br>項の規定<br>による支<br>出額 | 小 計         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による繰<br>越額 | 合 計         |             |                                             |            |                                  |
| 第1款 水道事業費用 | 470,532,000 | 0          | 0          | 0          | 0                                           | 470,532,000 | 0                                           | 470,532,000 | 459,392,582 | 0                                           | 11,139,418 |                                  |
| 第1項 営業費用   | 437,284,000 | 0          | 0          | △82,750    | 0                                           | 437,201,250 | 0                                           | 437,201,250 | 427,065,646 | 0                                           | 10,135,604 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>20,879,020円) |
| 第2項 営業外費用  | 9,734,000   | 0          | 0          | 80,000     | 0                                           | 9,814,000   | 0                                           | 9,814,000   | 9,812,793   | 0                                           | 1,207      |                                  |
| 第3項 特別損失   | 22,514,000  | 0          | 0          | 2,750      | 0                                           | 22,516,750  | 0                                           | 22,516,750  | 22,514,143  | 0                                           | 2,607      | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>130円)        |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0          | 0          | 0          | 0                                           | 1,000,000   | 0                                           | 1,000,000   | 0           | 0                                           | 1,000,000  |                                  |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

(単位：円)

| 区 分           | 予 算 額      |            |            |                                          |                          |            | 決算額        | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|---------------|------------|------------|------------|------------------------------------------|--------------------------|------------|------------|------------------|-----|
|               | 当 初<br>予算額 | 補 正<br>予算額 | 小 計        | 地方公営企業法<br>第26条の規定に<br>よる繰越額に係<br>る財源充当額 | 継続費通次繰越<br>額に係る財源充<br>当額 | 合 計        |            |                  |     |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 18,001,000 | △500,000   | 17,501,000 | 0                                        | 0                        | 17,501,000 | 17,500,000 | △1,000           |     |
| 第1項 補 助 金     | 16,000,000 | 0          | 16,000,000 | 0                                        | 0                        | 16,000,000 | 16,000,000 | 0                |     |
| 第2項 企 業 債     | 0          | 0          | 0          | 0                                        | 0                        | 0          | 0          | 0                |     |
| 第3項 出 資 金     | 2,000,000  | △500,000   | 1,500,000  | 0                                        | 0                        | 1,500,000  | 1,500,000  | 0                |     |
| 第4項 固定資産売却代金  | 1,000      | 0          | 1,000      | 0                                        | 0                        | 1,000      | 0          | △1,000           |     |

## 支 出

(単位：円)

| 区 分             | 予 算 額      |            |            |            |                                      |                  |            | 決算額        | 翌年度繰越額                               |                  |     | 不用額       | 備 考                             |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------------------|------------------|------------|------------|--------------------------------------|------------------|-----|-----------|---------------------------------|
|                 | 当 初<br>予算額 | 補 正<br>予算額 | 流 用<br>増減額 | 小 計        | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 合 計        |            | 地方公営<br>企業法第<br>26条の規<br>定による<br>繰越額 | 継続費<br>通次繰<br>越額 | 合 計 |           |                                 |
| 第1款 資 本 的 支 出   | 74,830,000 | 1,761,000  | 0          | 76,591,000 | 0                                    | 0                | 76,591,000 | 72,096,729 | 0                                    | 0                | 0   | 4,494,271 |                                 |
| 第1項 建 設 改 良 費   | 66,572,000 | 1,761,000  | 0          | 68,333,000 | 0                                    | 0                | 68,333,000 | 63,840,490 | 0                                    | 0                | 0   | 4,492,310 | (うち、仮払消費税及び地方消費税<br>3,907,771円) |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 8,257,000  | 0          | 0          | 8,257,000  | 0                                    | 0                | 8,257,000  | 8,256,039  | 0                                    | 0                | 0   | 961       |                                 |
| 第3項 予 備 費       | 1,000      | 0          | 0          | 1,000      | 0                                    | 0                | 1,000      | 0          | 0                                    | 0                | 0   | 1,000     |                                 |

資本的収入額が資本的支出額に不足した額 54,596,729円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,907,771円及び過年度損益勘定留保資金 50,688,958円で補填した。

2 ページのほうを読み上げて御提案申し上げます。

平成26年度中城村水道事業決算報告書。(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。まず第1款水道事業収益、第1項営業収益、当初予算額4億2,866万6,000円、決算額4億3,701万3,473円、予算額に比べ決算額の増減が834万7,473円。第2項営業外収益、当初予算額4,748万9,000円、決算額6,255万6,272円、増減が1,506万7,272円。第3項特別収益は当初予算額は3,000円で、決算額はゼロで、そのまま増減が3,000円でございます。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、当初予算額4億3,728万4,000円、決算額4億2,706万5,646円、支出は不用額になります。不用額が1,013万5,604円。第2項営業外費用、当初予算額973万4,000円、決算額981万2,793円、不用額が1,207円。3項特別損失、当初予算額2,251万4,000円、決算額2,251万4,143円、増減が2,607円。第4項予備費、当初予算額100万円、決算額はゼロ、不用額はそのまま100万円でございます。

続いて(2)資本的収入及び支出、収入の分でございます。第1款資本的収入、第1項補助金、当初予算額1,600万円、決算額も1,600万円で、増減はゼロでございます。第2項企業債はございません。第3項出資金、当初予算額200万円、決算額150万円、これは補正額がマイナス50万円ございますので、決算額が150万円になっているわけです。そして増減はゼロでございます。第4項固定資産売却代金は費目存置のままでございます。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、当初予算額6,657万2,000円、決算額6,384万690円、不用額が449万2,310円でございます。第2項企業債償還金、当初予算額825万7,000円、決算額825万6,039円、不用額961円。第3項予備費は1,000円の費目存置のままでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,459万6,729円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額390万7,771円、及び過年度損益勘定留保資金5,068万8,958円で補填をいたしました。

以上でございます。

平成26年度中城村水道事業損益計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

|              |                   |             |
|--------------|-------------------|-------------|
| 1 営業収益       |                   |             |
| (1) 給水収益     | 395,233,371       |             |
| (2) その他の営業収益 | <u>10,867,909</u> | 406,101,280 |
| 2 営業費用       |                   |             |
| (1) 原水及び浄水費  | 211,993,616       |             |
| (2) 配水及び給水費  | 47,115,433        |             |
| (3) 総係費      | 43,752,382        |             |
| (4) 減価償却費    | 91,000,315        |             |

|                 |                   |                    |                           |
|-----------------|-------------------|--------------------|---------------------------|
| (5) 資産減耗費       | <u>12,324,880</u> | <u>406,186,626</u> |                           |
| 営業利益            |                   |                    | 85,346                    |
| 3 営業外収益         |                   |                    |                           |
| (1) 受取利息        | 12,000            |                    |                           |
| (2) 工事負担金       | 3,765,891         |                    |                           |
| (3) 雑収益         | 331,668           |                    |                           |
| (4) 長期前受金戻入     | 53,109,625        |                    |                           |
| (5) 引当金戻入       | <u>5,149,026</u>  | 62,368,210         |                           |
| 4 営業外費用         |                   |                    |                           |
| (1) 支払利息        | 3,104,193         |                    |                           |
| (2) その他雑支出      | <u>379,723</u>    | <u>3,483,916</u>   | <u>58,884,294</u>         |
| 経常利益            |                   |                    | 58,798,948                |
| 5 特別利益          |                   |                    |                           |
| (1) 過年度損益修正益    | <u>0</u>          | 0                  |                           |
| 6 特別損失          |                   |                    |                           |
| (1) 過年度損益修正損    | 202,620           |                    |                           |
| (2) その他特別損失     | <u>22,311,393</u> | <u>22,514,013</u>  | <u>△22,514,013</u>        |
| 当年度純利益          |                   |                    | 36,284,935                |
| 前年度繰越利益剰余金      |                   |                    | 4,243,508                 |
| その他の未処分利益剰余金変動額 |                   |                    | <u>666,049,695</u>        |
| 当年度未処分利益剰余金     |                   |                    | <u><u>706,578,138</u></u> |

平成26年度 中城村水道事業剰余金計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：円)

|                   | 資本金         |              |              | 剰余金          |                |             |                |            |             |                              |             |                | 資本合計 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------|----------------|------------|-------------|------------------------------|-------------|----------------|------|
|                   | 自己資本金       | 借入資本金        | 資本金合計        | 資本剰余金        |                |             |                | 利益剰余金      |             |                              |             |                |      |
|                   |             |              |              | 受贈財産評価額      | 補助金            | その他資本剰余金    | 資本剰余金合計        | 減債積立金      | 建設改良積立金     | 未処分利益剰余金                     | 利益剰余金合計     |                |      |
| 前年度末残高            | 446,088,288 | 161,293,088  | 607,381,376  | 285,912,866  | 1,592,199,254  | 38,611,220  | 1,916,723,340  | 58,081,112 | 102,188,343 | 34,243,508                   | 194,512,963 | 2,718,617,679  |      |
| 前年度処分類            | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 10,000,000 | 2,000,000   | △30,000,000                  | 0           | 0              |      |
| 議会の議決による処分類       | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 10,000,000 | 2,000,000   | △30,000,000                  | 0           | 0              |      |
| 前年度純利益            | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 10,000,000 | 2,000,000   | △30,000,000                  | 0           | 0              |      |
| 法令による処分類          | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 0                            | 0           | 0              |      |
| 前年度純利益            | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 0                            | 0           | 0              |      |
| 処分後残高             | 446,088,288 | 161,293,088  | 607,381,376  | 285,912,866  | 1,592,199,254  | 38,611,220  | 1,916,723,340  | 68,081,112 | 122,188,343 | (繰越利益剰余金)<br>4,243,508       | 194,512,963 | 2,718,617,679  |      |
| 当年度変動額            | 0           | △161,293,088 | △161,293,088 | △262,900,965 | △1,468,125,717 | △29,357,851 | △1,760,384,533 | 0          | 0           | 702,334,630                  | 702,334,630 | △1,219,342,991 |      |
| 新会計制度適用に伴う変動額     | 0           | △161,293,088 | △161,293,088 | △262,900,965 | △1,468,125,717 | △29,357,851 | △1,760,384,533 | 0          | 0           | 666,049,695                  | 666,049,695 | △1,255,627,926 |      |
| 借入資本金制度の廃止        | 0           | △161,293,088 | △161,293,088 | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 0                            | 0           | △161,293,088   |      |
| みなし償却制度の廃止に伴う経過措置 | 0           | 0            | 0            | △262,900,965 | △1,468,125,717 | △29,357,851 | △1,760,384,533 | 0          | 0           | 666,049,695                  | 666,049,695 | △1,094,334,838 |      |
| 自己資本金組入           | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 0                            | 0           | 0              |      |
| 資本剰余金受入           | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 0                            | 0           | 0              |      |
| 当年度純利益            | 0           | 0            | 0            | 0            | 0              | 0           | 0              | 0          | 0           | 36,284,935                   | 36,284,935  | 36,284,935     |      |
| 当年度末残高            | 446,088,288 | 0            | 446,088,288  | 23,011,901   | 124,073,537    | 9,253,369   | 156,338,807    | 68,081,112 | 122,188,343 | (当年度末処分利益剰余金)<br>706,578,138 | 896,847,593 | 1,499,274,688  |      |

平成26年度 中城村水道事業剰余金処分計算書 (案)

(単位：円)

|             | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|-------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高      | 446,088,288   | 156,338,807 | 706,578,138            |
| 議会の議決による処分額 | 666,049,695   | 0           | △701,049,695           |
| 減債積立金       | 0             | 0           | △10,000,000            |
| 建設改良積立金の積立  | 0             | 0           | △25,000,000            |
| 自己資本金の組入    | 666,049,695   | 0           | △666,049,695           |
| 処分後残高       | 1,112,137,983 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>5,528,443 |

平成26年度中城村水道事業貸借対照表

(平成27年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|             |                       |                   |               |
|-------------|-----------------------|-------------------|---------------|
| イ 土 地       |                       | 47,769,530        |               |
| ロ 構 築 物     | 3,209,532,147         |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>△1,275,683,888</u> | 1,933,848,259     |               |
| ハ 機 械 装 置   | 221,069,363           |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>△123,935,101</u>   | 97,134,262        |               |
| ニ 車 輛 運 搬 具 | 3,626,027             |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>△2,867,119</u>     | 758,908           |               |
| ホ 器 具 備 品   | 49,486,252            |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>△35,468,514</u>    | 14,017,738        |               |
| ヘ 建 物       | 66,149,719            |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>△14,645,163</u>    | 51,504,556        |               |
| ト リ ー ス 資 産 | 0                     |                   |               |
| 減価償却累計額     | <u>0</u>              | 0                 |               |
| チ 建 設 仮 勘 定 |                       | <u>30,995,349</u> |               |
| 有形固定資産合計    |                       |                   | 2,176,028,602 |



|                 |                  |                     |                      |
|-----------------|------------------|---------------------|----------------------|
| (3) 預かり金        |                  | 2,194,429           |                      |
| (4) その他預り金      |                  | 0                   |                      |
| (5) 企業債         |                  |                     |                      |
| イ 建設改良企業債       | <u>8,429,130</u> |                     |                      |
| 企業債合計           |                  | 8,429,130           |                      |
| (6) リース債務       |                  | 0                   |                      |
| (7) 引当金         |                  |                     |                      |
| イ 賞与引当金         | 2,420,193        |                     |                      |
| ロ 退職給付引当金       | <u>0</u>         |                     |                      |
| 引当金合計           |                  | <u>2,420,193</u>    |                      |
| 流動負債合計          |                  |                     | 50,662,251           |
| 5 繰延収益          |                  |                     |                      |
| (1) 長期前受金       |                  | 1,748,067,331       |                      |
| (2) 長期前受金収益化累計額 |                  | <u>△689,453,229</u> |                      |
| 繰延収益合計          |                  |                     | <u>1,058,614,102</u> |
| 負債合計            |                  |                     | 1,268,842,159        |
| 資 本 の 部         |                  |                     |                      |
| 6 資本金           |                  |                     |                      |
| (1) 資本金         |                  |                     |                      |
| イ 固有資本金         |                  | 40,841,872          |                      |
| ロ 繰入資本金         |                  | 121,331,192         |                      |
| ハ 組入資本金         |                  | <u>283,915,224</u>  |                      |
| 資本金合計           |                  |                     | <u>446,088,288</u>   |
| 7 剰余金           |                  |                     |                      |
| (1) 資本剰余金       |                  |                     |                      |
| イ 国庫補助金         |                  | 124,073,537         |                      |
| ロ 受贈財産評価額       |                  | 23,011,901          |                      |

|                         |                    |                      |
|-------------------------|--------------------|----------------------|
| ハ 保 険 差 益               |                    | 93,318               |
| ニ 工 事 負 担 金             |                    | <u>9,160,051</u>     |
| 資本剰余金合計                 |                    | 156,338,807          |
| (2) 利 益 剰 余 金           |                    |                      |
| イ 減 債 積 立 金             | 68,081,112         |                      |
| ロ 建 設 改 良 積 立 金         | 122,188,343        |                      |
| ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | <u>706,578,138</u> |                      |
| 利益剰余金合計                 |                    | <u>896,847,593</u>   |
| 剰 余 金 合 計               |                    | <u>1,053,186,400</u> |
| 資 本 合 計                 |                    | <u>1,499,274,688</u> |
| 負 債 資 本 合 計             |                    | <u>2,768,116,847</u> |

続いて議案第48号でございます。平成26年度 中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを御提案申し上げます。

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| 議案第48号                                                                     |
| 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について                                               |
| 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。 |
| 平成27年9月14日提出                                                               |
| 中城村長 浜 田 京 介                                                               |

平成26年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

|              | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金               |
|--------------|---------------|-------------|------------------------|
| 当年度末残高       | 446,088,288   | 156,338,807 | 706,578,138            |
| 議会の議決による処分数額 | 666,049,695   | 0           | △701,049,695           |
| 減債積立金        | 0             | 0           | △10,000,000            |
| 建設改良積立金の積立   | 0             | 0           | △25,000,000            |
| 自己資本金の組入     | 666,049,695   | 0           | △666,049,695           |
| 処分後残高        | 1,112,137,983 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>5,528,443 |

以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 (11時09分)

## 平成27年第7回中城村議会定例会（第3日目）

|                                |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年9月14日（月）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成27年9月16日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年9月16日（午後2時09分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 7 番                                | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 長<br>主 幹                 | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                     |
|------|-----------------------------------------|
| 第 1  | 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例                    |
| 第 2  | 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例                  |
| 第 3  | 議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例             |
| 第 4  | 議案第41号 平成27年中城村一般会計補正予算（第3号）            |
| 第 5  | 議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）     |
| 第 6  | 議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）    |
| 第 7  | 議案第44号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 第 8  | 議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 第 9  | 議案第46号 平成27年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 10 | 議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）         |
| 第 11 | 議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約                 |
| 第 12 | 議案第50号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任              |

○議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 質疑を行いたいと思います。

中城村特定個人情報保護条例、これに関しまして、去った9月14日に説明会があったんですが、その中から二、三質問をさせていただきます。まず説明会のときにいただいたマイナンバー制度の実施に伴い、制定する関係条例の概要という用紙があるのですが、その表から質疑をいたします。

まず(3)特定個人情報であるか否かということについて、これはまたその中で誰が判断をしていくのか。これが1点目です。

(4)評価書(番号法27条)を作成という文言が入っているんですけども、この評価書という中で番号法27条で評価書を作成とありますが、27条の条文はどういう条文になっているのか。これを伺います。

3番目です。その下のほうに特定個人情報保護委員会という委員会があるんですけども、これは中城村の特定保護条例の中にある第36条と、これは中城村の条例では審査会という条文になっているんですが、これは同一のものなのか。違うものなのか。中城村の審査会というのは、もう人数、あるいは委員のほうは決定されているのか。その3点を伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

まず特定個人情報保護条例と個人情報保護条例との違いということでございます。個人情報保護条例は、基本4条、4情報、氏名、住所、

生年月日、性別に特定されていますけれども、特定個人情報保護条例ではプラス今言うマイナンバーが入ってくるということでございます。このマイナンバーが入っているか否かで、この特定個人情報保護条例に適合するのか、あるいは入っていないければ個人情報保護条例で適用することになります。そこで判断いたします。

特定個人情報保護委員会とは、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務といたしております。番号法の36条及び関係政令に基づいて、平成26年1月1日に設置された内閣府の外局の第三者機関で構成されてございます。

それから中城村の個人情報保護審査会というのは、行政不服審査法による不服申し立てについての諮問に応じ、調査審議をするため、中城村の情報公開条例第17条に基づいて個人情報審査会を置くことになってございます。なので、国と村との違いがございまして。それでその審査員はいるのかと、何名で構成されているかということですが、今、審査委員についてはずっと打診中ですが、学識経験者、大学の教授、それから弁護士、弁護士の承諾は得ているんですけども、あと数名の承諾はまだですが、今打診中でございます。

第27条は特別個人情報保護評価について示されてございますけれども、この特定個人情報保護評価の計画を実施し、実施計画を適切に管理するために、最初特定個人情報保護評価を実施する前に作成するものでございます。それはこの評価書の内容が、敷地判断というのがございまして、例えば、その中で人口それから特定個人ファイルの取り扱い人数、それから過去に特定個人情報に関する重大な事故が発生されたかどうかということで、その評価書が分かります。その中に基礎項目評価と、あるいは重点評価、それから全項目評価というふうに分かれますけれども、中城村の場合はこの1万人

から10万人未満の人口、あるいはさっき言ったもろもろの数値を判断して、基礎項目評価書を作成し、その保護、特定個人情報保護審査会のほうに提出してございます。そこで承認を得て公表はされてございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これが特定個人情報保護委員会と中城村の審査会は別物だということと、これが来月10月からこの個人情報を、特定個人情報ですか。それとマイナンバーは既に村内全域に配布されるという段階の中で、さらには来年、平成28年1月からはマイナンバーが施行されるような話も聞きますけれども、まだまだ本村においてはこの審査会も立ち上げていないという状況の中、私はいろいろ村民の方々に「マイナンバーというのは御存じですか」という話をあちこちで聞いてはいるんですが、「これは何ね」と。確かにいろいろと広報とかチラシを村のほうで頑張ってもらってはいるんですけども、全然周知徹底がなされていない。まだまだ広報が足りないという中で、そのまま10月、あるいはまた来年の1月に向けて、村当局として本当に大丈夫なのか。

その1点と、あとは特定個人情報の中で8条、9条、10条。これは従事者の義務ということで、これはいわば実施機関と。村当局ということになるかとは思いますが、その中で万が一情報が漏えいした場合、あるいはまた不当に特定個人情報を利用された場合に、その対応策は考えておられるのか。

もう1点は、それに関して罰則等はあるのか。この3点、もう一度聞きたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

まず我々が今提案している特定個人情報保護条例なんですけれども、これについては個人の番号を含む個人情報を特定個人情報と定義づけられております。一般的な個人情報、今までの

個人情報ですね。個人情報に手厚い保護措置を設けるとともに、地方公共団体に対しても適切な取り扱いに資するための条例整備などを行うよう、国から求められてございます。このため、本村においてもマイナンバー法の趣旨にのっとり、現行の個人情報保護条例とは別に特定個人情報保護条例を新たに制定し、その適切な取り扱いについて規定しようというものが今回提案している条例でございますので、御理解お願いしたいと思います。

それから、その特定個人情報保護条例の7条、8条に違反した場合は罰則がありますかということでございますが、個人情報保護条例と特定個人情報保護条例をどうして別に新たにやるかという、この一つの要点でもございますが、この特定個人情報を不正に利用した場合は罰則が、従来の個人情報よりも重い罰則がございまして。その意味でも、重いもので3年間の懲役もしくは150万円以下の罰金が過料されてございます。今までの個人情報保護法では6カ月以下の懲役、30万円以下の過料ということで、より厳しくこの特定個人情報保護条例の違反については取り締まるということで対応しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この特定保護条例というのは、本当にもう来年のマイナンバーを見込んだ関係条例ということになるかと思っておりますので、ぜひ村当局として十分なセキュリティー、本当に今、ありとあらゆるところで情報漏れが頻発する中、本村において絶対にこういうことがないように、情報漏れというのは個人の秘密、あるいは情報が全て丸裸にされてしまうというような状況になりかねませんので、ぜひひとつそこは当局は頑張ってください、情報漏れないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは議案第38号中城村特定個人情報保護条例について質疑をします。

来年1月から始まるマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、国民一人一人に割る振られた12桁の個人番号です。社会保障や税など制度ごとに関連されている情報を共通の番号で照合できるようにし、年金保険料や税金の納付手続を簡素化したり、災害時の本人確認をスムーズにして支援金などを受け取りやすくするのが狙いです。来年からの番号利用などのスケジュールに沿って、住民基本台帳や地方税、国民健康保険などを保有する個人情報に番号を振り、情報連携システムなどと接続するためのシステム改修を進めていますが、このシステム改修に先だって個人情報保護評価を行うことが求められています。

それでは、マイナンバー制度に係る特定個人情報保護評価とは何ですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などがその取り扱いについてみずからを評価するもの、事前に特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するため適切な措置を講ずることを宣言するものです。これにより特定個人情報の漏えいを未然に防ぐ、防止するとともに、国民の信頼を確保することを目的としてございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 その評価書には記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報保護委員会の承認を受けて、その承認を受けた評価書の公表を規定しています。

法律では地方自治体の行う特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護委員会の承認を求めるとあります。先ほど総務課等から答弁がありましたが、特定個人情報保護委員会かわりに審問会を設置していると答弁がありましたので、そういうこともそういった情報漏れがないように、よろしく願います。

それからインターネットなどを通じて個人情報が一旦流出、漏えいすれば、拡散した情報を消去。全て回収することは困難です。その個人情報にマイナンバーがついていれば、容易に内容を知られ、プライバシー侵害や成り済ましなど犯罪のおそれが高くなります。個人情報保護のためには事後的な対応ではなく、事前の対応が保護対策の発進になります。その意味で、この事前評価制度が十分なものであるかは重大な問題ですが、その対策はどのようになっていますか。

また評価書には3つの書類があります。全ての自治体に求められている基礎項目評価書と、保有する特定情報の数などによってはさらなる詳細な重点項目評価書か、全項目評価書を作成することが求められていますが、作成はしていますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

対策は十分かということでございますけれども、これは先ほど大城議員からも御質疑がございました。これは法律の番号法で示された罰則等、あるいはこの指針に従いまして、同法の27条、あるいは26条1項の法に基づいて評価して対策を練るということでございます。

それから評価書は作成されているかということについても、先ほど大城議員からも質疑がございました。この評価書は我々村では、今御質問の基礎項目評価書と重点項目評価書、それから全項目評価書、3点ございますけれども、中城村の場合はこのしきい値判断というものを行

い、それを行った結果、基礎項目調書だけで足りるということでございます。この作戦については、本年の6月5日に特定個人情報保護評価委員会に提出し、村のホームページにも公表済みでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に新聞などの報道によると、国民に番号を割り当てるマイナンバー制度、10月から番号通知や情報管理を担う、全国の市町村、60%もの自治体が安全対策に不安を感じていると。主な理由としては、予算や専門職員の不足を挙げており、日本年金機構の情報流出問題、セキュリティ強化が課題となる中、現場が対応に苦勞をしているとあります。

それではマイナンバー制度のセキュリティ対策の準備について伺います。①国からの情報提供は十分ですか。②セキュリティ対策に必要な予算は大丈夫ですか。③専門的知識を持ったスタッフは足りていますか。④事業作業が煩雑ですが、セキュリティ対策は大丈夫ですか。予算や専門職をふやすことによってセキュリティが強化されることで、マイナンバーがスムーズにいくと思います。セキュリティ対策の①から④の対策はどのようになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度ですけれども、本年10月5日の法施行に向けて、現在その準備を行っているところでございます。

国からの情報提供につきましては、総務省よりセキュリティに関する情報提供は行われております。これまでもセキュリティについての技術的助言は受けておりますが、去った6月に日本年金機構の情報流出問題が起こった後、総務省からは地方自治体向けにセキュリティに関する調査も数回行われております。8月には自治体情報セキュリティ対策検討チームの

中間報告や緊急強化対策が出されまして、セキュリティに関する方針が示されております。その中では10月5日の法施行日までに、マイナンバーを含む特定個人情報がインターネットにつながらないようにするため、技術的助言が行われており、これに基づきまして、現在、ネットワーク保守事業者でありますオーシーシーと対策を行っているところでございます。

予算につきましては、今後のさらなるセキュリティのレベルアップも計画的に行うため、ネットワーク事業者と共同で対策を行っているところでございます。今後のシステム改修、セキュリティ対策に係る経費につきましては、ネットワーク事業者と調整を行っており、現予算で不測の部分につきましては補正予算を検討したいと考えております。平成28年1月のマイナンバー利用開始までには、当面のシステム改修を終わる予定でございます。

次にスタッフについてでございます。平成25年度より専門的知識を持ったIT顧問と委託契約を行っております。平成27年4月から本村の新たな住民情報システムにつきましては、当初よりマイナンバー制度を見据えた導入を行っております。今後もIT顧問からの指導助言を参考に、本村の情報システムもセキュリティ対策の高度化を図ってまいりたいと考えております。スタッフにつきましては、現在のところは不足はしていないと考えております。

それからセキュリティ対策についてお答えします。本村で導入している多くの情報システムが複雑に連携をしておりますので、いろいろと考慮しなければならないところが多々ございます。各システムを保守している事業者と連携、協力を行い、セキュリティ対策の抜け、それから漏れないように、今後も引き続き万全を期したいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは議案第38号中城村特定個人情報保護条例について、二、三点質疑をしていきたいと思えます。

まず第一に、この条例というのは皆さん方職員全員が熟知していなければならないと思うんです。扱うのは皆さん方でしょう。これは皆さん方に課せられた条例だと思いますよ。皆さん方が村民の情報を持っているんだから、その情報の取り扱い方を誤ったら、村民が被害をこうむるわけです。そういう意味で、皆さん方はこれについて、職員に対してどのような教育をしているのか。今、企画課長からありましたようにIT顧問ですか、この方は外部の方よね。この人たちはそこで皆さん方、各課、全職員に対して講習とかそういうのをやっているのかどうか。そして、今後の特定個人情報保護条例の教育、皆さん方を見ていたら、何かこれは総務課長だけの問題じゃないですよ。全課にまたがるものだと思います。それに対する教育はどうなっているんですか。村長、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えいたします。

このセキュリティ対策につきましては、全職員に受講させております。IT顧問を講師で招く部分と、通常のセキュリティ管理部分については講習しております、これは嘱託職員、臨時職員も、この端末を扱う職員については全てそれを受講させるように義務づけております。現にやっております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 じゃあ、全職員は何回講習、ただ1回の講習だけでは私は難しいと思うんです。何回講習して、何名の方が受けているのか。受けていないのは何名いるのか。

それと特定個人情報保護条例の第7条ですか、

安全確保と、そして第8条、守秘義務がありますね。皆さん方職員は、そういうのが大事なんです。守秘義務については皆さん方の義務者、皆さん方のものについては地公法第34条にもありますよね。わかりますか、地公法34条。職員は職務上知り得た情報、秘密を漏らしてはならないと。それは職をやめても、そういうのをしてはいけないというのがありますよね。これが守られていなくて、いつもあっちこっちで、この前の新聞にも堺市ですか、職員が個人情報を流出したということで処分を受けようとしているわけです。幾らセキュリティーを、いろんな機会を入れても、これは扱う人間の問題だよ、これ。セキュリティーというのは扱う人間の、扱う人の問題だと思います。幾らどんなにすばらしい機械、システムをつくっても扱う人間が熟知していなければ情報は漏れてしまうんです。そういう意味で、どのぐらいの教育をしたのか。ただ1回だけ素通りでやったのかどうか。

それとこの守秘義務については、皆さん方はどのように教育をしているかどうか。そしてこれは今、話によると業者に委託しています。業者委託よね、オーシーシーに。この業者に委託する場合は、その業者はしっかりやっているかどうか。最近、民営化ということで、行財政改革と民営化で窓口もあちこち民営化していますけれども、いろんな話が聞こえてくるんです。もう情報が漏れていると。そういう話が聞こえてくるものですから、そういうのがちゃんとなされているかどうか。

そして村民に対して、マイナンバーの件はテレビとかマスコミ、新聞でありますけれども、皆さん方も広報やチラシでやっていますが、それでいいのかどうか。村民の財産を守る意味からも、それでいいのかどうか。ある意味では、もっともっと広報はすべきだと思いますよ。周知徹底はね。

その点について、職員に対する教育は何名が



そのときに今までの皆さん方の中で、今までですよ、これまでいろいろ村の住民課のあれとか、いろんなので不正アクセスとかそういうのがあったかどうか。それでオーシーシーの中でもそういうのはあるのかどうか。不正アクセスとかいろいろあるでしょう。結局、これはハッカーとかいろいろあると思います。専門的な用語を言うとな。これまでにそういうのがあったかどうか。中城村に対して。

そして、もしそういう被害に遭った場合に、マイナンバーと住基ネット番号がありますよね、その違い、同じ番号なのか。それとマイナンバーを変更することができるのかどうか。結局情報が漏れたからナンバーを好感しないといけないわけでしょう。そういうもろもろの、いろんな想定がされるわけです。その想定に基づいて皆さん方はどのような対抗措置をするか。それを皆さん方は想定して、想定もしてこう行くんだということをやらないと。今までそういうのがあったかどうか。それと対応というのはどういうのが、どういうあれが、不正な使用が行われるか。想定としてどういうのがあるのか。さっき言ったように成り済まし、本人に成り済まして来るとか、そのときはどういう対応するか。それ以外にもいろいろあるんでしょう。

それと年金機構の問題についても、これから大きくいろいろ学ぶことがあると思います。これも職員が、このインターネットがほかと結んでいるから、その扱い方を誤って開けてしまって、それが流出したとありましたよね。そういうのが事例ですけれども、そういうのもちゃんと、これまでどういう事例があったのか。事例があるということは想定されるわけだから、これからなくてもそういうのがあるだろうという想定があると思います。そういうのはどこまで想定して、それに対してどのような対応をしようとしているのか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

幾つか御質問がございますが、私のほうでは不正アクセスであるとか、オーシーシーの中でそういうことがあるかということについてお答えしたいと思います。まず不正アクセスについては、そういうことはございません。基本的には基幹系システムと情報系システムとは全く別のものでありまして、我々職員が通常業務で使うものは情報系のシステムでございます。住民情報につきましては基幹系システムで、これにつきましてはインターネットとの接続はできません。ですから、ほかからの不正アクセスというのは、こちらのほうでは考えておりません。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

私のほうからはどういう対策があるかということでございますけれども、想定ですね。先ほど申し上げたことも想定の一項目でございますが、あと税や社会保障の情報を同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏れいしたとき、それらの情報も芋づる式に漏れるのではないかと懸念というか、国民の不安があると思います。これについては先ほど企画課長からもありましたように、個人情報と同じところで管理することはございません。例えば国税に関する情報は税務署、児童手当や生活保護に関するものについては役場で管理されます。そういったことで役所での情報やりとりに関することはマイナンバーではなく、役所ごとの異なるコードを用いて、1カ所での漏れいがあってもほかの役所とかの間では遮断されます。したがって、仮に1カ所で漏れいしたとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みになってございます。そういうことで対策、あるいは想定してございます。

マイナンバーの変更ですけれども、漏れいしている疑いがあるということで、本人からの請求でもってマイナンバーを変更することが可能

でございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 これでは新垣善功議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時48分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありますか。

宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 この情報漏れに関して結局気になることは、お役所の職員とかそういったところでは少なくとも徹底されていると思うんですけども、ところが近隣にある法人でもいろいろ村に来ると思うんですよ。例えば雇用保険とか、失業保険とか、そういった形で事業所の対応というのはどうなるのか。守秘義務とか、これは役所がやることなのか、国では総括して事業所に対するそういった指導等やるのか、そこのところはどうなんですか。事業所に対する守秘義務とか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 民間企業等については、国の機関が管理することになっております。よろしいでしょうか。以上です。

○議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 村内にある事業所については、村としてもそういった重要性から指導すべきじゃないかと思うんですが、そのことに関してはどう思いますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

村からの周知というよりは、国、県からの周知で、各地区ごとに事業所宛てに集めていただいて、説明しているということではございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で宮城重夫議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これでは質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号 中城村特定個人情報保護条例は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号 中城村特定個人情報保護条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時53分）

~~~~~

再開（11時02分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 それでは議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例について質疑をいたします。

この条例の3条関連で、別表3のバス停の件ですけれども、上下中城当間の上り線が1098-2の地先、下りが当間176番地地先と記載されていますけれども、具体的なその番地の場所はどの辺ですか。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時03分）

~~~~~

再開（11時04分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

別表3についてですけれども、別表3の当間

1098-2地先は吉の浦線沿いの役場の下になります。たしか新垣さんの家の前になります。それからもう一つの176番地の先というのは、これは久場向けに行くところの同じバス停で、役場側ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 この条例は、この第1条ですね、この条例は公共交通空白地帯における村民や交通弱者に便利で使いやすい公共交通体系を構築し、健やかに暮らせる環境の創出のため、地域の実情に即した運送サービスとして以下ありますけれども、地域の実情に即したとありますが、今、課長が答弁した場所というのは当間の住民の生活…何と言うんですか、空間、生活している場所から端っこになっていますよね。果たしてそれが当間区民にすれば、向こうは交通弱者のためなのか、あるいは便利で利用しやすい停留所なのか。このコミュニティバスというのは、地域内であれば、どこでも手を挙げたら乗降できる制度なのかどうか。これをお聞きます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

質問のとおり交通空白地帯と、それから交通弱者の対策のためにコミュニティバスの運行を行っております。役場の下バス停につきましては、議員おっしゃるように当間区民の方からは直接利用が難しいような状況があります。しかし、やはり公共施設、村の役場のほうに利用される方も、特に上地区からはこのコミュニティバスを利用しての役場に来ることになりますので、どうしても役場の近くにはバス停を設けなければならないと考えております。ですから、コミュニティバスでは若干不便を来しますが、役場前にもバス停はございますし、当間のバス停もございますので、そういったところを御利

用いただきたいと考えております。

それから村民がどこでも手を挙げて乗降ができるかという御質疑ですけれども、これは国の許可を得て我々は運行いたしますので、基本的にはバス停のほうで乗降をお願いしたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

○15番 宮城重夫議員 当間の区民からすれば、そのコミュニティバスというのは、この公共施設に行くためのバスであって、区民の生活に、別にこの生活というのは役場に行くだけ、あるいは学校に行くだけが生活じゃないと思います。買い物に行ったり、病院に行ったり、そういう日ごろの生活の使用形態からすれば、当間にとって非常にこれは不利なので、バス停留所の設置について考慮できないかどうか。このコースを利用するのは公共施設に行くためだけじゃないと思うんです。いろいろ生活がありますよね。買い物、病院。そういったものを考えれば、やはり区民が生活しているこの地区内に停留所を設置すべきじゃないかと思いますが、その件に関してはどう考えますか。再考の余地はないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

バス停につきましては、我々は国の許可を得る前に中城村の地域公共交通協議会において運賃であるとか、それから運行経路、運行時間、バス停等も含めてですけれども、それを協議して現在のルートと、それからバス停になっていると認識をしております。確かに直接、一番近いところにバス停があれば利用者もふえる可能性もございますが、余りにもバス停が多過ぎますと所要時間が非常に長くなりますので、現在のところはそういうバス停でやっていきたいということで考えております。

それからコミュニティバスと一緒に、現在、護佐丸タクシーも運行しておりますので、護佐

丸タクシーの利用でも補完ができるものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 以上で宮城重夫議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩（11時11分）

~~~~~

再開（11時11分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休憩（11時12分）

~~~~~

再開（11時23分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時24分）

~~~~~

再開（11時29分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時31分）

~~~~~

再開（11時39分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 33ページを見てもらえますか。10款2目13節です。よろしいですか。これは委託料ということで856万円の支出があるんですけども、これは通学バス運行管理委託料ということになっているんですが、そのほ

うがことしの11月24日から来年の3月24日までの4カ月間の運行費ということで、補正が出てはいるんですけども、その中で平成26年度の主要事業の中で、これは成果説明書、平成26年度のほうなんですけれども、よろしいですか。これは50ページです。第10款事務局費、その中で通学バス運行管理委託事業ということになるんですけども、これは評価と課題のほうで村単独事業費であり、貸し切りバス運賃が平成26年に改訂されたことに伴い、財政面での負担が膨れ上がっているということで、この改善と見直しの中で継続的にバス運行事業を行うか、バス運行事業にかかわる事業へ転換するか。これは教育委員会の意見の取りまとめが急務になっているということで、これはもう今は9月の中旬、やがて9月も終わる時期になっているんですけども、教育委員会のほうで、これは平成28年度に向けて、既に継続的にバス運行をやっていくのか。その議論は始まっているのか。聞いた話では、平成28年度は2,300万円ぐらいの予算がかかるという話も聞いているものですから、そこを教育委員会のほうはどうお考えでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員おっしゃるように、今度856万円余りの補正を上げています。何でそれだけ膨れ上がったかということから説明をしていきたいと思っておりますけれども、これまでバス料金は国土交通省と沖縄総合事務局で基準額を制定しておりました。しかし、バス会社は競争により低い運賃で運行してきております。しかし、ツアーバス等の事故がたび重なり、国土交通省は安全対策の一環として、貸し切りバスの安易な低料金を認めないとういことを打ち立てております。これにより新料金の適用が開始され、事実上の値上げとなりました。新料金に関しましては、これ

まで出発前と終了時の点検はバス会社に任せておりましたけれども、出発前の1時間と終了時の1時間を貸し切りの時間にプラスしなさいと。あとは走行時間を乗じた額と、実際の運行距離を累計した額を1日の運賃として計上するということが国土交通省から示されております。それで料金の値上げとなっているのが今回の補正の原因でございます。

議員からありました、成果報告の中にもあったんですけども、教育委員会としてどのように考えているかということですが、バスを購入して自主運営をするか、あと運行のみを委託するか。まずバスを補助事業で購入できるかどうかということ、国と調整中でありまして。これが補助事業で購入できれば、来年、自主運営化。運行を委託するかどちらかで可能かと、今協議をしているところでございます。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の答弁の中でバスを購入するか、あるいはまたそのほかいろいろな考えがあるのかどうか、それはまだまだ知りませんが、現在、これも3月24日ということになりますと、本当に早急な議論をしていただいて、それで結果を出していかないと、来年の4月からはそのまま2,000万円余りの予算を使ってやっていくのか。あるいはまたバス購入といってもすぐできるものでもないはずですので、そこまでの猶予期限をどういうふうに対応するのか。先ほど休憩の中でも話があったとおり、現在動かしているコミュニティバス、それとの併用、あるいはまたバスを1台にして、通学バスを1台にして、このコミュニティバスを併用した混乗運行というのは、これはもう早急に、一日でも早くできるかどうか。それも検討していただいて。そうしないと、また現在、通学バスとして乗っている小学生、中学生、高校生、いろんな方々も不便を来すはずですので、

そこは本当にもうことしいっぱい、4月から運行できるような態勢で、ぜひ誰にも迷惑がかからないように、そこは重点的に鋭意行って、いろいろと方法はあると思いますので、本当にこの「検討します、検討します」というのは、これはいいですので、いつまでに結果を出しますというようなことで、教育委員会にもぜひ頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時48分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第5 議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質

疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（13時39分）

~~~~~

再 開（13時40分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 平成27年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 平成27年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約を議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（13時44分）

~~~~~

再 開（13時46分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 護佐丸歴史資料図書館備品購入契約は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件については9月14日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 質疑をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会というのは、本庁にとって重要な委員会であると思っておりますけ

れども、それに対して委員の選任に関し規定、あるいはまた基準、それがいいのかどうか。また選任の方法、これはどのようにになっているのか。自薦なのか、他薦なのか。そこはまた推薦でやっていくのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

委員の選任については、地方税法の423条の中に、委員は定数が3名以上、それとあと委員は当該市町村の住民、あるいは村税の納税義務がある者、それから固定資産評価に関して学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任するということになっております。それから委員の任期は3年でございます。委員の兼職の禁止などもございます。それとあと委員の欠格事項というのもございます。どういふふうに使われたかということ、本人の今までの実績等を踏まえて、役場のほうから推薦してございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の答弁の中で、役場のほうから推薦しているということなんです。これはこの方1名だけの選定方法といいますか、役場が推薦したという何名かの候補があつて、それを1人に絞り込んだわけでございますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

何名かお名前は上がりましたが、結果的にこの人が一番妥当だということで推薦されました。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 やっぱり固定資産評価審査委員会というのは先ほど言ったとおり、非常に本村の重要な部分でもあるものですから、ぜひひとつ選考、それから推薦する場合でも十二分にいろいろと吟味してやるようにしてください。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 議案第50号について討論をさせていただきます。

私は反対の立場です。個人的な反対ではなくて、その行政当局から出された履歴書の内容が、私は現実と合っていないと思います。本当にそこに住所を有しているかどうか。私の調査の結果ではそうじゃなくて、土曜、日曜、実家に母親を見に来る程度だと。果たしてそれが住所と言えるかどうか。皆さん方に資料を提供しても、住民票の、いつ住民票をここに移したのか。それについても個人情報ということで、公表しないということであるので、私としては自分の調査結果と、皆さん方との考えの相違がありますので、この案件については反対します。

○議長 與那覇朝輝 ほかに意見ありますか。

休憩します。

休 憩（14時07分）

~~~~~

再 開（14時07分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに意見ありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

これから議案第50号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任を採決いたします。

お諮りします。原案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、議案第50号 中城村固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり決定することにいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時09分）

## 平成27年第7回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年9月14日（月）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成27年9月17日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年9月17日（午前10時50分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 7 番                                | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課 長<br>主 幹                 | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名                                       |
|-----|-------------------------------------------|
| 第 1 | 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2 | 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3 | 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4 | 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5 | 認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6 | 認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8 | 議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分           |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時23分)

○議長 與那覇朝輝 再開します

3番 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 平成26年度の歳入歳出決算書、これは一番後ろのほうに監査委員からの総括意見というのが付されているんですけども、そのほうの2枚目のほうですが、その一番下のほうに地方財政はなお厳しい状況下であって、税の徴収率の向上による自主財源の安定的な確保、さらなる事務事業の見直し、事務効率の向上、自主的な行政改革等に努力が必要であるということを監査委員から意見として付されているんですけども、先ほどの休憩の話の中で、現在、約90.7%の税徴収があって、これは県とは4%ぐらいの差になっているということで、これは今年からですか、滞納管理システムというのを導入したという話を聞いているんですけども、この新規導入した過程の中で、税率はどれぐらい上がるのか、それによって相当の効率があるのか、その点伺います。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

ただいま御質疑の滞納管理システムを導入したことに当たり、どれだけ収納率が上がるかというところではありますが、今回導入したのが26年度末の2月からでありまして、約半月という中で、今現在、固定資産税、個人住民税を含

め、軽自動車税、8月末時点の収納率、昨年と同じ時期に比べますと0.6%ほど伸びてきております。しかし、それが単純にシステムによる収納率の向上なのかという細かい分析まではしておりません。今年の税務課としてのまず目標としては、とりあえず92%の収納率の目標を持ってすぐ県の94%というのはさすがにかなり厳しいところもあるのかということしております。この収納管理システムを導入することにより、先ほどお話ししましたが、滞納管理のデータの整理がしっかりできていくというところがありますので、極端な収納率の向上というのは、今想定はしておりませんが、何パーセント伸びるというのはもうしわけないですが、今のところは持っておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 3番 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 26年2月から滞納管理システムというのが導入されたということで、これは話を聞きますと、ある一定の市町村は既に入っているということで、中城村は遅くて、平成26年からという話なんですけれども、この管理システムの概要は一体、中身はどういったものなのか、これ教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

この滞納管理システムというのは、納税者全ての収納も含めた収納の管理で、例えばこの方が何カ月おくれるとか、そういった管理をしていながら、時効消滅に来る5年という管理がこの人が何年で来るよとか、そういった3年目の人が何名いますとか、そういった一覧を出すとか、そういったところをやっていく。あと各納税者、個々の履歴がしっかりデータとして残っていく。これまでは紙媒体でしっかり滞納管理ファイルという形で、一人一人すごい数ではあるんですけども、その部分が紙媒体が全てデータとして整理されていくというところがあります。さらに今後、来るであるマイナン

バー制度を含めた預金の調査を含めたもろもろのところに対応するためのシステムでもありまして、それが特別徴収、会社のほうから給与が来るとか、その辺の会社とのやりとりとか、そういったところも含めた対応を総括的にできる管理システムであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 3番 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この滞納管理システム、26年2月から導入ということになりまして、さらに事務能率の向上とか、いろいろな税率のアップ、それに貢献していくものだと思いますので、ぜひひとつ5年の消滅、時効ということが、これには法律であるものですから、それに全然かからないような体制で、これから頑張っていってほしいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 ほかに質疑ありますか。休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第2 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時41分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成26年度中城村汚

水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分を議題といたします。

本件については9月15日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処理分利益剰余金の処分は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処理分剰余金の処分は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（10時50分）

平成27年第7回中城村議会定例会（第18日目）

招 集 年 月 日	平成27年9月14日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年10月1日（午前10時00分）		
	散 会	平成27年10月1日（午後3時52分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 長 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	議案第38号 中城村特定個人情報保護条例
第 3	議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

なお、終盤において持ち時間表示を行いますので、見落としのないよう、よろしくお願いいたします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に石原昌雄議員の一般質問を許します。

○1番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。1番、石原昌雄です。9月定例会のトップバッターになって質問をさせていただきます。

一般質問をする前に、先月10日の東日本における豪雨による鬼怒川防波堤決壊により大きな被害を受けられた方々にお悔やみを申し上げます。また、本村においても復旧支援を取り組みをしなければなりません。またいろいろと御協力をお願いしたいと思います。

それでは、通告書に沿って質問を始めさせていただきます。大枠1番、小学校における防犯カメラの設置について。最近の事件事故は、多くは小学生や中学生が巻き込まれています。本村においても、その危険は同じです。特に、学校では防犯対策が必要です。そこで、①小中学校に防犯カメラは設置されていますか。②防犯カメラの効果について、どのように考えていますか。③今後の設置計画はありますか。

次に大枠2、5市町村広域の火葬場斎場計画についてです。火葬場の設置は市町村に求められていますが、現在の設置に向けての取り組みは十分とは思えません。そこで、①現在の状況をどう考えていますか。②候補地となっている場所について、今後どう取り扱うのですか。③建設候補地の反対がなされているが、そのままでもいいのですか。

次に大枠3、道路整備計画についてお聞きします。①MICE誘致に伴って、本村の道路整備計画はどのようになりますか。②東西線の拡充計画はありますか。③高速道路側道である南伸1号線から11号線の再整備計画はありますか。以上、当局の答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠2の火葬場の計画についての、議会においても何度も答弁をさせていただきましたけれども、今後の方針といたしますか、今後の考え方も含めて所見を述べさせていただきます。

まず、この火葬場問題につきましては、再三再四お話をさせていただいておりますが、まず財源のめどがない状態がずっと続いております。それと私は答弁の中で、常にお話をさせていただいているのが、51%の賛成があったからと言って、これが民意とは思わないという答弁もさせていただきました。七、八割以上、それこそ村民の大部分が賛成をして初めてできるものだというのを答弁もさせていただきました。そして無理に押し進めるものでもない、あした必要になるものでもない、ましてや押しつけるものでもないという答弁をずっとさせていただきました。

そういう意味では、いろんな要素が絡み合っているといたしますか、村民に誤解を与えないためにも、ここでもしっかり方針を述べさせていただきますということで、今回答弁をいたしますけれども、今の財源のない状態が続いて、今後も宙ぶらりんの状態といたしますか、今現在でも半分凍結の状態でございます。そういう意味で、

その状態をしっかりと形にしないといけないんじゃないかと思っております。

そういうことは年内をめどに、この財源のめどが立たない状態の今の火葬場の問題を、年内をめどにある程度の形をつけていきたいと思っております。もちろん、これは私一人で決められるものではありませんし、建設検討委員会の中において、それは最終決定されると思えますけれども、今の状態が続くということは、何度も申し上げますけれども、村民に対しての変なメッセージになるんじゃないかというのが、私が危惧するところでもありますし、しっかり誤解のない村の方針を示す意味でも、ことしいっぱいをめどに、それを検討委員会の中で議論をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。石原議員の御質問、大枠1についてお答えします。

①中城南小学校にはカメラが設置されております。津覇小学校、中城小学校には防犯カメラは設置されておられません。

②防犯カメラの効果は、不審者侵入の抑止、早期発見、犯罪の未然防止に効果があると考えております。

③今後の設置計画は、平成28年度津覇小学校で校舎の改築を予定し、現在設計中であります。改築の中で防犯カメラが設置できないか、調整中であります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 火葬場、斎場計画につきまして、お答えいたします。

火葬場は、人生終焉の儀式が執り行われる文化的施設として、また、生活する上で必要不可欠な都市施設として位置づけられております。さらに、業務の持続性、非営利性を確保しなければならぬことから、その経営主体を地方公共団体固有の事務としております。そのため、

5市町村では、広域による火葬場・斎場の整備が可能かどうかを検討してきたところでございます。現在の状況につきましては、事業推進の重要な要素となる財源の確保に重点を置き、調査研究を行ってきたところでございます。財源につきましては当初、防衛省からの補助金を検討しておりましたが、5市町村全てに米軍基地が所在していないとの理由で防衛省からの補助金がいただけないことから、一括交付金の特別枠活用を検討し、沖縄県の担当部局と協議を行ってきたところでございます。現在のところ、認められる見通しが立っておらず、大変厳しい状況であると認識をしております。

次に、候補地の今後の取り扱いについて、お答えいたします。候補地につきましては、5市町村による火葬場・斎場の整備が可能かどうかを検討する中で、絞り込まれた場所でございます。現在、財源の確保に向けて調査研究等を行っているところでございますが、現段階におきましては、これまで同様の取り扱いになると思っております。

次に、③候補地周辺での反対運動について、お答えいたします。誰もが一生に一度は、お世話になる火葬場は、生活する上でなくてはならない施設でございます。しかし、一方で、火葬場の立地は、その地域にお住まいの皆さんにわからない大きな負担になる場合もあり、地域の中には建設に反対される方々もいらっしゃると思っております。できれば、必要不可欠な施設であることから、全ての方々に賛同していただきたいと思っておりますが、なかなかそういうふうにはならないのが現実であると認識しております。候補地は、5市町村の住民生活を支えていただく予定で絞り込まれた場所であり、このような地域の皆さんの御苦勞があつて、住民生活が成り立っていることを肝に銘じまして、これまで取り組んできたところでございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 おはようございます。では、石原昌雄議員の大梓3について、お答えします。

①について、4町村での東海岸地域サンライズ推進協議会の中城村の役割としては、大型MICEが決定しましたので、今後は4町村で連携し、交通体系の拡充及び土地利用の観点からも道路網の体系的な計画が不可欠となります。今後の活動としては、西原バイパスの早期実現と、国道329号のバイパスの計画についても取り組む必要があります、要請活動を展開してまいります。

②について、沖縄21世紀ビジョンの中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の中で、これは平成25年1月策定においては、宜野湾横断道路計画では、起点を宜野湾市大山から中城村津覇を終点とする全長5.5キロメートルの計画がありますが、普天間基地返還とともに、広域的な整備が展開されることとなります。

③について、高速道路の側道を西日本高速道路株式会社、現在はNEXCO西日本、社名変更しています、から帰属して30年余になりますが、凹凸が目立つ状況で改良したいと思いますが、補助メニューがなく、村単独の費用では維持管理の範囲でしか整備ができません。再整備の計画はないです。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、小中学校における防犯カメラの設置ですけれども、今のところ、南小学校にあると。中学校にはあるんでしょうか。お願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

中学校にも防犯カメラは設置されております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 特に学校については、

近年はいろんな方々が入り出すという状況で、防犯カメラについては求められてきていると思います。一番目につきやすそうで、目の届かないところが、ある意味で学校かもしれません。そういう場所について、特に気を配る必要があると思います。

今、津覇小学校においては平成28年の改築のときに検討されると言いますが、今実際、南小学校では何カ所、どういう場所についているか、わかりますか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

現在、南小学校には、入り口が2カ所ありますので、入り口に2台、玄関に1台、運動場に3台、駐車場に3台、合計9台のカメラが設置されております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 南小学校については最新のといえますか、新しい設備のためにつけやすかったとは思いますが、防犯の状況は既存の小中学校においてもやっぱり急を要するものと思われませんか。

防犯カメラについては幾つか種類があると思うんですが、おおよそどれぐらいの予算が考えられますか、1台当たり。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりカメラは幾つも種類がございますけれども、南小についている、外側を映すカメラの見積りをとってみましたところ、カメラ1台ですと100万円程度になります。南小学校のように9台設置しますと、410万円の見積りとなっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 近代の設備は、結構値段がするのは当たり前のことかもしれませんが、ただし、だからといって計画的に設置していないと、いつまでたってもできないと。高いから

やらないとか、予算がないからという問題ではないかと思えます。いかに施設整備を計画的に充実させていくかというのが課題だというふうに考えています。

今の状況は、各小学校で少しでも改善できるように、これから各学校に計画するときに、まずはどういう場所から順序立てて設置したらよいかということで、答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、お答えします。

どういった場所から設置すればいいかという御質問ですけれども、やはり不審者の侵入が一番の懸念となっておりますので、学校には正門と裏門、二、三カ所あると思えます。その入り口と、あと駐車場を初めにやるべきだと考えております。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そうですね、やっぱりまずは入り口とか、そういう大勢の人に目につくところですね、そういうところの設置が考えられると思えます。ぜひ年次計画で進められたらと思えます。

この防犯カメラの設置については、教育長もおっしゃったようにいろんな効果が期待されています。防犯だけでなく不法投棄の監視カメラも本村においては既に設置されておりまして、こういうふうな監視カメラ、防犯カメラを設置することで、その場所をより安全に、あるいはそういうふうな形で保つことができるというふうに考えられます。

特に学校においては、平日は先生方もいらっしゃるんですけども、休日の不審者、特に部活動をする時期とかですね、そういうものの監視、あるいは器物破損等の心配もありますので、そういうことの防止、そういうふうなもの、そして校内に起こる子供たちの問題行動などが予防になっていくのではないかというふうに考え

ております。

実はきのう、テレビでも少しやっていたんですけども、大阪箕面市においては市内に750カ所の通常の防犯カメラを設置して、各自治会で希望があれば追加して設置をすると。そして住民の安心・安全を守っていくと。

それは近年の事件・事故が多い中で、まちぐるみで取り組んでいるわけですけれども、本村においてはそういうところまでは実際行かないかもしれませんが、実際に子供たちの子育てとか、子育て支援の安心のためには、こういう学校とか、今後できる図書館とか、そういう場所の公共施設においてですね、こういう防犯の対策を充実させる必要があると考えます。

そこでちょっと村長にもお聞きしますけれども、こういう防犯カメラ等についてもやっぱり子育て支援のしやすい中城村として、考え方をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

10年以上前でしたか、大阪の大学附属小学校で大変大きな事件がありましたけれども、まだまだこの記憶は残っている状態ですので、今、議員がおっしゃるとおり、やはり村としましても、ただお金がない、予算がないだけでは、これは最悪の事態を招いたときには大変なことになると思いますので、真剣に順次立てて、議員がおっしゃったとおりでございます。順次立てて、しっかりとした対策をやっていかないといけないというのは認識をしておりますので、真剣に考えさせていただきたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 村長、ありがとうございました。

そのようにしてみんなで知恵を出し合いながら、全体の問題として、こういう防犯カメラを設置することこそ、また子育てのしやすい村になっていくんじゃないかというふうに考え

ております。ぜひ計画的に予算化して、設置のほどをお願いしていきたいと思っております。

次に、大枠2番のほうに移ります。火葬場・斎場の計画については、私も昨年の9月から活動してはいますが、そのときからこのような状況が活発になってきていると思っております。その後、候補地の公表がなされてから、地元を中心とする反対の声と要請などがあり、村内各地及び隣接市町村にも今、建設反対の立て看板がくまなく立てられている状況です。

村長は、地域の同意が今回の計画では必要と答弁されておりますけれども、財政の面もありますけれども、同意について、今後まだ早い時期なのか、同意を得る時期なのか、少し答弁をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまで財源の確保に重点を置いて、その検討委員会を行ってきたところでございます。先ほどの答弁と重複しますが、現在、財源の確保が非常に厳しい状況になっております。財源の確保ができない限りは、これ以上、前に進むことはできないと、そういうふうを考えております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 今、答弁がありましたように財源については幾つかの補助メニューとかを検討なされて今に至っても、まだ財源のめどがないということですが、今後もこの財源については何か予定が、確保する何か予定がありましたら、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど答弁も少し出しましたが、財源のめどが立たないということで、ほかの財源も同じように、これはめどが立たないということです。私としては財源のめどが立たない状態で、今の村内も含めた、近隣市町村も含めた

この状態がいい形だとは思っておりませんので、何度も同じ答弁をさせていただきますけれども、申しわけないのですが、変な誤解を与えないためにも、変なメッセージを発信しないためにも、メッセージ性でとられないためにも、こころでしっかりと形づけが必要だと。これは財源のめどが立たないから、先ほど企画課長からも答弁がありましたけれども、これ以上、進むに進めないですし、また、説明するにも説明できる状態ではございませんので、これはしっかりと形づける必要があるのではないかと、私は建設検討委員会でそれをしっかり議論をしていただいて、ことしいっぱいをめどにある程度の形づける方向性を出すべきではないかと思っております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 今、地域の混乱を早急に解決するべきと思っております。

5市町村の建設検討委員会において村長として現状を伝え、候補地の見直しなども訴えるべきであると私は考えております。また、建設に係る予算のめどもついてない今の時期ですので、こういうふう候補地の白紙とか、あるいは選定作業の凍結を視野に入れてですね、年内に建設検討委員会に参加する予定ということでありますので、しっかりと中城村の状況をお伝えして早目の收拾をお願いしたいと思います。ここはまた、私はこれで一応終わります。

次です。大枠3番のほうに質問を移させていただきます。今回、MICEの誘致ということで、近隣の市町村も大変期待をするところなんですけれども、本村においては、やっぱり道路計画のほうが一番気になるのかなど。例えば宿泊施設等も通常だったらあるんですけども、これまでもないわけですから、道路計画がまず一番期待されて、その後から、これに付随して地域の活性化が図られるというふうを考えております。実際に中城村において、道路計画は国

道329号バイパスの案が出たり引っ込んだりの状況なんですけれども、今後、このラインについて、今まで例えば市町村会とか、そういうのに要請したかと思うんですけれども、もっと強く訴える場所があるのかどうか、お聞きます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道329号バイパスについてのルートなんですけれども、今回、西原バイパスが決定する運びになりますけれども、10月5日に、首長、あとは副村長、担当課長、南部国道事務所、総合事務局も含めて、そういうお話があって、ルートのお話も出てきます。

その中で、今回、西原町の起点は決まっていますんですけれども、国道329号の終点側については今後、MICEが平成32年に開業しますので、国のほうとしても調査を早急に行いルートを決定的にしたいと思います。

国道329号バイパスについても西原バイパスの早期実現と、今回、うるま市のほうに製糖工場が一元化されますので、南部からサトウキビが62%、その地区に入ってきます。その上でも産業道路として位置づけして、今回、国のほうに要請して、国道329号バイパスも早目の実現ということで要請していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 このMICEを起爆剤として、やっぱり道路整備が進むと、そのほかの産業にも期待しているところであります。

このMICEの大きな施設が来るんですけれども、例えば駐車場とか、そういう部分の計画も同時に考えていくんでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

もちろんMICEが来ますと、2万平方メートルの展示場施設ができます。その中で駐車場も何千台と利用者が予想されますので、西原町

の市街化調整区域の中で地区計画の話があつてですね、そこにホテル誘致の話も出ていますので、その辺も絡ませて駐車場整備しないと集客できないということになりますので、もちろん駐車場整備については行われると思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 中城村においても、距離というのはそう大した距離ではないと思うんですけれども、村内は今、市街化調整区域オンリーなので、こういう時期を利用しながら一部見直しをしながら活性化できる場所の導入、そういうのを検討して行ってほしいと。特に下地区という表現でいいですかね。どっちかという固定化している状況があるので、こういう理由を大きく入れて駐車場とか、あるいは建築ができる場所の確保とか、商業地のできる場所とかも、少しずつでも検討に入れてくれたら助かります。

次に、東西線の計画についてですけれども、今、宜野湾市の飛行場跡の部分が計画に入っているというのは何度か聞くんですけれども、実際には1本だけじゃなくて、それを何本かの案も村として適当な時期を見計らって県とか、そこら辺に提案すべきじゃないかと思うんですけれども、そういう計画はありますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします

横断道路については、今、総合事務局のほうで、その21世紀ビジョンの中にもありますけれども、はしご道路ということで東西線が3本か2本ぐらいの東西道路、これを広域的にインフラ整備をしましょうという計画がありますので、村もその広域に沿って、今後の道路インフラ整備の計画はできるだろうと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 そういう2本、3本ぐ

らいのはしご道路の予想がされるわけですが、子ども、村としてもやっぱりより具体的な案として担当課あたり、そういう職員も含めて、三役も含めてイメージを早目につくって、ただ県からぼんと押しつけられるイメージじゃなくて、村はこうだというふうな場所の構想などを事前につくってほしいなというふうに考えます。

続いて、高速道路の側道の整備についてです。先ほど課長からも答弁がありました、既に高速道路ができて30年余りを経過して、その附帯施設みたいな形であるんです。実際には高速道路が通ったために生活道路の確保ということで、そういう当たり前の条件で道路がつくられてきたんですけれども、当時の状況に応じて、ただ道が引き渡されたというところではあるかと思えます。

しかし、この30年以上になってもですね、ほかの村道と、やっぱり同じような形で整備していかないことには、今の側道の状況ですね、よくなるというふうに思います。特に県道29号線の交通量がふえ続けている状況の中で、迂回道路としての利用度が実際に高くなってきているわけです。

そこで、道路の幅の狭いところも多々あるし、あとは軟弱地盤の部分もやっぱりあって、応急処置などはされるんですけれども、依然として交通事故等の懸念がされるわけであります。

そういう中で、南上原、北上原、登又地域にある高速側道について、より具体的な整備計画をやってほしいと考えますけれども、村長もたまに側道を通ることがあるかと思うんですけれども、整備計画について少しお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に耳の痛い話でございますが、先ほど都市建設課長からもありましたけれども、補助金自体が多々あるような感じではないんですけれども、そこはまた我々、知恵を出しながらです

ね、また議員の皆さんからのお知恵もいただきながら、何らかの方法はとらないといけないかなと思っております。

ただ、今の現状では、さすがに抜本的に改修工事というのは厳しいかなと思っておりまして、その辺は少し御理解いただきたいなと思います。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

○1番 石原昌雄議員 この高速道路の側道についても、やっぱりここを利用する人たちにとっては、県道と同じぐらいのイメージで道路を利用されていると思います。やっぱり危険度の除去については、いろんな形で取り組まなければならないというふうに思っています。

補助メニューは若干乏しいかもしれませんが、いろんな方法を駆使して安全運転のできる、安全な道路の確保に努めてほしいと思います。

○議長 與那覇朝輝 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

続いて、大城常良議員の一般質問を許します。

○3番 大城常良議員 皆さん、こんにちは。3番、大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

きょうは30名ぐらい、傍聴席のほうにですね、たくさんの方々がいらしております。これは確かに庁舎建設と、それから火葬場問題、それに高い関心があると思います。

村長及び行政を問わず執行部の方々のわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

大枠1番、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設についてです。①地元説明資料より、住民意向調査の概要で5市町村各600通、計3,000通を配布したというのがありますけれども、配布方法は何を根拠にしたか。②説明会資料より、中城村内の計画候補地4カ所の選定方法はどのように行われたか。③建設予定では、地下1階、

地上2階、火葬炉が7基で国道からは見えないようにするというのがあるんですが、その対策はどういうふうにやられるのか。④アクセス道路及び周辺環境がよいということで説明資料にはあるんですけども、これは建築する場所からの見方ではなくて、地域の住民から見た場合、これはどういう環境がよくなるのかです。⑤有害物質の排出はないのか。⑥進捗状況は、今どのようなになっているか。

次、大枠2番です。新庁舎建設について。①建設検討委員会からの答申が出たと思いますけれども、その出たことに対しての村長の見解を伺います。②建設候補地3カ所、建設検討委員会のほうから提示されたんですけども、その他の候補地は上がらなかったのか、また、この委員会の中で議論はされなかったのか。③建設費が18億円以上ということになっているんですけども、この財源はどのように考えているか。以上、御答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、総務課でお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の庁舎建設の村長の見解を伺うということですので、議員が今おっしゃったとおり、建設検討委員会からの答申が出ております。その答申に沿った形で、その答申の内容を見ますと、御承知だとは思いますが吉の浦公園一帯を中心とした箇所が望ましいのではないかということが、答申が出ておりますので、それに沿った形でしっかり検討を重ねながら、早急にこれは場所の選定を早目に進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 火葬場・斎場建設に係

る住民意向調査について、お答えいたします。住民意向調査のため、アンケート調査を実施しております。アンケートの配布方法につきましては、各市町村600通ずつをそれぞれの市町村におきまして無作為に抽出し、郵送で配布し、郵送による回収を行っております。全数調査ではございませんので、郵送による調査が一般的であると考えております。3,000通を配布した根拠につきましては、5市町村の、平成22年国勢調査の人口が18万7,589人でございます。信頼度を95%、標本誤差を5%とした場合の統計学上の必要サンプル数は、384通になります。通常、郵送でのアンケート調査で回収率を20%とした場合、1,920通を配布すれば足りることになります。より多くの意見を聞いた方がいいと判断し、1,080通を追加し、3,000通としております。

次に、本村内の候補地の選定方法についてお答えいたします。建設検討委員会から候補地の選定条件としまして、①敷地面積、②敷地の購入費の削減、③造成費の削減、④環境整備費削減等7項目が示されております。本村におきましては、選定条件に合致する場所につきまして、地図や航空写真等を参考に検討をいたしました。さらに直接現場に出向きまして、目視による調査を行っております。残念ながら全ての選定要件に当てはまる場所はございませんでしたけれども、敷地規模や交通アクセス等を考慮した上で4カ所を選定し、村長決裁を経て選定しております。

次に、火葬場を見えないようにする対策につきまして、お答えいたします。植樹等による環境緑地帯を設けるとともに、建物の配置を考慮することにより、安里地区の集落から見えないような整備が可能であると考えております。また、国道や国道より海側の集落からもできるだけ見えないような配慮ができるものと考えております。

次に、生活する住民の視点から生活環境がよくなるかということについて、お答えいたします。アクセス道路及び周辺環境がよいというのは、15の候補地の比較検討を行うために設定した項目でございます。検討委員会におきましては、施設利用者が、県道35号線からのアクセスが容易であり、周辺の自然環境にも恵まれているということで高い評価を得ております。また候補地は、村のほぼ中央に位置し、村内のどの地域からも車で10分以内での移動が可能であり、村民の利便性向上が図られるものと考えております。施設を整備することによりまして、環境がよくなるかどうかは一概に言えない部分もございしますが、施設整備に当たりましては、低公害化を基本とし、周辺環境に影響のないシステムの導入を検討しておりますので、環境が悪くならないようにしていきたいと考えております。

次に、有害物質の排出について、お答えいたします。一般的に有機物を燃やせば、ダイオキシン類は必ずといっていいほど発生するものと言われております。火葬場から排出されるダイオキシン類につきましては、法的排出基準の定めがなく、当時の厚生省は、ごみ処理施設等でのダイオキシン類問題の発生を背景に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」として、平成12年に取りまとめ、公表しております。その指針によりますと、「新設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値を1 ng-TEQ/Nm³（1ナノグラム、ハイフン、ティーイーキュー、スラッシュ、ニュートン、メートル、サンジョー）とされております。ちなみに、1ナノグラムとは、10億分の1グラムでございます。近年、整備されました火葬炉につきましては、より性能のよい火葬炉となっておりますので、ダイオキシン類の発生は相当数が抑えられるものと認識をしております。ちなみに、平成26年5月20日に本土のある自治体が発表しました市立火葬場におけるダイオキシン

類濃度につきましては0.000049 ng-TEQ/Nm³でございますので、近年、整備されました火葬炉におきましては、全て基準値以下になるものと考えております。

次に、進捗状況についてお答えいたします。建設検討委員会におきましては、現在、事業進捗に重要な要素となる財源の確保に重点を置き、補助金・交付金獲得に向けた、調査研究等を行っているところでございます。特に、一括交付金特別枠の可能性を含め、沖縄県の担当部局と協議を行ってまいりましたが、思うようには進んでおりません。

○議長 與那覇朝輝 有害物質の排出の件、訂正します。企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 答弁を訂正したいと思います。先ほど1ナノグラムのところで、10億分の1グラムというふうなことで答弁をいたしました。正式には1億分の1グラムでございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 それではお答えいたします。

大枠2の②です。平成25年10月の「新庁舎基本計画策定報告書」において、4カ所の候補地が示されてございます。それを踏まえた上で、委員会において検討していただきました。4カ所の中から3カ所が適当だということですので、その4カ所を踏まえた上での検討会になりました。その結果、この答申の中には「1. 国道329号沿い吉の浦公園入り口の向い側の山手側から吉の浦公園までの区域。それから2. 1の区域のうち、津波、高潮、土砂災害の危険性が低い場所。それから3. 1の区域のうち、予算を含め、用地取得が可能な場所」というふうな答申が出ております。ほかの候補地については、議論はなされてございません。

それと建設費の件ですけれども、庁舎建設の財源といたしまして、庁舎建設基金と、あと地

方債の活用及び一般財源を考えてございます。建設年度の一時負担額や後年度の公債費負担額の軽減を図るため、国庫補助金の活用を検討し、特定財源の確保についても十分に調査していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 それでは、皆さんの答弁を聞いたんですけれども、それに伴って再質問をさせていただきます。

では大枠の1番からやる予定だったんですけれども、大枠の2番のほうから。逆にしてですね、まず大枠2番の庁舎建設のほうから再質問したいと思います。

まず①、村長の見解で場所を選定して早急に決めたいと。それに伴って、庁舎建設は始まっていくんだろうと思っております。

②の候補地、3カ所提示されたというところの、まず1番のほうからですね、これは何年か前にですね、たしかアンケートをとったと思うんですよ、庁舎建設に対しての、場所かどうかはわからなかったんですけれども、それも含めて、十分基本計画に反映されたのかどうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

建設候補地の抽出については、この4カ所の抽出については、これは中城村第4次総合計画の第2章に土地の利用計画というところがございます。その中に豊かな暮らしサービス拠点地区というのがございまして、その中で公共施設を集約したいというふうな旨がうたわれております。そこから4候補地を抽出したということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは吉の浦を中心に候補地が3カ所並ぶような形で、あるんですけれども、これは建設検討委員会の中で場所は決

められたと、考えていいわけですね。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

建設検討委員会のほうでは、決定というよりは答申でございまして、これから具体的な場所については、また調査し、検討してまいりたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、3カ所の建設候補地、これがあるんですけれども、今、安里の上のほうですね、先ほど企画課長のほうから村内全域から10分以内に、その場所は中心地でもあるし届くという話があったんですけれども、そのほうは基本的な候補地に入るべきではなかったのかと思うんですけれども、例えば10分以内に届いて、防災、津波・地震、そういった形にもできるだけ該当すると。あとはアクセス道路もいいということになれば、もちろんこれは庁舎建設の検討委員会の中でも入るべきではなかったと思うんですけど、入らなかった何かわけがあるのか、それを伺います。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほど中城村の第4次基本構想のというお話をいたしましたけれども、その中に、その今の場所は組み込まれていないということでございますので、そこからは候補地としては外れているということでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 私が質問したのは、なぜ外れたのか、場所が該当しなかった理由は何なのかということなんです。この3カ所、今、現庁舎も入れて4カ所が該当地所として設定されたんですけれども、なぜ安里のほうは該当しなかったのか、候補地にも入らなかったのか、それはなぜかということなんです。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

繰り返しになると思いますけれども、この第4次総合計画の中に、まず今言う場所が入っていなかったということと、当然その中に入っていないので、検討委員会の中ではその議論がなかったということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 場所はその中に入っていなかったということなんですが、今後、まだ場所が決定していないわけなんです。その中に入る確率は少しでもあるのか、一切この3カ所の中から決めていくのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

村といたしましては、答申を重んじて進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 答申を重点的に重く見るということによってやっていくのも、これは一切構わないんですけども、答申の中でもですね、場所決定はできないという答申が出ているわけですね。この3カ所は、どちらもメリット、デメリット両方あると。これは庁舎内と、あと議会、住民で何とか場所を決めてくれというふうな答申だと私は答申を見て思っているんですけども、それをゼロにするというよりは、ちゃんともう一度考え直して、確かに今は全国各地で災害、それから地震もあちこちで頻繁に起こっている。そういうような状況も踏まえた段階で、果たして海拔5メートル、そこら辺のところには建てていいのか。ほんとは一番いいのは、ずっと上のほうがいいんですけども、やっぱり利便性等もある中で安里が一番いいんだと思うんですけども、村長はどうお考えですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、その場所選定を覆すということになりますと、答申を否定するということになりますの

で、あくまでも先ほど総務課長から答弁がありましたとおり、答申に沿った形で我々は場所の選定をしていきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この新庁舎建設には、平成24年に部課長による準備委員会、平成26年7月に検討委員会が発足したということを知っているんですけども、ちょっとこれは2年もの間、部課長の間で準備委員会が発足して2年もの間、何でこんなにとまってしまったのか。見てのとおり、皆さんが一番よくわかるんですが、この庁舎もそろそろ50年近くもたっていてですね、これを喫緊な課題として新庁舎建設というのは進めていかなければならないような状況の中で2年もの間、何をやっていたのか。その原因は何かあったのか、教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

平成25年の10月に基本計画ができて、それから答申まで2年間ということですけども、とまったということではなくて、慎重に進めていたということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今からどんどん進んでいくのだらうと思うんですけども、できるだけですね、あの防災、それから災害対策を今、ほんとに世界各地でも相当大きな地震等も発生しているものですから、これを低地、海岸沿いにつくってしまったのでは元も子もないと思いますので、少しでも高いところ、村民が確かに行き来しやすいような場所をですね、ぜひ選定してもらいたい。

低地につくった場合は、どうしても役場の機能が麻痺してしまって、もし津波でも発生した場合にはどうしようもない事態になりかねませんので、さっき石原議員が言った災害、水害ですね、そういうのも含めて、こっちが大丈夫だろうというような話では、今、済まないような

環境、自然環境が悪くなっているような状況です。ぜひそこまで考えて、場所の選定というのはやっていただきたいと思っております。

次、③のほうですね。財源の件なんですけれども、今、毎年2,000万円ずつの庁舎建設の積み立てということでやられているんですが、今、2億6,000万円ほどの財源があるということなんですけれども、あと何年ぐらいしたら、庁舎建設ですね、始められるのか、予定としてはですね。早急にやらなければいけないことは、誰もが重々承知していることなんですけれども、行政のほうからいつごろをめどにやっていくのか、それを教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えいたします。

まず候補地の選定が一月や二月でできるわけではございません。そこは基本的に今、議員が言っていた3カ所についても全て民有地です。当然その人たちの理解がない限り実施はできないわけですから、そのほうも含めて、その人たちのための法的措置もあります。例えば租税特別措置法を適用するのであれば、事業認定の県の許可も受けなければなりません。大体それが半年から1年近くかかるという部分も現実にはあります。

一番今から考えなくてはならないのは、そういう事務手続という部分は並行してできますけれども、じゃあ基本的に今、18億円以上の金がかかるというので、今、2億6,000万円しかないというのであれば、じゃあ私どもは、この事業を推進するためには今ある予算の中で、いかに工夫するかという努力をしなければならないわけです。そのためには、今の住民サービスの部分である程度調整しなければならない部分も出てきます。そういう面で、調査が最優先だというのであれば、そういう村民合意もつくらなければならないという部分も出てきます。

それと基本的には、何らかの複合施設によって金が引っ張られないかと、交付金が引っ張られないかということもあわせて、特定財源が確保できないかという部分も、検討しなければならない部分もあるわけですね。その想定を含めて、できるだけ早くやりたいというのが現実の問題です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の副村長から答弁がありましたように、この現庁舎というのは50年近くもなって、建物自体がほんとにあっちこっち、天井から何が落ちてくるのかわからないような状況の中で、ほんとに危険な状態で、今、現庁舎で皆さん仕事をしておられるということで、これは村長が言われたとおり、防災の面から、対策も含めて、今、建設中の資料館、それと同様に何か避難場所等も含めて、あるいはまた複合施設も含めて補助金が出るような案を、ちゃんと考えて、よい知恵を出してですね、その中で一括交付金、あるいはまた先ほど言われたいろいろ地方債ですね。地方債はできるだけ使わないほうがいいんですけども、いろいろな補助金を十分に考えていただいて、できるだけ早く場所の設定、それから建物周辺の発展も含めて、この庁舎建設は進めていただきたいと思えます。

続きまして、大枠の1番に移りたいと思えます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時11分）

~~~~~

再 開（11時11分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 それでは、大枠1番のほうに移りたいと思えます。

火葬場建設について、私は去年の12月議会から連続4回、この問題に対していろいろな住民

の声も聞き、賛成派の方からも話を聞いてやってきたんですけども、その中でも先ほど村長の答弁でもありましたとおり、ことしいっぱいをめどに私も今回を最後に、この火葬場問題は質問させられないように終結したいと思いますので、今回が最後になるような、できるだけ話をさせていたいただきたいと思います。

①のほうですね、企画課長から答弁がありましたとおり、これは統計学に基づいてやられたということで、384件あれば、それはそれで十分だという話なんですけれども、この統計学の理論がですね、確率論ということで、確率論を基盤にして集団全体の性質を一部の標本ですね、例えば今、アンケートをとったと。調べることによって、推定するための処理、分析方法ということがあるんですけども、これは性格が全て一致しているわけじゃないんですね。中城村は中城村の性格がある。宜野湾市は宜野湾市の性格がある。例えば、中城村だったら、この火葬場は少しは必要だろうというぐらいの話であって、北中城村も同じであります。西原町、北谷町は、これ、ないとちょっと困るかなというぐらいの話であって、宜野湾市のほうは喫緊に欲しいと、できるだけ早目につくりたいというような話になっているわけで、統計学を持ってきた場合、これは全然違うと思うんですけども、私はそう思っているんですよ。

これは各市町村に600通を配布したという中で、これは回収率が29.6%あるというんですが、本村の回収率は幾らだったのか、残りの4市町村、その回収率は幾らだったのか、教えていただけますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村の全ての市町村におきまして、この回収率は29%を確保しております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ということは、これは

各市町村別に全く統計はとっていないということになるわけですか。5市町村は、例えば中城村は600通出して幾ら返ってきた、何%の回収率だった、北中城村は幾ら、北谷町は幾らと、これはとられていないわけですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 市町村ごとの、データもございます。それを踏まえまして、各市町村ともそういうふうな回収率になっていたということをお先ほど答弁したつもりでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 本村だけでも600通と言いましたら、これの29.6%、180世帯の回収率だったろうということをやっているんですけども、この地元説明書の中では、これがいかにも村全体の、例えば5市町村全体、全ての資料だというふうな捉え方にちょっとなっているものですから、180世帯ということは本村での0.25%なんですね。それを踏まえて、これだけのアンケートで、これは村民全体の意向だということをおっしゃるのか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

我々が検討しているのは、中城村だけで検討しているということではなくて、5市町村で広域での整備ができるかどうかを検討しているところでございます。ですから、本来、統計的には384通の回答があれば十分ではあるんですけども、今回の回答は5市町村で887通でございます。そうしますと、5市町村の全体の意見を推定するためには十分な精度があるというふうなことでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これだけ重要な火葬場というのは、どこの市町村も受け入れがたい、場所としてはですね。よく言われるとおり、総論賛成・各論反対ということになっているんですけども、その各論が今、安里に来ているわ

けですね。それをですね、このような重大な施設をつくるに当たって、ただ5市町村だけでとった29.6%のアンケートの中で進めていくというのは余りにも少なく、村内でもほんとはより多くのアンケートをとって、ほんとに火葬場、村内に必要ですかということを、たかだか180世帯じゃなくて、みんなにとっていただいて、これはもしかしたら村内に来ますよということも踏まえてね、建設場所が。そこも考えてアンケートをとるべきであってですね、これだけの、ただ180世帯、29.6%ですか、これだけで全てが整ったと、74%が賛成だというような話は余りにも私は疑問に思っているわけですね。そこは、行政のほうとしてはどうお考えですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これは、あくまで統計学上の話がまず第1点です。これは別に、歴史がそれを確率論として、統計学的に、これは証明しているわけですから、これが間違いとか、正しいとかではなくて。

そしてもう一つは、先ほどからの答弁を聞いていますと、中城村につくるということを開いているわけではなくて、5市町村の中で必要ですかということであってですね、中城村でどうのこうのではないということ。これ、入り口ですから、今の部分は。これ、誤解のないように議員もお願いしたいのですが。我々は、その意向がどの程度あるかをまず認識して、この意向があるということ、総論で火葬場は必要だというのが統計学上出てきたから、行政として、これは間違っているから絶対おかしいよということで否定をすることはできないですよ。我々はしっかり、その統計学上出てきた数値を元にして、そうであれば検討をしなければいけないんです、行政は。検討した結果、今、じゃあ火葬場をどうするかということになって、財源がないから、今こういう状態になっています。先ほど、私、午前中で答弁したものが全てで

ございます。財源が、めどが立たない限りは、これ以上は進めませんよ。進まないよというメッセージを出したつもりですけども、今のその入り口の部分の議論というのは、これは確認という意味では大事かもしれませんが、私の結論が今、出た段階では、果たしてこれが我々、企画課と議員との議論になるのかなというのは、いささか疑問でございますので、その辺は踏まえてお願いをしたいなと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ②に移りたいと思います。

これは12月議会ですね、新垣善功議員の会議録に大分入ってはいるんですけども、その中からもやりたいと思います。まず、担当課において、地図を広げて村内のどこがいいのか、どこを推薦したほうがいいのか考えましたということがあるんですけども、これは担当課、何人で考えたのか。担当課だけで考えたのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の火葬場・斎場建設に関しては、我々企画課のほうで今、担当しておりますので、それにつきましては企画課の内部におきまして、当然検討はしております。我々、係のほうで検討しております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 企画課が担当ということで、これは候補地を絞るというよりは候補地を挙げるというところはですね、これは一番この中で重要な作業になるわけですね、この候補地というのは。そこで何で一人ぐらいの専門家を交えてですね、こういうふうには考えてはいるんですけども、どうしたらいいですかとアドバイスなり、それをいただいて、それから決定というよりは候補地を探すような努力というのはなかったわけですか。担当課だけではやらな

くて、この候補地というのは一旦決定してしまつたら、重要な整備地区、あるいはまた周辺の方々にも影響するものですから、そこで最初から専門家を入れて、一緒に考え、一緒にこの候補地を探すというようなことは考えなかったですかということです。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

4カ所というのは、あくまでも本村内の4カ所でございます。5市町村で集めると、全部で15カ所になっております。最初から中城村でつくることありきで我々は進めているわけではございませんので、我々の中では、中城村の中では村の職員のみで当然それを決めて、村長決裁を経て候補地として推薦をしているところです。

専門家を交えての検討というのは行っておりません。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ということは、言ってみれば素人だけで、こっちはとりあえずこの6項目の中に該当すると。じゃあ、ここがいいんじゃないのというような決め方で4カ所を決めてやったということで、考えていいわけですね。この6項目の査定方法がありますよね。その中で、やったということですね。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

7項目にわたる選定条件ですね。そのことが建設検討委員会のほうから示されておりますので、そのことについて企画課において議論をして、村長決裁を経たというふうなことになります。職員がやっております。職員の中には、こういう場所を選定するための専門職員はいないと、そういうふうと考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは5市町村の中で15の候補地があるということで、先ほどの議事録を見ましたら、候補地を、点数をつけたまま

選定委員会に引き渡したということになっているんですけども、これは点数をつけたのは誰が、どの時点で点数をつけたということになりますか。この15候補地の点数は、各市町村で点数をつけたのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建設検討委員会のほうで点数をつけてございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 議事録の中では15の候補地につきましては、選定委員会のほうに、その15の候補地を、点数をつけたまま選定委員会のほうに提出をしておりますと。その下のほうにですね、「それを検討委員会に上げまして」ということは、もう点数はついているわけですよ、検討委員会に上げる前に。違いますか。この答弁見たら、そういうふうに書かれているんですけども。この15の候補地を、全てを首長の会議には上げておりますということは、その時点ではもう点数はついているんじゃないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

建設検討委員会のほうで点数はつけてございます。建設検討委員会のほうで点数をつけて、それについて候補地選定委員会のほうに意見を求めています。

選定委員会というのは、これまでも答弁しておりますけれども、計画地を決定するような組織ではなくて、我々が点数をつけたものに間違いがないかどうかを確認する機関でございます。その機関からも、そのとおりで我々の建設検討委員会に上がってきたということでございます。その建設検討委員会で1カ所に絞ることもできませんでしたので、たしか平成25年の11月25日に建設検討委員会と各市町村首長を交えた意見交換会におきまして1カ所に絞り込まれた経緯

でございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 この話はですね、一番必要と思っている宜野湾市からの投げかけで始まったと思うんですね。宜野湾市からの話が出て、さらに一番人口の多い宜野湾市、そこで何で宜野湾市につくってですね、それをほかの4市町村がサポートするというような話は最初から全然できなかったわけですか。宜野湾市からも候補地は4カ所か6カ所ぐらい上がってきているわけでありまして、一番あなた方は使用するのが多いですよ、じゃあそこにつくって我々はサポートしますよという話は全然なかったわけですか、この検討委員会の中でも。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

中城村ありきで、この話を進めたということもなければ、宜野湾市ありきで進めたということでもございません。あくまでも各市町村から紳士的に提出された15の候補地につきまして、6項目の比較検討を経て、1カ所に絞り込まれたというふうなことでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今の比較検討ということもありましてですね、これは議事録の中に6項目、これも載っているんですけども、敷地面積、それから自然環境、周辺環境、道路交通の検証、施設整備についてですね、その他の計画ということがあるんですけども、その間、課長の答弁で、敷地面積は広くて高い評価を受けていると。2つ目が樹木が多いということで、これも高い評価を受けていると。3つ目が周辺環境の検証においては、南側に小規模の住宅地があるということで、逆にマイナスの査定がされていると。4つ目は道路環境の、道路交通の検証におきまして、県道35号線があるから、アクセスが容易であるということで、これも高い評価を受けていると。あとは、5つ目がですね、

県道からのアクセスにより、施工時に周辺への影響は少ないが、地すべり対策費がかかるということで、これもマイナスと。最後は、やはりこれを建設する場所も地すべりの対策をしなければいけないようなところで、こっちもマイナスの評価が出ていると。6項目中3項目がマイナスの評価になっているんだけど、それでも一番の高得点になり得たのか、ほんとにそこ以外の場所は、それほど悪い場所なのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ほかの候補地が悪いというふうなことまでは、私はこの場で答弁することはできませんけれども、あくまでも6項目の比較検討項目におきまして、一番評価が高かったというふうなことでございます。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ③です。緑地帯を整備し、安里集落から火葬場が見えないようにするというので、これは樹木等を見えないようなところに植えてですね、下から見えないようにするということになるかと思うんですけども、これは上から、新垣、北上原からの眺めというのは、これはどう対応するつもりでおりますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

山手側、北上原地域からは、おおよそ2軒ないし3軒の住宅から火葬場が見えることになるかと考えております。上から見おろす形になりますので、植栽等によって見えにくくするというのは困難であるというふうに考えております。建物の外観等に工夫を加え、一見して火葬場なのかどうかはわかりにくいような、そういう配慮が必要であると考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 国道から、できるだけ隠していくと、見えないようにするということ

でしたら、これは村としても、この火葬場というのは迷惑施設だというふうに考えているわけですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

火葬場は、必要不可欠な施設であるというふうなことで考えております。ただし、住民の中には、やはり火葬場につきまして迷惑施設であると。そういうふうに考える住民の方々もいらっしゃると思いますので、そういう方々に配慮しまして植栽等によりまして見えにくくしたいと、そういうふうに考えております。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時34分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

大城常良議員。

○3番 大城常良議員 次ですね、県道35号線が整備されているということで、火葬場・斎場、これ合わせて、一日何台の通行量を見込んでいたのか、お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

火葬炉につきましては、常時稼働が6炉であると考えております。そこに火葬場の駐車場につきましては、それに対応できるように186台が確保できるようにしております。一番火葬場が込み合う時間帯、これは正午ごろになるんですけども、そのときに66台の車両がそこに来るだろうと、そういうふうに考えております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 これは、下から上に向かってですね、安里の奥間から上に向かえば新垣、それからあとは宜野湾市に出る道、県道29号線に出るんですけども、その中で今、180台と66台ということで、石原議員からも先ほど話のあった県道29号線の交通渋滞、これも非常

に厳しい状況にあつて、これが例えば宜野湾市から野嵩方面、あるいはまた宜野湾の志真志方面から来た場合に、180台の車が一気にこの時間帯にこっち来なければいけないという状況の中になった場合に、どうしてもこの一本道で、十分アクセス道路として使用できるのか、万が一ここで事故が起きた場合、これ、どういうふうな対応をするのか、起こらないとは限らないものですから、もし間違えて、ここでの事故があつた場合に、どうしても火葬場に行かないといけないという状況になってしまった場合、そこまで考えていらっしゃったのか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

66台につきましては、ピーク時の正午ごろに66台の車がここに来るんじゃないかというふうなことで想定をしております。

それから火葬場へ向かう途中の、そういう事故等についてはですね、そこまで我々のほうで検討しているものではございません。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 村長に一つ聞きたいんですけども、住民合意というのがありますよね。その住民合意というのは、この地域、場所で、日々生活をしていらっしゃる方々が住民合意を得ないといけない対象の方々なのかですね、そこは村長としてどうですか。例えばこの火葬場を今、安里につくると。そこに日々暮らしている方々、その方々が一番の住民合意を得なければならない対象になっているのか、そこはどうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

我々中城村民全体のもちろんこれは合意も当然必要ですし、より火葬場建設に近い地域の方々、安里、新垣も含めてですね、そこの方々の合意といいますか、理解が当然必要になってくると思っております。

せっかくですから、同じ答弁を繰り返させていただきます。もうことしいっぱいでは、この問題はある程度のけりをつけようと考えておりますので、今、検証という面では議員の御質問にしっかり私もお答えしていきたいと思っておりますし、それは尊重したいと思っておりますけれども、私としましては何度もお話ししますが、もう今の状態が、一步も前に進める状態ではない。現在でも半分凍結状態の今の状態をですね、変に村民の方々が誤解をしないように、私は村民の方々に向けて村の方針をしっかりと発信していくために、ことしいっぱいでは、私としてはある程度の結論をつけたい。それを検討委員会のほうで議論をしていただきたいということで、話を持っていこうと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ⑤ですね、有害物質の検出は、今、村長の話聞いて、これは抜かしたいと思っております。これはどうせつくってからの話になると思っておりますので、これは抜かします。ほんとはいろいろ10項目ぐらいあったんですが、これもやりません。

あと、私ですね、北中城村の一般質問に行きまして、聞いてきました。そのほうの、今現在、火葬場はどうなっているのかという中でですね、ある議員の答弁の中で村長がですね、これはもうこれだけ詰まっているのであれば、膠着状態という表現をしていたんですけども、であるんのであれば、これはもうあと少しですね、いま一度方向性を見詰め直さなければいけないだろうという答弁が出ました。

その中でですね、確かに議員の方々は絞り込まれたと言っても、決定しているような話しかしないものですから、我が中城村では、いやまだ絞り込まれていない、全然決定していないと言うんだけれども、ほかでは、宜野湾市とこう

いったところですね、議員の方々は、もう中城村に決まっていると。それに対して進捗状況はどうかというような話の仕方しかししないものですから、傍聴席から私も一言言ったんですけども、怒られたんですけどね。そこら辺までほんとに意見の差があるというふうに思いますので、ぜひこれは受けとめていただきたいと思っております。

予算の面で、あるところでことし6月と8月に県庁に5市町村を連れてですね、予算の要請に行ったという話を聞いたんですけども、これは一括交付金でもできない、あるいはまたそのほかのものでもちょっと厳しいというふうな話がありましたけれども、これは行かれたわけですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

検討委員会の事務局であります宜野湾市を中心に各市町村から職員が8月に県庁のほうに出向いております。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 ほんとに村長、地元安里ではですね、自治会長が賛成派から反対派に切りかわったと。あとは住民の70%以上が安里にはつくれないよと、火葬場は反対ですよという意思表示もしているもので、村長、これは12月まで待たないでですね、我が中城村としては、この場所にはつくらないと、もう白紙撤回していただけないかというようなことを5市町村に言うということはできないんですか。その答弁を伺いたいんですけども。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の地元合意の、地元では70%以上が反対しているとかという、そういう言うなれば主観的な話から、この問題が凍結状態になっているとかいうことではないんです。あくまでもこれは、いろんな誤解が生じる可能性があるから、私は

今、声を大にしてここの議会でも答弁させていただいているんですけども、余りにも我々が、安里での説明会から、その後ですけれども、我々が押しつけているような感じがメッセージとして伝わっているんじゃないかと。これが、これはおかしい話だということから始まって、そして現在、財源の確保が難しいということで、今後進んでいかないんじゃないかという話があって、であれば、しっかりしたメッセージをここで発信していかなくていけないという結論が出て、今回、ことしいっぱいにしっかりした形をつくって、村民の方々に誤解を与えないようにしていこうじゃないかというのが私の考えであってですね、その辺は今、議員がおっしゃる質問とは多少違ってきますけれども、ニュアンスはですね。結論としては、そういうことで今回の建設検討委員会に提案をしていきたいなと思っているわけですから、その辺を御理解いただきたいと思います。

あえて、あおる必要も何もありません。事実として、それをやっつけようと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

○3番 大城常良議員 今、村長のほうから答弁があったとおりですね、ことしいっぱいには私はもうこれは、話はもうなかったことにするんだろうというふうに感じております。

第4次総合計画で定める「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」、これだけすばらしいキャッチフレーズを前面に押し出している本村が、我々議員のほうも、執行部のほうも思いは一緒なんです。村をどこまで発展させるか、どこに方向性を持って行って、力強く本村の発展を仕掛けていくか。これは、我々議員としては財政面からもそうですし、今言われたとおり皆様方の運営に関する話からも、いいことにはどんどん賛成しますよ。本村、我々議員も皆様方の言うとおりにいいことであれば、こ

れは早く進めてくれということは言うんですけども、ちょっとこれは違うんじゃないかなというものがあれば、我々はどんどん意見します。それが我々議員の使命でありますし、批判と言えど何ですけれども、これをチェックするのも我々議員であるものですから、そこはまたぜひ考えていただきたい。

あとはですね、村民に対しては、ほんとに我々は村民の生命、財産を守り、それから安心、安全な暮らしを守ることであり、本村の貴重な景観ですね、これがイメージダウンしないような施策をほんとにとっていただきたい。

この火葬場建設はですね、ほんとに全く整合性がとれてないような状況で、今、村が進めている、ほんとに「とよむ中城」の中にはですね、私はこれ、無理だなと。ほんとにいま一度考え直していただきたいというようなことも考えてですね、この絞り込まれた安里区をですね、その案をぜひ早期に撤回するように、これを強く申し上げて、村長からも話がありましたとおり、これは恐らくことしいっぱいで終わるだろうというふうに思っているの、12月からは、私は違う質問をしたいと思っているので、ぜひそれに沿って村長、それから執行部の方々もよろしく前向きにですね、この話は終わりというところまで行けるように、頑張っていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

傍聴席は静粛をお願いします。

午前中の質疑はこれで終わります、1時30分から再開いたします。

休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣博正議員の一般質問を許します。

○12番 新垣博正議員 ハイサイ、御飯を食べた後、眠くなる時間帯ですが、おつき合いをお願いいたします。

午前中の激しい、熱い討論、議論の中で、私はクーラーがちょっと寒くて震え上がっていたんですけども、午後ですね、ぜひおつき合いをお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問を行います。まず、大卒の1点目、副読本についてであります。中学1年生用副読本・護佐丸コース「ありんくりん中城」は小学校で終わらせることなく、中学校における琉球史及び地域の歴史をさらに深く学ぶ意義について、お伺いいたします。①2年生、3年生用の副読本の発行の方針はあるのか見解をお伺いいたします。②護佐丸考、いわゆる護佐丸についての考え方、考察ですね、については歴史研究家の間でも見解が分かれる部分がありますが、どのように捉えて、今回編集をされたか、それも見解をお伺いいたします。③5ページの地図の比較が、現在と500年前の地図が同じ地図が用いられて比較をされておりますが、これもどのような意図があつて、このようなやり方をされたのか、見解をお伺いいたします。④移民史については、さらに深める意味で「人物論」等に焦点を当てて調査、取材、編集していく方針はないか、見解をお伺いいたします。これは、二、三年生の、もし副読本が発行される予定があれば、そういったものも取り入れる考えがないかを確認したいと思ひます。

大卒の2番目、子どもの貧困率についてであります。①日本は先進国、経済大国と言われる反面、子どもの貧困率が16.3%に達し、統計を取り始めた1985年の10.9%と比較し、過去最高数値との報告があります。子どもの貧困とは何か、定義について見解をお伺いいたします。②沖縄県、本村の子どもの貧困率についてお伺いいたします。③子どもの居場所調査をしたこと

があるか伺ひます。例えば、放課後どこで過ごしていますかとか、自宅で誰と過ごしていますか、孤食の状況、割合等について調査をしたことがあるか、お伺ひいたします。

大卒の3番、沖縄戦終結後、収容所の実態についてであります。①収容所で亡くなられた本村出身者の実態について、どの程度把握されているかをお伺ひいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大卒1と大卒3につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大卒2の①②は福祉課、③は教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大卒2番の子どもの貧困についてでございますが、私自身も県の町村会を代表いたしまして今、県の子どもの貧困対策検討会の委員をさせていただいておりますが、大変この問題は大きな問題でございます、学識経験者、専門家の皆さん、あるいは父兄の代表者、そして貧困を経験した当事者の方々、委員の方々がいらっしゃいますけれども、その方々からの意見を集約しながらですね、今、その対策を練っているところでございます。

それを踏まえて、本村でもしっかり施策に反映できないか、真剣に検討していこうと思っております。詳細につきましては、また課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 博正議員の御質問、大卒1の①と④は私から、②③については主幹から、大卒2の③の居場所調査については私から、孤食については主幹から、それから大卒3については私からお答えいたします。

それでは、大卒1の①今回発行された副読本

は、中学校の総合的学習の時間「護佐丸コース」用として作成され、その活用を学校との協議の結果、1年生の総合的学習の時間で行うことになりました。今回の副読本は、特に1年生用としての作成したのではなく、中学校生用としての作成であり、2年生用、3年生用の発行の計画はありません。

④移民史については、副読本として編集していく計画はありません。

大枠2の③子供の居場所調査についてですが、教育委員会が子供の居場所を調査したことがなく、把握しておりません。現在、行っている放課後こども教室推進事業で、子供たちが放課後安心して活動できるよう、小学校区内において地域の方々の協力を得て、安心できる環境づくりを行っております。

大枠3について。①中城村においては、終戦後に関する聞き取り調査や資料収集が不十分であるため、本村出身者の収容所関係の実態は把握されておりません。今後早急に調査を行っていく必要があると思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 では、お答えします。

大枠1の②についてです。護佐丸の歴史的評価については諸説ありますが、本書では護佐丸の子孫たちによって編さんされた「毛氏先祖由来記」「異本毛氏由来記」のほか、「球陽」「中山世譜」といった首里王府の正史を参考にしています。「異本毛氏由来記」の一部を除いて、これらの書物には、広く一般に知られている忠臣護佐丸、人に優しく、領民ためになる政事を行う護佐丸像が描かれています。ただ、これらの書物が護佐丸死後200年以上たってから編さんされたものであることを考慮して、本書では「伝説に残る護佐丸像」とか「～であると伝えられています」と表記をしたり、出典を明らかに

にする等の配慮をしています。

続いて③このページ、ありんくりんの4ページから5ページの内容の主なポイントは、現在の中城村は時間的変遷に伴って、どのように広がりが変わってきたのか、またその理由が村史などにはどのように記されているのかの2点あります。御質問の500年前の間切を今の地図を用いてあらわしていることについては、今から500年前と現在とでは海岸線が大きく異なってきてはいますが、今回の図の作成に当たっては生徒たちに広がりイメージさせることにポイントを置いたということで、当時の海岸線を記した図で中城間切を記すよりも、現在の地図に当時の中城間切を記したほうが、生徒に広がりイメージを持たせやすいと判断したからであります。子供たちが考えている以上に、かつての中城の範囲が広がったこと、中城村は時代とともに変遷してきたことを知ってほしいと考え、本章は編集されています。

続いて、大枠2の③の孤食の状況、割合などについてお答えします。特に孤食という形でアンケートをとったことはないのですが、それと類似した調査、アンケートをとっていますので、そのほうでお答えをしたいと思います。本村教育委員会では、6月に私立幼稚園、小学校、中学校で行った生活実態調査の中に孤食に関連した項目がありましたので、その結果をお知らせいたします。ポイントは2つだけですね、「朝食を誰ととったか」ということと、「夕食を誰ととったか」という設問がありましたので、その結果を今、お伝えします。まず、「朝食を誰ととっていますか」の項目では、「家族みんなでとる」が幼稚園で55%、小学校で42%、中学校で25%、「兄弟だけでとる」が幼稚園で38%、小学校で37%、中学校で14%、「朝食を1人でとる」が幼稚園で1%、小学校で10%、中学校で34%、その他全体で14%であります。次に「夕食を誰ととっていますか」という項目があ

るんですが、「家族みんなでとる」が幼稚園で86%、小学校で77%、中学校で58%、「兄弟だけでとる」が幼稚園で11%、小学校で10%、中学校で12%、「1人でとる」、つまり孤食ということですが、幼稚園では0%、小学校では2%、中学校では15%で、その他が全体で11%と含まれています。幼小中全体での孤食の割合は、1人でとる割合は朝食で15%、夕食で5%という結果になっております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 博正議員の質問にお答えします。

大枠2番の①貧困の定義は、世帯の収入から国民一人一人の所得を試算し、一人一人を順番に並べた場合に、真ん中の人の所得の半分に届かない世帯で、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている世帯です。

②都道府県、市町村ごとの子どもの貧困率は、算出されていません。

③「放課後どこで過ごしていますか」、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果より、放課後児童クラブ、習い事、自宅、仲よし児童館の順となっています。「自宅で誰と過ごしていますか」、祖父母、友人。共働きでない世帯は、お母さんが上がっています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細な質問を行います。

教育長が今、答弁されましたが、中学校1年生用ではなくて全体、中学校3年生までということをお答えいただきましたが、実は新聞で私は見たものですから、こう答えているんですけども、ちょっと新聞の記事を読ませていただければ。「郷土学習を中学校も」というようなタイトルで中城村教育委員会ですね、そして副読本発行。「中城村教育委員会（呉屋之雄教育長）は、このほど中学1年生用副読本「護佐丸コース・ありんくりん中城」を発行した」というふ

うに書かれているんですよ。これはじゃあ、解釈は誤りということではよろしいのですか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 誤りというより、ありんくりんの護佐丸コースは1年生の総合学習の時間で扱うといった意味で発言したんだけど、1年生ということになっていまして、ちょっと私のニュアンスと違った報道になっていると思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 そして、平成27年度の点検評価にかかわる報告書の中でも、教育委員会の点検評価で将来的には護佐丸や中城城跡だけでなく、本村の文化財や芸能等も学ぶことで郷土の理解をより深めていきたいというふうに点検評価で触れられております。これを読む限りにおいては、今後もこのようなものを継続して発刊したり、今後の予告をされているような解釈が、私はされるんですけども、じゃあこれはどのような流れで今後展開していくのか、お伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 確かに議員のおっしゃるとおり点検評価ではそういうふうになっておりますけれども、実は小学校の文科省の特例校ということで、あれは3年めどなんです。平成29年からは、また新たに申請しないと特例校として認められないということで、平成28年度には小学校の特例校実施できるように私たちはやっいていこうと。中学校については、総合学習の時間の中で「ありんくりん」のものが今後、どのように拡大していくかというのは、これから中学校側と詰めていく予定であります。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 教育委員会は、これまでにないぐらいに力を入れて、この副読本を小学校でつくって、また今回、中学生用をつくられたというのは、私たちとしては高く評価し

ていきたいし、村長もよく答弁の中で、私たちの世代までは琉球史を学ぶというのは個人的に学びなさいというだけで、学校で学ぶというのは、多少触れるぐらいで、これだけコースをもって教えられるというのはなかったんですね。ですから、大人になって初めて琉球史の中を知れば知るほど我々が教えられなかったものは何だったのかというような思いがしてならない。そのあらわれが、こういうふうに期待をさせていったものだというふうに思っております。

ですから、何ていいますかね、「ありんくりん」の中城は小学校の中である程度護佐丸を押さえて、中学校からもうちちょっと琉球史全体も含めて展開をしていただきかったなというのが非常に私の期待でありました。過去の一般質問においても、いろいろと事例を出しながら、私は質問をしてきたつもりでありますので、その辺が少し、今回でしり切れトンボになると、とても残念でならないので、ぜひ継続していく思いを持っています。もっと深めてですね、琉球史を学んでほしいなと、ここで終わらせることなく学んでほしいなと思います。せっかくですね、地域の歴史になると、書店に売られている本でも、さらに中城村だけに限定していくとなると、非常に難しいものがあるかなと思います。これは中城ンチュしかつくないというふうに思うぐらい、貴重なものだと思っております。もちろん琉球史についてもですね、今後先生方は研究をされて、ぜひ発刊してほしいなと思うんですけども、その中で護佐丸考についてですね、以前にもこれは触れたんですけども、やっぱりいろんな角度から真実は何なのかということも含めて解き明かさないと、余りにも物語だけが突出して行って、いかにもそれが本物であったというふうに私は誤解されはしないかなというふうに思っているんですね。多分大半の人がそうだと思います。そういった意味では、本物を飽くなき追究ですね、歴史を

ひもといていくという考え方をぜひ持っていたきたいなと思います。

改めてもう一回、この件に関して触れていきたいんですけども、この護佐丸と阿麻和利の乱というのは、勝連城と、そして我が中城城の間で行われた敵対するというような関係の中で首里軍も攻めてきて滅んだというのが、その事件のストーリーになっております。この事件は、後に脚色されて組踊の二童敵討となり、明治に入ってからですね、これは。沖縄芝居で繰り返し演じられてくる。いわゆる商業芝居の中で演じられてくるようになって、忠臣護佐丸、逆臣阿麻和利というような図式が定着してきた。これはもう護佐丸の時代からはるか後に行われた。答弁にもありましたとおりでありますが、このように後世の歴史考証をしていくと、この事件の捉え方は誤りであるというふうに歴史学者の間では捉えられているし、恐らくこの事件は各地による、按司たちを巻き込んだトラブルだったと推定されるというような書かれ方がある歴史学者は触れております。これは有名な方ですけどね。

こういったものというのは、幾つか紹介しますと、結構あるんですね。先ほど教育総務課主幹のほうから答弁していただきましたけれども、毛氏の家譜の中でも、毛氏というのは近世の琉球においては、非常に高級官僚ですよ、ある意味では。その中で研さんされた自分たちの家系図の中で護佐丸につながっているということからしてみても、余り古くなればなるほど信憑性はちょっと疑問点が多くなるんじゃないかなと思います。それを全てうのみにしてですね、歴史で正しかったというような捉え方をされるというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思います。

例えばですね、「球陽」というのも結構参考に歴史書としてよく琉球の歴史をひもとく上では欠かせないものなんですけれども、その中で

も例えばオヤケアカハチの乱でも歴史考証的には誤りがあったというふうに捉えられているし、また、あの有名な向象賢、羽地朝秀でも為朝伝説というのを捉えて、日琉同祖論をつくって、明治の伊波普猷もそれを元にして日琉同祖論をつくったりとかですね、それがあたかも沖縄の琉球をつかさどってきたというような捉え方をされる部分。

もう一つは、これも有名な話ですが、与那国島のクブラバリ伝説ですね。妊婦を、何ていいますか岩の間を飛ばせて、飛べたら生き残りし、不運にも落ちたら、おなかにいる赤ちゃんもろとも死んでしまうというような恐ろしい伝説の話ですけれども、これは人頭税との関係があったというふうに過去の歴史家は話していたんですけれども、これは調査すればするほど、おかしいなというのがわかってきて、私も現場というのはちょっと見たことないんですけれども、ある歴史学者が現場を見に行ったら、とてもじゃないけど屈強なスポーツマンでもこの距離は飛べないなということがあるというのが1点。そして人頭税というのは頭割りで課税されるものですから、人口が多ければ多いほど1人当たりの持ち分は軽くなるということである。もう一つは、赤ちゃんが産まれるということは、いつの世もみんなが喜ばしい出来事であって、普通はお祝いをするような出来事であるというふうに捉えた場合にですね、この伝説が何らかの別のものから、これにすりかえられてきたのではないかというようなことであります。

もう一つは、尚寧王の墓についてもですね、尚寧王というのは有名な王ですけれども、1609年に薩摩侵攻のときに王様だったということで、薩摩に連行されていく王様。国難を招いたということで、王として私は徳がなかった。だから、玉陵（タマウドウン）ではなく、亡くなったときには浦添のようどれに眠りたいというのが遺言だったというふうに歴史学者が最初は伝えて

いたんですね。これは当時の琉球政府も玉陵とか、浦添ようどれを発掘といえますか墓の中を調査したら、確かに尚寧王の墓は玉陵ではない、そして浦添ようどれにあるということだけははっきりした。しかし、実際それが理由だったのかということ、ひもといていった場合に、実はそういったことではなく、尚寧王は浦添の当時の出身であったと。もちろん首里から流れてきて4代、5代ぐらいの流れの中で尚寧王の系統は浦添王子というふうに言われていて、ふるさとに帰るといというのが当時の習わしであったというところから始まって、ようどれのほうに眠ることになったというのが正しい歴史見解じゃないかなというのがあってですね、こういったところなんかも踏まえると、必ずしも「琉球国由来記」であるとか、「球陽」であるとか、あるいはまた毛氏の家譜であるとかですね、そういったものを全て当てはめて、そのとおりに歴史考証していくと、こういった見解が現代の学者からすると、ちょっとおかしいなというところにひっかかってくる。これが歴史の、ましてや学校の教科書といえますか、副読本の中で教えられるというのは、どうもおかしな解釈をされるんじゃないかなという心配をするんですけれども、このような心配というのは、教育委員会ではどうですか、持ったことはないですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 お答えいたします。

実は、この副読本、編集は去年4月から私も編集員としてかかわってきて、その中で歴史的専門家、あと学校側からも総合担当者、社会科担当、あと校長先生、教頭先生等、毎月のように集まりをしながら、著者の方も含めてですね、その内容を検討するときに、やはりどのように中学校で教えて扱っていくかという、まず最初、

そこが議論になりました。中学校は中学校で、いろいろ教科があって、それがいっぱいいっぱい状況でですね、どこでじゃあこれを扱っていくかというときに、総合的学習の中のねらいの中に探究的な学習、物を考えたり、自分からみずから考えたりとか、そういった部分で生かせるんじゃないかということと、あと中学校の1年生で既に中城中学校のほうは地元のことを調べる、探究的学習に取り組んでおりました。その中に護佐丸コースを入れてやればいんじゃないかということと、あと内容的な面からは、もちろん護佐丸については生まれた土地もよくわからない部分もあって、いろんな諸説が今、出てきています。

先ほど、阿麻和利のほうに視点を置いたものは多分、伊波普猷氏の著書から始まったのかなというところがありますが、それ以外にもいろいろ出てきてはいますが、こういった副読本をつくる一番元になるのは、やはり首里王府が出した正史。やはり何か元になるのは、やっぱりこういった正史がまず一番だということですね。それを元にしてということで今、「中山世譜」とか、「球陽」とか、そういった琉球王府の正史を元にし、さらにこれは貴族がつくったものではありますが、「毛氏先祖由来記」「異本毛氏由来記」等、そういったのを含めて一般的にあるものを捉えて、護佐丸像として提示はしていますが、あくまでこれは事実かどうかわからない部分があるので、先ほど話をしたように、200年以上たってからの書物から出てものでもあるということで、伝説とか伝えられてとか、そういう表記をととても気を遣ってやっております。子供たちには、自分たちで新しい護佐丸像をまたつくってもらいたいという思いも含まれています。

ただ、言えることはですね、護佐丸が中城城に来て、18年、こちらで政治を行っていますが、そのわずかその間に、これだけ慕われていると

いうことですね。やっぱりそこには、これはある先生の護佐丸が残した偉業ということで築城ですね。この城をつくること、あと人生という言葉方もしていましたが、民のために尽くした政治、やっぱりそういったことがあったからこそ、ここまで伝わってくるということは無視できない部分であると思います。

そういった面も含めて、これも一つの仮説としてこれも一応提示をしております。あくまで仮説というスタンスで全て提示をした上で、最終的には子供たちが将来、自分の護佐丸像を描いていけたらという思いで編集は進めておりました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 基本的なスタンスというのは、私もよく理解してはいるんですよ。教育委員会も、ぜひちまたに伝わる伝承でも、子供たちには伝えたい。私たちも子供のころには護佐丸というのは、こういうような者という学校の先生から教えられたことはありますけれども、ただ、こと歴史となると、やはりより正確を目指していくという姿勢は、ぜひとっていただきたいなと思います。

幾つか、例えば紹介しますが、先ほど伊波普猷というのを、ちょっと私、触れましたけれども、伊波普猷でもパーフェクトではないというように捉え方を現代の学者でもまた研究をしていって、幾つかの点を、疑問を挙げているところがあります。これは、よく言われる琉球の国王は就任したら久高島に参詣するというのがならわしであったというのは、よく言われますよね。でも、果たしてそれはほんとなのかな。もちろんその始まりって何なのかなというのがあって、あるときに、先ほど言いました向象賢、いわゆる羽地朝秀ですね。そのときの三司官ですよね。三司官のあれが薩摩に攻められて財政が圧迫して、にっちもさっちもいかないような状況を、どうやって切り詰めて国を運営して

行ったらいいかというときに、この久高参詣も費用がかかるので、それを削減するためにいろいろと調べていったら、久高参詣というのは、実は琉球の唯一不可欠なものではなくて、そのベースになっているのは日本から来たものであって、この発想はおかしいというふうな記録が残っているそうなんです。

しかし、後の歴史学者は、それは久高の参詣をすべきであるというふうに解釈をしたようなところがあって、よくよくこの文言をひもといていくと、逆であったと。そして、代理人を行かせているんですね、そのときからは。そういうふうにして、学説を、当初あったものが正しいとただ単に認識していくというのは、やっぱり後に、後世に悔いを残すようなことになりはしないかというのが、ちょっと危惧するところがありますので、ぜひその点は抑えていただきたいというふうに私は要望をいたしたいと思います。

そして、地図についてなんですけれども、やはりどう見ても先ほど答弁がありました、海岸線の部分ですね、既に例えば埋立地も500年前の地図にも載っているというのは、これはどう見てもおかしいんじゃないかなと思いますよね。そして、500年以上前というのは、低地というのは、中城村は湿地帯とか、あるいは海岸であったとかというふうによく言われますね。そういった意味で、今、村道潮垣線って通っていますよね。中城村ではスーカチミチというふうに呼ぶと思うんですけども、多分そのあたりが、海岸線が緩やかに流れていたか、今みたいに護岸が整備されているわけではないので、大雨が降ったときとか、あるいは台風であったとか、高潮が来たりすると、かなりですね、むしろこの国道あたりまでも湿地帯だったんじゃないかなというのは、優に500年ぐらい前だったら想定できるんじゃないかなと思いますね。

その後の1737年に作成される「琉球国惣絵

図」、これ表紙にも載っている地図ですけれども、これから見ても、この潮垣線からすぐ海岸線というふうな形で見受けられると思いますね。このほうが、むしろ500年前の地図には近かったんじゃないかなと思います。

そういった意味からしても、少しやはり単純に比較して大きさを比べるにしても、配慮した編集の仕方が必要だったんじゃないかなと思いますが、この辺、反省するようなお考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

実は、ここも編集の中で大分どうしたらいいかということでありましたが、この中学校で使う総合的学習で使う「ありんくりん中城」というものをつくるときに、その目的は何かというところがちょっと問題になりました。ただ琉球史を知ればいいんじゃないでしょうかというところなんです、実はですね。中学校の総合的学習の目的も踏まえて、どういった子供たちを育てたいかというときに、これを学ぶことを通してどんな子供たち、どんな力を持った子供たちを育てたいか、そこに目を向けていこうということで、実はこれの仕組みは小学校6カ年かけて、ある程度のを学んできています。中学校はさらにその上に立つものとしてですね、その先を見越して、このタイトルも17、今、設けてあります。それぞれで疑問を持てるようなタイトルにしようということにしました。そして疑問を持った上で、なぜそうだったの、どうしてというような疑問を持って、自分で仮説を立てる。自分で仮説を立てて、それを検証していく、そういった力をつけようということですね。

そういった仮説を立てやすい、見やすいという観点で、ここは現在の頭脳がそういった観点をもちやすいということで、これを用いました。実は、そこでおかしいという子供がいたら、そ

それはそれでオーケーなんです。実は、わかると  
思いますが、22ページ、23ページのほうに先ほ  
どの地図が載っております。そこには低地、当  
時の海岸線も想定させるような図も載せてあり  
ます。その学習にまた持っていき、その疑  
問点を持った者が、そこでまた生かされてくる。  
実はこういうふうに変わってきているんだよと。  
これを自分たちで、実は見つけてほしいという  
思いもあります。

そういった疑問点を持っていく中で、自分な  
りの考えを見つけてほしい。そういった子供た  
ちを育てていきたいというふうに考えて編集を  
続けていったところですよ。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 中学生にそれを見つ  
けて、私みたいに500年前から埋立地があるの  
はおかしいなというのを気づいてくれるんだっ  
たら、それはそれなりにですね、この本自体も  
ちょっと怪しいななんていう思いもしながら読  
むというのも、一つの興味はあるところかもし  
れませんが、それだったら素直に、この23ペー  
ジの地図を用いながらですね、比較したほうが、  
まだよかったんじゃないかなというふうに思う  
んですよ。いいでしょう。

あと一つですね、移民史についてであります  
が、せっかくこれだけ移民の歴史の部分で、中  
城村は移民の土地だったというふうに、移民村  
だったというふうなことも触れられております。  
まさにそのとおりで、多分非常に当時の明治の  
時代というのは、厳しい時代に入って行って、  
沖縄については飯が食えない。それによって移民  
せざるを得ないというところに行ったかもしれ  
ません。そういった意味からすると、どのよう  
な苦難があつて、どういった人たちがそこにか  
かわってきたかというぐらいは、これは触れる  
べきではないかと思うんですけども、教育長、  
どうですか。もう触れなくてよかったと思うの  
か、触れたほうがよかったと思うのか、どうで

すかね。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正  
明。

○教育総務課主幹 伊波正明 実はまだ、この  
総合的学習「ありんくりん」を使った授業は始  
まったばかりで、今後、学校側の協力も得なが  
ら進めていくところですが、実は「ありんくり  
ん」の中にも30ページのほうに「中城の人も海  
外移民に行っている」というページを設けてあ  
ります。多分ごらんになられたと思うんですが、  
ここの中にもある程度のことは書いてありますが、  
それ以上のことは、基本的には自分たちで、  
自分の力で、もし疑問に思うのであれば、その  
後、調べてほしいという思いがあります。

それで、後ろのほうにはいろんな参考資料を  
つけて、実は調べ学習の中で各クラス用に中城  
村史を3クラス分ですね、用意して、こちらか  
ら提供しているところですよ。その中の通史のほ  
うにも、多分その辺の詳しく書かれていますの  
で、その辺を自分で見つけてほしいという思い  
もあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 これもある意味では、  
子供たちの力量と教える側の先生の力量に頼る  
以外、方法がないかなというふうに感じたりも  
します。ぜひですね、私としては、この移民の  
中には謝花昇であったり、當山久三であったり  
ですね、あるいはまたフィリピンの移民を推進  
していった大城孝蔵とか平良新助という名前が  
ですね、どこかで触れられていたら、この人た  
ちに興味を持って、さらに深く知ることができ  
たんじゃないかなと。その時代というのは、ど  
ういう時代だったかというのを考えるだけでも、  
沖縄というのは、過去には大変な時代があつた  
んだなど。戦前は、一人も沖縄出身の知事がい  
なかったというところも伝えれば、何で今は選  
挙で選ばれるのに、当時は大和の人が沖縄の知  
事になって、しかも選挙もしないでというふう

なところに疑問を持ってですね。特にこの移民の始まった時代というのは明治の時代ですけれども、あの有名な奈良原知事が16年間、沖縄県には君臨しているんですね。そして沖縄の杣山、山のマーチギーは全部切り倒されて台湾に持って行かれている。南上原でも、この杣山問題が非常に持ち上がって、当時は村議会や村を挙げて、松山王子と言われる尚順男爵のもとに陳情に上がっているんですね。それによって中城村の南上原の土地は守られて、今、区画整理をしてですねこれだけ現代の私たちに恩恵を与えているというところも触れられる、あるいはここに結びついて調べていけるような道筋ぐらいはつけてほしかったなと思いますね。

そして、移民の中でも2世、3世が活躍していますね。最近では隣の西原町出身の方から、3世から知事が誕生しましたよね、デービッド・イゲ氏、知事が。私、前にも触れましたように中城村にルーツを持つジャイアンツの選手がいたというね、ウォーリー・ヨナミネの名前が挙げられましたが、そういうふうにしてですね、移民の中からそういった人物が生まれたというところも触れていくと、子供たちにさらに夢を与えてですね、こういう地域の歴史というのを学ぶことができたんじゃないかなと思います。

ぜひそれも、何らかの機会です、ぜひやっていただきたいということを、私、提案申し上げます。

そしてもう一つですね、時間もなくなってきたと思うんですが、言葉の使い方をちょっと考えてほしいと思いますね。この資料の中では、「間切」というふうに書いていますけれども、通常は「マジリ」と読んだりしますよね。そういう表現の仕方というのは、原語に戻したほうが、私は正しいんじゃないかなと思います。

いつのときでしたかね、教育長が答弁の中で「ヤドゥイ」のことを「ヤドリ」というふう

に答弁したのを覚えているんですけども、本人は気づいたかどうかですけれども、そういったふうにしてですね、原語に近いようなルビの振り方というのは、ちょっと検討する必要があるんじゃないかと思いますが、どうですかね。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 私も琉球史の今、勉強中というところでありまして、いろんな読み方があるというのを最近わかってきて、按司にしても「アジ」「アンジ」とか、いろんな言い方があるということと、あと、ただ、中学生が自分で読めるということで、とりあえず一般的な読み方のルビを振ったところですが、ただ、今言ったような部分ですね。もうちょっと検討をしていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 そういったところでは、今後研究していったら、よりよいものをつくっていくことを期待いたします。私たちも応援したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、子どもの貧困についてのところですが、国がこれだけ16.3%というふうに数字を示しているんですけども、県や市町村の実数がわからないという、この辺も非常に矛盾するなと思いつつもですね、課長がわからないと言うからには、今後課題としてぜひ調べてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、子どもの貧困についてですね、いろいろと本村でもいろんな子育て支援をしてはいるんですけども、それでも今回の決算審査の中でも、いろいろ出てきましたね。例えば幼稚園の使用料の収入未済額が68万5,500円ですね。そして保育所関係が130万7,000円、その後に入ったのを差し引くと、88万9,000円ですね。これは単年度で未済と一緒に上がっていますが、

累計しますと346万3,000円とかですね、給食費に至っても3,000万円余りでしたかね、あって、それでも不納欠損も落としてはいるようですが、そういうふうにして実際に収入未済額が、この子育ての中で発生しているということについてですね、さらに踏み込んで、この実態を知る必要があるんじゃないかなと思いますが、今後そういったものに対する対処療法的な対策ではなくて、入り口での抜本的な対策や支援策というのをどのように考えるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成26年度決算では、前年度よりも滞納未収入額が多くあります。その対策として、口座引き落としを重点的にお願いし、また児童手当からの振りかえ、コンビニ収納も検討して、払いやすいようにやっていきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 そういったものは業務的なもので当然だと思いますが、ただ、どうしてもこれは払えないのが、隠れ何て言いますかね、貧困と言いますかね、我々が捉える制度の谷間に埋もれたり、どうしても何かの手を差し伸べないと救済できない部分があるんじゃないかなと思いますので、その辺はぜひ細かく研究をしてですね、本村ではこういう子どもの貧困というような言葉は、ほんとは使いたくないぐらいですね、ぜひみんな持って幸せになってもらいたいなという思いでですね、この質問をしておりますので、実態をさらに把握していけるように努めてほしいということを要望いたします。

次に、最後ですけれども、沖縄戦の収容所の実態ですけれども、実はまだですね、基地内でも北部のほうでは基地に戦後なってですね、その中に遺骨があるんじゃないかなというような情報が入ってきております。本村でも、村史

とか、あるいはまた遺族会の戦没者の記録の中では、南部で戦没したんじゃないかなというような記録がされているけれども、実は生きていて収容所に運ばれて、収容所の中で亡くなられて、ここで埋葬されたというようなケースが、沖縄県の資料と米軍が持っている資料の中では、最近になって明らかになりつつあります。

そういったものを踏まえてですね、今後ぜひ調査をしていただきたいと思うんですけれども、その辺の情報はどれぐらい入っているかわかりますでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員からお話があったように、今回、戦後引き上げというんですか、そして終戦後の皆さんに関してはほとんどの資料がない状態でありました。議員が今、おっしゃったように、これは米軍からの資料というのですね、もし、県の公文書図書館にもあればですね、それを調査して、早急に資料として、村としてもやっていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 沖縄戦では、当時の県民の3分の2は、約20万人は沖縄本島北部の収容所に集められたとされる。中南部を中心にして米軍基地が建設されたためであります。そして、宜野座村だけでも11カ所の収容所があって、亡くなられた人はかなりいるみたいですね。そして近年になって、宜野座村内の共同墓地跡、いわゆる今は、ここは村立の体育館が建設されたそうですが、その際に、その跡から161体の遺骨が出てきたという、最近のニュースですね。

それとか、あるいは今、辺野古の基地問題で非常にクローズアップされていますが、キャンプ・シュワープのフェンスの中にも、そういった収容所が過去にはあったと。大浦崎収容所と

いうふうに呼んでいるそうですが、そこは今帰仁村、本部町、現在ですね、伊江村の住民が中心でしたが、かなり中南部の人たちも収容されていて、約2万2,000人が収容されたと言われております。ここは、今現在もフェンスの中です。なので、全くその後、掘り起こすこともなく遺骨は未拾のままであるというふうに言われています。

そういったところにも本村の住民も、もしかしたら収容されて、そのときに亡くなられて埋葬されたケースが、私は少しでもあるんじゃないかなと思います。そういった意味で、御遺族の元にですね、この遺骨がいつの日か帰れるようにしてあげるためには、これは行政の務めとしてもですね、ぜひそういった調査も進めながら、また国と一体となって遺骨の収集にも乗り出せるように努めてもらいたいと思います。その辺、情報が入ったら、ぜひ検討していただけるかどうか、お願いいたします。最後に。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

情報がといいますと、やっぱり今、米軍からの資料もありますし、県の公文書館、その関係資料を全部調査いたしまして、それとまた遺骨に関しては福祉課ともですね、もしそういう資料が出てきたのであれば、福祉課とも密に連携を取りながら、村としても今後対応していきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

○12番 新垣博正議員 今まで議論を交わしてきましたが、この沖縄戦の問題も含めてですね、大切なことは丁寧な歴史検証であるというふうには、締めくくりましてですね、質問を終わりたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時24分）

~~~~~

再開（14時35分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣光栄議員の一般質問を許します。

○11番 新垣光栄議員 それでは、新垣光栄、一般質問を行います。

まず初めに大枠の1番、2016年任期満了に伴う村長選挙について、伺いたいと思います。村長は3年前の選挙で「豊かな村の可能性を發揮し、子育てのしやすい村として村民と一緒に発展させていきたい」と言われ、「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」づくりに取り組んだと思うが、2期8年を振り返ってみて村長は、この間の村政経営についてどのように評価、総括されているのか、伺います。

大枠の2、新庁舎建設について。中城村役場庁舎建設検討委員会から答申があったことを新聞報道で知ったが、その内容について。①建設検討委員会、委員の構成はどのようになっているか。②委員は、どのように決定されたか。③建設予定地は、決定したのか。伺います。

大枠の3番、中城村のまちづくりについて。これまでの沖縄の振興計画は、いわゆる西高東低、西海岸を中心に振興が進められてきたが、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画では、東海岸地域を新たな観光リゾート地域と定めており、県土の均衡ある発展のもと、県は大型MICE施設をマリンタウン東浜に決定した。本村にも都市化の圧力が押し寄せてくると思われるが、その対応を県、広域市町村と連携して対応しなければならない。そこで、①今までの都市計画等の基本計画は、各課の課長を中心に検討委員会等が開かれ決定されてきました。そこで、将来のまちづくりについて、構想をどのように考えているか、各課長の視点で伺いたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠2番につきましては総務課のほうで、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠の1番の、私の選挙について、そしてこの2期8年間の評価、総括ということでございます。自分自身、大変難しい質問を受けたなと思っているのが実感でございますが、まず私は8年前に当選をさせていただきまして、一貫して、まず柱といたしまして、公約の柱と申しますか、子育て支援、そして村土の有効利用、観光資源としての城跡の活用ですね。これは15万人の入域観光客を目指すということ。そして行財政改革、主に、この4つを柱として考えてまいりました。

そこで結果から、結果を見ますとですね、実は第一番目に掲げました子育て支援が全てにかかわってきているのではないかなと思っております。というのは、議員も御承知のとおり、子育て支援につきましては、私も待機児童ゼロを目指しながら、そしていろいろな政策を展開してきたつもりでございます。これにつきましては、ある程度の自負もありますし、中城村がつい先日、全国の子育てしやすいまちランキング、ナンバー2ということでもありますし、ある程度、中城村は子育てがしやすいということが村外にも伝わってきているのではないかなと。それによりまして、議員が御質問の「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」に、どんどんそれが浸透していっているんじゃないかなと。中城村に住んでみたいと。

そういう意味では、中城村に住むためには、ある程度、器づくりという意味で村土の有効利用、これは土地利用の見直しが徐々にではありますけれども、緩和区域の広がり、あるいは優良田園住宅制度等々、以前にも増して住宅が

くりやすい環境が少しずつ整ってきているのではないかなと。

そういうことで、そのアピールが広まってくると、当然中城村って一体どういうところなんだろうかということ、中城城を持っている、世界遺産を持っている村なんだということ、観光のほうにも底が広がっていているのではないかなと。まだ15万人まで行っていませんけれども、今、非常に手の届くところにきていますので、より一層そこも励んできたいと思っています。

それに伴いまして、中城村が注目をされるといことは、村の職員にとっても、これは行財政改革という意味で非常にモチベーションの高い仕事が村民に対して提供できているのではないかなと。これが全てではありませんが、今、まだ、その途中でございますが、これからひとつ中城村の発展をとという意味では、この4本を柱にしながら、また残された任期を全うしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 それでは、新垣光栄議員の大枠2の①②、関連するためにあわせてお答えいたしたいと思えます。

委員構成は「中城村役場庁舎建設検討委員会設置条例」第3条において15名となっております。その中で学識経験者、それから村議会議員、それと村職員を網羅し、村長が任命することになっております。今委員会の委員内訳は、学識経験者が8名、村議会議員3名、村職員4名というふうな構成になってございます。

あと、③建設候補地については、午前中の質問でもお答えしましたけれども、検討委員会より答申をいただいておりますが、具体的な位置については答申に基づき、土地の取得可能性も含め、さらに検討を経た上で決定したいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 将来のまちづくりについて、お答えいたします。

本村は、平成24年度を初年度とする「第四次総合計画」としまして、「基本構想」、「基本計画」を策定いたしました。「第四次総合計画」は、本村が目指す将来像と施策の大綱を示し、それをいかに実現していくのかを明らかにしたものであり、本村が策定する各種計画の中で、最上位に位置づけられております。さらに、本村の各種計画、さまざまな施策や事業を総合的に推進するための、基本的かつ長期的な指針となるものでございます。「第三次総合計画」策定から、10年が経過し、さまざまな社会の変化の中、村民一人一人が「心の豊かさ」を実感し、全ての人々が中城村に「住みたい」「住み続けたい」と思えるような村づくりを進めるため、将来像を「心豊かな暮らし ～住みたい村、とよむ中城～」としております。本村の将来のまちづくりとしましては、村民一人一人が心豊かな暮らしを実現するまちづくりとして、公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件と、その地域に根を張り、住民意識や要望等を考慮した上で、住民との協働でまちづくりを行っていききたいと考えております。また、村内の西高東低にも目を向け、南上原地域の人口増加にとどまることなく、村土の均衡ある発展のため、下地区の人口増加に向けたまちづくりと、子育て支援の充実したまちづくりを強く考えていききたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 各課長、上下水道課長からお願いします。上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 光栄議員の大枠3番、①についてお答えいたします。

上水道事業にとって大切なものは、村民に安心・安全に水を供給することが大切だと考えています。すなわち水源から蛇口までのことを基

本に上下水道事業を行っている次第です。上下水道事業としましては、現在、第6次の拡張事業、平成13年度から37年度までの総事業費約25億万円を進めている次第です。将来のまちづくりにおいては、南上原の区画整理事業、また都市計画法の11号、12号、緩和区域の拡大に伴って人口増、そして一日最大給水量の増加が考えられることから、今後、村の土地利用計画とあわせて、上水道の安定給水を目的とした防災計画等耐震性に配慮した配水管の整備や漏水対策を進めてまいりたいと思っております。

あと、下水道事業に関しましては、今、平成8年度から整備を開始し、全体計画で353.8ヘクタール、そのうちの156ヘクタールが整備済みで整備率としては全体の44%です。下水道事業も上水道事業同様、今後、村の総合計画とあわせて生活環境に配慮した下水道整備に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大枠3の①について、お答えします。

都市建設課の将来のまちづくりとしては、都市マスタープランを策定しています。6月定例会でも答弁しましたが、総合計画の実現を目指しつつ長期のおおむね20年後を目標年次とする都市計画の構想を策定するものであります。各種まちづくり、道路網計画等を長期的展望に立った都市計画のからの分析・整理し、総合計画と整合のとれた本村の望ましい将来像を示すものであります。現在の都市マスタープランは平成28年度を目標年次とする計画でありますので、次年度から2カ年で新しい都市計画マスタープランを策定する予定をしています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、お答えいたします。

農林水産課といたしましては、将来の本村のまちづくりにおいても、農業振興は必要なものと考えております。本村の農業振興地域における優良農用地については、中城村国土利用計画や中城農業振興地域整備計画に基づき、地域農業の振興発展を図るために保全に努めていくべきものと考えております。今後も「都市化の圧力」など社会的諸条件の変化も求められる状況に考慮しつつ、地域の調和ある進展のために、良好な営農環境を保持し、他の土地利用との調整を図りながら、将来のまちづくりを進めるべきと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 それでは、再質問をさせていただきます。

大卒の1番なんですけれども、村長の2期8年間を振り返ってみての評価、総括を村長から答弁をいただきました。子育て支援、それから土地の有効利用、そして観光、行政改革等ですね、子育て支援等に関しては全国2位、産経新聞の発表でしたが、ほんとに目に見えるようになってきていると思います。

そして私が気になる点が、来年の1月に宜野湾市長選の候補に浮上したのもですね、そういう評価が認められたことだと思って喜んでいきます。そこで、何か一言ございませんでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今となっては、笑い話で済む問題でございました。今、御承知のとおり、宜野湾市長選、お二方の出馬表明があつて進んでおりますので、それまでに新聞に名前が出てしまつて、私も非常に困惑した時期がございましたけれども、しかし一貫してこれは当然ではありますけれども、中城村長として現職の村長として、これはもつてのほかだということを村内外にも発信をしたつもりでございまして、また、中城村のこれからの将来、未来にしっかり責任を負える、特に

子供たちに責任を負えるということで、ずっと私はこの村長在任中やってきましたので、それをほごにするということは絶対にありませんので、今回は、今、光栄議員は笑い話の一つとして取り上げていただけたと思いますけれども、中城村長として残された任期を全うしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 今、答弁を聞いて安心してはいますが、村長は3期目を目指して出馬表明をされていないと思うんですけれども、そしてその件に関して村長の意思を御確認したいと思っております。私にも準備がありますので、ぜひ伺いたしたいと思います。

というのもですね、2期目の当選を果たしてから、3年半という歳月が経過しています。その間、本村の諸課題や村長独自の政策の実現を果たし、村民の負託に答えていると思っております。その村長を支えてきて、微力ではありますが、一員として大変うれしく思っております。

しかし、まだ現実に土地利用計画等が、まだ半ばだと思っております。そこで、とりわけ私としては住宅問題の大きな課題ですね。それを村長が、これから村民の意向、考え方、要望が反映されるようにですね、この問題をぜひ3期目も当選していただいて実現していただきたいと思っております。

そこで、ぜひですね、出馬表明とまで行かなくてもいいんですけれども、出るか出ないかでですね、よろしく願います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まず過分な評価をいただきまして、ありがとうございます。私も中城村長として7カ年余り、一生懸命やってきたつもりではありますが、今、議員から御指摘がありました、まだ土地の部分といいますか、土地利用に関しての部分があつ

きりとした形にまだなっておりません。徐々に緩和区域の広がりだとか、先ほどお話した住宅制度は指針は策定いたしましたけれども、これからまた実際に行われていくであろうとは思われますけれども。あるいは大型MICEの誘致に伴っての、また土地利用の見直しなども今、控えております。

私としましても来年の6月の中城村長選挙、私にとっては、もし出馬ということになりますと、3期目ということになりますが、この場で明言はできませんけれども、いろんな方々と相談を今、重ねている状況でございます。それによりましては、しっかりその3期目に向けてどうやっていくのか、あるいはまた理解が得られるのか。理解が得られないのであれば、当然これは断念するしかありませんし、私としてはもうしばらくこのポテンシャルの高い中城村をですね、もう一皮むけさせることができるんじゃないかなと自分では思っておりますが、これはしかし人が評価することでございますので、そういったもろもろも含めて、少し奥歯に物が挟まったような答弁になりますが、お許しをいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 村長自身は出馬すると。そしてあと、後援会と話をするということでの解釈でいいのか、それで出馬表明はいつごろなのかですね、もう一度答弁お願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然環境が許せばということではありますけれども、私自身もまだことし53歳でございます。現在のところ52歳。まだまだ体力的には、体力、気力も充実しているつもりですので、このポテンシャルの高い中城村をもう一度担うことができれば、これ幸いだと思っております。

それに向けてはもちろん、いろんな方々の意見を聞きながら、そして今、なすべきことが

しっかりできてない状態でこういう話をしても、どうしようもありませんので、村民の皆さんに御理解がいただけるのであれば、しっかりと近いうちにですね、意思を表明させていただいて、そして来年6月にしっかり向かえるような環境を整えていきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 今、答弁がありましたように出馬表明だと思っておりますが、また表明の時期も決めていただきたいと思っております。

そして次に、大枠の2番です。庁舎の建設についてなんですけれども、先ほども議員から質問があったんですけれども、今、予定地が4予定地あってですね、3つほどは具体的になっているということなんですけれども、この地域をもう一度3つではなくて4つの地域をですね、具体的にお伺いできないでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

4つの地域は、まずA地区が現庁舎の敷地、それからBが吉の浦公園入り口、Cが吉の浦公園周辺、それからDがその山手側ですね、公園入り口山手側のほうです。この4点というふうになっています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 A地区に関しては、ほぼ可能性がないということなんですけれども、このA地区以外だと3地区は移転になりますので、議会の決議が必要になると思うがどうかです。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 議会の議決が必要になります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 今日も、一般質問を考えると、天井が落ちてですね、ほんともう喫緊の課題だと思っております。

それで、いつごろ決定を予定しているのか、お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

具体的な場所については、年度いっぱいに決定したいというふうに思っております。

○議長 與那覇朝輝 答弁訂正の申し出があります。総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 年度ではなくて、年内です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 年内ということで、ちょっと遅かったかもしれないと今、感じているんですけども、この選考委員会です、庁舎建設ではなくて、中学校を庁舎に移すという考えは答申の中になかったですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 今の質問にお答えします。

中学校の移転についてのお話はございませんでした。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 なぜかというところで、村長…。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員、ちょっと指示を待ってください。新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 なぜかというところで、村長の公約でもあります子育て支援ですね。これから進めていく上で、中学校を新しく吉の浦周辺に移してですね、庁舎を中学校に移したらどうかと思う面もありまして、そうすることによって中学校の学習環境ですね、運動場の問題、プールの問題、騒音問題等も一挙に解決すると思いますし、中学校の耐震問題ですね、建てかえの時期にも来ていると思いますので、それも解決すると思います。

そして村長の公約の教育環境の充実の実現もできると思っております。そしてですね、庁舎

を一度中学校のほうに移していただいでですね、中学校建設を進めて行くことによって、津波等の防災拠点にもなりますし、福祉センターも中学校の体育館に移す。そして各課ですね、一教室ずつ各課にすると、また各団体ですね、NPO等にも入居してもらおうということで、体育館は福祉課の健康づくりの拠点としてですね、健康づくりもできるのではないかな。国保予防事業にも役立つと思いますし。それで、我が村はですね、かなりの公共用地が借地になっていてですね、そういう解決にもなるのではないかな、財政面にも対応できるのではないかなと思います。

もし中学校が庁舎になったときに乗り入れしてですね、裏の村道から出ていく。安全面もですね、駐車場も確保できるのではないかなということもありましてですね。もし庁舎建設を、あと10年ぐらい待って、5年でもいいですよ。待ってですね、学校のほうをつくってから、庁舎建設は移転してもいいのではないかなと思っただんですが、年内ということでちょっと遅かったなと思うのもありますけれども、その辺の考えはなかったのかどうかですね、この検討委員会の中でですね。

豊見城市の庁舎もモールの中に一時入ってですね、それから今、庁舎建設していますよ、そういう考え方もあるのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

中学校の利用ということですが、まず先ほども申し上げましたけれども、そういう議論はなされませんでした。

ただ、議員がおっしゃるそういうものであると、今、校舎は恐らく補助金等で目的外利用ということになりますので、補助金の返還等も含めるとなると、ちょっと厳しいかなというふうに思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 もう建てかえの時期になってくると思いますので、その辺はリスク計算をしてですね、これから中学校を整備して、庁舎はあと五、六年待つとかですね、そうすることによって中城村の総合的な計画が見えてくると思うんですよ。

先ほど各課長の皆さんが第4次基本構想に基づいて計画が進んでいくということを言っているんですけども、余りにもファジー過ぎてですね、ほんとにこのようにもう少し具体的な計画のもとに公共施設等の村の計画を進めていただきたいという思いもありまして、今、質問しているんですけども。

そこで、もし可能であれば、庁舎建設に関してもですね、庁舎だけで考えるのではなくて、ほんとに将来、中城村のトータル的な発想のもとで庁舎一つにとっても、学校一つにしても今から考えていただきたいと思っております。

そこで大枠の3番ですね。今後の中城村のまちづくりについて、先ほど課長から答弁がありましたけれども、一言でいいですから中城村のまちづくりにおいて一番大切にしたいものですね、残したいのは、この第4次基本構想の中では緑だったり、文化だったりだったと思うんですけども、傾斜地の緑地だったりと思うんですけども、その部分の各課長の思いですね、一言、一番大切にしたい、今後のまちづくりにおいて大切にしたいものを一言でよろしいですから、各課長、お願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 さっきの順序よく行きましょう。企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まちづくりにおきまして大切なことというのは、やはり役場主導で物事を進めるというふうなことではなくてですね、地域住民と十分な話し合いを持ち、住民と協働で村づくりを行うというふうなことが私は一番大切なことであると

考えております。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど企画課長からも答弁がありましたけれども、最近の構想についてはワーキンググループとかアンケート調査等を利用しながら各種団体との協議等やっていますので、中城村の今後のまちづくりからいいますと、城跡公園から見る平野部の平地部を残していきたいなど。あと斜面地の緑地についてもですね、緑を残していきたいというのが私の考えであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、私の個人的な今後、まちづくりに生かしてほしいというのは、やはり中城村ですので、やっぱり緑は残すべき、景観的にも例えば農地でも残していくべきだろうと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 各課です。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時13分）

~~~~~

再 開（15時13分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 それでは、お答えします。

先ほど来、お話がございましたけれども、中城村と言えば傾斜地の緑の美しさというものを残したいというふうに思っています。

総務課として、また一言申しますと、先ほど来、庁舎建設の問題がございます。この庁舎建設、半世紀に一度の大事業になると思います。これはまた、あすの中城のシンボルになれるようなものに残したいなというふうに思っており

ます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 景観等外面的な部分の質問だと思いますので、企業立地・観光推進課長で終了したいと思います。企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、答弁させていただきたいと思います。

私の認識として中城村は、青い海と空、豊かな自然、歴史に抱かれた中城村だと認識しております。当然そういったものを保存、そして継承、活用するには、人間、村民だというふうに考えております。どうしても人のきずなは残していきたいなと思っています。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（15時16分）

~~~~~

再 開（15時17分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

福祉課長 仲松範三。

○福祉課長 仲松範三 今後取り組んでいきたいことということで、待機児童ゼロ、子育て支援の充実を図る、子育てしやすい中城村、高齢者、福祉に優しいまちづくりを進めていきたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

○健康保険課長 比嘉健治 健康保険課としてということも考えていましたが、個人的なということもありますので、個人的にということ言えば、中城村は中部地域においても、やはり自然環境の残ったいいところだというふうに思っていますので、その部分も残しながら住民、地域に活力があるように、人口増も含めて考えていけるような土地利用などができたらいいなと考えています。

○議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

○税務課長 稲嶺盛昌 それでは、お答えいたします。

私まず個人としてです。しっかり中城村に生まれ、今まで48年来た中で光栄議員からあったように緑豊かで海も、私は海の近くなんですが、海もきれいで、目に見えたところの大事さを保存していくのもいいですし、伝統芸能を大事にしていくというのも大事ですし、さらにもっと大事なのは、やっぱり中城村で持って生まれたこの結いの気持ちというか、人と人のつながり、特に先輩後輩のつながり、議員と私たちの立場でもあるんですが、今後もお互い一村民として取り組んでいける、そういう輪をつくれる中城村の未来像を持って仕事を頑張っていきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

私のほうでは住環境、あと住民ニーズとのバランスのとれたまちづくりを目指していきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それでは、教育委員会の総務課としての意見を述べたいと思います。

まず教育委員会の当面の重点といいますか、これは教育施設の充実を図っていきたいと考えております。中城村の南上原地区の人口増加に伴い、南小学校の教室の足りないところが出て、今回7教室を増築するんですけども、それでもまた足りなくなるような状況にありますので、まずは村内の小学校の校区の検討をとり行っていきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいままちづくりとありますけれども、これは目に見えるような形の、恐らくハード面のことだと思います。生涯学習課としては社会教育を中心に、まずまちづくりとあるんですけれ

ども、施設の整備の充実、それとそれより重要なことは人づくりです。今後、人づくり、中城村でいい人材が、あと5年後、10年後出るようにしっかり頑張っていきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 上下水道課としましては、やはり先ほど言った水の安定供給と、あとインフラの整備を怠らないようなまちづくりを進めていきたいと思えます。

私の個人的な意見としましては、将来、子供たちが中城村に住みたいというほんとの気持ちがあると思うようなですね、まちづくり。子供たちの意見を取り入れたまちづくりに持っていければと私、子ども会会長をしているときに、いろんな発想が出てくるんだなということを思って、そういう考えがあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 会計管理者 比嘉義人。

○会計管理者 比嘉義人 お答えします。

これは私の意見ですけれども、考えですけれども、中城村はですね、やはり緑豊かと、それとあとは農地も残してほしいと。これからのまちづくりに関しては、やっぱり行政と、また村民が一体となってどのようなまちづくりをしたらいいかですね、意見を交わしながら今後やっていったほうが一番いいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

○11番 新垣光栄議員 なぜこのような質問をしたかというですね、財政面でもこれから厳しくなるし、この沖縄、中城村をですね、私たちは今、守っていかないといけない。その中で今、国保会計が30億円に近くになって、アベノミクスが崩壊した後に、財政力の弱い地域が取り残されていく。その中で、財政支援がほんとに受けられる日本でなくなったときにですね、今までの常識が全く通用しなくなると思えます。

その中で、やはり私たちですね、今、課長の皆さんからありましたように住民とともに、住

民の意見を聞きながら村運営をしていかないといけない。そして、私たちの中城村のよさですね、この斜面地の緑地帯を残しながら、そして住環境を残しながらやっていきたいというのが、多数の課長の意見だと思っています。

そういうまちづくりを一つずつ私たちが、この一括交付金を活用しながら、そして地方創生の流れの中で、そういう今、潤沢にあるこの資金を活用しながら、将来20年先、50年先のまちづくりをやっていただきたい。

なぜかという、今、中城村の長期ビジョン計画の事業策定が余りにもなさ過ぎると思えます。例えば吉の浦公園をつくったように、大規模な計画ですね。それからまた歴史の道をつくった。そういうふうな長期ビジョンにのっとりたですね、ファジーではなくて具体的に提案を各課長のほうで行っていただきたい。そうすることによって、私たち中城村が宜野湾市や浦添、都市地区のまちづくりとは全く逆のことを、皆さん述べていると思えます。企業誘致ではない、ほんとに住環境をよくしたですね、子供たちが誇れるまちづくり、そして地域が一体となるまちづくりというのが、ほとんどの課長の皆さんの意見だったかなと思っています。

そういうまちづくりをするために、ほんとに皆さんで話し合っ、一つ一つの施設をつくるに当たってもですね、50年先、100年先の世界遺産に残れるようなまちづくりをやっていくには、今やらなければ20年先、50年先がないと考えていたから、今回、お聞きしました。

道路計画にしても、湾岸道路計画、国道ですね、県道、バイパスもですね。国道の計画も中城村から要請がなければ、和宇慶、津覇、伊集あたりで終わってしまいます。これは、ほんとに将来、要請するのであれば、沖縄市まで国道バイパスを延ばして、海岸沿いにはサイクリングロードをつくったり、そして今ある歴史の道を活用して、健康づくりのために護佐丸ウォー

クラーリーですね。日本一、沖縄一すばらしいウォークラーリーができるような道路網にするとかですね。そして吉の浦から宜野湾市にかけてトンネルを掘って、若南線に抜くとかですね。そして屋宜から宜野湾普天間に抜ける道路網をしっかりとつくるという、そういう提案を具体的に、ファジーではなくて、3本通りますとか、これからマスタープランの計画があると思いますので、そういうのを各課長の皆さんがほんとに話し合ってますね、具体的に政策を、マスタープランをつくっていただきたい。

そして住宅政策に対しても、伊集から久場までですね、本来であれば、これは私の意見ですがけれども、田園優良住宅500平方メートル以上、建ぺい率30%、容積率50%、高さ制限も10メートルと言うように3世代が住める住宅政策ですね。そうすると、大分これから貧困率の問題も先ほどありましたけれども、家族で支え合っていく。ちゃんとウヤファーフジのグッンスも守っていく、墓も守っていくというふうにできる住宅政策は、この中城村でなければできないと思います。

都市化された浦添市、宜野湾市、沖縄市では不可能に近いんですけども、中城村はまだまだ磨けば可能性があるまちづくりができると思いますので、そのようなまちづくり。上地区においても、北上原であればスポーツ振興、高速道路沿いを利用したスポーツ振興…、住宅地区とか、医療センターとかですね、高速道路が近いものですから、南部からでも30分以内に來れるし、北部からも30分以内に來れる、そういう地域指定。それから新垣に関しては旗立岩の保全、公園化、そして登又に当たっては優良田園住宅を活用しながら城下町構想で斜面地の部分には大城みたいな、住宅地を張りつける政策とか、この斜面地を残すのであれば、別荘地指定をしますね、勾配が8%とか、12%の勾配のある地域は、1,000平方メートル以上、建

ぺい率20%、容積率40%、高さ制限8メートルというふうに指定してしまえば、この緑地帯を守りながら所有財産を規制することなく、緑地帯を残す方法とかですね。数々のいろんな法的な問題はあろうと思うんですけども、皆さんが一体化にすればですね、その辺は全てこの地方創生の流れの中で解決すると思います。

そして一番大切なのが公民館ですね。私たち中城村は、自治公民館はあるんですけども、社会教育費を伴う公民館が一つもないですね。那覇市においては繁多川公民館とか、ちゃんとした10款6項2目公民館費というのがちゃんと社会教育費にあるはずなので、例えばですよ、伊集、和宇慶、北浜、南浜地域に1つですね、60メートル掛ける60メートルのウナーがある公民館をつくって、それを久場まで、5つぐらいつくってですね、そこで少子化対策で認定こども園を公民館でやることによって、今、認可保育園の子ども1人当たりに対して18万円の負担をしているわけです。1人の子供にですね。それ3名ですので、54万円。そして、4歳から5歳にかけては1人の保育士に180万円近くの補助金を私たち村は提供しているわけです。それを公民館で行うことによって、雇用も生まれるじゃないですか。そういうのを公民館で行う。

そして介護対策ですね。介護対策もデイサービスを公民館でやれば、この介護費が大分浮いてくると思います。その地方の介護、認知症の問題もあるんですけども、介護の問題は地域でしかわからないと思っております。その介護のほうも公民館を中心にですね。一番理想なのは、久場地域の公民館だと思います。あの久場地域の公民館を社会教育上の公民館としてちゃんと職員を張りつけて、地域で、地域の公民館で最終的な行政運営ができる地域づくりですね、それが、皆さんが言う人づくりの公民館ではないか、人づくりの原点になるのではないかなと思っています。

それから墓地対策ですね。墓地対策は、吉の浦周辺に2,000台収容できる墓地公園をつくって、そこに納骨堂を1つつくればいいんですよ。ほんと小さな納骨堂、年間400人が死んで、ここに一列に並べるような階段式で33段にしてですね33回忌が終われば吉の浦海岸に流して、DNAだけ残すんですよ。ウヤフーフジのDNAと家系図だけを残してしまう。そうすると、墓地対策は全て解決すると思います。自分のルーツがしっかり残る政策をすれば、この中城村ですね、世界遺産もあるし、観光地として自分のルーツを求めて世界中から、この家系図とDNAを残す納骨堂方式の墓地政策をすれば、後は全て緑地帯とパークゴルフ場にしてしまって、吉の浦公園の駐車場として活用したり、図書館の駐車場として活用する。シーミーのときだけでは申しわけないが、この駐車場を活用するというですね。

それから田園優良住宅を進める中で、建ぺい率30%ですので、150坪の残り100坪が畑なわけですよ。そうすると農業生産は、今は下地区で350ヘクタールだとして、90ヘクタールが住宅になるわけで、あと280ヘクタールぐらいはまだ農地として残ってくるわけですから、その残った自分のアタイグラーで、キッチンガーデンでつくった野菜を朝市で出して、収入を得る。そういうのが生きがいづくりになるのではないかなと思っております。

そして観光にしても中城城跡、登又方面で、しっかり観光を、世界遺産を活用して計画を立

てていただきたい。

そういうふう具体的に一つずつ一つずつですね、このマスタープラン策定に当たって各課の課長の皆さん、そして村長を中心として、この中城村の将来に対して、しっかり計画を立てていただいて、法的にできないかもしれないんですけども、これは宮古島でそういう大橋ができたりやっていますよね。そういう夢を持って行政をやっていただきたい。そうすることによって、必ずこの村長が目指す「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」の中城村に変わっていくと思いますので、その辺しっかりとしたマスタープラン、そして長期ビジョンを各課の皆さんでつくっていただきたいと思って、それをお願いして一般質問を終わります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で、新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（15時37分）

~~~~~

再開（15時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第2 議案第38号 中城村特定個人情報保護条例を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 それでは、お手元のほうに資料が配られていると思いますが、お目通しください。

平成27年10月1日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名            | 審査の結果 |
|--------|---------------|-------|
| 議案第38号 | 中城村特定個人情報保護条例 | 原案可決  |

○議長 與那覇朝輝 委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第38号 中城村特定個人情報保護条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 中城村特定個人情報保護条例は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第3 議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正

平成27年10月1日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名              | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第39号 | 中城村コミュニティバス運行条例 | 原案可決  |

○議長 與那覇朝輝 委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 中城村コミュニティバス運行条例は、委員長報告のとおり可決され

ました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

散会（15時52分）

## 平成27年第7回中城村議会定例会（第19日目）

|                                |                 |                      |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 平成27年9月14日（月）   |                      |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 平成27年10月2日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 平成27年10月2日（午後3時14分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 石 原 昌 雄              | 9 番                                | 新 垣 徳 正 |
|                                | 2 番             | 外 間 博 則              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 大 城 常 良              | 11 番                               | 新 垣 光 栄 |
|                                | 4 番             | 欠 員                  | 12 番                               | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 仲 松 正 敏              | 13 番                               | 仲 座 勇   |
|                                | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 14 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 金 城 章                | 15 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                | 8 番             | 伊 佐 則 勝              | 16 番                               | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                      |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 6 番             | 新 垣 貞 則              | 7 番                                | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 知 名 勉                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介              | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊              | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄              | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                | 総 務 課 長         | 新 垣 親 裕              | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 仲 村 盛 和              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人              | 教 育 総 務 課 長                        | 名 幸 孝   |
|                                | 税 務 課 長         | 稲 嶺 盛 昌              | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>生 涯 学 習 係 長       | 新 垣 一 弘 |
|                                | 福 祉 課 長         | 仲 松 範 三              | 教 育 総 務 課<br>主 幹                   | 伊 波 正 明 |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治              |                                    |         |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして3点ほど質問をいたします。

まず1点目、児童生徒のいじめと不登校について質問いたします。児童生徒のいじめ問題につきましては、村松君の今年の7月5日の午前7時30分にいじめを苦にして電車に飛び込み自殺をした事件はマスコミで大きく報道され、全国に衝撃を与えたことは、記憶に新しいことと思います。報道内容を聞きますと、学校現場でしっかりしておれば救えた命だったのではないかという、評論家あるいはマスコミ報道でございまして、ところで学校現場の対応のまずさが尊い命を失うことになった。これは許される問題ではないと思います。そこで本村においても学校現場における過去3年間のいじめの件数。そして不登校の生徒数について何うとともに、どういう対応しているのか、それについて伺います。

それと2点目、世界遺産中城城跡の保存と活用についてでございます。世界遺産である中城城跡の世界遺産指定に伴いまして、保存の一環として中城村自然環境の確保に関する条例を制定したものの、今その指定地域内において太陽光発電所の建設、メガソーラーが村に申請がなされ、村は受理して建設を容認していますが、それでいいのか。何のための条例制定だったのか。それと各課・農業委員会との協議をしたのか。今後、この種の事案申請があった場合の対応策を考えているのか、県との協議をしたのか。いろいろ再質問ではありますが、とりあえずそ

の件についてお伺いいたします。それと先日、村長も参加されたと思います。テレビに映像が映っていましたので、世界遺産所在地市町村の会合があったと思います。その中において、その世界遺産の保存と活用について協議なされたと思いますが、その内容についてお伺いいたします。そしてその中において、各市町村の課題提起等があったのかどうかですね。それから私が中城村太陽光発電の建設問題について、そういう提起をしたのかどうか。

3点目は、昨日も2名の議員から質問がありましたけれども、中部南地区の火葬場・斎場建設についてでございます。昨年9月28日の地元説明会以降、何の音沙汰もないようですが、5市町村の協議会の開催、あるいは検討委員会等の協議内容についてお伺いいたします。以上3点について、伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、教育委員会と企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、企画課のほうでございます。

私のほうでは、先ほど御質問がありました世界遺産の協議会の話がありましたけれども、あれは第1回目の協議会でございます、これからどう世界遺産を議員が今おっしゃるように保存と活用をしていくのかということについて、これからいろいろな意見を集約しながら沖縄県としても頑張っていきたいということでしたので、その中では我々、特に中城村は今世界遺産でのイベントなどを積極的に一括交付金等を活用しながらやらしていただいているという話をさせていただきます。観光客数の伸びなど、

そういう部分を少し説明をさせていただきます。これから観光客1,000万人に向けてどういうことをやればいいのか、これは第2滑走路の件も含めての話になりますけれども、今後、この協議会でいろいろな話を出していきましようということでございました。

それと火葬場の話につきましては、先日もお話をさせていただきましたので、説明会以後の音沙汰もないというのは言うなれば、きのう少しお話をさせていただきましたけれども、進展がないということですので、これは全てに財源の確保がめどが立たない状態では当然進めるものでもありませんので、説明のしようもなかったということでございます。詳細につきましては、また担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。善功議員の御質問大枠1については主管課。大枠2については私からがお答えしますが、善功議員がおっしゃった岩手県の中学2年生の自殺については、大変痛ましいことだったと思っております。内容については主幹からお答えさせます。

大枠2の世界遺産中城村跡の保存についてお答えします。世界遺産中城城跡（本遺跡部分）は「文化財保護法」によって緩衝地帯（バッファゾーン範囲）は「中城村自然環境の保護に関する条例」に基づいて保存に関わる対応を行っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 ではお答えします。

まず初めに村内小中学校における過去3年間のいじめ、不登校についてお答えします。いじめについて。平成24年度小学校で0件、中学校で5件、平成25年度小学校で0件、中学校で1

件、平成26年度小学校で2件、中学校で2件の報告がありました。

不登校については、平成24年度小学校で0件、中学校で6件、平成25年度小学校で0件、中学校で4件、平成26年度は小学校で0件、中学校で11件の報告がありました。本年度はいじめが小学校で0件、中学校で1件、不登校は小学校で2学期からなりますが1件、中学校で7件であります。

いじめ対策について各学校においては、アンケート及び個人面談等でその早期発見に努め、発生時には組織的にその解決に向け対応しているところです。また、いじめとは何か、いじめをしない、許さない。その未然防止に向けた授業や講話等の取り組みも行っています。

委員会としては6月と11月を「いじめ防止月間」として設定し、各学校の取り組みを支援、確認すると共に、教育相談員の配置等で学校を支援しているところです。

不登校対策について各学校では、欠席の多い児童生徒に対して電話や家庭訪問、教育相談等でそれが長期化しないように取り組むと共に、不登校が長期化した生徒へは学校復帰に向けその子に応じた対応を行っているところです。

委員会としては教育相談員及び心理相談員の活動を通して学校を支援し、本年度からは中学校へ不登校対策に特化した教育相談員を配置し、学校と連携してその対策に当たっているところです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 おはようございます。新垣善功議員の御質問にお答えしたいと思います。

大枠2の世界遺産中城城跡の保存活用についての活用については中城城跡を活用したイベント、例えばグスクの響き、プロジェクトンマッピング、仮称ではありますが中城城跡ワー

ルドシアター等を開催し、中城城跡への観光客誘客に努めております。

また、今後の取り組みとしては、中城城跡の知名度を高めるために、県内外及び外国人観光客向けに中城村観光案内ポータルサイトやスマートフォン向けの観光案内アプリ及び中城城跡共同管理協議会のホームページで中城城跡の情報発信しております。特に、中城村観光案内ポータルサイトは、外国人向けに7言語で中城村の観光案内を行っております。さらに、民泊パンフレットを作成し修学旅行生の受け入れしやすい体制を強化しております。また県内外の旅行関連会社を訪問し中城城跡への観光ツアーの企画の相談。そしてイベント・コンサート会場利用等の誘致活動に現在取り組んでいるところであります。

次に、次年度15万人目標達成は可能かという御質問についてでございますが、観光客は、社会経済情勢や災害・気候等に大きく左右されますが、近隣の観光施設の立地等により中城城跡へ訪れる観光客は緩やかではありますが、増加するものと予想しております。議員ご指摘の平成28年度第4次総合計画の中間値になりますが、目的達成することは、非常に厳しい状況にあると認識をしておりますが、職員一丸となって目標達成できるよう頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 火葬場・斎場にかかる平成26年9月28日以降の検討委員会についてお答えいたします。建設検討委員会そのものは開催されておきませんが、平成26年10月8日、平成26年11月25日、平成27年3月20日、平成27年8月7日に担当者会議を開催しております。

また、平成27年1月14日、5月29日に部課長会議を開催しております。

平成27年1月14日の部課長会議の協議内容につきましては、まず1点目に平成26年度業務委

託している内容の設計変更についてでございます。計画地がまだ決定していないことから「基本計画課題の検討」及び成果品の「パース」、それについての作業が難しいことから、設計変更を検討しております。

2点目に、平成27年度事業計画についてでございます。平成27年度も補助金獲得に係る要請活動や住民説明会等の開催や会議に関する内容を検討すること。

3点目に、平成27年度の負担金についてでございます。従来通りの均等割（30%）、人口割（70%）により算出することが協議されております。

平成27年5月29日の部課長会議におきましては、1点目に、平成27年度の業務内容と業務スケジュールについてでございます。

2点目に、補助金等の獲得に向けた業務とその後の住民説明会についてでございます。

3点目に、建設検討支援業務についてでございます。そういう内容の3点について協議がなされております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今1点ずつ順を追って再質問させていただきます。

いじめ問題については、これはもう私が言うまでもなく人間の命にかかわるものですから、そして全国あちらこちらでいろいろな問題がありますよね。その問題を学校現場でどのように取り扱われているかということについては、今主幹からありましたけれども、具体的にどうしているのか。あなたの中の答弁を聞きますと作文を書いているような気がしてならないですよ。本当にどういう活動をしているのか。答弁のための答弁では困るんですよ。本当に具体的にどういう活動をしているか見えない。この前の岩手県の件も救える命なんです。特に大阪の中学1年生が川崎市か。殺されましたよね。顔にあんな傷がありながら学校現場は。

そして本人もSOSを発していながら防げなかったという問題なんです。幸いにして本村にはそういうことがないということでもいいかもしれませんが、対岸の火事みたいにあぐらをかいていたらいつかは中城村にもそういう事件が起きないとは限らない。まさしく以前に村出身の小学生が自殺問題がありましたね。これはたまたま中城村立の小学校には通っていませんからよかったですよ。琉大の附属小学校であったでしょう。教育委員会の皆さんよく知っているはずよ。本村の子供なんです。ですからどういう具体的にやっているのか。そして教育委員会でどういう話し合いがされているのか、この議事録を読んだら全くいじめ問題について教育委員会は協議していませんね。皆さん方からもらった資料を読みますと、何ひとついじめの問題、不登校の問題について教育委員会の中では話し合われていない。これを読みますと何かお茶を飲みながら会議をしているような感じがしますよ。こういういじめ問題が起きて、そういう大きな事件が起きたとき、教育委員会の対応がいつも行動を見ますと、後手後手ですよ。分かっているながら知らんぷりをしているかどうか分かりませんが、情報の伝達、情報の共有が果たして現場と教育委員会となされているかどうか。どういう協議内容をされているかですね、この中身から全くないんですよ。そして教育総務課長、議事録を書く場合はもうちょっと具体的に書いてもらえませんか。教育総務課から生涯学習課から共同調理場から読み上げてという。この内容が分からないんですよ、うちなんかは。教育総務課からどういう報告があったか全くこれに記されていない。議事録というのは残っていますよ。議会も今我々がやっていることも永遠に残るわけですね、議事録として。

それで教育長、県からもいじめ防止について公立小学校に文書が今年の7月ごろ、15日前後

に来ていると思いますよね。岩手県の事件の後だと思えますけれども、これについて何の協議もしていないということなのか、その件についてひとつ答弁願います。

それと今ゼロというのは非常に疑問なんです。伊波主幹。ゼロというのが非常に疑問なんです。最近の新聞を見ますと、小学校でいじめが多くなっているのは、新聞報道でよく分かっていますよね、ゼロというのはあり得ないと思えますよ。このいじめといじめでない子の区別が現場でわかっているかどうか。そこら辺ゼロというのは私絶対あり得ないと思えますよね。その実態をどのように皆さん方は調査しているのか。そしてアンケート調査も何カ月におきに行っているのか。これは例の岩手県の件ですけれども、毎日生活ノートを出しているにもかかわらず記録ノートを出しているにもかかわらず、先生方が全く気付かない。そのノートにもちゃんとSOSと発信しているんですよ、村松君は。そこら辺は具体的にどういうことをやっているか、作文ではなくて、具体的に説明願います。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

教育委員会でいじめについての協議というのは、特に行っていませんが、この毎月の小学校、中学校からのいじめ、不登校についての報告を行って、それにかえております。

それに中城村教育委員会では、いじめ暴力行為に対する指導指針というのを打ち出しておまして、例えば家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイントとか、あるいはいじめられていることが分かった場合の保護者としての対応とか、学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント、それに基づいてチェックをさせております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 ではいじめ暴力行為、不登校等を含めて各学校委員会の対応をもう少し詳しくお話をしていきたいと思います。

まずいじめ暴力行為に関して。委員会としては毎月実は報告をしてもらっています。先ほど教育委員長からもありましたが、それによって学校の実態を把握し、あと教育相談員と教育委員会内のほうで、月1回教育相談の会議を持っています。そこで不登校ともろもろ教育相談関係の状況把握をしているところです。それから先ほどいじめ防止月間という取り組みの話をしました。いじめ防止対策推進法が発令されて、教育委員会のほうでは平成25年にその指針を出しています。それをもとに、また法律のもとに各学校ではいじめ対策基本方針が策定されています。その中にはいじめの対応、具体的な対応、不登校対応等があります。どういったことが具体的にあるかということで、そのいじめ月間について、各学校から報告をしてもらっているところですが、その中身について少しお話をしていきます。まず一番大きいのはアンケートの実施であります。これは毎月行っているところもあるし、学期1回行っているところもあります。

学校においてありますが、アンケート実施、それから個人面談等、それからチェックテストいじめ対策の先生方用、子ども用、そういったチェックシートがあって、その活用等。もう一つは委員会がQ-Uテストというのをしています。学校の子供間の関係が分かる調査ですが、それを含めて、各担任は各学級の様子を目に見えないところの何かないかというそういったところも含めて学級の把握を図っているところです。それ以外にやはり事前防止、未然防止ということが大きな学校のお互いの役目になると思いますので、それに向けて、毎月人権の日を各学校では設定をして、人権にかかわる取り組みを行っているということと、時と場合に

よっては人権に関する講演会、いじめに関するもの。実はそういった講演会だけではなくて、教育活動全般に関わることであります。いじめ防止の一番大きなものはやはり学校の教育活動の全般に関わることでありますので、それぞれの教科の中で、例えば道徳、特別活動等でもいじめ等未然防止につながる取り組みをしているところです。

あと諸問題に関して各学校では定期的に生徒指導部会または学校によっては児童理解支援会議等と名称が変わりますが、各学年と各学校の中の情報交換を行って自分の学校の実態を把握しているところです。もしそこで問題があれば組織的に対応できるように対策を練り、必要とあればケース会議等も開いて、できるだけ未然にそれを防ぐという取り組みをしているところです。

あと委員会として、これは保護者向けのアピールもあるんですが、いじめ防止横断幕を作成し、それを掲げてのぼりも作成していますが、このいじめ防止月間、6月、11月にはそれを掲げてもらい、地域としてもそういった知識を持ってもらいたいという思いがあります。もう一つ教育委員会として、今かなり私として機能的に活動していると思われる部分があります。教育相談室の存在です。かなり前から設置をされていますが、教育相談員が3名、プラス1で中学校に特別ということですが、この教育相談員がそれぞれ役割分担を持って、一人の相談員はベテランの先生で、各学校に週1回行ってそこでカウンセリング。また子供のいろいろな意見をここで聞くことができております。必要によっては学級担任の相談を受けることもあるし、また必要に応じては保護者との面談、カウンセリング等も行っています。もう1人、心理相談員は心理的なカウンセリングも行うことができます。あと行動的にちょっと不安定な子がいたらその子の様子を見てもらう。これは学校

の要望に応じてやっております。中学校では週1回行って定期的に教育相談室等でいろいろな子供の相談を受けたり、そういった情報を得たりしています。こういったもろもろの情報、先ほど言った月1回私たちのほうが会議を持って各学校の状況を把握しているところです。それと生徒指導担当から毎月送られてくる問題行動の調査を行って、並行しながら実態把握を行っているところです。

あと1点、不登校に関する点について中学校に向けて多くなってきているんですが、これに対しては委員会としてもぜひ対応しようということで、特に心理的、今回非行というよりも心理的内容の子が全員です。今7名上げておりますが、それに対して去年度もそういった形の心理的な心因的な原因の元で登校できない。また登校しぶりで時々は来るんですが、連続して来れないという子に対しては、今年から不登校対応教育相談員を一人配置をして家庭訪問等も含めて、保護者の対応も含めて、あとは先生方と対応協議したり、また学校に来たときはその子たちの居場所を確保するという取り組みも行っていて、かなり子供たちが来たらその場があるという形を取っております。この子たちは教室になかなか行けないんですね。学校に来ても教室に行けないことで、別室でこの子たちの対応をするということは、そこに関しては各学校、特に中学校なんですが、先生方にも協力してもらい、また特別支援にも協力してもらい。来たときはきちんとそれに対応して、また次来れるようにという形、これを積み重ねていくことによって、徐々に日数を増やしていくという形を取っています。1学期に実は2人ほど引きこもりのなかなか長期的に来れない生徒がいましたが、この子たちに向けても家庭訪問、学校からも教育相談員も含めて、ケース会議等も開いて対応したところ。今教育相談室に最近から行くようになっております。今家から出ることがで

きるようになってきている状況があります。教育相談室では実はもう一人相談員の方はこの子たちの対応ということで置いてあります。教育相談室に来たときは、この教育相談員が対応しているところです。今、教育相談室は中学校から3名、学校に直接行けない子たちの対応は教育相談室で行っているところです。

いろいろ今長々申し上げましたが、いろいろなケースがあります。不登校に関してはそれぞれ対応できるように教育委員会としては教育相談員、または各学校の生徒指導担当を集めて、月2回ですね、初めと終わりにまた各学校の詳しい条件も聞きながらできるだけ状況把握をした上で対応するようにしております。

あと1点、最近の問題行動の傾向は広域的な形になっております。LINE等のいろいろな問題があって、他の他校と他地域ともつながることがあります。ということで、実は私たちだけではできない部分も出てきます。実はこれに関して村内では中学校が中心となって家庭教育支援会議、生徒指導連絡協議会というのを持っております。その中には各小学校の生徒指導担当とあとは駐在所の方、あとは福祉課、もろもろのそれで関係者を含めてそこに一堂に会して、村内のいろいろな問題に対して情報交換を行い、必要に応じてはその対策を検討するという形を持っております。

あともう一つは、先ほど広域と申しましたが、宜野湾署管内での生徒指導連絡協議会というのがあります。別称は「ケンシン」の会と申しておりますが、そこには宜野湾署の少年課、あと宜野湾市の少年サポートセンター、宜野湾署内の中学校の生徒指導担当、あとは高校の生徒指導担当、本村の教育委員会、宜野湾署の教育委員会、私も含めて集まって情報交換をしています。そういった中で広域的、各学校のまた他市町村の状況も含めて、できるだけ状況把握をして必要に応じてそこでも対応を協議している

ところであります。

いろいろ対応、いろいろなケースでいろいろな対応を考えているところではありますが、やはり一番大事なのは未然防止だと思います。学校教育、学校現場の先生方の本当に子供たちが来て楽しい、そういった学校にしていくというそういった日頃の取り組みの積み重ねがそういった不登校を減らすものになってくると思います。先ほどいじめもつといるよと話をしましたが、小さいのは確かにあるかなと思います。実は去年ゼロとして報告した学校が、いや去年のは実は今年8月に文科省からもっとある意味では緩くですね、小さいことでいいから上げてくれと。ゼロがいいことではないということで、それで上げてきた事例があります。その内容を見るとちょっとした勘違いでいざこざがあった内容であると。あとは本人の特質によって、誤解を招いている分、そういった学校としては集団のいじめとして捉えてはなかったんですが、また広い意味でそれを未然に防ぐために今回上げてきているところがあります。各学校において、今いじめがこれまでも何件かありますが、先生方がいろいろと対応したおかげでほとんど解決した件ばかりではありますけれども、今後も起こらないとは限りませんので、先ほどそういった起こさない風土づくりも含めて、私どもも学校を支援しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 教育長、今主幹からありましたけれども、何か答弁を聞いていますと、彼一人が消化しているような気がして、教育委員会全体として、それは考えているのかね。それであっちこちの皆さんを見ますと、学校内でのいじめについて、子供たちが協議しているのをなくそうという学校もありますよね。うるま市なんかも。本村でもそういうのがあるのかどうか。それとPTAの皆さん方も自分の子

供ですから、PTAの人たちも父兄の皆さん方もどうしたらいじめがなくなるか。いじめ防止についてのいろいろ話し合い、協議会もあるみたいですね。他の地域では。これは学校だけの問題ではなくて、問題は教育委員会が現場、それからPTA、父兄を網羅してお互い話し合っしていじめ防止の活動をしないと、いじめはなくなれないと思うんですよ。学校現場でいじめかどうか、いじめの定義なんてね、このいじめ防止対策推進法の中にうたわれていますけれども、非常に解釈が難しい。いじめと思うわないでじゃれていると、じゃれ合っていると思って、それを見逃しているのが往々にあると思うんですよ。現場の皆さん方は小さいことまでも見逃してはいかないと思いますよ。だからその意味で教育委員会は、介入する必要はないんですが、いじめ問題については、現場にもっと介入してもいいじゃないかと思うんですけれども、その点はどうか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 お答えします。

PTAを含めての協議会は立ち上げておられますが、先ほど主幹からお話があったようにいじめなのか、じゃれているのか議員もおっしゃっていましたけれども、区別がなかなかつきにくい。それでそういったケースの場合は本人からいじめられていると、あるいは苦痛であるとそういう訴えがあれば、即対応していきませんが、いやお互いにじゃれているんだという言い方をしますと、これ以上私達が踏み込めない状況が出てくるんですね。そこが大変難しいところであります。一番大切なことはその数を減らすというだけではなくて、未然防止に力を入れていくのが、教育委員会あるいは学校としての責務だろうと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ、その辺教育委員会もしっかりしていただきたいなと思いま

すよ。ですから教育委員会改革されましたね。はっきり言って教育委員会はなくてもいいんじゃないかと、村長に直接してもいいんじゃないかという話もあるわけでしょう。教育委員会はなくてもいいというようなことになっちゃうんですよ。この皆さん方の議事録を読みますと、全くもう何かさっきもしたけれども失礼かもしれませんが、お茶のみ会議しているような感じなんですよね。私から見れば。もっと真剣に教育委員会は協議していただきたいと思うんですよ。学力の問題もしっかりそのいじめの問題もしかりですよ。これから読んで全然それが感じ得ない。また皆さん方は全く教育委員会の中で、いじめの問題について協議していないということは、これはおかしいんじゃないですか。県の教育委員会からちゃんと指示が出てきているはず。皆さん方ももうちょっと現場に踏み込んでいって、いじめ問題については踏み込んでいって調査しないと、その点を強く要望いたしまして、これは終わらしましょうね。もうあまりしてもお互いにかみ合いませんので、とにかく現場をたくさん踏んでください。現場主義でいってくださいね。現場を見ないとわからないよ、伊波主幹。現場に行っ、本当にどうか、いつもいっているように現場を踏むということは大事ですよ。報告だけ待っていたらだめ。自分から現場を踏んで、現場の状況を把握しないと。強く要望いたします。

それと2番目に移りましょうね。世界遺産の活用については、確かに屋良課長からありましたように、私も非常に15万人は厳しいだろうと。今は11万、約12万人まで来ていますね。そのうちの3万人は皆さん方が一生懸命努力して、いろいろな催し物をして努力して約4万人近く増えていますけれども、これで頭打ちではないかなと私は感じておりますので、皆さん方の施策がそれでいいのかどうか、アドバイザーも入れて、検討すべきではないかと思えますよ、専

門的な。

そして村長、そういう意味で、サッカー誘致に一生懸命予算も使って、毎年県のサッカークラブに要請していますけれども、その中城城跡の入館者あるいは観光客の誘致について、もうちょっと予算を計上して、議会も認めると思うんですよ。誘致活動を積極的にできないものかどうか。ちなみに前も議員から質問がありましたように勝連が15万人ですね。読谷が10何万人か、そして今帰仁が28万人ぐらいかな、なぜ向こうは入るのに村内には入らないのか、同じ世界遺産だよ。世界遺産関連していますよね。なぜ中城村はそんなに入らないのか、そこから辺検討したことはあるかどうか、伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

なぜ入らないのかということに少しだけ答弁させていただきますが、就任してから今100%増でございます。6万人台がもうほとんど12万人になっておりますので、伸び率という面ではほかの市町村との部分では非常にいい数字ではないかなと思っております。もちろん数字的に15万人私は目標を掲げておりますので、そういう面ではまだ達成はこれからですけれども、それとある方からの話などは中城は入場料取っていますよね。例えば勝連とか、読谷とかは入場料は無料での奉仕だと。我々は付加価値をしっかりとつけて、そしてその歴史文化をアピールしていきたいんだという気持ちがまず全面にありますので、そういう意味での多少の数字の差は出てくるかもしれませんが、ただこれに甘んじることなく。我々も今中城城跡単体での収支は御承知のとおり、もう黒字でございますので、それをもっともっと広げていながら、より今議員がおっしゃる提言を踏まえて、まだまだやることはいっぱいあると思えますので、これはまた議員との皆さんとの意見交換もしながら目的は一つですから、もっともっと中城城

跡、あるいは村全体をとということでの発展の目的は一緒だと思いますので、しっかりまた真摯に耳を傾けて頑張っていきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長、ひとつこれをしっかりやってくださいね。皆さん方はよく村の活性化の話になると中城城跡がよく挙がってきますよね。その意味でも活性化の中核だと思うんですよ。中城城跡にたくさんの方が集まる。それで次は何を展開していくのか。サッカー誘致でも人は集まった。そこに次は何をやるかだよな。集めたら次の展開があると思いますので、ひとつその辺は予算も計上してやってくださいよ。議会もそれは反対する議員はいないと思いますから、ひとつその点を押して、活性化に向けて頑張るようにお願いいたします。

それと活用もそうですけれども、問題は保存なんだよな。今問題になっているのは保存。保存をどうするかだよな。今回いろいろ検討した結果、法的にどうにもならなかったという状況だと思うけれども、では今後こういう問題が起きた場合にどうするかは、今からお互いは準備しておかないといけないと思うんですよ。景観条例も議会は認めたし、しかしその中身を見ると届け出制度ですよ。南城市みたいに風致地区指定ではないために、届け出制度なんですよ。そこで当分の間は税務課とも相談をして、これは税とも関係するんですよ。というのはこの前の太陽光発電所の許可についても、これは農業委員会にも上がってきましたけれども、全部が地目は宅地だけれども、現状は農地課税をしているために農業委員会の許可が必要ということで、上がってきていますよ。それからするとあの地域は全部農地課税して、原野課税賦課ではなくて、農地課税すれば農業委員会の許可が必要になってきますよね。そういういろいろな難しさを重ね合わせてそこには景観を壊す

ような建物はあるいは施設はつくらせないと。それをしながら今後、風致地区指定を受ければ厳しいですよ。南城市みたいに簡単にできませんでしょう、あれは許可制だから。そういうのを検討すべき時期にきていないかと思うんだけれども、これは恐らく県の中でもあると思いますよ。中城城跡が世界遺産から外れた場合はどうなるかですよ。そして向こうの場所というのは、皆さん方はよく御存じのように二度も道路が陥没していますでしょう。今回もまた道路に地割れが入って、県中部土木事務所が今工事発注しているんですよ。今調査していますよ。現場を見ましたら、だから県道だから中城村には関係ないんじゃないかと、中城村にある県道、国土も全て皆さん方は把握しておかないとかんと思いますよ。これは県道だからこれは県の責任。これは国の責任という考えは取っ払って縦割りは取っ払って、中城村の地域にある国道、県道も中城村はある程度把握しておかないとどういう状況かを。答弁願います。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、今のお互いのああいう条例というのは、現在景観条例ですか、結構あります。ただ調べれば調べるほど上位法に対して、この景観条例というのがまだあくまで努力規定の内容だと私は解釈しています。今後、お互いこのやはり一番問題なのはいきつくところは憲法の財産権の問題とありまして、結局、文化財保護法では相手の財産をそれを利用する場合は補償してちゃんとこれを買取しなさいとか、いろいろ条文があります。ですから今のお互いの条例ですか、バッファゾーンですかそれに関しての条例というのはあくまでその地主も村も協力者という立場で、それをお願いする立場の状況であります。ただ今後、今議員が

おっしゃったように風致地区の話もありましたけれども、風致地区でも最終的には財産権との戦いになると見ています。ただレベルが風致地区については、少しレベルが高いような状況にあると思います。今後、お互いの自治体も今おっしゃったようにある程度のルールを自立性を持てるようにつくって、やるべきじゃないかなど私は協議して進めていきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 風致地区指定する場合は、地権者の同意も必要だと思いますよ。その辺をどうしたら世界遺産を守れるかですよ。我々は中城村民に課せられた責務だと私は思っていますけれども、活用するだけして保存をしないというのはおかしいんじゃないの。保存と活用は私は一体と見ていますので、そういう意味でも風致地区にするのが難しければ、県との協議で県にこういういろいろな提言をしたらどうかと思うんですね。今中城公園の西側は県営公園として、今整備していますよね。県が買い取って、なぜ下までできないのか。東地区まで持っていけないのか、拡張してそこを県営公園として、自然公園でもいいですよ。そういうのに持っていけないかどうか、そういうのは県に提案して、協議してそこまで拡張していくようにすべきじゃないかと思えますけれども、村長はその件についてはどう思いますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

法律制度その辺をしっかりとこれを調べないといけないところもあるでしょうし、議員が今おっしゃるように県のほうでの裁量でそれが可能ということであれば、それはしっかりと県にも要請もしていきたいですし、今おっしゃるように西側はそれが実現できているわけですから、東側がなぜできないのか、それも議員おっしゃるとおりだと思います。我々もしっかりその辺

はまた努力をしながら世界遺産の保存に向けて、何らかの方法がないか、策を講じていきたいなと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ひとつ世界遺産の保存については、あらゆる知恵を絞っていろいろな手段を講じてでもいいから保存するように。開発許可のいらない開発が行われた場合、結構この電力の太陽光でも許可のいらない開発ですね。それからまた6,000坪と大きいんですよ。そういう意味で村長も上位法という言い方。上位法に匹敵するぐらいの条例をつくる知恵を出していただきたいと思うんですよ。そういう意味で要望いたしまして、これは終わります。次は3点目です。

この去年の9月28日の説明会以後、全く地域での、皆さん方はこの連絡協議会ですか、協議会は3つの部会が検討委員会、それから部課長会議いろいろありますけれども、行っていますが、その情報がなぜ住民に伝わらないのか、それと1回限り提案して、その後知らんぷりしているような感じなんですよ。そして今、皆さん御存じのように安里区民の皆さん方はもう2つに割れていますよね。もう区民同志いがみ合いしているんですよ。そういうのを見て、やはりどういう状況かは報告し合って、説明会を幾ら批判されてもいいから、説明会はどんどん持つべきだと思う。1回で理解を得られなければ、2回も3回もやるべきだと思うんですけども、村長その辺どうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

誤解のないように発言させていただきますが、説明会は理解を求めるための説明会ではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っています。これは今現状、こういう状態で検討をしていますという報告会と言いますか、例えば我々が推し進めていく段階で、「皆さんできる

だけ火葬場建設に賛成してくれ、これを我々はやっていきます。この安里の場所でやっていきますという」説明会であれば、今議員がおっしゃるとおり何度も何度も理解を得るためにやるものでしょうけれども、これはこの議会でも何度も答弁させていただいていますけれども、私どもは無理して必ずやらなければいけない事業ではないと。急いでやらなければならない事業でもない。村民の皆さんの理解がたくさんの理解があつてできるものですよと。押しつけるものではないということは、ずっと言ってきました。それを結果としては残念ながら安里の区域でもいろいろな立て看板があつたり、私どもが意図するものとは全然違うような方向に行っているような気がしますし、正直に申しまして、本当に最初に安里で説明会があつたときの真摯な気持ちで、村長これは反対ですよと言っていたいた方々。我々もしっかり耳を傾けてきたつもりですけれども、そこから違う方向にいつているんじゃないかという気がいたしまして、私はきのうの答弁でもお話ししましたとおり、しっかりでは村の方針として村民に誤解がないように、そして間違つたメッセージにならないよという意味で、今年いっぱいですっかり決着をつけて、今度の建設検討委員会にそれを提言しようということを決断をしたわけでございますので、その辺の御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは副村長に1点だけ。6月12日の総務委員会の中で、参考人と呼ばれていろいろありましたね、その中で財政については、宜野湾市が担当していると、基地交付金の問題は宜野湾市が責任を持ってやるという話でありましたよね、そして8月いっぱいではその結果がわかるということであつたんですけれども、防衛庁の予算財政要請だと思ふんですよね。これはどうなったかどうか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 ではお答えします。

今議員がおっしゃつたとおり防衛予算につきましては、窓口を宜野湾市としたことは事実でございます。防衛省予算についてですね、交渉窓口を宜野湾市が受け持つたというのは事実でございます。その結果につきましては、残念ながらいい返事はもらえていません。要するにこれまでも担当課長からも言いましたように、この協議会を構成するところの全地域が基地を擁する市町村ではないという部分がネックです。結局、防衛予算としてこの者に対して中城村と西原町がいるという部分で問題があると。制度上の問題をクリアできないという部分が増大でございます。8月いっぱいという話につきましては、財政面の部分について8月いっぱいではめどをつけたいという部分の形で私は説明したつもりでございます。担当課長からもありましたように8月に最終的に県の市町村課に行きまして、一括交付金の対応性について協議をいただきましたけれども、ここにおいても基本的に一括交付金になじまないという返事のほうが強くて、可能性としては私どもはできないだろうという考え方に立っているということでございます。内容的には委員会のほうで説明した部分の中に見込みとして、8月いっばいを財政の措置の見込みとして考えてきましたけれども、それは期待通りにはいかなかったということでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 副村長、私もこれ調査しましたよ。宜野湾市は防衛庁に基地交付金の申請期間が6月から8月いっばいなんですよね。それであなたも委員会では8月いっばいという答弁に立つたんですけれども、私が検討委員会の関係者からの情報によると、宜野湾市はそれについて請求もしていないんですよ。予算請求をお願いして、財政的なお願い。皆さん方

は防衛関連予算を使おうと、一括交付金を使うと言っていますが、宜野湾市でも私はやる気ないと見ているんですよ。基地交付金の窓口と言いながら、請求もしていないんですよ。要請もしていないんですよ。これは向こうの財政担当課に聞けばわかると思いますよ。そうなるとお金がない、財政がないと建設できないでしょう。もろもろの状況からするとこれは断念せざるを得ないんでしょうか、村長。私も思いますけれども、12月まで待たないで、きょうここで断念しますという決断をできないものかどうか。

検討委員会の関係者によると、来年の6月は中城村長選挙があるから、それまでは保留しようという話も言っているんですよ。そういう話でちゃんと関係者から聞こえてくるんですよ。来年の6月まではそのままにしておいて、また村長選挙が終わった後、浜田村長またやるんじゃないかなという。盛り返してくるんじゃないかというそういうのがあるんですよ。誤解ではなくて皆さん方の言葉のあやですよ。建設現場は決定ではないと言っているんでしょう、皆さん方は。絞り込んだと。しかしその流れを見ると地域住民は決定としか思えないわけ、だれが考えても。皆さん方は決定ではないと。絞り込んだだけと。何のために絞り込んだか。これは誤解を与えているのは皆さん方なんです。そうであればもう白紙撤回しますということを一言言えば終わりなんです。検討委員会に出しても中城はだめだと、これは12月まで待たないで、ここできょう言えばこの区民の皆さん方の不安も解消されるんじゃないかと私は思うんだけどね、村長。検討委員会の関係者からの話によると、ここは地滑りイエローゾーンで難しいと。副村長も開発許可を取るにも大変なんだという、そういうできない場所になぜ固執するのか。であれば第2、第3の候補地はあるはずですよ、皆さん方は。15から3カ所に絞って、3

カ所から1カ所に絞り込んだということであれば、他の場所に建設地を絞り込んで、他の第2、第3の候補地の地域住民との話し合いをすべきじゃないかと思うんですけども、その辺、村長どうですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

数々の御提言もいただいた新垣善功議員は私は非常に素晴らしい意見もたくさんありますので、耳を傾けてきたつもりでございます。ただ、今回の今の御質問の中で、やはり検討委員会のだれかはわかりませんが、これは正直なところ未確認情報です。我々から見ても。そこに真摯に答えるということは非常に厳しいものがあるというのは御理解をいただきたいと思えます。

まずひとつ、その申請が今善功議員はやっていないということでもありますけれども、これはもしかしたら水面下で、あるいは政治的なもので何らかの首長を含めてなさっているかもしれませんし、それについて他市町村の部分で批判するということはいかなるものかなというのが1点でございます。それと私の村長選挙の話はあえて出しておりましたが、私がそれだけを考えるのであれば、最初からこの問題はもうないです。しかし火葬場の問題はふたをするわけにはいかないということで、行政としてのこの議会でもずっと発言をさせていただいてますけれども、可能性のある限りは行政としてこれは検討するのは当然でありますので、私は行政の長としてその部分にふたをするつもりはないということでこれを今非常に大きな議論を呼んで、私は将来的にはこれは大いに役立つと思っていますよ。今回、やる火葬場の問題ができなかったとしても、5年後か10年後か、20年後か、30年後かわかりませんが、こういう議論があったということは、ここが大変非常に参考になったいい事例を残すことができるんじゃない

いかなと思っておりますので、その辺は理解をいただきたいと思えます。

また、この場で断念を表明したらどうかというところでございましたが、それは当然、我々が勝手に決めることではできませんので、しっかり建設検討委員会の中で、言葉はどのような言葉になるかはわかりませんが、ある程度、私は今財源のめどが立たない段階で、もうこうやって議員が今おっしゃりましたその地域を分断するような、あるいは対立軸をつくるようなそういうところにいつているものを、そろそろ収束すべきではないかということには大いに私もそう思っておりますので、しっかり財源がないということであれば、では今後どうするんだということを結論づけるのは、建設検討委員会だと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私は批判はしていないよ。この事実を宜野湾市の財政担当に聞いてみたら、要請していないということなんですよ。皆さん方がいつも言っているように財源がなくては建設できない。財源がなくてつくれるわけがないですから、地域でも建設反対決議もしている。財政も厳しい、一括交付金も厳しい、防衛庁予算も厳しい。総合的に判断したらもうこれは不可能ではないかと。これは安里地区については、ほかの3候補ありますからその地域はわかりませんが、今の段階ではもう安里地区については、できないと断念せざるを得ないんだと思うんです。それはなぜ検討委員会に上げて、あるいは5市町村の首長会議でもうできませんと、中城村では、できないと勇気ある決断をしてくださいよ。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員と同じことをお話しているつもりですが、検討委員会の中で今回の件について、しっかりこれは検討委員会がしか決定はできません

から、決定するのは検討委員会でございますので、私はもう今の議員がおっしゃったいろいろな事例がありました。特に財源の問題、財源がめどが立たない段階では、この宙ぶらりんの状況はだめでしょうという話を、その検討委員会で検討してもらおうと思っているわけですから、そこである程度の結論が出るはずでございますので、私がここで勝手に中城村は断念いたしますというような勝手なことは申し上げられませんので、それを御理解いただきたいという話をしているわけでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長、もし財源があったとしても地域住民の同意が得られるかどうか、非常に二重、三重に厳しいですよ。そういう状況でいつまでもそれをだらだらとして放っておくのか。それでこれはきのうもありましたように、12月議会では決断するというところで、理解していいですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

きのうから答弁どおりでございます。今年いっぱいにはこれはある程度のめどをはっきりとわかるようなけじめをつくり決断をやらないと、これは検討委員会の中で、それを検討していただいて、それで決定をしていただいて、12月の議会に皆さんに報告できれば一番いいんですけども、それに向けて努力してまいります。

○議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 努力という言葉をよく使いますが、もう努力してもこれは無理であれば、判断して5市町村の協議会からは脱退しますというぐらゐの決断をしてもらえば安心すると思うんですよ。そうでなければもう脱退しないまでも、安里地区にはつくりたくないという結論に5市町村の首長の会議の中で提案してやればいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ12月には決断をしていただいて、いい決断を

期待して終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の一般質問終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時10分）

~~~~~

再 開（11時21分）

○議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、こんにちは。安里ヨシ子一般質問を行います。

1番目の世界遺産をどのように守るかということで、世界遺産中城城跡のバッファゾーンの中にソーラーパネルを設置する話がもち上がっていますが、村としてはどのような対応をなさっていますか、伺います。世界遺産との関係でバッファゾーンへの設置は、どのような問題点があるか。設置をしてメリットがない場合の用途の変更もあり得るかを伺います。地域に与える悪影響、地域といえば、メガソーラー設置する場所の下のほうは泊地区になっているので、そこに与える悪影響をどのように考えていますか。次に今の設置場所周辺は大変水の多い所で、真夏でも水兼道路の水はチョロチョロ流れているような状態ですが、村として水処理をどのように考えていらっしゃいますか伺います。

戦後70年、復帰43年の節目の年を迎えましたが、平和行政の取り組みを強めていく必要があると思いますが、村長の所見を伺います。

2番目に、政府は多くの県民の民意を無視して辺野古への新基地建設を強行しようとしています。その基地は、米軍と自衛隊が一体となった戦争への出撃拠点になることは明らかです。憲法9条を踏みにじり「戦争する国」にしこの沖縄を軍事拠点にしようとしています。

沖縄県民の願いは基地のない平和な沖縄。命ど宝の精神で、平和産業・観光産業の充実した

島の姿ではないでしょうか。

本村においては、世界遺産の中城城跡があり、年間多数の観光客が訪れていますが、自衛隊が米軍の戦争に巻き込まれ、沖縄の米軍基地の攻撃の対象になるようなことになれば、沖縄への観光客は間違いなく激減するでしょう。観光産業で潤い平和な島として子や孫たちに残していくために、平和を脅かす米軍基地をなくす方向で沖縄の未来を考える必要があると思いますが、「紛争を武力では解決しない」憲法9条で外交をすることが日本のとるべき安全保障だと思えますが、村長の所見を伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会と農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、①では節目を今年迎えておりますので、遺族会とのまた記念事業などの計画などがございます。詳細につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の平和に対する考え方だということと理解をしておりますけれども、議会においても度々発言をさせていただきましたけれども、戦後と申しますか、私どもが幼いころから現在に至るまで非常に今危なかしいといえますか、私から見てもいつもきな臭いという表現を使わせていただきますけれども、今日本の国はどこに向かっていってしまうのかという、非常に危惧された部分があると思っております。議員がおっしゃるその憲法9条も含めた外交の面も含めて、これからは我々はやはりうちな一んちゅとしても当然でございますけれども、日本国民として今の状態が私はいいい状態だと思っておりますし、これからも平和については議員おっしゃる「紛争を武力では解決しない」というこれはもう大前提であると思ってお

りますので、これからもしっかりと次の時代に堂々と引き継ぎができるような平和行政を私も一国民としても頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 吳屋之雄。

○教育長 吳屋之雄 安里議員の御質問大枠1の①から④についてお答えします。

①今回の設置に関しては村条例に基づいて、設置業者と幾度かの協議の中で、調整、指導を行った上、許可基準に適合したため、「変更届出書」を受理いたしました。②世界遺産に影響がでないように、設置業者には必要な指導助言を行い、保全確保に努めてまいります。③無断での用途変更はできません。「変更届出書」が条例規定に合わない場合は受理しません。④悪影響を与えないためにも、設置業者には、今後「変更届出書」を遵守させ、景観への影響を最小限に抑え、保全確保に努めてまいります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは安里ヨシ子議員の大枠1の⑤についてお答えいたします。

当該、ソーラーパネル設置計画箇所は、県営久場地区農地保全整備事業地区に接した位置にあります。農業委員会への農地法転用許可申請においては、設置計画として、造成工事はなく伐採のみで、現状地盤のまま利用することになっており、開発許可の対象外となっております。農地保全整備事業地区は、降雨時における水害等から農地を保全するために、排水路施設及び農道等を整備しております。ソーラーパネルの設置計画は、大きく地形の変状がなく、既存排水路の流域面積への影響は少ないものと考えられることから、既存排水路の処理能力等には大きく影響はないものと思われま。ただし、設置箇所から排水等の原因により周辺農地等に

被害を与えた場合には、責任を持って対策に当たるよう指導を行うようにしていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 平和行政についてお答えいたします。

今年で戦後70年が経過し、平和意識の希薄化、戦争体験の風化が懸念されております。平和意識の高揚と、先の悲惨な戦争の記憶を風化させないためにも、これまで以上に平和行政に取り組んでまいります。これまで実施しています、「青少年平和学習交流団派遣事業」に加えまして、今後、「平和宣言の発表」、「平和企画展」の開催を検討しております。戦争はいつの時代、いかなる理由があろうとも起こしてはいけないものと考えており、人々が再び戦争の惨禍に苦しむことがないように、平和行政の推進と次世代への継承に真摯に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 質問が前後するかと思いますけれども、これは設置の届け出だけでそれができるということになれば、なんでもできるという、では何のためにバッファゾーン、この緩衝地帯を設けたのかということが疑問です。前にもここは開発許可ができて、ビアガーデンとか、そういったものが来るということでの話がありました。何年か前ですけれども、あのときはビアガーデンが城跡にはふさわしくはないということではありましたけれども、反対するとそれが終わってしまったんですけれども、今度のメガソーラーは、このバッファゾーンに6,000ですか、5,800枚のパネルが敷かれた場合に、やはり城跡にはふさわしくはないし、そこにそれができたらもう緑もなくなるし、6,000坪をコンクリートかアスファルトみたいに固めてしまって、そしてパネルが敷かれた場合に、城跡から見下ろした景観とか、そういった

のを考えましたかね。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの御質問ですけれども、確かに今までほとんど放置された原野状態から、そこに構築物を設置するにはやはり全く影響はないとは否めません。ただしかし、それに関して設置業者に対するいわゆる規制というんですか、業者に対する土地の投資メリットもそういうのがあると思います。現在の法律ではバッファゾーンというのはあくまで緩衝地帯でありますので、強制的な効力はしないと思います。今後、この業者に対してもこちらの変更届書ですか、それをしっかり協議もしてありますので、それに対して協議内容を遵守させ、景観をこれ以上、保全の確保をずっと努めていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 このバッファゾーンに指定した目的がなんだったのかということが疑問ですけれども、開発が進んでくると景観にもよくないんですよね。景観条例もつくってはありますけれども、それがこのパネルを設置した緩衝地帯をないがしろといいますか、そこにこれを許可したということで、ユネスコから遺産取り消しとか、そういったものが起こるか。そしてまた関連遺産群ですか、勝連とか今帰仁とかそういったところの関連遺産群に影響があるかどうかということをお考えはありますか。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ユネスコの現地調査というのがあります。現在、未確定であります。これは10年に一遍ぐら

いですかね、行っているようでもあります。ただ今回、あくまで法的な規制ができなかったということで残念でありますけれども、しっかり今後も景観の確保というのをそういうのに関しては努力してユネスコ調査が来ても迷惑にならないようにしっかり対処していきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 農林水産課長の答弁の中で、その排水とかそういったものについてあまり影響がないとかというふうな感じでお話されていましたが、私たちは自治会長も含め、地域の人を何名か一緒になって泊の美容室、そこから上のほうを調査といいますか、見にいったんですけれども、そのおじさんたちが言うには、土が滑っていると。確かに滑っている形もありました。上の道路は焼却場のところから久場に抜ける道も何カ所か亀裂が入っているわけですね。そこも危ないし、下の道路も亀裂が入っているし、パネル設置のところの上部のほうも決壊という形。先ほどの善功議員の話では、県道の上ですね。そこも決壊をやっていたと。そういうこともあるので、そこをもし6,000坪をアスファルトかコンクリートでやられた場合に、では水はどこに流れていくのと、水を持つ力というのはなくなって、その水はやはり下に流れていきますよね。泊地区は大雨のときは、前も一般質問でやっていて役場から来て見て、美容室のところの川を泊は川らしい川がないわけですね。上のほうは。下のほうは大きい川になっていますけれども、上は岩の間、岩のそばを流れてきて下の川に落ちていると。上はヒューム管を埋めてヒューム管から落ちた水は岩の側から流れでくるような感じですね。あちら辺は非常に危惧されているんですよね、泊区民からはこの大雨が来て、茨城県や宮城県の被害とか、そういったものも考えてやらないとあの大きな岩が、もしも今異常気象ですので、

大雨が降ってその岩が泊のほうに落ちてこないかという話も、泊の部落の中ではありましたので、もしこの川がなくて、水の被害、土砂災害が起きたらどちらのほうが責任を持つのか。村が持つのか、そして業者が持つのかというのが不安ですけれども、そのこのほうの話し合いがなされたかどうかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

このソーラーパネルの設置の計画については、あくまでも農業委員会への転用許可申請という形で我々も把握しておりますけれども、直接この施設に対しての協議というのは行っておりません。こちらは開発願い等をしないということであくまでも伐採のみで、現状地盤を利用してパネルを設置していくという計画ということでしたので、我々農林水産課としても特に指導といいますか、現状の地盤は触らないものですから、そういった指導は特には行っておりません。今後もし、そういった影響で当然ながら道路の決壊とか、下流側の排水のオーバーフローとか、状況があれば当然ながら我々としては業者との指導を行っていきたくと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 アスファルトかコンクリートで埋めるということはないわけですか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 先ほども申し上げたように農業委員会への許可申請に基づく計画書では、現状地盤をそのまま利用しての設置ということで確認してあります。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 埋めないといけないと思うんですが、それはもう業者がしかわからないんですかね。そこにも6,000坪ですので、この写真は何といいますかね、グスクの案内人の方が写真を撮って私にくれたんですけれども、こういったこの城跡のすぐ真下にそういった6,000坪のソーラーパネルできた場合に、言い方は悪いんですけれども、カンパチみたいになるんですよね。それで城跡に影響がないとは私は言い切れないと思うんですよね。絶対にここに私たちの考えからしたら中城城跡は古城、先人たちが残してくれた古城だと。古城のイメージがあって、そこはこんもりと木が茂ったその中に城壁があって、昔を忍ばせるようなそれがあるかどうか。今村長が15万人客の誘致をと政策に掲げておられますけれども、私はこの15万人にこだわる必要は私はないと思うんです。なぜかと言いますと、勝連とかその今帰仁とかというところと中城城跡は全然違うようなイメージの遺産であって、それは観光客がイベントだけを打ったり、花火的にイベントを打って、観光客を増えはするんですけれども、そうではなくてやはり中城城跡のイメージを壊さないようなそういった施策が考えられないかなと思っております。ぜひ何万人になった、何万人になったといっても、これはもう急に城跡が前の2倍になっていると村長おっしゃっていましたが、それはそれで6万人から11万人、12万人になっていますけれども、それは人数にこだわらず15万人といわず中城城跡をしのんでくる古城を偲んでくるお客さんなんかがいっぱいおられますので、そのイベントも考えて十分に議論されて、イベントも打ってほしいと思っております。

先ほど言ったような設置の条件といいますか、メリットがない場合はどうなるのと言ったことで、この前の新聞に載っていましたが、新設法人初の減ということで、東京商工リサー

チという沖縄支店が発表したものが新聞に載っていましたが、これが平成9年から初めて減少に転じた。これは競争の激化や人手不足に加えて前年まで全体を押し上げていた太陽光発電など再生可能エネルギーのシステム販売や売電目的の企業の伸び率の鈍化が影響したと見ている。そういうことでメリットがなければ撤退もするんじゃないか。そしてその代わりにほかの法律ができるかどうかよくわからないんですが、撤退をしてまたそこにこの企業を誘致する。事業を誘致するというのがもし出てきた場合は、村として許可をするのか。届け出制だからということで、許可をするのか。この撤退するかという疑問は、このパネルを設置したときの固定資産税がありますよね。先ほども出ていたように。税務課は税が入ってくるのを目当てにしているのか、それはわかりませんが、固定資産税が出ると。そして電線も沖縄電力の電線も使うということになれば、メリットがあるかどうかというのが懸念されますけれども、それが撤退した場合に、他の事業を申請した場合には、届け出制だからということで、その許可するのかどうかお聞きしたいです。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

私のほうからはバッファゾーンに関してお答えいたします。あくまでバッファゾーンというのは先ほどからも説明しているとおり、やはり本人からの届け制がありまして、それが届けに基づいて条例に合致していれば、やはり受理せざるを得ません。ただし今回撤退した場合は、また新しく最初からこれは届け書を精査して、こちらからも条件をつけてそれからまた協議して業者ともしっかりと綿密に打ち合わせして進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 バッファゾーンに指定した意味が条例に合致すればとか、その届け出を精査して、また許可するかどうかと言われたときに、どんな事業が来るか分かりませんけれども、私たちはいつまでもそれを心配して生活しないといけないかということがあります。それは置いていて、こちらを開発した場合にその水の流れ、泊の上を皆さん見たことあるかな。農林水産課長は見たことはあると思うんですが、水が埋め立てをしなければ、そんなに心配もしないんですけれども、アスファルトかコンクリートで埋められた場合のそういったものについて、心配をしておりますが、水処理、流末処理とか泊地域の河川の問題とその流末を考えたことがありますか。前に質問したときに美容室の上とかそちら辺を写真も撮ったりしておられましたけれども、応急処置だけで終わっていますので、ぜひそこを調査してそこを許可、もしパネルの太陽光をそれを許可するときに、下のほうまで流末まで調査をして安全と確認をしてからそれを工事をやるなりしてほしいと思うんですが、その河川の問題と流末処理、そのほうを計画してくださるかどうか。

○議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農地保全の区域ですね、久場、泊の上、我々も重々把握はしております。現場等々を最終的に流末というのは泊の伊舎堂との境の泊河原ですかね、あとは国道側のほうに水は流れるものだと思っていますけれども、今現在計画はあくまでも現状地盤を維持するということですので、例えばコンクリートとかアスファルトにされれば、当然ながら水の流れは勢いが早くなりますので、多分現況の排水路に影響はすると思えます。しかし今の段階では現状地盤ということで、工事にはある程度地下浸透も考えられると。で

すから大きな下流外の排水での影響は少ないものということで、今判断をしております。今後もしアスファルトとかコンクリートするのであれば、恐らく切り盛りが発生しますので、その場合には開発許可というのを受けの必要性が出てくると思いますけれども、そのときには我々としては業者との協議も順次行っていきたくと思っています。

○議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 少ないけれどもあるという意味ですよね、影響がね。農林水産課長はそうおっしゃっていますけれども、向こうは水兼道路を真夏のほうに見られたらわかると思うんですけども、ずっと水が流れているような状況ですので、そこに下は川はありますよ。うんじゃがわらと泊、久場近くに、だけど上のほうがそういったあれがないわけですよ。岩のそばから流れていて、そして道を横断するときは、そのヒューム管を埋めて、そこでヒューム管から水が流れてきたら、この岩の間を岩の根っこのところを通ってくる。そういう状況ですので、今後またいろいろと農林水産課としても役場としてもそこをまず考えてほしいと思っています。

以上ですけれども、先ほどの村長の御答弁を聞いて、今のきな臭い状況について、村長も危惧はなされていると。どこにその日本の施政が向かっているかということで、大変危惧をされているとお話でしたので、これは日本はアジア大陸への進出を狙って、朝鮮や中国など侵略する戦争を繰り返してきましたよね、歴史上を讀んでいたら。アジアの多くの国々の国民を殺したり、傷つけたりしてきましたけれども、第二次世界大戦後、日本は敗北をした。1945年にポツダム宣言を受け入れ、二度と再び戦争を起こさない国になることを世界中の国々に誓いをしました。憲法9条、その9条の前文にこの日本国憲法はあらゆる戦争をしない一切の軍備を

持たないことを宣言をしております。だけど今の政府のやり方が民意を無視して、憲法を自分勝手な解釈をし、アメリカの引き起こす戦争に日本の自衛隊を参戦させる集団的自衛権の行使、そして戦争法案の強行採決を行う暴挙をやったのけました。しかも何が何でも新基地建設を押し進めるために、辺野古の海を埋め立てようとしております。先輩たちの話を聞いていると、終戦直後ですが、ヤンバルの終戦、直後お腹を減らして、非常に飢えに苦しんでいるときに、ヤンバルの川や海でカニや貝、魚を取って飢えをしのいできた。この自然の恵みがあつたればこそ今日があると見て思っています。県民の命をつないできた自然の恵み豊かな宝の海を埋め立てることは正気の沙汰ではないと考えます。戦争体験のない村長ですが、ぜひ民主主義にのって武力ではなくして、本当にこの憲法9条を守り、そして民主主義にのって今後も政治を進めてほしいことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後は1時半から再開いたします。

休 憩（11時58分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開いたします。

午前中に続きまして一般質問を続けます。外間博則議員の一般質問を許します。

○2番 外間博則議員 こんにちは。議長のほうより一般質問を許されましたので、外間博則一般質問を行います。

通告書に基づき3点ございますので、読み上げて提案し、答弁を求めます。

大枠1、津覇児童公園のトイレの改修、遊具の設置についてであります。①児童公園内のトイレ改修及び遊具の改修についてです。以前か

ら大分前から破損があり、いつかは修繕しないといけないかと思い、一般質問に答弁を求めます。それと去った3月ごろだと思えますけれども、遊具の老朽化により遊具の除去をやっていたきました。それでまた新しい遊具が必要と思えますので、答弁を求めたいと思えます。

大枠2、生活排水道路の改善についてであります。①津覇グレースタウン裏の土砂の除去についてであります。土砂が堆積するというので除去をいたしております。それについて答弁を求めます。②公共施設であります改善センター裏の排水路の改善はどう改善するかについて伺います。

大枠3、有形民俗文化財の保存について伺います。①(竈屋)敷地の斜面地等の整備。敷地の保護についてどのように考えるか伺います。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、都市建設課でお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、農林水産課と都市建設課。

大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠3番の文化財の保存についてでございますが、御承知のとおり本村におきましては、数々の文化財があります。いろいろな保存の仕方はあると思えますけれども、教育委員会としっかり協議を重ねながら優先順位をつけて、大事な物の保管に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 外間議員の御質問大枠3についてお答えします。(竈屋)敷地の斜面地は里道となっているため法的な規制を調査した上で、整備の必要性、工事方法についても含め

て検討しているところであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

一発回答で再質問がないように答弁したいと思います。大枠1と大枠2についてお答えします。①について、事前に地域からの相談があれば、現地確認及び見積りを依頼して、本議会で補正を行えば修繕可能ではありました。今年北原と新垣も事前にあつて、9月の補正、可決しています。そういうことから次回の補正で対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。できるだけ自治会のほうから直接、都市建設課のほうに要請・要望やってもらえば早いのかなと思っております。

②について、公園長寿命化の事業は、補助率50%と低く、財政処置が厳しい状況ではあります。事業としては採択条件となるため、平成29年度以降の事業として、他の公園と共に整備の計画を進めていきます。これについても、先週、県のほうにヒアリングがありまして、平成29年度新規事業で公園長寿命化の事業を採択しようと思っております。

生活排水の管理についてですが、①について、これは7月30日にしゅんせつは終わっていますので、現場を確認すればいいかなと思っております。それと②について、今年3月定例会で答弁しましたが、今年度対応を予定し現地調査を終えましたが、隣接する空き地の土地利用の計画があるということで、この状況も確認の上、対応していきたいと思えます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 答弁を受けまして、①のほうから順を追って再質問していきます。

まず大枠1の児童公園のトイレの改修についてでありますけれども、大分前から先ほど担当課長のほうから説明もありましたとおり、9月の補正で自治会からの要望があれば改善できたと、改修もできたというお話であります。この

点についても、北上原はやっていただいたんですけれども、津霸自治会のほうから要望を求めるといことで回答をいただいていますので、この点についてはよろしいと思います。続いて②の遊具の設置についてですね、その遊具についても要望が必要かどうか担当課長のほうから答弁よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
○都市建設課長 新垣 正 お答へします。

今の村内の児童公園の遊具がほとんど壊れかけていますので、その辺は地域自治会と遊具が必要かどうか、その辺も協議しながら平成29年度以降の公園長寿命化の中で、その遊具関係も事業採択していきたいと思っています。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。  
○2番 外間博則議員 遊具については、平成29年度以降からの遊具設置の要望として、自治会のほうからも協議をして答申したいと思ひます。

続いて2番の①グレースタウン裏ですね、実際には383番地の裏の排水敷きでありますけれども、先ほど5月でしたかね、前回の一般質問でも要望してありましたけれども、裏のほうに関してはグレースタウン裏の排水に関しては、排水に堆積したヘドロや砂利など、除去していただいております。大変もう現状きょうでは大変水の流れもよく堆積していないといことで大変きれいな状態であります。しかし、今回質問させていただいたのは、どうしても流末の部分ですね、海岸線の横のほうを通過して下流のほうで流末部分がちょっと高いといことで水のはげが悪い。大潮時になると波が打ち寄せて排水溝のほうに入り込むといことで向こうも水のはげが悪くなっている状態でありますけれども、この流末部分の改善はどう行ってもらえるのか、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
○都市建設課長 新垣 正 お答へします。

村内の流末部分、海に面している部分流末部分ですけれども、全集落が地形等によって砂利が打ち上げられて溜まっている状況です。ただその事業そのものがどの程度の事業費になるのか補助。メニューにもないといことで、今やっているのは維持管理の範囲で除去をやっている。それしか今のところは維持管理の範囲でしかできないんじゃないかと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。  
○2番 外間博則議員 現状では維持管理で行っているといことでありますが、除去するにも機械を入れて、やはりコストも十分あると思ひます。またその堆積した土砂に加えて、この排水そのものがどうというのではなくて、津霸自治会内の中通りからの各世帯1戸当たりのこの住宅から、排水が分水してここに集中しているとい状況でありますので、確かに除去はされていますが、生活排水ですね、それもプラスして堆積すると悪臭が出ると。そのような苦情も何回か聞いておりますので、早目の対応をやっていくにはどうしたらいいのか考えましたけれども、やはり先ほど言いましたように流末をそこを改善できれば、おのおの排水の流れもよく堆積はしないものかと思われますが、その点についてはどうお考えか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
○都市建設課長 新垣 正 お答へします。

いずれにしる流末部分については、土砂が堆積すればうちのほうで維持管理の範囲でやりますけれども、逆に集落内については改善策としては上下水道が布設されていますので、接続して環境を配慮してもらいたいといふうになっています。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。  
○2番 外間博則議員 それではただいまの都市建設課長の答弁とこの排水に関連しまして、水道課長のほうから答弁をいただきたいんです

けれども、接続率はもちろんですけれども、この津覇自治会内の集落内の接続率、また接続件数も参考のためにお聞きしたいんですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 外間議員の質問にお答えします。

全体としては37.56%の接続率ではあります。津覇地区においては36%と。全体で接続可能人口にしたら364件のうちの36%が接続しているということです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 ただいま全体37%のうちの36%ですか、その中で36%といっても数字的にもちょっとわかりにくいので、件数ですね。件数をお伺ひします。

○議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

津覇地区だけで132件の接続です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 現状も踏まえて、接続率を上げていただき、先ほど堆積した排水ですが、以上改善できると思います。以上です。

続きまして、②これも排水ということで関連しておりますけれども、現場的にも改善センター、公共施設ということで衛生面からしてもあまり好ましくないなと思いますが、この改善センターが位置する周囲の排水敷き、既存している排水。改善センターに、直接面している前のほうですかね。里道が通っている部分をこの横に既存の排水が中に管が入っていますよね。課長はもう担当課長も承知していると思いますが。この管を通じてこの改善センター横の排水、今現在素掘りの状態で、大変水が溜まってボウフラも湧いている状態。その下のほうに住宅がありますので、その辺、排水は来ているんですけれども、素掘りのためかなりの深さがあるんですよ。それで排水にどうにか水

を落とすように排水を整備してはどうかと思いますけれども、その点について答弁求めます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

集落にある改善センターの横の素掘りの排水、本来改善センターの雨水だけの排水となっておりますので、本来は津覇自治会に資材を提供してやるのが一番いいのかなと思ったんですけれども、今回、隣のほうで住宅建築の話がありますので、この境界も復元していきますので、そのときに排水の話も隣の地主の方とやって整備していきたいと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 課長がおっしゃるのは現況は畑でいずればまた宅地になるとそういうお話であります。私も解釈はできると思います。この場所についてはよろしいと思います。

それから去った2月に行われたゆんたく会で地元の方から、住民から隣接する周囲の方が何名かいますけれども、その中を代表して要望がありましたので、その点について答えて行けるようお願いします。要望についても伺っているとしますので、重ねて課長を含め検討いただきたいと思います。

3番、龕屋の斜面地、里道が走ってしまして里道周囲を囲む個人有地がございまして、見回してみますと8件ぐらい龕屋の近くにございます。多くの方がこの里道を利用しているということでもあります。この里道を確保し、この里道も生かしながら斜面地を龕屋の保護のために、斜面地をどうにか保護できるような整備はできないか、求めたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

○生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの質問ですけれども、去年も同様の質問があったと思います。この津覇の龕屋です

けれども、現在実際にはこの斜面地は里道と  
なっています。ですから里道の上に斜面地があ  
りまして、龕屋敷地が里道のほうにこういう里  
道に寄っているという感じになっています。で  
すからお互い都市建設課でも里道というのは皆  
さんが全員が奥の地主に今いますので、通り道  
ですのでしっかりこれは確保しないとイケない  
と思います。今後、両方今議員がおっしゃった  
ように里道も活かしながら、通り道もつくりな  
がら龕屋敷地自体も広くなるようにそういう計  
画で、今私は計画はしています。今年度ですけ  
れども、とりあえず見積もりはしたんですけれ  
ども、170万円ほど今見積書が出ています。た  
だ金額的に余りにもちょっと大きいものではな  
ら、もう少し調整をして予算ですか、要求額も  
もう少し見積もり額を低く、見積もりしてもら  
いたいですね。その方法がないかですね、今検  
討しているところであります。それができ次第、  
また村長が答弁したように予算化にこぎつけたい  
と思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

○2番 外間博則議員 ただいま生涯学習課長  
のほうから答弁がありましたように、予算の計  
上をいただいたということで、あとは予算に応  
じて工事を行ってもらおうということでお話があ  
りました。それにつきまして、文化財について  
のお話しはしますけれども、本自治会では区民  
挙げて9年に1回ですね、クニンマル（9年  
回り）塗り替え、9年に1回龕屋を開けてその  
中の龕を出して破損があれば破損の修繕をし、  
もしペンキが剥がれていれば、ペンキを塗り替  
えたり、そういう作業もしております。そのた  
めにまた当初、龕を納める前に儀式がございま  
して、お坊さん、津覇の聖龍寺の住職をお願い  
して、納めるときに儀式を行って、自治会のほ  
うの方々も大勢集まってもらって、ここで儀式  
を行ってあります。それについても区民の皆さん  
が大勢いらっしゃいますので、その中で安全確

保、有形文化財ですね、村指定も受けておりま  
す。歴史のある大切な場所でありますので、保  
護する意味でも生涯学習課長もおわかりのとおり、  
先ほども予算の計上もいただきましたけれ  
ども、維持できるように今後も保存活動がス  
ムーズにいくように保護していただきたいと、  
そう思って私の一般質問を終わります。よろし  
くお願いします。一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で外間博則議員の一  
般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（14時08分）

○議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続きまして新垣貞則議員の一般質問を許しま
す。

○6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づ
いて、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の環境問題について。①
山手側、大城宅の河川整備は。②賀武道線の
コーナー一部等のスリップ防止策は。③賀武道
線・久場崎線の地盤沈下及び陥没補修対策は。
④賀武道線（金城宅）向かいの地滑り対策は。
⑤吉の浦発電所、久場地区～泊地区に向けての
排水路の環境対策は。

大枠2番です。魅力ある村づくりを図るため
の地方創生の取り組みについて。①地方創生の
3つの支援とはどういった支援ですか。②地方
総合戦略の策定について。③地方創生を受けて
観光（3次産業）の取り組みは。④地方におけ
る安定した雇用を創出するための取り組みは。
⑤若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかな
えるための取り組みは。⑥地方創生を受けて魅
力ある村づくりを図るためのビジョンは。

大枠3番です。中城中学校の環境問題対策に
ついてです。①中城中学校、吉の浦線、送迎用
自動車の交通安全対策は。②施設整備（洋式ト

イレ・防犯カメラの設置等)について。③いじめ・不登校・問題傾向の生徒達の対策は。④子ども、若者育成支援推進大綱の目的は。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、企画課。

大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番の地方創生についてのお尋ねでございます。少し所見を述べさせていただきますと思います。御承知のとおり地方創生の主なものにつきましては、やはり地方の地域力を高めるために人口の減少を防ぐ、そういう意味合いのものが非常に広く深く提案をされております。本村におきましても、きのうの新垣光栄議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、やはり子育て支援という形で柱を持ってきた場合には、いろいろな意味で定住政策、その人口増、その地方創生の国の戦略に合致する部分が多々あるようなことになっております。そういう意味ではこれからもしっかりと子育て支援、あるいは定住政策、これは土地利用の見直しも含めて、あるいはそれと共に国家戦略特区をチャレンジしている最中でもございますし、いろいろな意味で器づくりがこの地方創生あるいは人口増につながるものと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 貞則議員の御質問大枠3の①②について私から。③④については主管からお答えします。

①中学校の交通安全対策は、校門前で朝のあいさつ運動を兼ねながら、職員が交通安全指導を行っております。②中学校の教室のトイレは

各階に配置された男子トイレは、洋式1基、和式1基、女子トイレは、洋式1基、和式2基の設置がなされております。財政と協議し、年次的に洋式に入れ替えをしていきたいと思っております。

次に防犯カメラにつきましては、不審者侵入の抑止、早期発見、犯罪の未然防止に効果があると考えております。防犯カメラ単独の補助メニューがないため、補助事業を検討し、設置に向けて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

○教育総務課主幹 伊波正明 では大枠3番の③と④についてお答えします。

諸対策等について。まずいじめ対策等については、各学校において、アンケート及び個人面談またはQ-Uテスト等でその早期発見に努め、発生時には組織的にその解決に向け対応しているところです。また、それ以外に未然防止に向けた授業や講話、人権教育等にも力を入れて取り組んでいるところです。委員会としては6月と11月に、確実にいじめ防止対策が実行されるよう「いじめ防止月間」を設定し、その他教育相談等の配置等で各学校を支援しているところです。

不登校対策としては、欠席の多い児童に対して電話・家庭訪問、教育相談等。それが長期化しないように取り組んでいるところです。また長期化した場合も、登校復帰に向けてその子に応じた対応支援を行っています。委員会として教育相談員、心理相談員、中学校へ不登校対応の教育相談員配置等学校と連携し、その対策を対応を支援しているところです。問題傾向の生徒達への対応については、各学校においては生徒指導担当、校長、管理職を中心に校内で連携してその対応に取り組んでいるところです。また、村内として生徒指導連絡協議会、生徒指導

担当者等でその状況把握、共通理解を図り、必要に応じてその対策を検討しているところです。

次④についてお答えします。「子ども、若者育成支援推進大綱」は、平成21年4月に施行された「子ども・若者育成推進法」第8条第1項に基づいて「子ども・若者推進本部」が策定したものであります。子ども・若者育成支援施策の目的は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者支援するためのネットワークの整備を推進することを目指したものであります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大枠1の①から⑤についてお答えします。①について、平成26年12月定例会において答弁しましたが、集中豪雨時に山手側の雨水と道路排水が大城宅前で合流し、雑木や枯葉等で排水が詰まる原因となっていましたので、その雑木や枯葉等を取り除いて、現在は排水は機能しています。②について、現在賀武道線には4カ所に滑り止め舗装を施工されています。今後は現地ですり止めが必要かどうか確認の上、優先順位を決めて対処してまいりたいと思います。③について、平成23年度に大きな凹凸の補修をしましたが、車両の通行に支障を及ぼす凹凸であれば、維持管理で舗装のオーバーレイを行い対処していきたいと思います。④について、久場前原317番地付近を現地で確認したところ、村道久場崎線と面した墓地敷地で利用されている土地ですが、地主が石積みを行って、その石積み擁壁が村道側に倒れかかって、排水施設も壊れています。基本的には村が対策するものでなく、土地財産についてはみずから対策するものと考えています。是非議員さんからもそのことを地主に指導をよろしくお願ひしたいと思います。⑤について、この排水は、公有水面であるため、沖縄県の管理となっています。現在は沖縄電力

が、不定期ではありますが、年2回自主的に浚渫しております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。
○企画課長 與儀 忍 地方創生についてお答えいたします。

国内における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっております。このため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同法第10条で「市町村版総合戦略を策定するよう努めなければならない」としていることから、本村も総合戦略の策定に向けて、作業を行っているところでございます。

御質問の3つの支援とは、この市町村版総合戦略の策定を含め、地域の地方創生の取り組みを実施するにあたり、国からの「情報支援」、「財政支援」、「人的支援」でございます。

次に総合戦略策定についてお答えいたします。現在策定に向けて作業を開始しております。総合戦略の基本的な内容につきましては、結婚や出産、地域の特性等を示し、また、アンケート調査を実施した上で、村民ニーズを把握し、何が必要かを見出します。策定につきましては12月ごろまでに素案をつくり、年明け2月ごろまでには策定する予定でございます。

次に地方創生における観光への取り組みについてお答えいたします。本村は近隣市町村に比べると、大型ショッピング施設がないため、第3次産業での観光は弱く、課題であると考えております。今後は、いろいろなパターンの観光が求められてくるとお思いますので、本村の特色を生かした第3次産業の振興や、第6次産業も視野に入れ、観光振興につながる戦略を策定したいと考えております。

次に安定した雇用を創出するための取り組み

についてお答えいたします。安定した雇用の創出につきましては、新たに企業を誘致する場合や、既存の村内企業の支援など、様々なパターンがあるかと思えます。その中で行政の立場として支援できることはどのようなことがあるのかを検討し、戦略を打ち出したいと考えております。一方で、本村は地理的にも宜野湾市や那覇市などと近く、ベッドタウンとしての需要も多いことから、生活環境の向上を図ることで、より安心して働きに行ける環境の整備も検討したいと考えております。

次に結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みについてお答えいたします。具体的な取り組みにつきましては、今後アンケート調査を実施しますので、その調査結果から、若い世代が結婚についてどのような意識があるのか、子育てしやすい環境にするために何が必要かなど、若い世代が求めている現状を把握し、総合戦略に反映したいと考えております。

次に魅力ある村づくりを図るためのビジョンについてお答えいたします。地方創生におきましては、魅力ある中城村のビジョンを明確にし、そのために必要となる施策を展開するための第一段階として、総合戦略を策定することとなっております。そのため、村民へのアンケート調査や、策定委員会の開催、ワーキンググループの開催等を通じ、今後の本村の発展につなげるようなビジョンを描いていきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 それでは詳細の質問をやっていききたいと思います。

大枠1番ですね、久場地区の環境問題について。先ほど都市計画課長からありましたように山手側の河川整備は今スムーズにっています。そういうことで大変御苦労さまです。②の村道賀武道線のコーナー部などのスリップ防止対策と③の賀武道線・久場崎線の陥没補修対策を一

括で質問いたします。久場自治会長より平成25年に村道賀武道線陥没補修とスリップ防止対策との修繕要請がありました。維持管理補修でやると回答していますが、いまだに実施されていません。いつごろ実施する予定ですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

久場自治会長より平成25年度要望があつて、都市建設課のほうでは、村の回答としては全面滑り止め工事については計画しておらず、対応できませんと回答しています。コーナー部等については現場状況を確認し、対応しますと回答しましたが、現場を確認したところ時期尚早であるということで判断をしています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 前回の一般質問の中でスリップのコーナー箇所が3カ所あります。この3カ所をゼブラ方式でできないですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

コーナー部の滑り止めについて、ゼブラ方式、全面方式、片側方式があると思いますけれども、コーナーがきついところであれば片側の全面をやったほうがいいかなと思っていますけれども、まずは予算確保をしてから行っていききたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 賀武道線の久場崎線の陥没補修対策のこれは維持管理の範囲でやると言っていますけれども、どういうふうになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

アスファルト舗装の維持管理の補助メニュー等がなくて、あくまでもこれは単費でやっていますので、財政の予算確保をしないことには前に進まないと思いますので、その辺はまた補正等もやりながらやっていければいいかなと

思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 賀武道線の防止対策と平成23年に陥没補修、修繕も賀武道線終わっています。もう2カ年も経過して、いまだに修繕されていません。雨降りのときとか、スリップして交通事故につながる。陥没亀裂が広がっていますので、これは早急に対策しないとどんどん広がっていくと思いますので、早目の対策をお願いします。

それでは④の金城宅向かいの土手が崩れて、石山、土砂が崩れU字溝等が壊れています。畑のブロックも海側に傾いています。それで今にも壊れそうです。地域住民から村道賀武道線の地盤沈下の原因でそこから大雨のときに土砂が崩れて地滑りをするといわれています。それはどういうふうにご考えておられますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁しましたが、個人所有の崩壊は基本的には村がするものではなく、土地財産についてはみずから対策をするものと考えています。賀武道線の沈下に関して、この一帯は今県のほうで地滑りの計測しておりますので、その状況を踏まえて対応してまいりたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 そうですね、今都市建設課長から答弁がありましたように、ちょっと原因がはっきりわからないものですから、そういったのを調査なされて、去年も久場崎線の土砂が崩れて補修工事を行っています。今回は別の場所で地滑りをして土砂が崩れています。本土では大雨のときに土砂が崩れて民家に大災害をもたらしています。久場崎線も土砂崩れを起こしたところは民家ですので、あちらこちらに土砂が崩れています。その対策を考えてください。

次⑤の吉の浦発電所の件です。久場地区～泊

地区に向けての排水路の環境対策ですね。これは吉の浦発電所の入口があります。泊地区側の排水路は現在どんな状況ですか。そうして久場地区公民館側の排水路は現在どんな状況でしょうか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

吉の浦発電所入口については、現在土砂が堆積し、干潮時においては滞留している状況です。公民館側の排水については、草等が生い茂っていますが、排水としては機能しています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 泊地区のほうですね、排水ができない状況になりたくさんの魚がいます。排水路の周辺は鉄骨などの工事現場となっています。水がよどみ、ウォーキングや畑をやっている地域住民からは悪臭がするとの苦情があります。また久場地区のほうはマングローブやたくさんの木が生えて護岸まで来て環境が悪化しています。その対策はどのように考えています。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

管理はどうなっていますかという話ですが、この公有水面排水については先ほども答弁しましたけれども、沖縄県の管理ですので都市建設課のほうご連絡してお願いはするんですけども、なかなか行政からお願いしても聞かない部分もありますので、その辺はもし時間が許すのであれば議員も一緒に行って、港湾課のほうに行って要請したほうが先になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 公用水面の所有者は県の港湾課です。毎年県の土木部長と村長との行政懇談会の中で、泊側の導流堤の排水を要請し

たとりましたが、どのように要請しましたか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県との行政懇談会において、これは毎年ではないんですけれども、平成23年度、平成25年度に土砂の堆積の除去は県主導でやってくれということで改善を図るようお願いしています。導流堤については、今まで泊側については港湾課のほうに要請したことはないです。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 電源立地地域対策交付金で排水路の流末整備工事には約5,500万円かかりました。工事着手にはすぐにはできないと思います。5,500万円かかりますので。応急措置として泊側の排水がスムーズにいくための改善策として、地元から運転手を出して、排水をスムーズにしたいと思います。それで重機借上料があると思います。その予算を活用することは可能ですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のところは電力のほうで不定期ではありますが、年2回しゅんせつをお願いしているところでもあります。質問の中で重機使用借上料を地元で運転手がいるから、オペレータの予算活用できますかという話がありますけれども、あくまでも先ほどから答弁しているようにここは公有水面ですので、県の港湾課がやるべきだと私は思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 年2回対策をやって、土砂とか詰まって排水ができない現状だと思うんですよ。私は導流堤をつくってくれと言っていないですよ。今電力に言ってもやらないし、行政に言ってもやらない、何かできる方法はないんですかと今聞いているんですよ。それでそういったお金を投資して住民の環境を整備するのが行政の仕事ではないですかと思いますが

どうですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の議員からの質問は、村としても定期的に管理を行う必要があるとの事ですが、もともとここには今鋼管杭が入って、鋼管杭から水が流れている状況であります。現在、今は電力のほうで、今回また護岸側に設置して流れるようにやっていますので、もしこの排水が満潮時に機能しないのであれば、役場のほうとしても対処はしていきたいと思いますが、まずは県港湾課と一緒に要請活動をしたほうが私は先になるのではないかなと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 この件は二、三年前から取り上げられています。こういった排水の環境の悪化ということですね。それで最近も久場地区、泊地区の地域住民は行政と電力に対して非常に不満と不信を持っています。3者連絡協議会のときも去年も2回電力に対して、排水路の環境整備を要請しました。そうしたら県の管轄だからやらないというんですよ。行政に言ってもそんな感じ。この前もマルチタービンの騒音がうるさいと地域住民から苦情が電力にありました。泊地区のほうに大量の魚がいるんですよ。もし排水整備ができない状況に魚が死んだときにどんな状況になると思います。悪臭がして環境が悪化しますよね。そういった対策をやらないと地域住民が住みよい環境づくりにならないと思うんですよ。私は今都市計画課長からありましたように県の港湾課と一緒にいきますので、そういった対策を取らないとこれも2年、3年も待っているような状況ですよ。こういった対策をやるのが行政の仕事だと思っていますので、私のほうも一緒に行きたいなと思っています。

次大枠2番です。魅力ある村づくりを図るための地方創生の取り組みについて質問します。

地方創生の3つの支援についてですね。先ほどありましたように「情報支援」、「財政支援」、「人的支援」を掲げて、緊急的取り組みとして地域住民の生活など緊急支援のため、交付金を活用し、地域消費喚起・生活支援としてプレミアム付商品券を事業実施しました。プレミアム商品券以外にどんな事業メニューがありますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型のその他の事業メニューとしましては、まず1つ目にふるさと名物商品券・旅行券発行事業。2つ目に低所得者等向け灯油等購入券助成事業。3つ目に低所得者等向け商品・サービス購入券発行事業。4つ目に多子世帯支援策などがございました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 地域創生の交付金の活用がたくさんあります。それで平成27年度は地域消費喚起、生活型の交付金を使って、前回プレミアム商品券を使っています。平成28年度どういった事業メニューを予定していますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地方消費喚起・生活支援型交付金につきましては、あくまでも平成26年度限りの交付金でございます。年度末に交付決定を受けまして、現在繰り越しをしまして事業を実施しているところでございます。国のほうからは平成28年度と同交付金についてはないというふうなことで連絡を受けております。ただ内閣府は財務省に対しまして新型交付金ということで1,080億円を今要求しているところでございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 地方創生の先行型総合戦略における仕事づくりなどの事業として、1から7の事業があります。その1から7の事業メニューはどんなのがありますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地方創生先行型の交付対象事業としましては、総合戦略における仕事づくりなどの事業でございます。事業メニューとしましては、1つ目に地方版総合戦略の策定、これは必須事業でございます。2番目にUJIターン助成事業。3つ目に地域仕事支援事業。4つ目に創業支援・販路開拓。5つ目に観光振興対内直接投資。6つ目に多世代交流、多機能型ワンストップ拠点。7つ目に少子化対策事業でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 財政支援として国は地方人口ビジョンとして各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を展示し、国の総合戦略として2015年から2019年、5カ年の政策目標、施策を策定する。財政支援予算が組まれています。地方版総合戦略の策定、実施の支援として1市町村配分額はいくらですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

国からの財政支援としましては、国は総額4,200億円を予算措置しておりました。交付金の配分方法につきましては、主に国勢調査の人口、それから財政力指数に基づきまして算出することになっておりました。本村におきましては地域消費喚起生活支援型に対しまして、3,715万6,000円、地方創生先行型に対しまして2,198万8,000円です。合計で5,914万4,000円が配分される予定でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次に人的支援について質問します。「地方創生コンシェルジュ制度」とありますが、どういった制度ですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地方版の総合戦略策定を含め、地域の地方創生の取り組みを行うに当たり国が相談窓口を設

けております。そして積極的に支援をするために地域に愛着のある国の職員等を地方創生コンシェルジュ制度として設置をしております。国の職員による相談や、さらにより専門的な知見が必要な場合には担当部局を紹介するなどの支援を行っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 地方創生に非常に大きな予算が組まれております。それで専門的な人材を活用することによって、地方創生の計画、それから事業内容が把握でき、地方創生事業がスムーズにいくと思います。中城村もこういった人的支援、地方創生コンシェルジュ制度を活用して地方創生事業に取り組む考えはありますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在のところは、まだ活用はしておりません。今後総合戦略の策定の課程やあるいは事業の実施の課程で、必要であれば積極的に活用を考えたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次②の地方版総合戦略の策定についてお伺いします。先ほど企画課長から答弁がありましたように、この国からの工程表では来年の2月に実施計画を策定して、国に出すようにという方針があります。それでこれまで多くの自治体では有力団体の代表者による計画審議会で審議し、行政の企画部門が素案を提示するか、外部のコンサルタントに委託しての方式を取っています。どういった策定方法を考えていますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総合戦略策定につきましては、平成27年7月28日に開催しました人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務にかかるプレゼンテーションを行いまして、支援をしていただきます外部コンサ

ルタントを決定しております。今月実施しますアンケート調査等の結果を踏まえまして、若手職員等次世代を担う職員によりワーキンググループでの検討会を実施します。その後副村長を含めた各課長クラスの職員による庁内組織におきまして内容を検討したいと考えております。そこででき上がりました素案につきまして、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、それから公募による村民等で構成します策定委員会で審議をしたいと考えております。そこでの審議を踏まえ、策定したいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 関係団体などの代表からなる計画策定審議会は多くの自治体が通ってきたが、計画はつくっても住民は読まず計画書をつくったが、行政議会の指針にもならず結果は「地方衰退」の繰り返しをやっています。策定に当たっては望ましいのは各種団体の協議のほかにコミュニティ集落のワークショップが必要であると思っています。コミュニティ集落に計画策定委員会を設け、住民集会において「地域点検」を行い、「地方計画」を策定する方法がいいと思います。どういうふうに思っていますか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

人口ビジョン及び総合戦略策定におきましては、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であると考えています。産業界、それから行政機関、教育機関等いわゆる「産官学金労言」と、それから住民代表で組織します策定委員会におきまして審議をいたします。さらに策定の課程を広報紙やホームページにおきまして、パブリックコメントを実施したいと考えております。平成28年の2月までの策定を予定しておりますので、非常にタイトなスケジュールでございます。そのため各集落でのワーク

ショップ等は実施できないものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今までの計画をつくる場合にこういったのをやって、地域住民の声があまり取り入れられていないというのが現実です。それで地方の衰退ということが地方創生の中にあります。それから住民の声、地域の声が反映する計画策定することによって魅力ある村づくりが反映できると思われまますので、そういったのも一応取り入れながら計画を策定してください。

次③地方創生を受けて観光第3次産業の取り組みについて質問をします。沖縄県修学旅行は2014年の学校数は2,055校、人数は3.4%等の約45万人で2年連続増加しています。その中で本村は宿泊施設がないので、民泊を活用しています。こういった取り組みをやられていますか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

県外の修学旅行生が県内の民家に宿泊し、農業、畜産、郷土芸能、家業などの体験学習を通して、地元住民と交流する民泊は沖縄の魅力発信する新たな滞在型観光として期待をしているところであります。本村については、既にNPO法人しまんちゅ活力支援隊及び中城村商工会が民泊を受け入れ団体として活動しております。今年、秋には3校受け入れ予定でございます。また民泊パンフレットを作成し、関係団体等に配付し、さらに公共施設の施設利用、それから中城城跡への観光案内等々を支援しております。民泊受け入れ家庭についても、これから家庭を増やすための説明会等も実施主体と一緒に頑張って取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 県は地域ビジネス力育成強化事業として、地域連携体が企画する事業に必要な経費を支援しています。今回、採択された地域連携体は南城市、恩納村、読谷村、中城村、久米島町です。この5市町村です。中城村は事業内容はこういった内容が採択されましたか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思えます。

地域ビジネス力育成強化事業については、沖縄県が一括交付金を活用して中小企業支援や、観光客の増加につながる地域ビジネス力育成事業を沖縄県商工会連合会に委託して行っている地域連携体プロジェクトという公募事業であります。対象事業となるプロジェクトとは地域連携体を実施するものであって、地域資源の活用や地域課題の解決、中小企業の振興または地域活性化に資する事業であります。本村の中城村の採択事業は沖縄ヤギ王国観光牧場6次産業化ビックバーンプロジェクトチームであります。内容としましては、ヤギ観光牧場の整備促進、それから地産地消による販路拡大の収益向上の実現、それから周辺農家と緊密な連携による相互連携という内容となっております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 5市町村の採択で採択された事は、大変御苦労さまでした。はごろも牧場の新城社長はヤギで地域活性化を目指すということですね。行政も一緒に連携を取りながらこういった事業を進めてください。それで観光客のほうもヤギを通して誘致も考えたらもっといいかなと思っています。非常に素晴らしいことだと思っています。どんどん進めてください。

それでちょっと気になっていることがありま

す。中城小学校から中城城跡までの県道146号線の歩道は雑草が生えて非常に景観を悪くしています。観光誘致に支障を来すと思います。その対策はどのように考えています。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県道146号線ですね、四、五年前はボランティアが6名ぐらいでやってよかったんですけども、そのボランティアもなくなって、ぜひ今は県のほうで年2回清掃作業は行っています。それ以上は予算的にも厳しいのかなと思っていますので、ぜひ貞則議員中心にボランティアを募って、維持管理に努めてもらいたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 もうちょっとボランティアではちょっと限界があると思いますので、またそこら辺もやはりせっかくのきれいにして15万人構想がありますので、私はきれいにしたほうがいいと思います。

それから④です。地方における安定した雇用創出するための取り組みについて質問します。主な施策として、①地域産業の競争力強化、業種横断的取り組み。②地域産業の競争強化、分野別取り組み。③地方への人材還流、地方での人材育成の雇用です。1から3の内容はどういった内容ですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

まずは地方創生のための仕事づくりの支援策として認識をしております。まち、ひと、しごと創生、総合戦略における仕事と人の好循環づくりの中で地方に仕事をつくり、安心して働けるようにすると言いつけられた主要な施策内容としてで解釈をしております。①の地域産業競争力ということで業種横断的取り組みとして、

対日直接投資残高を倍増する。これは18兆円から35兆円まで。それから2020年までの5カ年間の累計で若い世代を安定した雇用を図る。約11万人の雇用創出ということをやっております。詳細に言うと包括的総合支援、それから地域を担う中核企業支援、新事業新産業と雇用を生み出す地域イノベーション推進、外国企業の地方への対内直接投資の推進、産業金融一体となった総合支援体制の整備、事業継承の円滑化、事業再生、経営改善支援等であります。

次に地域産業の競争力分野別取り組みということで、サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大。これは0.8%から2%まで拡大する。それから2020年までの5カ年間の累計で、若い世代の安定した雇用を約19万人創出する。その中で詳細の分野であります。サービス産業の活性化、付加価値向上、それから農林水産の成長産業化、次に観光地域づくりローカル版クールジャパンの推進、地域歴史まちなみ文化、芸術、スポーツ等による地域活性化。次に分散型エネルギーの推進です。3番目の地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策としては2020年までの5カ年間の累積で東京圏から地方へ約10万人の人材還流等を掲げております。主な内容としましては若者人材等の還流及び育成定着支援、それからプロフェッショナル人材の地方還流、地域における女性の活躍推進、新規の就農、就業への総合的支援、大学、高等専門学校、専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援。最後に若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現の内容となっております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今、雇用創出のための①のほうですけども、地域産業の競争力強化、業種横断的取り組みとして、中小企業支援があります。地域経済をつくる地域社会を維持する最大の経営主体は中小企業です。そのための手

段として、「中小企業小規模、小企業、振興基本条例」を策定する考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

中小企業振興基金条例の制定の考えということですが、地域経済や雇用を支える中小企業、中小規模企業、小企業の振興に関する基本事項を定め、関係者が協力して中小企業、小規模企業、小企業の振興を図り、地域活性化に取り組むことを目的としているものと解しております。主な目的に中小企業、小規模企業、小企業の経営基盤の強化と安全な健全な発展を図ることから、村としては中城村商工会への活動支援をしているところであります。本村商工会は村内企業、村内中小企業等の経営基盤の強化と健全なる発展を図ることを担っており、中小企業振興基本条例の制定については、現時点では考えておりません。今後、商工会を初め関係団体と協議を行いまして、検討していきたいと考えています。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 宜野湾市は条例を制定し、中小企業、小規模企業、小企業の振興のための施策を展開しています。中小企業、小規模企業、小企業の振興を図ることは、地域経済の活性化につながると思うんですよ。雇用の創出もつながると思いますので、ぜひ連携を取りながら条例を制定できるかどうかはわかりませんが、それでいいところは真似をしてやったほうが、中城村の企業の人達のためにもなると思いますので、ぜひ連携をとって進めてください。

次は石垣市はふるさと納税の寄付と特典の特産品を一括で申し込みができる。特設サイトを開設しました。手続きの簡素化と利便性の向上で納税をさらに呼び込むとともに特産品や石垣

の魅力の発信につなげています。中城村もふるさと納税特設サイトを開設する考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

沖縄県内におきましては、石垣市、糸満市、大宜味村、それからきのうの新聞にも載っていましたが、豊見城市がふるさと納税に係る事務を外部に委託をしております。外部委託によりまして、ふるさと納税の特典のカタログの作成、それから申し込みの受付、お礼の品の発送などとあわせて、その地域の特産品の開拓にもつながる可能性があります。さらにふるさと納税が大幅に伸びるということの実績もあるようでございます。現在、ふるさと納税を代行している業者数社から今お話を伺っているところでございまして、本村におきましても特産品や本村の魅力が発信できるかどうか検討していきたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 次⑤ですね、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みについて質問します。北中城村は職をお探しの方と人手不足に悩む農家や企業などと、就労者を希望する村民にお互い同士、雇用情報を提供することによって、新たな雇用の創出による失業者対策と人手不足解消による経営規模の拡大を目的として、無料職業紹介所として「北中城雇用サポートセンター」を開設しました。中城村も若い世代の子育てを図る意味からも仕事があっても子育てができるものと思います。北中城村みたいに雇用サポートセンターを開催する考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

まずは雇用サポートセンターの開設について

は労働局の実施の講習会の受講、これは本土で行われております。その受講をした方が受講修了証を持った方管理責任者にならなければならないというものであります。その要件を満たした後に労働局に申し入れて開設という流れとなっております。

北中城村雇用サポートセンターの開設については一括交付金を活用した事業で、村内の雇用促進を図る職業案内を総合窓口として開設しております。北中城村の村内には立地する大型店舗への雇用促進の要因もありまして、平成26年度に開設しておりますが利用者は27人というふうに聞いております。本村においては職業安定所等と連携をして求人誌等を窓口で今開設して住民の要望に応じて情報提供をしている状況でありまして、現時点においては開設する考えはありませんが、将来的に雇用サポートセンターの必要性については、雇用求人状況を調査して検討してまいりたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 ⑥ですね、地方創生を受けて魅力ある村づくりを図るためのビジョンについて質問します。東海岸地域発展ビジョンを策定し、公共交通機関の整備や湾岸道路の整備を図ることは地域全体の発展につながるプロジェクトです。それでは西原町から北中城村までの湾岸道路建設計画の取り組みはどのようになっていますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道329号バイパスの話だと思いますけれども、きのうも答弁しましたけれども、まずは西原バイパスの早期着工ということで、今取り組んでいます。来週の月曜日にも総合事務局と首長、副村長、あとは担当課長が会議があつてそのときに西原バイパスの住民大会であり、そういう日程調整を今進めているところです。それから今の国道329号バイパスの予定になろうか

と思います。まだまだ先の話です。以上です。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 湾岸道路を整備して津覇小学校区の人口減少を解消するために、津覇小学校区内に県営団地、それから田園住宅などの人口を増やすビジョン、地方創生を受けての津覇小学校区の人口を増やすビジョンは何かないですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

津覇小学校区の人口そのものにつきましては、平成20年に比較しますと現在は100人程度減少しているようでございます。県営団地の誘致に関する計画等は今のところございませんが、現在優良田園住宅制度があります。それにつきましては都市計画法第34条第11号及び12号の、いわゆる緩和区域に接するところにつきましては、住宅の建築が可能になっております。総合戦略におきましては人口増加に向けた施策を積極的に取り入れたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

○6番 新垣貞則議員 今企画課長からありましたように地方創生の課題は人口減少です。それでそういった人口減少がやるところにどんな形で総合ビジョンを立ててやるというのがねらいですので、その校区が今人口減少になっていますので、いろいろなビジョン、どんなしたら津覇小学校区の人口が増えるかというのが地方創生の目的だと思いますので、そういった取り組みもぜひ考えてください。

多くの国民が望む豊かな国をつくるために未来をつくる取り組みが必要です。地方創生を取り組む場合、個々の地域の個性を調査研究して地域づくりの方向性を住民同士で議論し、自治体と住民が協同して地域をつくっていく取り組みがいわゆる地域学が必要不可欠です。魅力ある中城村をつくるための地方創生の取り組みは行政、議会、地域住民と共同していくことに

よって魅力ある地方創生の取り組みができると
思います。今後とも連携を密にして素晴らしい
ふるさとづくりをみんなで作っていきましょ
う。これで私の一般質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一
般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（15時14分）

平成27年第7回中城村議会定例会（第22日目）

招 集 年 月 日	平成27年9月14日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年10月5日（午前10時00分）		
	散 会	平成27年10月5日（午後2時52分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 長 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第7号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に仲座 勇議員の一般質問を許します。

○13番 仲座 勇議員 改めまして、皆さん、おはようございます。13番 仲座 勇でございます。よろしく申し上げます。

まず大枠1番、糸蒲公園内に交番所(駐在所)の早期設置の件で、①6月26日、南小学校において意見交換会(情報交換会)にて、宜野湾署の交番署長の話として交番所設置の話が進んでいるようです。当局も協力して早急な設置要請を行ってください。②交番ができた場合、津覇、伊舎堂の駐在所も残していただきたい。所見を伺います。

大枠2番、南小学校の遊具の早急な設置について。2月23日、学校長より教育長に要求しているが、早急な設置をお願い申し上げます。雲梯(うんてい)、コンビネーション遊具も要請がありました。

大枠3番、交通安全の件について。南小学校の校門の前の道路側左右約50メートル、向かい側も同じ区域の駐停車禁止のための対応をお願いします。

大枠4番、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設について。資金的めどが立たないので前進していないようですが、圧倒的に必要だというコンセンサスが得られない段階で進めると村長のお話ですが、安里区の区民が約80%も反対している中で、安里区につくれない、つくらないと村長は断言していただきたいと思いますが、村長の所見を伺います。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員のご質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠3番につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠4番の火葬場建設についてでございますが、本議会でもたびたび答弁をさせていただいておりますが、議員が御質問のとおりでございます。資金的なめどが立たない状態、言うなれば財源のめどが立たない状態これから進んでいくことはありませんので、この辺で一区切りつけるべきではないかということ建設検討委員会の中で検討していただいて、ある程度の結論をつけていただくということを答弁してまいりました。そのとおりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 おはようございます。仲座議員の御質問、大枠2についてお答えします。

中城南小学校の遊具につきましては、平成26年度、学校側と協議し、ブランコ、上り棒、コンビネーション遊具を電源立地交付金事業で設置しております。今年度要望のありました雲梯につきましては、補助事業を検討して設置していきたいと考えております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは仲座 勇議員の質問の大枠1番と3番についてお答えいたします。

まず大枠1番の①についてですが、交番設置についてはこれまでも宜野湾警察署のほうに要請を続けてきているところであります。宜野湾警察署も村からの要請を受け、警察本部に報告し、交番設置について働きかけていることを確認しています。ただ、警察本部から具体的な返答がなく、現在も設置について検討がされている段階であります。

②につきましては、交番設置の要請とともに

下地区の治安維持の強化のため、残存についても引き続き働きかけていきたいと思っております。

大枠3番につきまして、学校直近の駐停車は、歩いて登校する児童生徒に危険を及ぼす可能性があるため、送迎車両の駐停車の禁止は必要な措置であります。現在は、学校側の自主的な措置でカラーコーンを設置し対応しています。向かい側についても同様の方法が可能か、学校と調整をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 答弁は1番から順を追って細かくお聞きしたいと思います。

6月26日に宜野湾の交番署長が見えまして意見交換会をやったんですが、その中で交番署長ということで宜野湾署を一括してまとめていますが、その中で宜野湾署でも話し合いは進んで、宜野湾市役場の斜め向かいの交番がありますが、そこを閉めて、そこを糸蒲公園に移そうかという話まで進んでいるようですが、そういう話はお聞きしていますか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

ただいまの話の確認はできていないんですが、9月15日に宜野湾署の副署長、あと地域課長に面談して確認したところ、本署のほうに話は上がっているんですが、まだ具体的には進んでいなくて、現在もまだ検討中という回答を得ています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 交番署長から聞いたんですが、今の話のとおり進んでいると思うんです。ですから、役場も対応をして早目に設置できるように。前に安里議員からも要請があったように、やっぱり必要性を感じていますので、早目に設置できるようにお願いしてください。

大枠2番に移ります。教育長、2月に雲梯という遊具を要請していますが、子供たちの成長は待てません。今、雲梯も低学年用は準備され

ているそうです。せいぜい3年生までが使用しているような流れですので、高学年用も設置してもらいたい。学校では学力がもう全国区でも優秀な学力だそうですが、腕力とか運動量でちょっと弱いところがあって、学校側も運動場の周囲の歴史の道も利用しながら、体育の時間とかにマラソンもさせているみたいで、また学校から半径300メートル以内に住んでいる子供たちにはできるだけ歩いて登校してくるようというので、いろいろ工夫もなさっているそうです。そのためにも、遊具を利用させたいという考えですし、またほかの小学校にあっては、こういう雲梯の大きなものは入っているんですか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 お答えします。

確かに南小だけじゃなくて、津覇小、中城小も運動については、体力面については全国よりも少し劣っているという統計的なものがあります。雲梯については、津覇小学校は設置されているんですが、南小学校についても先ほど答弁したように、補助事業を検討して、早目の設置をしたいと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 早目と言いますといつごろを予定していらっしゃるのでしょうか。

○議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

○教育長 呉屋之雄 補助事業との絡みがありますので、今ここで明言はできません。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 私の希望としては、遅くとも年内ということをお願いしたいと思っていますので、できるだけその意向に沿えるように、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

コンビネーション遊具の設置についてはいかがですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

コンビネーション遊具につきましては、平成26年度にブランコを上り棒と一緒に設置はもう済んでおります。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 コンビネーション遊具について、私ははっきりとどういうものかはまだ見ていないんですが、結構いろいろな種類があるそうです。その中にブランコも入っているということですか。基本的な種類がありましたらお聞かせいただきたいんですが、やっぱり学校側も予算がかかるし、結構高価ということで、校長もやっぱり躊躇する、遠慮しているところがあったんですが、子供たちのためだと思って何とか早目をお願いしたいと思います。どういうものか説明をお願いします。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

コンビネーション遊具というと、例えば滑り台とか、今、吉の浦公園のほうに設置しているのもコンビネーション遊具ということになります。金額にしましては、向こうは5,000万円近くのコンビネーション遊具が入っています。コンビネーション遊具と言いましても、本当に言い方は悪いんですが、ピンからキリまであります。南小学校のコンビネーション遊具も、校長先生と調整をしながら設置をしてあります。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 今回、遊具の要請ということでお願いしていますが、学校側とよく意見交換をしたり、また学校を訪問したり、いろいろと細かいことも含めて、皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

大卒3番に行きます。今、南小学校では車の送迎が多くて、校門から両方に、糸蒲公園の入り口の近くまで、あるいはうえむら病院の入り

口まで、カラーコーンを毎日置いているわけです。交通安全が終わって、学校の登校が終わったら、またこれを片づけて、毎日これの繰り返しなんです。そこのところを、例えば車が触れたら動くようなポールみたいなものの設置は考えていないですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

多分カラーコーンではなく固定で倒れるようなものだと思うんですが、これは予算の関係もありますので、また都市建設課等と相談をしながら、設置が可能なのか検討したいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 ちょっと話が前後しますが、教育総務課も一緒になって、学校と連絡を密にさせていただいて、こういう話も、毎日カラーコーンをセッティングして、毎日片づけているわけです。そこを何とかいろいろと工夫していただいて、善処策をよろしく申し上げます。これは早目にできそうですか。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

その辺の設置というの、また警察署との調整も必要になってくると思いますので、どのような方法があるか検討したいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 これは毎日のことですのでね。毎日、朝、父兄が1人でずっと立って、学校の職員と一緒にやっていますけれども、毎日はずっとと思います。

以前、住民生活課長は学校がオープンしたら、送迎用の駐車場を確保するというお話があったんですが、そういうお考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

○教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

確かに朝夕、送迎の車でいっぱいではありますが、今、敷地的にもその送迎用の駐車場

を設ける場所が見当たらないと思います。これが敷地があれば検討することはできると思いますが、今の現状ではちょっと難しいんじゃないかと考えています。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 おっしゃるとおり、多分厳しいところがあると思います。でも、住民生活課長、今の提案をできるだけ早目によろしくお願いします。

それから4番目に移ります。課長、安里の住民は担当課長と、村長が一番何考えているのかなという考えが強いと思います。きのうの答弁で村長からお話がありましたが、やっぱり村で提案したところに決まってしまって、そこでだめだというのは異常ですよ。ある程度は時間を置かないと。でも私は思うんですが、もうその辺で、ここだけの話というのは通らないと思うんですが、個人的にちょっと難しいんじゃないかという感じがしますけれども、そここのころも含めて、村長、答弁をお願いしてよろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁の繰り返しになりますけれども、今度、建設検討委員会が開かれますので、そこに今の現状、もうとにかく全ては財源ですよ。財源がない状態では何も進まない。これは今の状態を見ますと、我々が意図している部分と、そうでない部分の差が非常に激しいというのが、私の実際の感想であります。何度もお話ししますが、我々は推し進めてもいない、押しつけてもいない。ただ、現状はこうですという説明をした段階で、それが今の村内の至るところに我々が意図しないものが設置されたり、そういうことで私どもとしては間違ったメッセージが村民に伝わらないように、私は今回、しっかりと建設検討委員会の中で、財源のめどが立たない状態で今の状態は適切ではないということをしっかり

と提言して、一つの区切りをつけていきたいということはずっとこの議会でも答弁しているつもりでございますので、その辺の御理解をいただきたいということでございます。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 今の答弁を聞いて、今の看板、のぼり、横断幕、そういうのをどういう気持ちでごらんになっているのか、ちょっとお聞きしたい。個人的な本音で結構です。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これも答弁の重複になるかもしれませんが、先ほど言いましたとおり、我々が間違ったメッセージを伝えているようなことに村民がとらわれないように私どもは努めていきたいということで、今回、建設検討委員会の中でもう一度検討してもらおうということになりました。現状は、これも先週お話ししましたが、最初に、一番最初に安里の公民館で我々が今の現状の説明会をしたときの、言葉が当たっているかどうかわかりませんが、純粋に「村長、ここではだめだよ。火葬場は、総論は賛成だけでも、各論ここではだめだよ」という、その純粋に反対をなさった方々に我々はしっかりと耳を傾けて、我々も「今の状態はこういう状態ということで、候補地として決まっただけで、安里でやるということではないですよ」と我々も真摯に対応した、あのときの入り口と今の状態がまるっきり違っているような感じがして、本当に純粋に反対されている方々には、我々もしっかりと応えていきたいんですけれども、しかし、別の意図を持ってそれをなさっているような気がいたしまして、今回、私はしっかりと行政として、行政を預かる身として、メッセージをしっかりと出して、建設検討委員会の中でこれを提言していきたいなと、そう思った次第でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 反対をなさっている安里地区の意見としては、予算ができたらずぐ着工するんじゃないかという不安があります。今の段階ではそのところはまだ、村長は厳しいよという話ですが、どれくらい厳しいのか部落民はほとんどわからない。予算ができたらずぐスタートするんじゃないかという不安でいっぱいになっています。だから、去年の9月28日の住民説明会にそれ以降、1年以上、ずっと心労で不安な日々を送っている住民が多いと思います。やっぱり村長がいつもおっしゃっている、「住みたい中城、住んでみたい中城、住み続けたい中城」にはやっぱりふさわしくないんじゃないかと。また、この前、新垣光栄議員からも課長の方々に質問がありましたように、残したいものはどういうものなのかということをお聞きしていましたよね。だけど、この斜面の緑地帯はほとんどの課長たちから残したいという要望があります。そこに火葬場というのはいかななものかと私は思っていますので、やっぱり住民は、村長が「できない」とおっしゃるまでは不安でならないと思います。

確かに、村長がおっしゃるように誤解もあるかもしれません。しかし、予算ができたらいつでもスタートするんじゃないかと。いつスタートするんだという、この不安のほうが大きいと思います。そこも含めて、もう少し納得できるような、可能性がないんだということのある程度おっしゃってくだませんか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えします。

先ほど来、村長が答弁しているとおりでございます。これまでもこの件につきましては答弁をしておりますが、今、財源が非常に厳しい状況であるということは、今議会でもお話をさせていただきました。これまでの議会の中でも、財源ができてすぐ着工するというふうなことは一切あり得ません。財源が確保できましたら、

地元、今現在絞り込まれているところに、こういう計画があるのでいかがでしょうかというのを、これから聞いていくということは村長がこれまでも答弁しておりますので、財源ができたらずぐ着工というのは、非常に誤解であるということで考えております。村長が答弁したとおり、今、財源が非常に厳しい状況ですので、今後の方向性につきまして、建設検討委員会のほうで検討していくということを申し上げております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 大城議員、善功議員も再三質問をしていますが、彼らは安里区民の中に入って事情をよく知っているわけです。心情もよく知っています。そのところを含めて、やっぱり絞り込まれたというよりは、もう場所として決定されているんだというイメージが強くて、予算ができたらずぐ設置するんじゃないかという不安が強くなっています。でも皆さんの話を聞くと、厳しいよと、できそうにないよというふうに聞こえますが、そういうことでよろしいですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もう再三再四同じ答弁をいたしますけれども、今度の建設検討委員会ですっきりと形づけるということをずっと申し上げております。厳しいよとか云々とかではなくて、事実を全部精査して、そこでしっかりと判断するのが我々の務めですので、その辺は仲座議員もぜひわかっていたいただきたいと思ひますし、先ほど企画課長からの答弁にもありましたが、この説明会以降、我々のスタンス、思い云々というのは全く変わりません。この議会でもずっと同じ答弁をさせていただいております。すぐやることではない。あした必要なものでもない。大部分のコンセンサス、今、仲座議員からの御質問の中にもあるとおり、大部分のコンセンサスがなければ

進めていけませんよ。例えば財源のめどが立つが、これはもちろん住民の合意が必要ですし、大部分が望まないと私はやりませんよという話を、ずっとこの議会でも、もう半年以上同じ答弁をさせていただいております。あえてそれを、なぜ逆の捉え方をしておるようなことになってしまったのか、私としては非常に不思議でしょうがないんですけども、そういう意味で、これは行政としても同じようなことをやってもしょうがないということで、今回、あえて一歩踏み込んで、今の状態を打破するために、村民に誤解を与えないために、しっかりとこれは1回けじめをつけて、こういうことでありますよということにしたほうがいいのではないかという、これはほかの市町村長からの話もありました。そういう意味で、私は今回、今答弁しているとおり、一たんここで一つの区切りをつけることを提案して、そしてしっかりとまた議会に報告できると。これは今年度じゃないですよ。ことしいっぱいにそのめどをつけましょうということを議会でも答弁しているわけですから、その辺の御理解をいただきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 私的には今の答弁で、無理だという認識、理解として受けとめておりますが、建設検討委員会で今度議論をするそうですけれども、その結果報告を速やかに安里地区のほうに提示していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 今の質問に対してお答えいたします。

安里地区に対して現在絞り込まれていますけれども、建設検討委員会で検討された事項につきましては、当然報告できるものと考えております。

○議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

○13番 仲座 勇議員 当局としては建設検

討委員会に提案した建前、もう無理だと言いつらいところはあると思います。しかし、やっぱり地元の意見が大事だと思います。そここのところは今後も含めて、現実には厳しいというのの流れとしてわかりますが、もし万が一予算ができたなら、そういうのは地元優先で十分説明して、納得させてから進めるようにということで、とにかく安里地区はもう無理だという流れですので、そここのところも頭に入れていただいて御検討をいただきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

10分間、休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時46分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて金城 章議員の一般質問を許します。

○7番 金城 章議員 おはようございます。

7番 金城 章、一般質問をいたします。

この大枠3問ですね、これまで議員になってからずっと取り組んできたものであります。ぜひいい答弁をお願いいたします。それでは通告書を読み上げて、また質疑にかえていきます。

大枠1. 新庁舎建設について。新庁舎建設検討委員会より答申があったが、新庁舎の場所、庁舎の規模、用地全体の面積はどうなっているのか。建設に係る予算はどうか。資金の確保をどう考えているか。

大枠2. 排水路整備についてであります。これも以前から村内各地域の下流部についてはずっと質問をしておりますが、その結果だとか整備について、ぜひ回答をお願いします。①村内各地域の下流側、海岸沿いの排水の水たまり対策、整備対応はどう考えているのか。②浜田公民館前の浜線道路沿いの河川の下流部整備計画はあるか。③浜と安里区間の排水路の下流の改良整備計画はどうか。

大枠3. 村内企業育成についてであります。村内企業の育成をどう考えるか。中城村の工事発注の村内企業への育成のため、指名件数増の考えはあるか。以上であります。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の新庁舎建設についての所見を述べさせていただきますけれども、急いで場所の検討に入るところでございますが、この新庁舎建設につきましては、もう喫緊の課題だと認識をしております。老朽化して、これは村民にも多大な迷惑になる可能性のあるものでございますので、できる限りその可能性を探って頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 金城 章議員の大枠1と大枠3についてお答えいたします。

新庁舎の場所についてでございますが、建設候補地については建設検討委員会により答申をいただいております。具体的な位置については、さらなる検討をして、用地取得の可能性を含め、さらに検討を得た上で決定したいと考えております。庁舎の規模についてですが、平成25年の新庁舎建設基本計画策定報告書においては、想定なんです、庁舎必要面積が4,700平方メートル。これは4階建てということで考えてございます。その建設の建蔽率算定によって、2,000平米が建築面積ということになります。駐車場スペースが想定4,800平方メートルです。合計で、この建蔽率の算定を合わせますと6,800平米の面積が必要になると予想されております。それからこの基金なんです、財源な

んですけれども、新庁舎建設の財源といたしましては庁舎建設基金と、あと地方債の活用及び一般財源を考えてございます。

それでは大枠3のほうに移ります。大枠3. 村内企業の育成についてでございますけれども、村内企業の育成については工種にもよりますが、できる限り村内企業を優先し、おおむね7対3の割合で指名する方針で取り組んでおります。また平成26年4月に契約規則の一部改正をいたしまして、最低制限価格の設定範囲を75%から95%に見直してございます。これは5%枠を広げたことによるものでございます。そういった意味で業者の利益、あるいは人材育成につながるものと考えております。以上のことから、今現在、指名件数増については考えておりません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 では、金城 章議員の大枠2についてお答えします。

①について、村内には多数の排水流末があり、ほとんどが土地改良整備と道路整備事業による排水整備で行ってきました。ここ四、五年の間に台風等で流末排水が詰まった箇所は北浜3カ所、吉の浦公園テニスコート場の下排水、それから沖縄電力の泊側の排水、それから拓南伸線下の排水、それからことしの8月の台風9号による(株)ホーム下排水しゅんせつを行い、管理している状況であります。

②について、新たな整備計画はありません。

③について、現在、この排水については流末自体、台風時においても問題なく機能していることから、維持管理の範囲で管理してまいりたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 それでは大枠2から行きます。今の都市建設課長の答弁であります、浜旧公民館前は毎回雨の降らない時期なんか、もう水がたまって環境にあんまりよくないんで

す。それと安里との間も同じであります。安里の間は、海岸べりは水は少ししかたまらない。しかしこの排水、流末が処理できなくて、この道路から反対側にまで水がたまって環境に悪い状態なものですから、どうしても流末の処理をしないと、前の導流堤の久場側ですか。今、導流堤を延長しましたよね。向こうと同じ条件なんですよ、正直。先週の質問、新垣貞則議員からも泊側はあったんですが、あのときも私は久場川も泊側もやったほうがいいんじゃないかと提案をしましたが、導流堤は電力資金で久場地区だけやったと。取り組むのは、予算があるときにはどうしても同じ箇所、平均して取り組まないといけないだと思っておりますけれども、これが今、浜地区はないと。これは台風とかでやっぱり流末側は詰まってしまって、これはまた次の質問で別の議員がやる予定であります、北浜川も出口は全く一緒です。どこでも水たまりができて環境に悪影響があると。ずっと声を大にして言わないとできないのかどうかかわからなくて、どうにか維持管理でもよろしいですので、この排水の整備等を考えていけるかどうか。もうずっと前からそのことは取り上げているんですが、なかなか改善が見られないものですから、どうにかいい答弁をもう一度お願いできますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この問題については、中城村は7キロの海岸線を所有しており、流末部分が多数あります。その中でも今一番ひどいのが北浜の公民館下とは別問題で、南浜周辺からの流末が堆積しています。先ほども答弁しましたが、ホーム下、ことしの台風で相当水が上がって、会社の駐車場内と、倉庫まで入って、夕方6時ぐらいからバックホーで土砂を取り除いた経緯があります。一番その優先順位を決めながら維持管理をやっていないと、今、県の海岸防災課とやりとり

をしているんですが、導流堤の補助事業がないことから、泊側についても、当初からの交付金事業で計画の中にあるのであれば、うちのほうとしても導流堤の設置工事はやったんですけども、そのときにも泊側は入っていないということで、久場地区だけやった経緯があります。その辺も含めて、30年前に入れた鋼管杭がありますが、その方法でもやって、干潮時になると堆積するという部分については改善していこうと都市建設課のほうでは計画しています。ただ、これも単費を投入しないことにはどうしようもないものですから、予算確保に努めていきたいと思えます。

それから先ほど金城議員から北浜と同じという話があったんですが、北浜は満潮時になると、時化ても公民館の下の排水から集落内に入っていくと。その辺は違うんじゃないかと思えます。北浜のほうは排水から逆流して集落内に入っていくのと違いがありますので、その辺の対策方法も違っていくと思えますので、都市建設課としては、今後その流末の堆積部分に関しては、維持管理及び鋼管杭でも入れて水を流していきたいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今の課長の海岸計画、実際に昔は鋼管パイプで処理したかと思えますが、やはり海岸線よりずっと沖のほうに排水路を持っていかないと、毎回毎回台風時に堆積して流末が処理できなくなるものですから、この対策をぜひどうにか一般財源じゃなくて、別の予算もあろうかと思えますが、少し探して検討して改善を図ってください。

続いて1番、庁舎建設について再質問をさせてもらいます。まずは予算ですね、この庁舎建設の予算。これ答申では大体18億円ぐらいの予定でうたわれていますが、今の課長の答弁で4,700平米の4階建てだという答弁をもらいました。この予算で一応庁舎建設は可能で、その

18億円の予定で、どういう計算になるのか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

この今の御質問ですけれども、あくまでこれは基本構想のお話ですが、この中には建設費が16億円、駐車場も含めたその用地は2億円と、そして18億円ということでございます。その中には実施設計などは含まれてございません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 西原庁舎に行ってきたんですが、西原庁舎は37億円かかっています。平米数も大体同じです。4,657平米。16億円で、用地まで18億円で、これでとまるかと。問題は4階建てです。西原庁舎はたしか3階建てだったかな。もう少し予算はかかると思いますが、もう一度この予算の面で、今、基金も積み立てて、私が最初議員になったばかりのころに質問をしたら、まだ1億円しかなかったです。それがその年に、平成23年度にまた1億円積み立ててもらって、やっと今年度が2億6,000万円、あと2年ぐらいで3億円にはなると思いますが、この基金もずっと積み立てていけばそういう予算の処理もできただろうと思いますが、この西原庁舎の検討で終わって、向こうは免震構造でつくって意外と予算もかかっているんですが、そうじゃなくてまたこの予算削減のためにどういう考えで庁舎建設を進めていくのか。基本設計はまだ設計段階で、予算削減をどう考えていくのか、それもぜひ検討されたほうがいいんじゃないかと思えます。

先週、新垣光栄議員の質問で、今年度いっぱい場所を決定したいという答弁がありました。これは確かですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えします。

年度内というのではなくて、年内に目指したいということでございます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 安心しました。年内ではあと3カ月で場所が設定できると。そうしたら、またすぐ設計、施工と庁舎建設が始まるのは目の前ではありますが、先週、この古い庁舎は議場の天井も落ちて、早急につくり直さないといけないと。先週は5年待ってと光栄議員からあったんですが、早急に本当に取り組まないといけないと。しかし、この場所決定ですね。私も以前からずっと言っていますけれども、吉の浦周辺で、やはりこの公共施設は全部集合化して、集約化することをぜひ検討してほしいと思います。できるのであれば、安里地のほうに、地番があるところに決定していただきたいと思うんですが、今は答申の中でも3カ所挙がっていますけれども、どの箇所も災害時の答申を見ても、土砂災害と津波ですね。逆に吉の浦周辺に集合させて、この津波とか、津波もあした来るかもしれませんが、実際には統計上100年に1回、そういうレベルです。そこで、そのときに逃げ場として、避難箇所として、逆に今建設中の護佐丸資料館も災害避難場所ですけれども、庁舎もあの近辺につくって、逆にそれを利用できるような、もし吉の浦、護佐丸競技場とかですね、そこでイベント等があるときには。今の護佐丸資料館では面積も足りないと思います。そういった感じで、近いところに集めたほうがいいと思うんですが、そういうことは誰かお考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりの考えも非常に素晴らしい考えだと思いますし、また答申でもその吉の浦を中心とした箇所という答申もいただいておりますので、その辺はしっかり早目に検討をして場所の選定に行きたいんですが、いずれにしろ、しっかり我々はこれ土地を取得しないといけないという大きな課題がありますの

で、村有地に立てるわけじゃございませんので、その辺の取得が可能なところをまずはしっかり選定をして、そして今、議員がおっしゃるとおり、ある程度の災害に対する備えもやらないといけませんし、また今後、中城村は統計上も2060年まで人口はずっと伸び続けるという推移が新聞にも出ていた関係上、当然、下地区においても人口は伸びてくるだろうと。今後も下地区においても人口が伸びて、たくさんの方々がその近辺に住むことになると思われま。そういう意味では、特にこの海岸線7キロ、8キロ持っている我々には、海岸線に高い建物がほとんどないというところの、その辺の価値も考えながら、勘案をしながら早急に決定をしていきたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今の村長の答弁ですが、本当に、私が考えた災害避難路、災害避難場所、そこも検討してのことということですので、ぜひまたそこに決まることを、場所が決定されることを望んでいます。

それともう一つ、予算ですね。ことしで場所を決定されたら、また設計、施工ということになります。これも今年度で決定したときに、設計はすぐ来年度から予算化していく予定なのか。先ほど村長の答弁では近々の課題だということでもありますから、この庁舎の天井も落ちる状態ですので、本当に早目に取り組まないといけないと。いつごろから設計、施工の予定なのか。これまで答弁できますか。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどからありますとおり、この庁舎建設の庁舎自体が非常に老朽化をされて、喫緊の課題だと私は答弁をいたしました。最大限の努力をして、これは資金的なめどと申しますか、その財源も含めて、我々のその負担する、起債をしたときのその負担率も含めて、最大限の努力

をして早目に、とにかく早目にとしか今答弁できませんけれども、一日も早くやりたいというのがこの庁舎建設でございますので、最大限に力を注いで、早目の選定と早目の発注、あるいは設計の発注、あるいは工事の着工を目指していきたいと思っております。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ早目に、でき得るならば村長、来年あたりで設計を発注して、すぐ庁舎建設に取り掛かってもらいたいと思ひます。すけれども、その答弁は難しそうですので…。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

来年の設計の発注というのは、私は遅過ぎると思っております。もうとにかく突っ走れるものは突っ走って、でき得る限り早目にやらせていただきたいと思ひます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 非常に安心しました。そうしたら、来年度からもう着工できるかもしれませぬ。ぜひ期待しております。

そこでもう一つだけ、もう一度だけ予算の面で少し聞きたいんですが、この16億円、多分これは16億円では難しい。複合施設にして補助金、助成金を入れても、多分に大分予算不足になるかと…。建設資金の起債、これは実際、総額のどのぐらいまで起債できて、どういう財源でこれから予定していくのか。ちなみに西原町は、事業費でこの庁舎建設の基金が7億円ぐらいありまして、起債が約58%、一般財源も0.1%です。それと事業費の交付金とかが23%ぐらい入っています。前にも、この答申にもあったように複合施設とかもあるんですが、またそういう複合施設で予算を補助金とかで確保して、ぜひ予算のめどをつけてもらいたいと思ひますけれども、その答弁、起債額はどのぐらいなのか、この複合施設の補助金はパーセント的にどのぐ

らい利用できるのか。

○議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

○企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

起債につきましては、一般単独事業債を予定しております。充当率につきましては、用地取得費、それから設計、工事費、その部分にしか起債は充当できません。充当率につきましては75%でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 できるだけ複合施設として補助金、そういうのを活用しながら、できるだけ起債は少な目のほうがよろしいですので、そこをぜひ進めてもらいたいと思います。

それと庁舎建設、まだ来年、今年度中で村長は設計という運びだったんですが、それは設計の段階ですね、複合もそうですけども、また環境問題、西原町役場が太陽光なり、雨水利用とかいろんなものをやっていますが、そういったことはまた建築設計に生かすのか。それと建築設計の発注をどのような形でやっていく予定なのか、わかればお願いできますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今のお話ですが、今から基本設計、実施設計に入っていきます。その中で、恐らくその前にプレゼンなどを行って、それで業者が決まると。その中で当然、そこは環境問題等を含めた環境に優しい庁舎というのは当然優先されるべきだと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 ぜひ設計発注のときに、これまで別の案件で設計発注が発注時にうまく処理されていなくて、また設計に支障を来したのもありますので、ぜひ全課からいろんな案を聞いて、それで設計、発注をちゃんと行ってほしいとお願いいたします。ぜひ来年度、まず庁舎建設が着工できたら、本当にこの老朽化した庁舎から早目に、天井が落ちないうちに移

動できるように頑張ってください。

それでは大枠3の村内企業の育成についてありますが、今議会、6月議会でもありましたが、今議会にも商工会を初め、建設協力会というところからまた陳情がありました。それによると、村内企業の受注率が52%、約半数。建設協力会においては45%ですね。指名件数も5社です。今、総務課長は改善を図ると。もう少し1件当たりの指名件数を少なくして、もっと受注率が上がるように取り組むべきだと考えるんですが、そういうこともまたどうにか考えられないですか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質問は、村内業者にそういう機会を与えてくれということでございますけれども、先ほど来申し上げました、この村内業者7対3というのを行っていますので、十分であるかどうかというのは少し判断に迷うところですけども、我々としてはその7対3を維持して発注したいと思っております。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 この7対3と課長はおっしゃいますが、そうすると統計を見たときにはそうでもないんですよ。この指名件数が多くて、そこの割合的にも半数しか指名がない件数です。そういう状態ですが、何か私の資料が間違っているんですかね。意外と5割、落札通知もやっぱり5割ぐらいしかない。7対3の指名率だったら、これがもう少し上がる。

それと指名件数も金額によっては業者の数が多いんですが、そこはまた検討をするつもりがあるか。

もう一つですね、またこれと今、宜野湾市、西原町は業者数も多いことは去ることでありますが、やはりこの町内、市内の業者指名が多い。ほとんどの物件が町内、市内の物件の指名、業者の指名が多いです。また宜野湾市に関しては、

市内に営業所を持たない業者はほとんど指名がないですね。その面も、もし中城の村内業者も、大手業者も指名に入れてもいいとは思いますが、営業所を置いてもらうような、営業所のある業者を特に指名するとか、そうであればまた村にも少しいろんな面で還元等が出てくると思いますけれども、その指名のあり方で、そういう問題で取り組む方法はないですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えさせていただきます。

まず今、議員がおっしゃっているのは、もう全てが平均化された部分なんです。中城村も一応ランク制で発注していますので、逆に言わせると100%村内の発注もあるわけです。逆に言いますと、金額的な問題、工種の問題において3ぐらいしか入れられないという工事もあります。これは業者のランクがありますので、そういう面で平均化すると5割となるかもしれません。

それと先ほど企業の営業所の問題もありましたが、うちの場合は一義的に指名は村内業者、これからなります。次に営業所を置いている業者です。次に営業所を置いていない業者のランクで組み合わせをしています。そういう面で、営業のものは一応やっています。ただ、類似市町村と比べられますと、どうしてもうちのほうも業者は20社以上ございますが、規模的なものでどうしても小さい部分がございます。ですから、ちょっと発注金額が大きいのと工種が特別なものになりますと、どうしても村内からは1社、2社しか入れ切れないというような現実もございます。それも総合的にして、できるだけ今分割発注となっているのは、承知のとおりだと思います。大体4工区、5工区、6工区という形で発注をしています。その辺は、私どもとしては地元の業者を入れやすくするという部分もあるわけなんです。その辺も御理解をいた

きたいと思います。以上です。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今回の副村長からの答弁ですが、全くそのとおりだと思います。しかし、この村内企業にランクの上のクラスが少ない。この公共事業は、やはり公共事業の取得でしかランクは重ねていかないと。私もこの企業育成にはずっと取り組んでいて、毎回同じ質問になるかと思いますが、やはりこれは何も特別なことじゃなくて、地元でしか本当に受注できなくてランクが上がっていけないわけです。県ですね、国の、他市町村の入札、落札してランクを上げていくというのは、まず不可能に近いんじゃないかなと思うぐらい、村内でランクを上げていかないと上がらない状態。これを少し、そういう小さい企業が、ランクが小さいのが多いのは、副村長、ちゃんと皆さん理解しているはずですので、どうかこれをランクを上げる育成に取り組んでほしいと。

今、真面目に、毎質問ごとに話をしますが、本当に自社で一生懸命頑張っている業者が、1年間従業員食わずのが精いっぱいなんです。ランクを上げるのは、一生懸命頑張っている業者をもっと指名に入れて、もっと持ち上げていかないといけないと。これは私は行政として当たり前のことだと思うんですが、要するに村内企業がそれだけランクも上がって規模も大きくなれば、それだけまたいろんな形で返ってきますので、ぜひ宜野湾市、西原町の育成のようにもっと力を入れていただきたいと。本当にこの資料を見ますと、金額的にも5割行かないですね。それに金額的には、また逆に逆転なんです。そこをどうにかまた金額的にも、件数でも6割、7割、7割はせめて村内企業で占めて、そういう計画とか業者育成に取り組んでほしいんですが。

この金額ですね、要するに村内企業を100%指名すると。この金額が何千万円以下とかある

はずなんですけれども、そこは答弁できますか。

○議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

○総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

3,000万円以下の発注については村内企業が優先でございます。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 3,000万円以下で優先、もし指名件数が10件であれば、10件とも村内でと受け取って大丈夫ですか。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

物理的にですね、可能な場合は全部そうです。ただ、どうしてもうちの村内企業でも受注高の問題がございます。要するに、既に落札している部分について、1カ月もたないうちに次の指名に入れるとか、1週間後に指名するというわけにはいかない部分がございますので、100%ではございませんが、そこで指名できる条件を持っている村内業者だったら、これを最優先でやっています。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 本当に村内企業の育成に、ぜひもう少し取り組んでほしいと思います。

最後に一つ、今年度で庁舎建設の設計も検討する、来年度から庁舎建設する。この庁舎建設にかかわる施工者、設計者、そこもぜひ優先的に村内企業を活用できるかどうか。答弁できましたら、そこを聞いて終わりたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

○副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

基本的には、やはり地域を知っている者が地域のものをつくるというのが一番利便性があると思います。ただ、これにつきましてはあくまでも、先ほど申し上げましたように連合体で組んでオーダーしてもらえればとかいろんな制度の壁がございますので、できるだけそうなれるよう設計協力会でしたか、そこも協議をしながら行っていきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

○7番 金城 章議員 今議会、大枠で3つの質問をしましたが、ぜひ庁舎建設はまた早々に実になるということで村長からも答弁がありましたけれども、あとの排水問題、それと企業育成、もっと前向きに、もう少し一歩踏み込んだものをぜひ検討していただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に従いまして、一般質問を行います。

まず質問の前に、去った台風21号、最大瞬間風速80メートル超という記録を持って、猛烈な暴風で、与那国町は甚大な被害を受けております。2006年ですか、本村の災害救助法に次いで、その適用が決定されたということでございます。復興には急務を要するかと思いますが、一日も早い町民の生活が元通りできるように、復旧を願いたいと思います。

余談になりますけれども、一日も早い復旧を願いまして、本日は与那国織のかりゆしを着用してまいりました。与那国織のエールを送りながら、本題に入ります。

まず1. 奥間斜面部の開発行為についてでございます。①奥間、地元では喜納原と呼んでおりますが、喜納原ですね。奥間喜納原の斜面部に土地造成の開発行為が行われているが、開発行為の目的は。②開発行為に係る許可申請書等の役場への行政手続はなされているか。③開発面積がかなりの規模に見受けられるが、許可基

準を満たしているのか。赤土条例及び県保全条例との関連はどうなっているのか伺います。④大雨の影響で造成地のり面の土砂崩れが発生し、開発行為は現時点でストップしている状況だが、行政指導が入ったのか伺います。⑤本件開発行為地域を含む斜面部は、地滑り危険箇所指定されており、区民からは開発行為による地滑りへの危惧の声を数多く耳にします。万一の場合の復旧工事等の確約書の担保はあるか。伺います。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 では、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

奥間斜面地の御質問であります。本質問の箇所は、私自身も大変気にかけているところがございます。担当課でしっかり精査をして、そしてしっかり対処、適切な措置、対処をやっていくと思っております。詳しい内容はまた都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 こんにちは。では、伊佐則勝議員の大枠1についてお答えします。

①について、農業用地の販売目的で造成工事を行っています。

②について、1,000平米以下での開発面積でしたので、村条例の建築物を伴わない開発行為で届け出を行っています。平成26年8月から村と協議を行い、平成27年3月19日、届け出を受理しました。通知後造成工事を着手しましたが、6月中旬ごろ現場確認をしたら、村に届け出た面積以上に開発していることから、中部保健所へ連絡し対応させている状況です。

③、④については関連しますので、一括で答弁します。現在、株式会社森の郷おくまの行っている造成工事に対しては、中部保健所から赤土等流出防止条例違反の文書を発出しています。改善期限として9月15日と定め、事業を一時停

止し、赤土流出防止対策をとるよう指導しているところです。現在は上の斜面地のところの種子吹付を先週で終えているところです。あわせて土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更が行われていることから、土壤汚染対策法違反に対しても抵触していますので、届け出をするよう保健所から指導をしています。さらに現在、開発面積が3,000平米を超えていることから、沖縄県土地対策課に県土保全条例違反で9月7日に協議を行っていますが、これから申請するつもりだったと事業者は言っていますけれども、昨年提出された計画区域外の開発は造成前の地形と比較すると明らかに変更があるとして、県の担当からまかり通る話ではないと一蹴されています。土地対策課としては、既に造成を終えている範囲においては、測量の上、平面図を提出するよう指示している状況です。申請者は申請したいという話をしていますが、近隣住民らの同意が得られるような開発行為ではないため、今後、県の方針として災害防止等の是正策を提案させ、履行させる予定で指導しています。是正完了の条件として、隣接地主からの同意書を得る必要があるため、完了までは時間を要することから、村としても県との連携を密にして指導を行ってまいります。

⑤について。平成23年度に土砂災害警戒区域に指定されていますが、土砂災害警戒区域については開発規制を抑制するものではないことから、開発業者自身が責任を負うものである。届け出の通知書にも条件を付してあります。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 引き続きまして、順を追いながら再質問をさせていただきます。

農業用地の販売目的で造成工事が行われているとのことですが、当初の開発行為の申請は、取りつけ道路のみと私自身認識するが、開発申請面積は。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
○都市建設課長 新垣 正 今の再質問にお答えします。

村条例の建築物を伴わない開発行為の申請において、平成27年3月19日に668.57平米で、道だけの申請をしています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 1,000平米以下に抑えた開発行為の申請は、県の赤土等流出防止条例を免れるための申請面積だったと推測するが、どうなのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

議員が推測するとおりにと思います。ただ、段階的に工事をしたとしても、全体で1,000平米を超えた場合は赤土条例の届け出が必要となることから、村としても重々に指導をしてまいりました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 当初の村役場と事業者との協議では、斜面部は現状のままでの開発行為との認識をしております。造成工事に関し、開発面積の変更申請があったのか伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 設計変更の話ですけども、お答えします。

6月18日、2,875平米で開発変更申請がありました。2,875平米というのは、県土保全条例を免れるための2,875平米。ただし、今回擁壁から下の斜面部も開発しているのがわかりまして、その辺を中部保健所のほうに電話して、現在、中部保健所と一緒に工事ストップ命令をして、今は県の保全条例を指導して提出するように行っています。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 環境省の水・土壌・地盤・海洋環境の保全関連法令の、土壌汚染対策法違反に対しても抵触しているとのことだが、

「対策法に基づく土地の形質の変更」の内容について説明願います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

土壌汚染に関する規制が平成22年4月から強化されています。届け出の内容としては、汚染された土壌が土地の形質変更による拡散を防ぐため、3,000平米以上の土地の形質の変更にあたっては県への届け出が義務づけられています。今回の工事については3,000平米以上の土質形質の変更が行われたにもかかわらず届け出がないことに対して、中部保健所からの違反の文書を発出されています。このことについては、3,000平米を超すとこれは義務があると。3,000平米未満であれば土壌汚染の申請はなくてもいいんですが、3,000平米でも届け出をする義務があります。3,000平米以上を越して、その地区から搬出がなければ問題はないです。この地区からどこかの埋め立てとかに持っていった場合は、県へ申請を行い土壌汚染の対策をしなければならぬことになっています。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 本件造成工事の事業者は、赤土等流出防止条例違反とその改善指導、3,000平米を超える計画区域外までの開発行為による県土保全条例違反等々で指導を受けているとのことだが、隣接地の樹木の無断抜根や造成工事の境界越え等、まさに法令遵守をしない乱開発ではないかと思慮するが、当局としての事業者の評価はいかかなものか伺います。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業者評価ということですけども、この業者は何年も前から当該土地の利用計画を相談されていますが、全く計画がまとまらず、対応に苦慮しています。今回の工事に関しましては、届け出上の面積を超えた造成工事は明らかな違反行為と知った上でのもものと見受けられ、現在、

隣接地への無断開発等を含め、造成工事の停止命令及び災害復旧工事に万全を期すように指導されていますので、当局としても県の土地対策課及び中部保健所と連携をとり、厳しく指導をしたいと考えています。

○議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

○8番 伊佐則勝議員 今回の本件の開発行為の経過等については、答弁の中で大体理解できました。再質問は特にないんですが、この辺で締めというふうなことにしたいと思えますけれども、今、県の企画部の土地対策課としては、近隣住民の同意、いわゆる許可条件が得られるような開発行為ではないため、今後、県の方針として災害防止等の是正策を提案させ、それを履行させる予定で指導をしているとのことですが、是正完了の必要条件としての隣接地主の同意書を得るのはかなり厳しいと判断しております。当局におきましては、今後も違法な開発行為が行われないよう、県との連携を強化し、地域住民の安心・安全確保を第一に、災害防止の面からも現場対応をお願いし、一般質問を終わります。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

続きまして仲松正敏議員の一般質問を許します。

○5番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。5番 仲松正敏、ただいま議長より一般質問のお許しが出たので、これより質問をしていきたいと思います。9月定例会ラストの質問者となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、大枠1番、東西横断道路について。①国道329号から宜野湾市へのアクセス道路の構想は。②和宇慶、南浜、北浜地区ほか村内の低地帯に津波が来たときに避難道路は、今ある既存の道路でいいのか。③国道329号から東西横断道路をふやすことによって、中城村

への経済効果は。④東西道路をふやすことによって、下地区の人口増につながると思うが。

大枠2番、台風被害に対しての行政の対応について。①北浜地区公民館周辺で毎年起きている台風被害について、今後の改善は。②台風による住宅地への被害について、行政として対策をどう考えているか。

大枠3番、プレミアム商品券販売の基本的な方針について。①プレミアム商品券の目的は。②プレミアム商品券は全国的にいろいろと問題が起きているというが、本村ではどうでしょうか。

以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては、都市建設課のほうで、大枠3番につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、大枠1番の東西道路についてでございますが、最大の課題といえますか、中城村にとっての道路事業としての解決すべき問題だとは認識をしております。これからもいろいろな可能性を探りながら、この東西道路、これは沖縄県と、あるいは国とのかかわりも深くなっていきますけれども、その辺を勘案しながら、実現に向けて努力をしまいたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 仲松正敏議員の大枠1と大枠2についてお答えします。

①について、現在、現実的な道路計画はありません。石原昌雄議員にも今回答弁したとおり、沖縄21世紀ビジョンの中で中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想において、普天間基地返

還とともに広域的な整備が展開されます。構想はあることから、期待しているところであります。

②について、一概にいい、悪いと言えませんが、災害はいつどの程度の規模で発生するかわかりません。常に緊急時を想定しなければならぬと思います。この地区は基盤整備で多数の道路が整備済みであることから、おのおのが何パターンかの避難ルートや避難場所を確認し準備すれば、既存道路で十二分に可能と考えています。

③について、当然、村民の利便性はもとより、流通、産業的にも経済効果は計り知れないと思います。

④について、国道329号までの東西道路では、下地区の人口増は見込みはないと思います。しかしながら、大型MICEが決定しましたので、今後は4町村で連携し、交通体系の拡充及び土地利用の観点からも、道路網の体系的な計画は不可欠となります。西原バイパスの早期実現と、国道329号バイパスの計画が将来的に展開できれば、土地利用の見直しを図ることで人口増加につながると思います。

大枠2番です。①について、去年の台風19号の後に県に護岸工事の協議を行いました。この地区は護岸の前面に個人所有の海没地があり、地権者の同意が得られないため工事ができないことから、地権者の協力があれば県へ護岸整備要請をしてみたいと思っています。

②について、村としても北浜公民館周辺の住宅地が去年の台風19号で床下浸水した家屋がありました。原因は満潮時に公民館前の排水に台風、時化等の影響でも、流末から海水が逆流する構造になっていることから、公民館前の排水を南のほうに排水の切り回し工事を行うために現地調査を行いました。排水勾配がとれず、解決まではいかなかった経緯があります。今後は護岸整備ができる環境整備を行う必要があります。

ます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲松正敏議員のプレミアム商品券について答弁させていただきます。

まず商品券の事業の目的はということですが、回復のおくれる地方の消費喚起や生活支援を目的として、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されました。それに伴い、本村でも緊急経済対策として村内の飲食、小売り、サービスの店舗等において、利用可能な中城村プレミアム付商品券発行事業を実施し、地域の消費者の購買意欲拡大等による地域経済と、商業地域活性化を図る目的であります。

次に商品券事業において、全国的にいろいろな問題が起きていると思うが、本村ではという御質問であります。本村としては大きな問題はないと認識をされておりますが、住民からの主な御意見としまして、①「人口の半分しかない商品券、1人5冊は買えない人もいないのか」という意見が2件。②「商品券販売取扱店、ファミリーマート1店舗は少ない」と1人。③番目に「買えない人もいた。不平等」2人。それから④番目に「商品券販売取扱店がわかりにくかった」1人。⑤番目「早い者勝ちは不公平」1人。⑥番目に「はがき、広報紙が届いていない」2人等であります。村としては今回実施いたしました中城村プレミアム付商品券販売については、国の地方の好循環拡大に向けた緊急対策事業の一つであり、地域の消費者の購買意欲拡大等による地域経済と商業活性化を図る目的で商品券を販売する事業を実施しております。今回のように、短期間で販売終了は予想しておらず、購入を予定していた住民が購入できなかったことを踏まえ、今後、同様の事業を実施する場合には、村民からの御意見を参考にしていきたいと考えております。以上でござ

います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 それでは順を追って再質問をしていきたいと思ひます。

これまで東西横断道路の建設に関しては、何名かの議員の皆様が質問をされてきましたが、私も東西横断道路については東日本大震災による津波災害や、現在、本村において上地区と下地区の発展の格差や、下地区の人口増がないことを考えると、東西横断道路は何としても必要だと思ひますので、いろいろと少しお聞きしたいと思ひます。

村として、東西横断道路の建設については、沖縄総合事務局開発建設部と毎年中部市町村会との行政懇談会で要請を行って、また沖縄県においても、土木建設部と中部市町村との行政懇談会でも要請していると、村としていろいろ努力なされていると思ひます。現在、現実的な道路計画はないと前に石原昌雄議員にも答弁されましたが、沖縄21世紀ビジョンの中で、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想において、普天間基地返還とともに広域的な整備が展開され、構想はあると。それで、その構想ほどの程度まで進んでいるか、お伺ひします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は21世紀ビジョンの計画がどのぐらいまで進んでいるかという話になりますが、現在、平成25年1月に中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想が那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、北谷町、北中城村で構成する市町村で東西横断道路構想がありますけれども、具体的には普天間基地返還後の構想でありますので、まだまだ先の話となります。村としても県、国の行政懇談会にはこの基地返還跡地前に国道330号から329号までの横断道路を先に整備できないかとの要請はやっていますが、総合事務局の回答としては、あくまでも基地返還後の話だ

ということで、今のところは計画はないです。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 東西横断道路建設については、前に村長も、何としても必要性があると。今回もそうおっしゃってありました。ただ、そこには上地区と下地区の高低差や弊害になるものが幾つかあって、その弊害の解決がなかなか進まず、道路建設の計画が前に進まない現状だと。この上地区、下地区の高低差の解決策とか何か考えがございましたら、お聞かせ願ひます。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに南上原から国道329号までの高低差というのは相当なものがあると思ひています。ただ、今の技術においてトンネル工法、いろんな工法がありますので、この高低差がネックになって道ができないということはあり得ないんじゃないかと思ひています。いずれにしても、今、国の21世紀ビジョンの中では津覇を終点部としてトンネル構造と開削工法で検討されていますので、今後、その辺の計画はどの辺になるのか、村としても関連していきますので、その辺を見守っていききたいなと思ひています。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 沖縄振興計画の中の21世紀ビジョン、2030年をめどに行う計画ということですが、その中で中南部都市圏駐留軍用地跡地利用構想計画と、普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査報告書が平成23年に出されて、その中で宜野湾市大山交差点から今おっしゃったように津覇までの5キロ、トンネルと併用しながらの横断道路の構想があると。それで上地区と下地区の高低差の弊害を解消するために、このトンネル建設が最も現実性がある案だと、私も最初はそのように考えていましたが、しかし、大山からのトンネルだと普天間飛行場跡が

そぎ落としになった場合に、中城村へのアクセス道路として機能の利便性がかなり低いと思います。それよりは、やはり宜野湾市の中心街になると思われる普天間飛行場跡に直接結びつくような道路が必要で、私が思うには国道329号沿いの和宇慶あたりから南上原の糸蒲公園付近に通すような、あるいはまた津覇の元診療所から南上原に通す経路も考えてほしいと思うが、その辺はどうですか。課長。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かにトンネルで道を開けた場合は、土地利用に不便を来すというのがあります。ただ、今回の大山からの地点は、開削工法で土地利用ができると。あとは今、国道330号から下のほうをトンネル工法ということになっていますけれども、その辺はまだ構想の段階ですので、村が今言える立場にもないというのがあります。ただ、今ガンヤーからという話がありますが、これについては平成元年に南上原の土地区画整理事業をしたときに予備設計を行いました。しかし、道路構造で15%から16%の勾配があり、断念した経緯があり、村道としての新たな計画は行ってはいません。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 和宇慶か津覇あたりから道路を通すことを考えた場合、一部分、この高低差に対して南城市のニライカナイ橋のような高架橋的な構造でつくると景観もよくなってくるし、名所にもなるしすばらしいと思うが、この高架橋式での建設は考えられないか。お願いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに高架橋でスロープしてニライカナイ橋みたいな構想であれば、今の技術的には可能だと思っています。ただ、村がやるメリット、デメリット、それから費用対効果を考えた場合、

その事業として果たして成り立っていくのかという問題がありますので、これはあくまでも国、県の21世紀ビジョンの中での構想でやったほうが村としてはいいんじゃないかと思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 次に②のほうに移ります。現在、国道329号から上地区や宜野湾市方面へ横断できる道路は3路線ありますが、この3路線とも過去に大雨による土砂崩れで通行どめや片側通行が何回かあったと思うが、その3路線で通行どめや片側通行が1路線につき何回あったか、わかる範囲内でお答えいただけますか。それと、またその通行どめや片側通行が全面通行できるようになった日数はどのくらいかかったか、合わせてお聞かせいただけますか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 宜野湾市の横断道路3路線という話ですが、この3路線は私の中で5路線ありますけれども、3路線というのは村道奥間南上原線、県道35号線、県道146号線でいいですか。その件について、詳しくは質問を今聞いていますので答えることができないと思いますが、私の記憶の範囲でお答えします。

昭和62年ごろに村道奥間南上原線、上のほうで、これはサンエーの下あたりです。今の企業局のタンクの上のほうで地滑りにより道路が決壊し、1年半余の全面通行どめがありました。それから県道35号線で二、三回の通行どめを記憶しています。最近では鮮明に記憶に残っている、皆さんが御承知の平成18年6月に、長雨による安里地滑りがあり、その復旧には2年半の時間を要しました。また県道146号線も過去において、何回かはわかりませんが、通行どめを行っています。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 過去にこれだけ長い期間通行どめや片側通行があった道路ですが、津

波が押し寄せたときに避難道路として機能するかというと、私は非常に懸念を抱きます。特に奥間から新垣を通る県道35号線が土砂崩れ災害で通行どめになった場合、車で避難をする人たちは恐らくハートライフ病院方向に集中すると思います。そのとき大渋滞が起きることも考えられます。津波が来たときに歩いて避難するように訓練していても、高齢者や歩行困難な人たちを避難させるのに、徒歩での避難訓練はしていても、恐らく車を利用すると思います。また南浜、北浜地区では国道まで歩くと、健康な人でも20分はかかります。歩行困難の人やお年寄りと一緒に相当な時間がかかるわけで、どうしても車での避難になると思われます。先ほども話したように、ハートライフ病院方面への国道は渋滞していることが考えられますから、国道から遠く離れた下地区の区民は、津波から逃れるにはかなり厳しいと私は思います。それからすると、やはり避難道路として機能し得る東西横断道路の建設のことをしっかり考えていただきたいと思います。

次に③、私は本村の今の下地区は30年前と何ら変わらない。中部の過疎地、そういうとおりを受けるかもしれないが、下地区に関しては紛れもなく中部の田舎です。田園農村地帯もいいという人も多分にいると思いますが、村出身の職員の皆さん、どう思いますか。他市町村の方々にはっきりと、本村の下地区は前と比べてこのように発展してきていますよと言えますか。私にはうそでもそういうことは言えません。中城村第四次総合計画基本構想基本計画の中に、「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」とあって、今回の一般質問でも新垣光栄議員の質問で、各課の課長の答弁がありました。ほとんどの課長が本村の緑豊かな村づくり、その自然な緑を子供たちに残していきたいと答弁されていましたが、私もこの中城村の財産である緑豊かな農村地帯に対する思いは皆さんと一緒に

です。しかし、それだけではこれからの若者は外に出ていくだけです。西原町のように、大きな企業や商店街ができるとかじゃなくて、本村は農業地域ですから、せつかく南北を、国道329号が通って、車の交通量にしても国道58号に次いで交通量は多いけれども車はただ素通りするだけで、唯一、国道329号沿いにあるコンビニと給油所に寄るだけ。国道329号沿いを発展させるため、どのような考えをお持ちなのか。お伺いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道329号は南北を結ぶ唯一の幹線道路であるため、地域振興においては極めて重要な役割を担っていることから、地域の交通渋滞緩和及び津波に対する防災面からも、国道329号バイパスの早期実現が必要と考えています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 将来、普天間飛行場が返還されれば、那覇市のおもろまの商業地域のように、飛行場跡地には大規模な商業地域ができると思います。東西横断道路ができれば、必ずや本村の下地区の発展にもつながる可能性は大いにあると思います。今、中城村には農地の遊休地がいっぱいあって、それは年々ふえていて、その遊休地の解消に、普天間飛行場跡地は大きな商業地ができれば、国が企業による農業経営を推進し構築しようとしていることを考えれば、本村の遊休地の解消にもなるし、中城村の農業振興の発展にも大きくかかわってくると思うが、その辺はどうですか。課長。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

議員がおっしゃったとおりで、本村の農業振興に大きくかかわってくると思います。今の段階では基地返還後の構想計画に対しての情報はなく、いずれにしろ、その構想が実現すれば大

いに農業振興にも発展すると思っています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 先ほど課長の答弁の中で、東西道路ができて下地区の人口増は余り見込めないとの答弁でしたが、私の考えでは、そうは思いません。村民多くの方が横断道路ができれば、本村の経済発展や農業振興、人口増につながると考えている方々がいっぱいいます。与那原町と西原町にまたがるマリントウンに大型MICE（マイス）の建設が決定し、与那原町、西原町、中城村、北中城村の4町村で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会でも、東海岸の発展のため、いろいろと話し合われて、本村でもインフラ整備が必要になってくると思います。そのことから考えると、もう広域道路網体系を確立し、MICEと東西横断道路と連携するようにすれば、国道329号沿いに商業的な建物ができる可能性も出てくると思います。そのことによって雇用が生まれ、人口増にもつながり、これからあと心配されている津覇小学校の統合や校区割、そして最悪廃校にまで追い込まれることを考えると、先ほど課長が答弁したMICEによって確立される広域道路網体系と西原バイパス、それに横断道路を展開できれば、下地区の人口増は大いに期待されると思うが、その辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど答弁したのは、あくまでも横断道路で土地利用も見直さなければ人口増が見込めないということです。今の質問に対しては、ことし5月に県土の均衡ある発展に期待を受け、マリントウン地区に国際交流拠点として大型MICEが決定しましたので、今後は4町村で連携し、交通体系の拡充及び土地利用の観点からも、道路網の体系的な計画が不可欠となります。西原バイパスの早期実現と国道329号バイパスの計

画が将来的に展開できれば、土地利用の見直しを図ることで人口増加につながると思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 それでは大枠2番のほうに移ります。護岸工事については、国交省港湾局の管轄で、農林省での整備も大変困難であると。また、この地区は護岸の、先ほど課長もおっしゃっていましたが、護岸の前面に個人所有の海没地があり、地権者の同意が得られないため工事ができないと。それで台風によって起きた被害の後処理は、役場の維持管理の範囲で対応されていくと。それも私は将来的に限度があると思います。この問題に関して課長とお話をするたびに、どうにかしないとおっしゃっているが、課長、何か抜本的な解決策のお考えはないですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

抜本的な解決ということですが、現在、中部農林土木事務所のほうで津覇、北浜の護岸工事を行っています。県の位置づけとしては、海岸保全区域に指定されており、農林水産部と協議し、管轄を決めて護岸工事を進めています。公有水面の地権者の施工同意を得るのが厳しいことから、事業が進んでいない状況です。抜本的に解決に向けては、地主の施工同意が不可欠ですので、北浜はもとより同意作業を行い、県の海岸防災課に事業が早期実現できるように要請してまいります。そのときは地域の声も大にして要請ができればいいかなと思っていますので、よろしく願います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 先ほど台風によって起きた被害、海藻や漂流瓦れき、砂利とかの処理は維持管理費でされていくということですが、北浜区の台風被害の処理費用ですね。これまで過去10年ぐらいでどのくらいかかったか、お願いします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 過去10年ですか。わかりました。過去10年の海藻処理ということですが、即回答できるものではありませんので、私の知っている範囲でお答えします。

去年の10月の台風19号のときに打ち上げられた海藻等が、過去においても被害が大きく、分別が不可能でしたので、住民生活課にお願いし、産業廃棄物として処理しました。費用は60万円かかりました。また海藻等が打ち上げられた場合、基本的には都市建設課としては海に戻す作業を行っており、ことしの7月の台風9号については重機使用料を4万円ほど捻出しました。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 北浜の台風による被害というのは、もう本当に一昔といえばオーバーになります。結構長い間そういう状況がありまして、近くの業者に自治会でお願いしたり、結構いろいろ考えて自分たちもやってきたんですが、これから台風が来るたびにこれだけの維持管理費の予算をかけたら、将来的に莫大な予算が必要になってくると思いますので、早目に解決なさるよう要望いたします。

次に災害等廃棄物処理事業とはということです。私が調べたところ、災害等廃棄物処理事業というのがあってと思うんですが、この事業の目的は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金というのがありまして、被災市町村を財政的に支援することを目的とする事業ですが、事業主体は市町村、一部事務組合、広域連合、特別区を含む。補助率が2分の1とあるが、その事業でこの台風被害の処理ができないかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

この災害等廃棄物処理事業なんですが、海岸保全区域は該当しないということで、北浜地区は海岸保全地区に指定されていますので該当しません。沖縄県ではまだそこに該当した実績はないということを受けています。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 私はある程度期待していたんですが、残念です。またほかにそういう事業がありましたら、調べておきますようお願いいたします。

北浜公民館周辺の住宅地が床下浸水や浄化槽の水が逆流し、風呂場やトイレの排水溝から水があふれる被害が、台風が来るたびに何度もあることから、その改善を要請したところ、現場調査を行ったが、排水の勾配がとれず、解決に至っていないと。しかし、この問題に関してはやはり行政で解決していただかないと、いつまでも台風被害に見舞われます。護岸整備と合わせて道路改修の改善策はないですか。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁したとおり、原因は公民館前からの排水の満潮時の台風による影響等で海水が逆流する構造になっていることから、今後は護岸整備をできる環境整備を行う必要があります。しかしながら、この事業もいつできるかわからないことから、時間を要することから、抜本的に解決するには、道路の勾配もとれないということから、環境整備として、前回も私は仲松議員にお話ししたんですけれども、下水道の布設工事を終えている地域ですので、下水管に接続すれば床下浸水をして浄化槽の機能を失うことはないと思いますので、ぜひ早目の接続をお願いして、改善されるようお願いいたします。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 実はこの下水管への接

続のことですけれども、今のところ1件しかなく、あとの何件かは私が調べたところ、非常に難しいのがありまして、いろいろ資金面とかです。あとの3世帯は、恐らくそういうのは厳しいと思いますので、ぜひ役場のほうで改善されるようお願いします。

あと、前に中部土木事務所から護岸整備と公民館周辺の道路冠水の件で現場視察に来るとあったが、その後の経過はどうなったかお聞きします。

○議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

○都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成26年10月20日に中部土木事務所と協議を行って、本庁の海岸防災課とともに協議を行っていますが、県としても先ほどから答弁しているように事業採択条件として、全面的施工同意というのがあります。前回、農林水産課でも同意作業を1回行っていますが、その方は同意はしなかったとの経緯もあって、この辺はやっぱり同意しないと新規採択というのは厳しいかなと思っていますので、地域も含めて一緒にやって、海岸防災課に早目にできるようにやっていきたいと思いますので、そのときには地域の御協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 やはりこの件に関しては、地権者の同意のネックが結構あるわけです。私も時間を割いて農林水産課の課長も一緒に、この地権者に会う機会があったら一緒に行きますので、よろしくお願ひします。

公民館周辺の広場は、常に区民が何かと使っているわけで、毎年6月ごろには区民グラウンドゴルフ大会、夏休みの期間は子供たちが野球やサッカーをしたり、また月に1回、今、少年会と老人会が一緒になってグラウンドゴルフをして親睦を深めている状況であります。それが台風が来るたびにごみや海藻、砂利が打ち上げ

られると全く使えなくなるので、地域の活性化にも大変影響を及ぼしております。そのことから抜本的な改善をよろしくお願ひします。

次に北浜区民公民館周辺の台風被害について、ずっと以前、何十年も前から地域住民にとって、非常に長い間悩んでいる問題でして、一体いつになったらほかの村民と同じ生活ができるかと、大変な不満を持っています。村長も以前に現場を見ていただいてわかっていると思いますので、その辺、村長のお力で早急な改善策はないか、村長の見解をお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私も現場を見させていただきまして、担当課としっかり協議を重ねて、今、議員がおっしゃるように、北浜区民の不安などをしっかり取り除けるように、一生懸命努力していきたいと思ひます。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 もう少し内容のある話が聞けるかと思ひたんですが、次回に残しておきます。

大枠3番のプレミアム商品券の目的ということです。プレミアム商品券は政府が経済対策と地方創生を目的に、2015年度補正予算に盛り込んだ自治体向けの地域住民生活緊急支援交付金、総額4,200億円の配分を発表している。このうちから地域消費喚起生活支援型2,005億円の対象事業が、そのプレミアム商品券だと。また目的のほうは先ほど課長が答弁されましたので、本村において商品券の目的である経済効果や消費喚起は、どのくらいその効果が出ると思われるか。数字ではなく、課長の感想でお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

御承知のとおり、村内の個人消費の喚起と地域経済の活性化を目的としております。さらに村内において使用を限定している商品券であります。また財政的な負担も実質的に生じず、地域を潤せているということもあります。購入されたプレミアム商品券を優先に使用している状況でありまして、かなり村の消費を押し上げており、経済効果は発行額の20%以上の波及効果をもたらしていると感じております。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 今度のプレミアム商品券、確かに2割還元ということで、おいしい商品券でありまして、購入された方々は村内で。もちろん、これは限定ですから。結構、村内の消費喚起にはなると思います。プレミアム商品券の2割還元の財源は交付金であるわけで、村民全員が購入する権利があると思います。しかし、今回、一部の村民だけが恩恵を受けたことに対して、どのように思われるか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

村としては、短期間で販売が終了することは予想もしておりませんでした。販売から5日目で完売したことで、購入を予定していた村民に商品券が行き届かなかったことをおわび申し上げたいと思います。今回のプレミアム付商品券は、やはり先ほど議員がおっしゃったように、地域住民生活等緊急支援のための交付金としての活用をさせていただきました。地元の消費拡大、地域活性化を主とした目的であります。どうぞその目的を理解していただきまして、また今後の中城村プレミアム付商品券発行业、来年の1月31日までであります。どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 この商品券のことです

が、商品券を販売するときに購入者が税金を納めているか、納めていないか。確認はされたか。税金を納めていなくても、この商品券は買えるのか、その辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

先ほど来申し上げているとおり、今回のプレミアム付商品券は国の地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。地元の消費拡大や地域活性化が目的でありますので、税金の納付の有無については特に確認はしておりません。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 いろいろな人から、やっぱり沢山の人のこうい話をするんですね。私が考えたんじゃないんですが、知り合いから聞いたもので。先ほどの、先ほどというのは1世帯8人分、40万円分の購入をした話も含めて、商品券の取り扱いについてもっと熟慮して対応すべきだったと思うが、どのような議論をなされたか。例えば、広報周知のあり方。販売場所は役場やコンビニでよかったのか。長時間、暑い中での販売に村民から不満の声があるが、販売場所として吉の浦会館でもよかったと思うが、その辺はどうですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。少し長い答弁になりますが、よろしくお願ひします。

販売の取り扱い等ですが、本事業については中城村プレミアム付商品券発行业実施計画実施要綱を定め、さらに中城村プレミアム付商品券発行业実施要領によって実施されているものでございます。当初、商品券の購入限度額を設けない計画でありましたが、やはり国からの交付金でのプレミアム率20%前後が妥当という

事例や、他市町村の状況も加味しまして、中城村のプレミアム付商品券取り扱い等の検討をしまして、購入上限額を1人5冊までとした経緯であります。商品券の販売等については、他の自治体と比べてプレミアム率、1人で購入できる冊数等を考えると、特に中城村が断トツして飛び抜けたものではないと認識しております。

次にプレミアム付商品券販売実施における村民への周知状況ということですが、7月3日に事前告知として、広報なかぐすく7月号に記載して、事務委託者へ依頼して、全世帯に配布しております。また7月13日の事務委託者会議については、プレミアム付商品券販売の開始のチラシ、これについては販売の場所とか販売のシミュレーションを描いた絵柄つきのほうで全家庭に周知をしております。7月27日には購入者を対象にはがきで、全世帯に購入者対象券の引き換えの記載されたはがきを届けております。さらに7月21日の月曜日からは販売開始の告知として、村防災無線で広報して、8月1日（土曜日）8時30分から発売開始をしております。確かに役場のほうで販売しておりますが、吉の浦会館も検討をしましたが、その事業に対して個人情報に基づいて購入者をチェックするというので、個人情報を役場外に持ち出すということを抑えて、今回、役場のほうで販売ということとなっております。以上でございます。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 次に東京都八王子市が発行する、今度のプレミアム付商品券の販売を、委託された多摩信用金庫の信金職員56人が、二次販売分のうちから297セットも事前に買っていたと。それに対し、八王子市民から多くの苦情が殺到したということ聞いたが、本村では職員による、あるいはコンビニ従業員による事前購入、私の考えでは絶対はないと思うが、その辺は大丈夫ですか。

○議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えたいと思います。

まず質問の回答をする前に、プレミアム付商品券の販売状況をちょっと説明したいと思いません。まず8月1日に中城村役場で販売をしまして986人が来客して、来た方は全員購入しております。それから8月2日の土曜日は、同じく役場のほうで519人、そのときも来た方は全員購入されております。それから8月3日の月曜日に262人、そのときも来客者全員に販売しております。

御質問のありました商品券販売における事前購入ということですが、本村においては先ほど説明をしました、はがきに購入者予定者を明記しております。そのはがきに基づいて購入手続ということになっております。その場合、日時、住所、氏名、連絡先、購入枚数を記載してもらって、役場のほうで商品券の番号を控えて購入という手続になっております。さらに商品券については、当日の朝まで、8月1日の朝まで会計管理者に預けて、金庫に保管されておりますので、事前に購入というのはまず不可能でございます。本村において事前購入の実績、購入は絶対ありません。

○議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

○5番 仲松正敏議員 私の考えているとおり、絶対ないということですね。村長はちょっと安心しているのか静かにしていますが、次、村長に質問です。

ちょっときつけれども、今回のプレミアム商品券事業については、多くの村民から、課長のほうには余り届いていないみたいですが、結構いろんなところで苦情や納得がいかないという声が聞こえます。それに対して村長から何かおわびの言葉とか謝罪の考えはありますか。お願いします。

○議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

○**村長 浜田京介** お答えいたします。

担当課からも答弁があったとは思いますが、初めての試みで、我々、当初の会議の中でもどういった形にしようかというのを喧々諤々会議をいたしました。町村の中でも特に中城村は商業的な部分が非常に弱い地域、これは議員も御承知のとおり、果たして取扱店のところでどれだけこれがさばけるのか。余りにも短期間なものですから、当初は課長から答弁があったとおり、上限なしにして、もうこれは極端な話、300万円の車を買ったら、その300万円の車でもやらないとさばけないんじゃないかぐらいの非常に不安をもってのスタートでございました。ですから、正直なところふたをあけてみて、まさかこれほどの方々が初日、2日と来て、これだけ短期間でさばけるといのは、もう予想外の予想外。また我々にとってはまさかという思いがあったのが事実でございます。確かに議員がおっしゃるとおり、大変御不満な村民もいらっしゃるかもしれませんが、その辺は我々が意図的に何かをしたわけでもございません。初めての試みで、今こういう結果が出てしましまして、もし次何かあったときには、その結果、サンプルを踏まえながら、十分対処できるものと自負しておりますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

○**議長 與那覇朝輝** 仲松正敏議員。

○**5番 仲松正敏議員** 確かにそうですね、想定外というのが、まさにそのとおりかもしれませんが、政府は経済が悪くなったり、政府への支持率が下がると景気対策や人気取りで商品券事業や、過去には地域振興券の事業もありました。これからもそれに似たような事業が出てくることもあり得ることですから、今回のことを踏まえ、村民が納得するように事業を遂行するに当たっては十分に議論し、検討されますよう申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○**議長 與那覇朝輝** 以上で仲松正敏議員の一

般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時52分）

平成27年第7回中城村議会定例会（第23日目）

招 集 年 月 日	平成27年9月14日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年10月6日（午前10時00分）		
	閉 会	平成27年10月6日（午前11時54分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 8 号

日 程	件 名
第 1	認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定について
第 8	議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分
第 9	陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について
第 10	陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）
第 11	陳情第10号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
第 12	陳情第12号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情
第 13	陳情第13号における継続審査申出書について
第 14	陳情第11号 陳情書（番号通知を停止、共通番号制の見直し廃止を求める陳情）
第 15	陳情第15号 嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）
第 16	陳情第14号における継続審査申出書について
第 17	陳情第16号 陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）
第 18	意見書第9号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書
第 19	平成26年請願第1号における継続審査申出書について

○議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正 お手元に配られている委員会審査報告書を読み上げて報告にかえたいと思います。

平成27年10月6日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

〈教育委員会〉

- ・社会教育法第9条3項1～2において、社会教育主事の配置と職務についてうたわれているが不在であることを指摘する。各種団体を育成する上からも専門的技術的な助言と指導を与える重要な役割を担う。主事不在の状況は望ましくなく早急な配置を求める。

3 特に留意すべき事項

〈福祉課〉

- ・歳入13款1項1目民生費使用料において、保育料の収入未済額が約130万円あり納期内納付を促す上からも、他会計同様コンビニ収納が出来るシステム構築を早急に検討すること。
- ・待機児童が0歳～2歳児で8人となっており、完全解消されていないことを指摘する。待機児

童ゼロを目標に鋭意取り組むこと。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

〈企業立地観光推進課〉

- ・観光入域客が昨年度同様に約12万人で横ばいであり15万人構想達成に向け鋭意取り組むこと。

〈教育総務課〉

- ・特例交付金活用の（ごさまる学業向上対策プロジェクト等）各事業が短・中期で事業の成果が達成出来るものではなく、永続的に取り組む事業である。課題を整理し、同交付金措置終了後を見こし各事業の財源確保に努めること。

〈生涯学習課〉

- ・中城城跡内の文化財保護事業による発掘調査終了後に雑草・雑木が生い茂る好ましくない状況があり指摘する。教育委員会と共同管理協議会は観光振興と文化財の保護、保全について双方十分な協議を行い世界遺産としてふさわしい観光地としての在り方を共通認識すること。

〈学校給食調理場〉

- ・学校給食に占める、地元産品使用割合が対前年比で6ポイント上回り28%と近隣と比較しても高率で評価できる。更なる推進を図る上でも、農林水産課等との連携強化を図り、生産者の確保、生産物増に繋げるためにもコーディネーター配置が急務であり検討すること。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 平成26年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

続いて日程第2 認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたしたいと思っております。

平成27年10月 6 日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員長

新 垣 德 正

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時08分）

~~~~~

再 開（10時09分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて報告したいと思います。

平成27年10月 6 日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員長

新 垣 德 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時12分）

~~~~~

再 開（10時15分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第3号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

○建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成27年10月 6 日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長

金 城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

公共下水道への接続を積極的に推進し、有効な対策を行う必要があり、検討し実施すべきである。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

建設委員会において、技術職員の増員を行い先行的に工事を進めていく必要があるとの指摘あり。

○議長 與那覇朝輝 これにて委員長報告を終わります。

これから認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長

報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時23分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決い

たします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

○建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成27年10月6日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長

金 城 章

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

南上原地区の土地区画整理事業の早期完了を目指す事を指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

南上原地区の土地区画整理事業は、あと3年で完了予定であるが、上下水道施設等区画道路への占用物等の関連工事を同時にすすめ、インフラが充実するよう努めること。

以上であります。

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時37分)

~~~~~

再開(10時48分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

○建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成27年10月6日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員長

金 城 章

委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第6号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業
特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

污水处理施設の老朽化に伴い、施設等の改修計画及び資金確保を検討していくこと。

4 監査委員の審査意見に対する意見

な し

5 その他

な し

○議長 與那覇朝輝 これまで委員長報告を終わります。

これから認定第6号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩 (10時54分)

~~~~~

再 開 (10時55分)

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑論なし」と言う声あり)

○議長 與那霸朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 與那霸朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那霸朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

続きまして、日程第7 認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定及び日程第8 議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分を一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

○建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成27年10月6日

中城村議会  
議長 與那霸 朝 輝 殿

建設常任委員長  
金 城 章

### 委 員 会 審 査 報 告 書

「認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成26年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

な し

2 不当と認める事項

な し

3 特に留意すべき事項

施設管理に対する中長期計画を実行し、貯水槽も計画的に取り組む事を指摘する。

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

老朽施設の早期改善と漏水量減に取組みを行う事を指摘する。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第48号 | 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決  |

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時00分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

委員長報告に対する質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定を採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 平成26年度中城村水道事業会計決算認定は委員長報告のとおり認定されました。

続いて議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 平成26年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分は委員長報告の

とおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時03分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第9 陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について及び日程第10 陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について及び陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）については、提出書のとおり採択したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について及び陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）については提出された陳情書のとおり採択といたします。

日程第11 陳情第10号 外国人の扶養控除制度見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 文教社会常任委員会に付託された陳情案件に関しまして審査報告をいたしたいと思っております。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                               | 審査の結果 |
|--------|------------|-----------------------------------|-------|
| 陳情第10号 | 9月14日      | 外国人の扶養控除制度見直しを求める<br>意見書の採択を求める陳情 | 趣旨採択  |

○議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第10号 外国人の扶養控除制度見直しを求める意見書の採択を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 外国人の扶養控除制度見直しを求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は趣旨採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 外国人の扶養控除制度見直しを求める意見書の採択を求める陳情は委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

続いて日程第12 陳情第12号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 それでは引き続き報告したいと思います。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                  | 審査の結果 |
|--------|------------|--------------------------------------|-------|
| 陳情第12号 | 9月14日      | 「若い人も高齢者も安心できる年金を<br>求める意見書」採択に関する陳情 | 採 択   |

○議長 與那覇朝輝 これまで委員長報告を終わります。

これから陳情第12号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから陳情第12号 「若い人も高齢者も安

心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情の採決をいたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第12号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択に関する陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第13 陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情についてを議題とします。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 1 事 件 | 陳情第13号 教職員の職場環境の改善や生活維持・向上に関する陳情 |
| 2 理 由 | 調査研究を行う必要があるため                   |

文教社会常任委員長より、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。文教社会常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、文教社会常任委員長から申し出の

とおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14 陳情第11号 陳情書(番号通知を停止、共通番号制の見直し廃止を求める陳情)を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                            | 審査の結果 |
|--------|------------|--------------------------------|-------|
| 陳情第11号 | 9月14日      | 陳情書（番号通知の停止、共通番号制を見直し廃止を求める陳情） | 不採択   |

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第11号 陳情書（番号通知の停止、共通番号制を見直し廃止を求める陳情）の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時23分）

~~~~~

再 開（11時26分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第11号 陳情書（番号通知の停止、共通番号制を見直し廃止を求める陳情）を採決いたします。

本案における委員長報告は不採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第11号 陳情書（番号通知の停止、共通番号制を見直し廃止を求める陳情）は委員長報告のとおり不採択となりました。

日程第15 陳情第15号 嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

○総務常任委員長 新垣博正

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第15号	9月14日	嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）	採 択

○議長 與那覇朝輝 これまで委員長報告を終わります。

これから陳情第15号 嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）の委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 嘆願書（護佐丸タク

シー継続に関する嘆願書）を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 嘆願書（護佐丸タクシー継続に関する嘆願書）は委員長報告のとおり採択されました。

日程第16 陳情第14号 中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」および「小口融資制度」の制定を求める陳情書についてを議題とします。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会
委員長 金城 章

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 陳情第14号 中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」および「小口融資制度」の制定を求める陳情書
- 2 理 由 調査研究を行う必要があるため

建設常任委員長より、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、建設常任委員長から申し出のとおり

り閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17 陳情第16号 陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

○建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第16号	9月14日	陳情書（村発注建設工事における村内業者優先指名）	採 択

○議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第16号 陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時32分）

~~~~~

再 開（11時37分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第16号 陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第16号 陳情書（中城村発注建設工事における村内業者優先指名への陳情）は委員長報告のとおり採択されました。

続いて日程第18 意見書第9号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

○文教社会常任委員長 新垣徳正 では読み上げて意見書を提出したいと思います。

意見書第9号

平成27年10月6日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

9月14日に本委員会に付託された、陳情第12号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書(案)

消費税の増税や円安による物価上昇で、庶民の暮らしは苦しくなるばかりです。法人税減税など大企業優遇の一方で、社会保障は改悪がつづき、貧困と格差はますます広がっています。

とりわけ年金では、マクロ経済スライドという仕組みを使って今後30年間も引き下げようとしています。高年齢者の生活実態からするととても容認することができません。これでは老後の暮らしは成り立ちません。若者の年金離れや未納の拡大も懸念されます。

いま必要なことは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることです。若者も高齢者もだれもが安心できる年金の実現が強く求められています。

必要な財源は、所得の低い人ほど負担の重い消費税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求め、ムダな大型公共事業や軍事費を減らして確保するよう求めます。

よって本村議会は、このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを直ちに廃止すること。
- 2 安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。
- 3 年金の支給開始年齢の引き上げ、年金保険料の納付義務期間の延長など、さらなる年金改悪はやめること。
- 4 社会保障財源は、消費税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求め、ムダな公共事業や軍事費を減らす事で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日  
沖縄県中城村議会

宛先  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長 與那覇朝輝 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第9号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再 開（11時47分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第9号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

平成27年10月6日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会
委員長 新垣 博 正

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-------|--------------------------|
| 1 事 件 | 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書 |
| 2 理 由 | より多くの意見聴取及び調査を必要とするため |

総務常任委員長より、目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（11時54分）

○議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会（11時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 金 城 章